

及衝突點 回轉體ノ管理監察及ヒ試験法 製鐵法 鑄鐵製法「ベセメルス」氏及ヒ「シーメンズ」氏ノ鋼鐵製造法 動水學 水
管及ヒ水渠ノ流水等はナリ生徒本學期ノ多分ニ圖學場ニテ費ヤシ極メテ粗ナル描給ニ基キ或ハ人ノ諭示ニ依ツ機械ノ圖ヲ作ルナリ是
レ生徒ヲシテ可成自ラ其意匠ヲ養ヒ機械學ノ困難トスル所ニ當ラシムルモノトス而シテ其生徒ノ作レル機械圖ノ中、一ニハ之ヲ機關
ノ工場ニ於テ實地製作セシムル事アリ又本學期間ニ數度ノ出張ヲ命シ各般ノ機械工場、橫須賀造船所及橫濱碓泊ノ船ヲ巡回セシム
第五年生
本學期ノ生徒ニハ其學期中出張ヲ命シ各所ノ機械工場特ニ橫須賀、神戸、及ヒ長崎造船所或ハ神戸東京ノ鐵道機關工場ニ於テ實地ノ
課業ニ從事セシム但シ此一ケ年ハ絶タ貴重ナル學期ニシテ即チ生徒此學期ヲ了ヘテ歸校スルヤ一般ニ著シキ進歩ヲ現スヲ當トス
第六年生
本學期一部ハ前記ノ各工場ニ於テ實地ノ課業ニ從事セシメ十月ニ至リ歸校ヲ命シ以テ卒業試験ノ準備ヲナサシム
尙參考の爲本學期に於ける本校學生及び卒業生ノ人員表並に當時の備外國人各擔當表を左に輯録する

工部大學校學生人員表 (工部沿革史に依る)

年記	入校	退校	死亡	卒業	要目
明治六年	三二				六年
同七年	五三				同七年
同八年	五三				同八年
同九年	五〇				同九年
同十年	四六				同十年
同十一年	二六				同十一年
同十二年	二五				同十二年
同十三年	三〇				同十三年
同十四年	二九				同十四年
同十五年	三五				同十五年
同十六年	五〇				同十六年
同十七年	三四				同十七年
同十八年	三〇				同十八年
小計	一八九				小計
合計	四九三				合計

明治十八年迄の工學部卒業生人員 (大正十五年四月號雜誌工學石橋氏記事ニ依ル)

明治十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	小計	合計

職名	電氣	造船	土木	機械	應用化學	鑛山	冶金	探鑛	工部大學計	工部大學計
電氣	一	四	二	一	一	一	一	一	一	一
造船	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
土木	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
機械	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
應用化學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鑛山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
冶金	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
探鑛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
工部大學計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
工部大學計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備外國人各務擔當表 (表中月給金額ハ壹弗ヲ壹圓トス) 本校創業以來明治十八年乃至ル迄ニ徵籍セシ外國人ノ姓名總額等ヲ掲グレバ右ノ如シ

國名	人名	職名	名月	給	結約年月日	解約年月日
英吉利	ヘンリーダイエル	都檢兼土木及機械學	六月	六六〇、〇〇〇	明治六年六月三日	明治十五年六月一日
同	ダイブルス	明治十五年七月以降	六月	五〇〇、〇〇〇	同六年七月一日	同十八年十二月一日
同	エルトン	教頭兼化學教師	六月	五〇〇、〇〇〇	同六年六月三十日	同十一年六月二十九日
同	ミルン	電信及理學教師	三月	三三〇、〇〇〇	同九年三月八日	同十八年十二月二十九日
同	マール	金石地質及鑛山學教	六月	三三〇、〇〇〇	同六年六月三日	同十四年三月廿六日
同	シヤル	理學教師	六月	三三〇、〇〇〇	同六年六月三日	同十四年三月廿六日

の府税より補助を與ふるは不可なりと云ふのを表面の論旨としたのである。

此の決定は商法講習所にとつて大なる脅威であつた。然も盤根錯節に遇はずんば利器も分つ事なしで、之に際して矢野所長は其の進退を過まるが如き事なく、自ら信する所あつて毫も動かさず、愈々奮ひ愈々起つて、内教師生徒を督勵して學を捨つる事なからしめ、外有志有力者に訴へて、商業教育の必要を説き、府會が其經費を拒否することの不法を鳴らし、大呼して世に問ふたのである。一方教師一同が相圖つて有志の寄附と授業料とを合して少額の金を基本として、已むなく私立としても學校を繼續する決心を鞏め、校長の連署を得て校舎使用願書を府に提出するに至つた。

彼此の熱誠はついに人を動かし、知事松田道之は斷然議案を再議に附し、議長沼間守一又大いに幹施之努めたが、議會は再び之を否決し去つた。斯くて一方府會に於ては容認する所とならず、吾國商業教育亦半途挫折の外なきかと危まれたれど、他方に於ては既に商法講習所の發展すべき新路は開かれつつあつた。即ち當時商法講習所の存続について輿論大いに興り、這の有益なる講習所を廢するは不可なり、熱誠の矢野を空しく死なしむる勿れとの聲は官民の間に喧しく、爲に當該者も大いに心を動かすに至つた。是に於て澁澤榮一等は東京商法會議所先の東京會議所（先の東京會議所は十年二月解散せられその後身として十一年三月設立せられたものである。）會頭として、農商務卿河野敏録を訪ひ講習所事業繼續について建議する所があつた。建議の趣意は「我政府は夙に工部大學校を工部省中に設けられ又農學校を駒場に置かれ今又將に職工學校を文部省中に新設せんとす。其の農工の業を訓導督勵せらるるや實に厚しと謂ふべし。然りと謂へども獨り商法學校に至りては未だ措いて顧られざるを遺憾とするといふ意味であつた。此の建議は農商務省の容るる所となつて其の年の九月、十四年度の經費九千六百餘圓は同省の補助を受くる事となつた。かくして難關に面した商法講習所も爾後農商務省より一定の補助金を支給せらるることとなり、こゝにその命脈を繋ぎ得たのであるが、矢野所長は斯る事態に安んずる者ではなかつた。僅に其の存在の定を得る商法講習所を掲げて更に之が發展擴張を圖つた。先づ商業教育の要を商業界に覺知せしめ且學校の基礎を更に鞏固ならしめんが爲には、商業家を説明して寄附金募集の舉に出するに如かずとし、之を澁澤榮一等に謀つて賛同を得、相呼應して活動を開始した。其の苦心の結果十五年には宮内省より破格の思召を以て賜はつた金五百圓を始めとして有志者の贈金總計約二萬圓を得たので、之を基金として經費の支辨を潤澤ならしめ、他日發展の基礎を鞏固したのであつた。

かくて校運日に榮え、社會は認識を新にして其發展に意を注ぐやうになつた。時に商業教科書編纂の必要を生じ、矢野所長は、編輯を命じて事に當らしめ府廳に建議し東京商法會議所と協議して内國商業慣習に關する調査を遂げ、商業慣習誌、商業地誌等の編纂をも行つた。

上述の如く、明治初頭森有禮が蒔いた種子が矢野所長や澁澤榮一等の盡力に依つて東京商法講習所として茲に漸く花を開き我國商業教育の中心機關として、實を結ばんとするに至つたのであるが、是にまた大なる難關に逢着するに至つた。即ち十六年十一月松田道之病を以て逝き芳川顯正が東京府知事となつた。松田は矢野の一知己にして彼が意のある所を知り、大に之を擁護したのであるが、芳川は既に先年府會に於て矢野と意見を異にし大いに論争した人で今管轄長官として立つに至つて更に深刻なる意見の衝突を見るに至つた。その結果矢野所長は斷然職を辭し東京府御用掛南貞助が代つて所長となつたが、幾何もなく（十七年三月東京商法講習所は東京府の手を離れて農商務省直轄の官立學校となり、名も改めて東京商業學校となつたのである）農商務卿は始めより矢野氏の再起を希望したが、其の辭色固く止むを得ず權少書記官河上謹一をして校長兼務たらしめ、伊賀洋太郎等を教師に任じた。而して同六月矢野の素志を納れ商業教育と商界の連絡を圖り、澁澤榮一（第一國立銀行頭取）富田鐵之助（日銀副總裁）益田孝（三井物産社）等に東京商業學校商議員を囑託し、然る後矢野に再起を促し、茲に罷免より九ヶ月後、即ち十八年六月矢野は再び任に就て東京商業學校校長となつた。上述の如く十七年三月東京商法講習所が農商務直轄官立學校となり東京商業學校と改稱せられたのであるが、其の教則は商業學校通則に據らず創立當初の目的に従ひ、依然洋式教育を以て其の特色として居つた。

然るに同年同月文部省は直轄東京外國語學校中に其の所屬として附屬高等商業學校を創設し同じく洋式にて一層高等なる商業教育を施した。同校は年令十六才以上初等中學校卒業程度の學力を有する者に入學を許し、修業年限は四ヶ年であり、卒業生に領事たる資格を與へた。即ち當時本邦には官立の商業學校が二校あり一に農商務省に他は文部省所に屬し、夫々高等専門に類する教育を施したのである。文部省所屬の高等商業教育施設即ち東京外國語學校附屬高等商業學校學科目表を左に掲げる、

東京外國語學校附屬高等商業學校目（明治十七年三月）

第二期 教育令時代 第三章 實業專門教育機關

- 第一學年 修身學 和漢文 算術 簿記法 代數 幾何 物理 地理 習字 圖畫 外國語 體操(每週授業時間數三十三時間)
- 第二學年 修身學 和漢文 化學 商業算術 簿記法 商業實習 商業經濟 商業史 商業地理 外國語 體操(每週授業時間數三十三時間)
- 第三學年 修身學 商業書信 商業實習 商業經濟 商業史 商業法規 商業地理 關稅統計 商品工藝誌 外國語 體操(每週授業時間數三十三時間)
- 第四學年 修身學 商業書信 商業實習 商業經濟 商業史 商業法規 關稅統計 商品工藝誌 外國語 體操(每週授業時間數三十三時間)

森有禮清國より歸朝し文部省御用掛となり東京商業學校校長矢野二郎と謀つて十八年五月東京商業學校を農商務省より文部省に移管し森有禮が校務監督となり矢野が校長となつた。尋いで九月文部省は東京外國語學校及び附屬商業學校に新たに直轄となつた商業學校を併合して東京商業學校と稱し、一橋の舊外國語學校校舍に於て授業を開始した。校長は矢野で森有禮が其の監督に當つた。之即ち明治十八年九月の事で同月二十二日を以て開校した。而して之が現今の東京商科大学の前身である。

合併に際しては從來の東京外國語學校附屬高等商業學校の教科を第一部、東京商業學校の教科を第二部、舊東京外國語學校の教科を第三部とした。之は後に(十九年一月)改めて高等部、普通部、語學部の三とした。合併當時の生徒數は二百三十八名、教員は内外人合せて十三名、而して明治八年創立以來本校に學を修めた生徒數は八百五十名に及び、内學業を卒へて假證書を授與せられた者は六十名に過ぎない。是既述の如き社會狀勢の然らしむる故て半途退學の多くは大學豫備門に走り、或は學半にして實業に就いた。此合併に依りて我國商業教育の基礎是に確立し此より後は商業教育の要社會一般に認められ、學校は其の存立を脅かさるゝこともなく、一途に内容の充實に向つて努力する時代に入つたのである。

二 東京商船學校

本校の創立より明治十二年に至るまでの事情は既に第一期に述べたところであるが、明治十三年七月運用科を航海科と改め十四年二月には農商務省商務局の監督に移管された。更に十五年四月官立となり農商務省の管轄に屬し東京商船學校

と改稱せられた。同年九月農商務省所轄學校職制及び職員名稱を定め同十二月校則を定めた。十六年一月本校生徒は自今海員技試験を須ひず直ちに運轉手若くは機關手の免狀を授與せらるゝことになり、五月卒業免狀授與式を行ひ農商務卿及び大輔等之に臨場した。七月機關科生徒を募り授業を再始した。該科は明治十年に設置し授業し來つたのであるが經費不足の爲中途停止せられて居たのである。然るに該科卒業生は其數少く各般の需要を充すに足らず將來其の缺乏は益々大なるも永久的なる維持法は他日を期し當分毎年六名の生徒を養成するの法を採つたのである。

明治十七年五月本校校則を改正し本校生徒は海軍予備員志願の者に限る旨を規定し、且つ教科中に砲術の一科を増設し砲術の授業は海軍兵學校に於て行ふこととし航海機關兩科の卒業生は自今海軍士官の豫備員に充てらるゝことなり、八月本校生徒は徵兵令第十八條第四項海軍生徒に準じ徵集を猶豫せらるゝことゝなつた。同年十二月本校校則を改正し東京商船學校規則を定めた。同規則を左に掲げる。

東京商船學校規則抜抄

第一章 總則

第一條 東京商船學校ハ農商務省ノ所管ニシテ航海科及機關科ノ生徒ヲ教育スル所ナリ

第二條 本校生徒トナルヘキモノハ海軍豫備員志願ノ者ニ限ル

第三條 生徒卒業ノ後ハ航海科ニ在テハ商船ノ船長運轉手機關科ニ在テハ機關手ノ業務ニ從事スヘキモノトス

第四條 生徒卒業ノ後ハ海軍士官或ハ准士官ノ豫備員トシテ海軍兵籍ニ編入シテ海軍一定ノ規則ニ據リ服役セシムルモノトス

第二章 教科

第五條 生徒修業ノ期ハ五ケ年ト定ム

第六條 航海科生徒ノ學フヘキ課程ヲ分テ五級トナス其第五級ヨリ第二級ニ至ル迄ハ本校ニ在テ毎級六ヶ月以内ニ左ニ掲クル學科ヲ學ハシム

但シ砲術ノ一科ハ海軍兵學校ニ於テ之レヲ教授ス

第五級 和漢學 英語 算學 運用術 砲術

第四級 航海術 運用術 砲術

第三期 教育令時代 第三章 實業專門教育機關

第一級ハ航海船ニ乗組滿三ヶ年間航海ノ實科ヲ修業セシム

第七條 機關科生徒ノ學フヘキ課程ヲ分テ四級トナス其第四級ヨリ第三級ニ至ル迄ハ本校ニ在テ毎級六ヶ月以内ニ左ニ掲ケル學科ヲ學ハシム

但シ砲術ノ一科ハ海軍兵學校ニ於テ之レヲ教授ス

第四級、第三級 和漢學 英語 數學 機關科 製圖 砲術

其第二級ハ機關場ニ在テ滿三ヶ年間機械製作ノ實科ヲ修業セシム其第一級ハ航海船ニ乗組ミ滿一ヶ年間機關運轉ノ業ヲ修メシム

(第三章第六章略)

第七章 自費、貸費

第三十三條 自費生ハ在學中ノ經費都テ之レヲ自辨シ貸費生ハ之レヲ本校ヨリ貸與スルモノトス

第三十四條 生徒ノ經費ハ自費貸費ヲ問ハス一ヶ月凡金八圓ト定ム

但シ實地派遣中食費或ハ報酬金ヲ其船舶若クハ機關場ヨリ支給セシムヘキ定約ヲナシタル生徒ハ本條經費金ノ内若干ヲ減縮スルコトアルヘシ

第三十五條 自費生ハ毎月五日金八圓ヲ納ムヘシ而シテ會計年度ノ終ニ於テ收支ヲ精算シ過金アル時ハ之レヲ返附シ不足スル時ハ之ヲ納メシム

第三十六條 貸費生在學中又ハ卒業ノ後死亡シ或ハ業務上ノ爲メ痲疾不具トナル者ハ貸與金ヲ還付スルニ及ハス

第三十七條 貸費生卒業ノ後貸與金ノ返納ヲ終ル迄本校ノ使命ニ違ヒ船舶ニ乗組ミ若クハ之レニ關スル業務ニ從事シ毎月俸給高五分

一以上ノ金額ヲ以テ其貸與金ヲ還付スヘシ本人ヨリ納附シ能ハサル時ハ保證人此レヲ辨償スヘシ

但事故アリテ船舶ニ關セサル業務ニ從事スルトキハ其貸與金ハ一時ニ還納スヘシ

(以下略)

明治十八年十二月逓信省が設立せられ、本校は之に轉属することゝなつた。同十九年四月勅令第十九號を以て商船學校管制を定め、逓信大臣の管理に屬し航海、運用、機關の學術を教授し職員に關しては校長幹事教授助教及び書記を置くことゝなり校名を商船學校と改稱した。

第四章 中等實業教育機關

第一節 農業教育

明治八年五月新潟縣農事試驗場創設

同十年四月新潟縣農事試驗場と改稱

同十三年一月新潟縣勸業場と改稱

同十八年七月新潟縣農學校と改稱

同二十四年閉校

新潟縣農學校が新潟農事試驗場と改稱したことは既に述べたが、明治十三年一月新潟縣勸業場と改稱し更に十八年七月新潟農學校と改稱した。當時の學科目は左の通りである。

修身 讀書 英語 算術 數學 (代數 幾何) 物理 化學 動物 植物 農用簿記 農學 農用氣象學 地質及土壤論 土地改良法

(肥料 灌漑 排水) 栽培法 (普通作物 特有作物 牧草) 園藝 造林 家畜蕃殖法 家畜管理飼養法 病畜療法 養蠶法 農用土工

農産物製造 農用經濟 農業法規 農業實習

毎週教授時数は第一年は夏期二九、冬期三〇 第二年は夏期三五、冬期三四、第三年は夏期三五、冬期三一である。

猶二十年六月獸醫講習所、二十二年實業講習所が架設せられたが、明治二十四年二月閉校した。

二 宮城縣農學校

明治八年植物試驗場創設

同十二年宮城縣勸業試驗場と改稱

同十四年宮城縣農事講習所と改稱

同十八年宮城縣農學校と改稱

本校は明治八年仙臺區内に創設せられた縣立植物試驗場に始まり十二年當時の名取郡長町村に約五反歩の地をトして移轉し、勸業試驗場と名を改めた。十四年、従前の經驗に鑑みて其の組織を一變し農事講習所と改稱した。當講習所は農産製造を以て目的とし、専ら本邦農事の實業を研究せしめ傍ら本邦及び西洋の農學を教授したが未だ學校としての體容を成すには至らなかつたけれど公費生十七名私費生十三名を養ひ公費生は本縣内に住居を定め借地を有するものを各縣より募集したものであり、總て校内に寄宿せしめ、私費生は之等の制限に依らず通學する者であつた。修業年限は二ヶ年で、課程を四級に分ち、學科は農學、化學、物理、動物、植物、數學、簿記、獸醫學とし、尙實施に就き五穀苗木草樹蔬菜等の培養及び砂糖プランデー、アルコール、茶、亞麻仁油、綿、種油、味淋等の製造法を教授した。校舎は一時民家を修補して假用し、學校近傍の田畑五町九反を植物培養の試驗場とした。

本校は本縣勸業課の管理に屬し、教員は三人、農具農具等略備はつて居たが理化學等に使用すべき器械の如きは缺くもが多かつた。經費は地方税より二千八百餘圓を支出して經營した。明治十七年第一回講習生十七名を出し同時に入所生を募集した。同十八年七月宮城縣農學校と改稱し、従来の農事講習所の目的を貫徹する爲めの農學科及本縣は有名なる産馬地であるのに鑑みて新業の發達を期する爲めに獸醫科を架設し七月文部省の許可を得た。此年貯桑場及厩舎を新築又本校を距る一里餘の處に荒畑九十餘を借入れて其の内耕地として適當の部分耕作し更に養蠶飼育研究の爲め生徒を市内の養蠶家に托したのである。明治十九年事務室及解剖室を建築し、獸醫科の設備稍々整つたので、生徒を募り九月より授業を開始した。尙此年獸醫講習會を設け講習生を募つて獸醫免許規則に基く資格者を養成した。

三 石川縣農事講習所

明治十年石川縣勸業場内農事講習所創設
同十九年三月石川縣農學校
同三十四年五月石川縣立農學校
大正十五年石川縣立松任農學校

明治十年一月本縣勸業場内に始めて設立され學期を二ヶ年とし之を四期に分つた。又卒業の期を二期と四期との二とし、生徒を貸費生自費生の二種とし入所年齢を十八年以上三十五年迄とした(後十七年以上三十五年と改む)。又七千八百

餘歩の栽培所を設け、牛舎、養禽所、土灰燒窯等を施設し、牛馬、家禽を飼養し、耕耘、搾乳、孵卵の方法等に就て實習せしむるところとした。

十、十一の兩年に於ける入學者五十七名、二期の卒業生二十四名であつた。其の第二學期の始貸費生等の名稱を廢し、更に公費生を置き、生徒を農學生、農業變則生の二類とし、その修業年限は農學生二ヶ年、變則生一ヶ年とした。明治十二年卒業の者は農學生十一名、變則生七名であつた。十三年更に規則を改正し學期を三ヶ年とし、内容を充實し、程度を高めるところあつた。明治十五年更に規則を改正し在學期限を三ヶ年とし、始二年より普通農科を授け、最後の一年間は専修科を修めしむることとした。

本校十五年度の經費は五八七二圓で教員九名生徒四十三名であつた。

四 岐阜縣農學校

明治十一年農事講習場創設
同十三年四月岐阜縣農學校と改稱
同十七年廢校

本校は元農事講習場と稱し明治十一年創設せられたものである。初め本縣第二課植物試驗場内に於て假に校舎を設け、規則を定め、八月本科生三十名を募集し十一月開場した。翌月試驗場接續の田園を購ひ十二年四月新校舎に移り構内の二町四段九畝及び第二課試驗場三町三段七畝を本校の屬地となした。校舎新築費は多く管内有志の贖金によつたが校費は多く縣税を以て支持し、六月本縣通常會に於て十二年度定額金六千二百圓と議決せられた。八月規則を改訂増修し更に在學生徒の學業試驗をして本科、豫科に分つた。本科は専ら農事を教へ豫科は學力足らずして本科の課程に應じ難き者に普通科を教へるものとし、生徒の在學期限は本科三ヶ年、豫科一ヶ年とし、本科の課程を六級に分ち豫科の課程を二級に分ち毎級六ヶ月の修業となした。學科目は豫科 史學、地理、理學、數學、博物學、作文、畫學、本科 農學、植物、生理、代數學、幾何學、三角術、測量學、化學、氣象學、農用化學、獸醫學であつた。

十三年一月更に規則を改め始めて文部省の認可を得三月簡易學科を設け四月農學校と改稱した。明治十六年七月本校は華陽學校と合併し、同校農學部と改稱したが、十七年五月廢校となつた。

六 福岡縣農學校(明治十三年創設)

本校は當初勸業興産に當る者を速成的に養成するを目的とし學科と實習を併せ課する方針を採つた。入學年齢は十五年以上二十五年以下で六十名を以て定員とした。即ち毎年二十名を募集し修業年限三年であつた。教則を分つて九科とし、等級を六級に分ち、毎級の修業六ヶ月とした。初めて學に就くものは第六級とし學科は次の通りであつた。

- (第六級) 農業總論 物理學 數學 實驗(第五級) 植物學 動物學 地質學 化學 數學 實驗(第四級) 農業化學 實驗化學 數學 實驗(第三級) 園藝 農業化學 分析化學 數學 實驗(第二級) 家畜 分析化學 農業化學 數學 實驗(第一級) 農家經濟 製造
- 化學 實驗

七 鳥羽縣立倉吉農學校

- 明治十四年八月公立久米河村農學校(郡立)
- 十七年公立久米河村八橋農學校(郡立)
- 十八年縣立倉吉農學校と改稱
- 二十三年鳥取縣立農學校と改稱
- 昭和九年鳥取縣立倉吉農學校と改稱

本校は明治十四年の創立に係り、久米河村郡書記山掛友藏が農學校の必要なる所以を論じ郡長河島雅正亦感を同うし、八月郡費を以て倉吉東町大學院内に設置し公立久米河村農學校と稱したるに始まる。東京學農社卒業瀧七藏を聘し教師とし、公費生二十名を募り、校舎を湊町に移し耕地貳段歩を借り實習教授を開始した。然るに經費の徴收困難を極め生徒は月を追ひて離散し十五年末より十六年にかけて農學校の名を存するのみの状態となつたので、十七年に八橋郡を加へ公立久米河村八橋農學校と稱し振興を期したが經費の徴收益々困難に迫り復た維持す可からざるに至つた。そこで十八年六月縣立倉吉農學校と爲し河村外二郡長唯武連校長を兼した。是より先久米郡下田中村山掛直好深く農學校の振はざるを憂ひ岩本廉藏等四十二名と議し縣令及び縣會に建議する所あり、山掛直好は爲めに進んで縣會議員となり百方斡旋遂に新築費を合し參千七百五十餘圓を三郡より寄附し、千六百五十餘圓を縣費支出に決して縣立となつた譯で、是に於て校舎を倉吉境町に建築し六月五日假開校式を行ひ私費生三十名を募つた。更に試作地一町一段歩を附屬せしめ獸醫講習科を置き速成生

三回四十六人を出した。七月大谷村原野六町五段餘を借り入れ開墾を爲し、二十年十一月是に移轉した。現在の校舎がそれである。

當時に於ける修業年限は二ヶ年で之を六期に分つた。其の科目は

- 第一年
 - 第一期 博物學 理渠法 農具論 數學 實驗 第二期 養培法 蔬菜培養 數學 實驗 第三期 果實栽培 五穀
 - 數學 實驗
- 第二年
 - 第一期 有益植物 養蠶法 牧草 數學 實驗 第二期 牧牛學 樹林學 數學 實驗 第一期 牧馬學 蜜蜂 農業
 - 化學 實驗

八 山梨縣立農事講習所(明治十四年創設)

本講習所設立の計劃は明治十四年二月熊本縣より馬耕授業生を雇ひ來り以來本縣下に行はれた耕作法を改良せんと謀つた時に企てられた。而して同年七月東京駒場農學校卒業生を聘して教場規則を設け假に教場を開いた。次いで十五年一月其の位置を甲府舊城内とし各郡より生徒を募つて校費生九名を入學せしめ、同七月始めて昇級試験を行ひ更に新募生徒八名を入學せしめた。同年十一月規則の認可を得て之を實施した。學科は本科豫科に分ち、本科は農學を主とし化學 植物 動物 代數 物理 獸醫等の諸科とし且つ農場に於て實習をなさしめ、豫科は本科に入る階梯であつて文學 地理 物理 算術 畫學 英學等の諸學科を教授し、別に又農藝特科なるものを置き、生徒の請願により馬耕科、葡萄科、酒釀造科及び混合農藝科等を教授するものとした。十五年度本校歳費三千百五十四圓十八錢二厘であり議決金額三千百三十六圓であつた。

第二節 商業教育

工業教育を施す中等教育機關として特に本期に記録すべきものはない。故に直ちに商業教育機關に移ることとする。商

業學校の教科に關しては學制の廢止以來何等法令の據るべきものなく、全く設立者の自由裁量に委ねたが明治十七年に至り政府は商業學校通則を發布し、依據すべき基準が備つた譯である。是より先明治十二年頃より商業教育の必要なることは漸く社會の認識する所となり、商業教育を受けんとする者の數次第に増加し、商法講習所の設立又は擴張或ひは規則改正が各地に行はれた。

明治十七年一月に發布された商業學校通則は第二章第三節に掲げたる如く、十六條より成り、商業學校を分ちて第一種及び第二種とし、第一種に入學すべき生徒は年齢十三年以上、修業年限を二箇年とし一箇年以内之を延長するを得せしめ、自ら商業を営むべき者を養成するを目的とし、第二種に入學すべき生徒は年齢十六年以上、修業年限三箇年とし、一箇年以内之を延長するを得せしめ、主として商業を處理すべき者を養成するを目的とし、夫々學科目、授業日數、同時間數及び教員資格を定めたるものである。

商業學校通則發布せらるゝや矢野次郎の主裁する商法講習所を除き全國の商業教育機關は順次之に準據して規則を定め教科を改正し、爾後新に設立せられたる各地の商業學校と相並んで統一せる中等商業教育を施すに至つた。即ち明治十七年に設立せられた愛知縣立名古屋商業學校は初より通則に據り規則を定め、第一種商業學校として開校し、赤間關商法講習所は明治十九年赤間關商業學校と改稱し第一種商業學校として其規則を改定し、大阪商業講習所は十八年中其組織を改め第一種商業學校となすと同時に大阪商業學校と改稱し、明治十六年十一月北越興商會附屬として設立せられたる新潟商業學校亦十八年中第一種商業學校として其規則を改定し、長崎區公立商業學校は十八年中第一種商業學校として新に設立せられ、翌十九年縣立長崎外國語學校(安政五年)と合併して長崎商業學校(縣立)となり、京都商業學校滋賀縣商業學校及び函館商業學校の三校は何れも十九年中第一種商業學校として新設せられ、神戸商業講習所も亦十九年中神戸商業學校と改稱し第一種商業學校となり、横濱商法學校は二十一年横濱商業學校と改稱すると同時に通則に規定しつゝある第一種より稍高き程度を以て其校則を改定し認可を得た。

明治十一年一月創立(縣立)

一 神戸商業講習所

同十九年神戸商業學校
昭和三年三月兵庫縣立第一商業學校

神戸商業講習所開設當初の状態は既に述べたところである。明治十三年八月箕浦勝人所長となつたが當時正科生六十名夜學科生百一名である。

本講習所は元來兵庫縣の設立するところで、主として縣稅及び授業料を以て經費を支辨して來たが、十四年郡區分離經濟となり、神戸區をして本所の經費二千九百餘圓を負擔せしめることとなつたけれども神戸區部會これを拒絶して受け付けたかつた。然るに當時本所の教課次第に高尚となり、校務亦擴張して費用多端なる際であつたから、本所定額經費を前年度の金額に据置き、これを貿易五厘金より支辨し、從來貿易五厘金より支辨しつゝあつた英語學校、支那學校の經費を當講習所の經費に聯合して彼是聯帶支辨せしめて一時維持の法を定めた。此金額四千四百圓であつた。貿易五厘金とは神戸貿易商申合せ、港内警察・土木・衛生其他公益の事業に充つるため、外國輸入品代金の千分の五を釀金積立てたるものである。

英語學校、支那學校は元來本校と密接の關係があり、前者は明治十二年八月神戸區長武正平氏其の設立を請願し、商法講習所と同様縣稅賦金の下附を得て十一月始めて開校し、教場は講習所の一部を借り、甲斐織衛氏を事務掛とし、神戸區長之を管理し、修業年限は三ヶ年にて科目は英語學、習字、作文、變則英語とし、選科を許し、講習所生徒にして望みの者には特別の就學を許可した。翌年夜學科を設け上級生徒には外國貿易の方法をも教授した。十四年其の經費を講習所へ聯合し十五年には全く講習所へ編入さるゝに至つた。

支那語學校は興亞會員藤田積中其他の有志者が明治十三年に設置せるもので貿易五厘金及會費によりて之を維持し、後商法講習所の管理に歸し其の校舎の一部を借りて授業せしものにて、前者と同様十四年講習所へ聯合し十五年に全體を講習所へ編入した。

曩に述べたやうに明治十四年神戸區部會商法講習所經費負擔を拒絶した結果、三校の經費を合せて五厘金寄附金及月謝によりて僅かに維持するを得たが、校務を擴張し教課進歩せしむるは到底斯の如くにして其の素志を達し得べきではない。且つ年々生徒數を増加し費用益々多端なるを以て、森岡縣令は具に事情を農商務卿に上申し、その結果六月に至り同省より金五千圓補習せらるゝ指令を得た。依て規則を變更し修業年限は四ヶ年八學期とし、學科課程は簿記、算術、代數、幾何、和漢文、商業書信、外國語(英語又は支那語)習字、圖畫、商業地理、歴史、物理、商業經濟、法律、修身、實踐と

した。明治十六年九月神戸區下山手通四丁目共進館を三千圓にて買受け之に移轉した。此年始めて大阪及横濱商業學校と聯合實踐の規約を結び、穀物、干鰯油、呉服類等貿易商店を設け、更に茶、生糸、砂糖、洋反物、石炭を取扱つて學生の商業實習に資するところあつた。

明治十八年七月本校は文部省の管理に屬することとなり、十九年文部省商業學校通則に基き商法講習所規則を制定し、明治二十一年七月文部省告示により徴兵令第十一條に依り中學と同等又はそれ以上と認めらるることとなつた。

本講習所の學科、生徒定員、修業年限、入學資格は左の通りであつた。

學科 目

十一年 讀書 作文 算術 簿記(四科)

十五年 簿記 算術 代數 幾何 和漢文 商業書信 外國語(英語又ハ支那語) 習字 圖畫 商業地理 歴史 物理 商業經濟 法律 修身 實踐(十六科)

十九年 文部省商業學校通則に據り規則を制定、十一月體操科を課す

修業年限は明治十一年には二箇年、十四年には三箇年、十五年には四箇年と規定し、入學資格は初め十四歳以上、十四年には十三歳以上とした。

明治十三年十一月創立

明治十四年七月(府立)

明治十八年三月府立大阪商業學校

明治二十二年十月市立大阪商業學校

明治三十四年四月市立大阪高等商業學校

二 大阪商業講習所

私立大阪商業講習所時代(八ヶ月) 明治十三年十一月十五日 當時大阪府下在住者五代友厚外拾數名相謀りて曰く「方今我國文物大に進歩し普通教育の如きは措て云はず、法學、理學、文學、醫學、天文、地理、兵法、航海、造船、機械農工學其他各種専門の學校に至る迄將に大に備はらんとするの時に方り獨り専門商業學校の全國中觀るべきもの甚稀なるは實に今日の一大缺點と謂はねばならぬ。況や當大阪の如きは戶數十萬人口參拾萬所謂四通八達の要區にして天然既に我國商

業中心に位し、貿易交通の旺盛なる全國中其右に出づるものなく全國の商權を握り各地の商況を左右するを得たるも、近年事物の變遷に従ひて商業上に著しき變動を起し、自由營業の世となり、電信汽船の便は製産地需要地の間を密接ならしめ、大阪商人の手を借らざるに至らしめた、是等は皆文明進歩の美果にして喜ぶべきことであるが、徒らに舊慣を墨守し世の風潮に應ずるの用意なくして今日の小康に安んずるが如き状態にありては到底從前の繁榮を將來に維持すること困難であらう。宜しく奮つて商業上の改良進歩を圖らねばならぬ。其改良進歩を計畫するの要須く先づ商業講習所を設置し商賣の子弟をして普く商業上の教育を受けしめるにあり」と。是に於て各自の資産を殺ぎ、若干の金員を投じ、銳意之が創立に盡力し、西區立賣堀北通三丁目拾七番地をトシ一の商業講習所を設置し、名けて大阪商業講習所と稱した。當時桐原捨三を所長と爲し、簿記、經濟、算術、及商業實習を教へ、夜學速成科を開いて簿記、算術を教へた。是れ本校の濫觴である。

府立大阪商業講習所時代(二年八ヶ月) 維持上種々事情ありて、明治十四年七月創立者の請願に依り大阪府へ移管し、府立大阪商業講習所と改稱し大阪府學務課の所管と爲り、八月校舍を西區江戸堀南通三丁目に移轉し、經費は有志者の寄附金を以て之に充て經營頗る困難なることがあつた。明治十五年一月大阪府勸業課の所管に移され、校則を改正したが本所の維持益々困難なるを以て十五年度經費を大阪府區部會に求めたるも否決するところとなり、一時勸業御委託金の利子を以て纔に繼續することを得た。

明治十六年經費を區部會に求めたるも復々否決せられたので、更に農商務省に補助を要請せしが願はれなかつた。遂に明治十八年三月十二日本所を廢して更に府立商業學校を設立することとなつた。

府立大阪商業學校時代(四年七ヶ月間) 明治十八年三月三十一日組織を變更し、勸業課所管の下に府立大阪商業學校と稱し開校の典を擧げ、經費は地方税を以て支辨することとなつた。十九年二月附屬速成科を廢止し四月附屬夜學英語科を設置したが之亦翌年十二月廢止した。此時本校は學務課の所管に移され、二十一年五月二十六日規則を改め、豫科及本科置き、別に附屬科を設けた。二十二年七月文部省告示第九號を以て又同年法律第一號徴兵令第十一條に依り、本校は中等學校の學科程度と同等以上のものと認められた。更に九月本校は大阪市に引繼がれ市立大阪商業學校と改稱した。學科目は次の通りである。

明治十三年十一月
正科 簿記 經濟 算術
夜學速成科 簿記 算術
明治十八年三月 (十七年文部省第壹號達商業學校通則に基き)
修身 讀書 習字 算術 簿記 商業書信 商業地理 商品 商業經濟 圖畫 物理 英語 商業實習以上十三科目とす
明治二十一年五月改正規則ニヨル學科目

豫科 一年	豫科 二年	本科 一年	本科 二年	附屬科
英語(誦讀 會話作文) 和漢文習字作文 數學(珠算 算術代數幾何)	英語(誦讀 會話作文) 和漢文習字作文 簿記 數學(珠算 代數幾何)	英語(誦讀 會話作文) 商業簿記 商業算術 商業地理 商業經濟	英語(誦讀 會話作文) 商業簿記 商業算術 商業統計法 商業實地	英語 和漢文習字作文 數學(算術 珠算)
地理 歷史 圖畫 理科 採	地理 歷史 圖畫 理科 採	經濟 法規 採	經濟 法規 採	

三 岡山商法講習所

明治十三年創設同十七年迄繼續
同三十四年岡山縣立商業學校と改稱
昭和三年岡山縣岡山第一岡山商業學校と改稱

明治十三年縣會の建議により設立せられ一時七八十名の生徒を收容したこともあるが、基礎鞏固なるに至らず、一般商戸の向學の意志も薄く、加之教員の更迭瀕々として維持困難を極めた。後商法學校と改稱し、更に三十一年六月商業學校

通則に依る第一種甲種商業學校となつた。

創立當初の學課程は次の如くである。

商法講習所(岡山)教科目

教科目	學級	第一級	第二級	第三級	第四級
簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記
珠算	珠算	珠算	珠算	珠算	珠算
文術	文術	文術	文術	文術	文術
習字及び書取	習字及び書取	習字及び書取	習字及び書取	習字及び書取	習字及び書取
和式帳合單式	復式、單復變更	銀行簿記官省簿記	講義會讀及暗記	講義及筆記	輸出入問屋簿記 農家簿記 石見人簿記 口錢問屋簿記 鐵道簿記 株式取引所簿記 米商會社簿記 保險會社簿記
商人往復書狀	約東諸書式 爲換手形類	荷物送狀類 諸屆書類 諸商賣 工業名畫貿易輸出 入物名手紙の文章	珠算	珠算	珠算
平假名片假名數字度量	岡山縣管内地理畫日本物				
衡名稱 當地方町村畫	入物產畫				

四 橫濱商法學校

明治十五年三月創立。
同二十一年橫濱商業學校と改稱

幕末の開港以來條約の不均衡、外人による我國貿易の獨占は我國人をして富國強兵主義を強調せしめ、就中商權回復の問題は全國有志の最焦慮した所で直接外人と接觸せる橫濱の貿易商は痛切にその必要を感じた、されば商人に對する學校教育の必要を一般世人が認めざるに先ち、本校を創立して貿易的人材の養成を畫したのである。斯くて明治十四年十二月橫濱貿易商組合總理小野光景を中心とする京濱實業家は本校の創設を計劃し、翌十五年三月廿日神奈川縣廳より設立の認可を

得、福澤諭吉の推薦に係る美濃進が校長となつた。開校の當初本町一丁目町會所を以て假教室に充て、十五年十一月北仲通六丁目の新校舍に移轉した。本校設立の動機は前述の如きに拘らず社會一般は寧ろ冷淡で、開校當時は職員五名生徒四名と云ふ有様であつた。十九年初めて三名の卒業生を出し明治二十一年商法の制定せらるゝや横濱商業學校と改稱した。當初の入學資格は如何に規定せられたか不明であるが、修業年限五年（豫科二年、本科三年）で、別に簿記及び英語の夜學を附設した。十九年に至るまでの學科目は次の通りである。

創立當初 商業英語漢書

明治十五年改正 經濟 漢文 作文 商業算術 英語 商業簿記 銀行簿記
 明治十八年改正 銀行論 漢書 日本作文 和算術 洋算術 商業算術 英語 商業簿記 銀行簿記
 明治十九年改正 修身 商業經濟 國語 (讀書作文商) 和算術 洋算 商業算術 商業算術 商業地理 物理 英語 商業簿記 銀行簿記 商業實習

貿易實務の重視と之が實踐とは實に本校創設當初に於ける主要なる目標にして、明治十五年創立の初より「特に實地演習科を置き税關、郵便局、電信局及運送取引賣込の諸問屋、銀行株式兩取引所、兩替屋、仲買店、小賣店等の諸機關を校内に分設し、生徒をして既修の學科に對し實地に就き習練せしめた。又明治十六年五月神戶及大阪商法講習所と規約を結び三校連絡して各々生徒をして其地の商人に擬し、互に通信又は往復して賣買取引の實習を研究せしめたこと」の記録が存して居る。唯これが果して實行せられたりや否やは明ならざれども當時の在學者の言によれば「明治二十四年十月實踐科貿易品賣買取引の制度を設けて商事知識を實地開發せしむる便宜に供せり」との記録は確實に實行を見る所にして當時商品の市價が新聞等に發表され居りしや否や不明なるも、生徒は應々取引所其他の實際機關に出掛けて實踐の都度市價を聴取し之によりて實踐科の取引を行ひ、又實踐科商人の支拂不能となるや屢々破産裁判を擬演せし等の事實は明治三十六七年迄行はれたやうである。

海外博覽會に於ける商業成績及教員の出品 明治十六年八月本校は米國ニューオルレアズに開催されたる萬國博覽會へ生徒學習の簿記表式 英和文書 商業實踐用具等を出品し、この成績に對し十七年五月同會總裁イ、リチャードソン氏より有功賞狀を賜られたり。この事實は蓋し商業史上相當參考すべきものと考へらる。

明治十六年十一月創立(私立)北越興商會附屬新潟商業學校

- 二十年三月新潟區立商業學校
- 二十二年四月新潟市立商業學校
- 三十六年四月新潟縣立新潟商業學校
- 四十三年四月商船科を併置、新潟縣立新潟商業商船學校と改稱
- 大正四年三月、商船科(商船科機關科)を廢し四月より新潟縣立新潟商業學校

五 新潟商業學校

明治十四年二月商業の改進を圖り並に商業教育を爲す目的を以て、有志相謀り北越興商會を組織し、會頭鈴木長藏新潟市磯町三ノ丁二千九十番地に敷地を買入れ、十五年十二月校舍落成し、翌十六年十一月新潟商業學校を開設した。修業年限一ヶ年半とし之を三期に分つた。十七年十月簡易科を新設し、晝間修學校の暇商家の徒弟に教授の目的を以て夜學を開き、毎年十月より翌三月に至るの間授業をした。十八年三月校則を改正し、修業年限を二ヶ年に改めた。創立當時の學科目等は散逸して不明であるが明治二十四年以後の分を第三期に掲載する

六 愛知縣名古屋商業學校

本校は明治十七年文部省公布商業學校通則第一種に屬し、商業に關する必須の學科及其實務を教授する所で愛知縣名古屋商業學校と稱し、同年六月の創設に係る。元來名古屋商法會議所會員の發意に基き本縣區部會議員の建議に成るものであるが故に、其の校費は區部の地方費に係り其の校舎は假に名古屋區南外堀町師範學校附屬舊女學部の校舎を以て之に充て六月二十八日縣令國貞康平臨場し開校式を舉行した。

明治十七年六月創立時の生徒定員は詳ならず、修業年限を三ヶ年とし名古屋區居住のものにして小學、中學卒業以上の學力を有し品行端正、體質強壯にして學齡十三歳以上のものを以て入學資格とした

創立當時の學科目

修身 讀書 習字 圖畫 算術 簿記 商業書信 商業地理 商業經濟 英語 商業實習(十二科)

七 赤間關商法講習所

明治十七年創立
同十九年赤間關商業學校と改稱
同三十五年市立下關商業學校と改稱

明治十七年下關市實業家伊藤房次郎外九名の人々は商業教育の必要を認め、當市豫備金及び本縣の補助金より七百有餘圓の經費を得て商法講習所開設の議を決し、地を西の端町に卜し舊毛利侯の目代所にして當時市の共有物なる建物を校舎に充て之を赤間關商法講習所と稱し同年十月開所した。
創立當初入學資格は高等小學第二學年修業若くは之と同等以上の學力を有する者とし、修業年限は三ヶ年であつた。當時の程度及び教科等詳かにせざるも十九年に至り規則を改正し、市立赤間關商業學校と改稱した。

八 長崎市立商業學校

明治十九年八月長崎商業學校(縣立)
同二十二年四月長崎商業學校(市立)
同三十四年五月市立長崎商業學校
大正八年十一月長崎商業學校
大正十四年六月長崎市立商業學校

明治十八年當時の長崎縣知事石田英吉氏は長崎の地たる海外貿易の先驅地にして而も泰西文物輸入の門戸たるに拘らず未だ商業學校設置なきを遺憾とし、縣下の貿易商に謀り創立委員を定め、銳意其の實現に努力し、經費は貿易積立金五厘金の内より第一期、三箇年毎年貳千四百圓、第二期、三ヶ年毎年壹千二百圓を補助することとし、濱神兩港の商業學校に其の範を採り、明治十八年八月市内大村町舊商業會議所跡に學校を創立し、十一月五日時の文部大輔の來崎を機として開校式を行つた。十九年四月一日長崎外國語學校と合併して縣立長崎商業學校と稱し長崎市よりは毎月二百圓を寄附することとなつた。二十二年三月縣會の決議に依り一旦廢止せられたが其設備一切を長崎市に引繼ぐこととなり、四月一日長崎商業學校として開校式を舉げ以て今日に至つて居る。
尙ほ本校に合併した長崎外國語學校は我國教育史上重要な意義を有するものであり實業教育とも密接な關係を有することであるからその沿革を左に輯録して参考に供することとする。

學校の歴史的發達變遷

- 英語傳習所 安政五年戊午秋七月創設
- 英語所 文久二年壬戌春二月移轉改稱
- 語學所 文久三年癸亥秋七月十二日移轉改稱
- 洋學所 文久三年十二月移轉改稱
- 濟美館 慶應元年乙丑春二月新築改稱 英佛魯蘭清語及洋算を課す
- 廣運館 明治元年四月移轉改稱、同月學問所を合併、本學局、漢學局、洋學局に分つ、
- 第五工學區第一番中學 前記洋學局の改稱(明治五年八月)
- 廣運學校 明治六年四月改稱英佛の三課あり寄宿舎を置く
- 長崎外國語學校 明治七年四月十八日改稱同年七月文部省外國語學校教則により學科等級改定、英語課外五課を置き級外生の組あり同年十月國文課新設
- 長崎中學校 前記長崎英語學校の設備一切を長崎縣に附與せられて創立
- 長崎外國語學校 明治十五年七月一日改稱十六年五月校則改定十九年四月合併せられて縣立長崎商業學校となる。

縣立長崎商業學校は在來の外國語學校及公立商業學校を合併して創立したるが故に、兩校の生徒を收容して本科生とし新に豫備生を募集し英語科、清語科を設け之に商業の學科を兼修せしめた。定員の數は不明なるも卒業生數は第一回五名、第二回三名、第三回八名、第四回六名、第五回十六名其後少しづつ増加し第九回四十八名、第十回四十五名、第十一回より又減少し二十名内外となり明治三十二年三月第十四回には二三名であつた。修業年限は元來本科三年豫科一年であつたが明治三十年四月より更に二年延長し修業年限五箇年となりしもの如く、入學資格は判明しない。
學科は本科豫備科及別に夜學科あり豫科は英語部清語部の二種とし後朝鮮語部、露語部を贈置した。
教科目を擧ぐれば左の如くである。

創立明治十九年四月當時に於ける學科目左記の如し

第一學年

前期 英語 商用算術 讀書 作文

第二期 教育令時代 第四章 中等實業教育機關

後期 英語 商用算術 作文簿記

第二學年

前期 英語 商用算術 簿記 物産 商規

後期 英語 商用算術 簿記 物産 商規

第三學年

前期 英語 商法律 歴史 簿記 經濟 商業

後期 英語 商業 商法律 經濟 歴史

夜學校科目

英語 算術 簿記 實踐(一科又は數科兼修 隨意但實踐は算術、簿記、英語の上に非れば授けず) 毎週教授時數判明せず二十年一月兵式體操を課する

兼科は英語部 清語部 とし之に商業科目を兼習せしめ明治二十八年九月朝鮮語科同二十九年五月露語科を新設同九月には一旦廢止せられたる清語科再興合せて四外國語を置くこととなつた。

商業科目其他教科目及其教授時數判明しない

九 京都商業學校

明治十九年五月創立

同三十四年京都市立商業學校

同四十三年京都市立第一商業學校

明治十七年京都商業會議所の決議により府知事に商業學校設立の請願をなし之に基いて同十九年五月京都府立として本校は創設せられた。當時生徒四十二名職員五名あり、幹事嶺全明校務を執掌した。之が現在の京都市立第一商業學校の前身である。

十 鳥羽商船學校

明治十四年八月創立(私立)

同二十六年三月閉校

同二十八年九月鳥羽町有志東海商船學校

同三十二年八月鳥羽町立商船學校

同四十四年四月三重縣立鳥羽商船學校

航海術を講究し海員を陶成せんことを目的とし近藤眞琴の私設に係る。氏は夙に航海運輸を便にし、貿易を利し、以て我が國運を隆盛ならしむるは寔に目今の急務なるを知り曩に東京芝攻玉塾の傍に航海測量練習所を設け、後之を商船費と改稱したが、鳥羽は同氏の郷里であり且つ商船校には最適の地であるので此處に設置することを企圖し、文部省又これを懇懇補助して設置支持の方法を計劃し、十四年八月創立を見るに至つたのである。教科は専ら測量を主とし、傍ら海員に必要な技術を授け攻玉社商船費の卒業生をして教授に當らしめた。修業年限は二ケ年と定めた。

第三期 學校令時代

第一章 概 説

由來産業と實業教育とは密接不離の關係に立つもので、一國産業の隆替と實業教育の盛衰は因を成し果となつて相互に反映するものであり、又すべき筈のものである。随つて實業教育の歴史を説くには當然それに併行して産業の發達過程を觀察しなければならぬ。

然らば我國の産業は當時如何なる状態にあつたかと云ふに、明治十九年一月不換紙幣の兌換が開始せらるゝ頃、頃にしては、先驅的に採用された社會經濟制度の改革が漸くその効果を現はし、産業の發達に必要な諸法制漸く備はり、加之銀塊相場の崩落は當時實質上銀本位であつた我國の貿易に好影響を及ぼす等各種の事情相俟つて諸企業の勃興を促し、明治十九年より二十二年にかけて事實上我國に於ける近代産業發生期を形造たのである。要するに大觀して明治十一年乃至二十六年に至る期間は明治維新の社會經濟革命遂行の時代であると共に近代的新産業の發展に必要な準備を成就した時代であつた。而して之に次で日清戰爭の成果が契機となつて我國産業は躍進的勃興を看るに至つた。是に述べる實業教育五十年史の第三期は當に此時代に該當するもので、随つて吾人は特に當時の産業状態に特別の注意を拂はざる可らざる所以なのである。所謂第一期、第二期は維新草創の時代で庶政其緒に就かず産業は舊態依然たるところへ泰西諸國の影響を受け、産業に對する認識を新にしたるに止り、未だ新時代の産業の礎石すら据ゑられなかつた状態であるから、産業と實業教育の相關々係を考慮する迄には至らなかつたものと認めるものである。第一期、第二期に於て何等當時の産業状態に言及するところなかつた理由も是に在る。

第一節 日清戰爭以前の産業状態

一、一般狀況 我經濟は明治十八、九年に於て、已に維新改革に基く各種障礙物の跡片付を一巡完了し、新に産業の近代的發達に必要な諸準備の再整理をなし、且産業の發達に必要な企業諸條件の好化に恵まれて居た。故に明治十八年末を以て紙幣整理が完了され、翌十九年紙幣兌換の開始と共に、我産業は活潑なる發達の新時代に入るに至つた。此新時代は十九年以降の企業熱の勃興を契機とし、更に物價騰貴と輸出貿易の躍進とにより更に之に油を注いだのであつた。

一、物價騰貴と輸出増進 銀塊相場は明治十七年の五十片七五から二十一年には四十二片四九に暴落し其後二十三年四十七片六八と一時戻したが、更に暴落に轉じて二十六年には三十五片六〇となつた。此結果、銀貨國なりし當時の我經濟は一方に物價騰貴を續け乍ら、尙輸出は増大するといふ好景氣の現象に見舞はれた。以後明治三十年金本位制の採用せられる迄銀塊相場は反騰らしい反騰なく下落を繼續した爲に、産業の發達を刺激すること大であつた。

二、會社企業熱の勃興と二十三年の恐慌 明治十九年以降の會社企業熱の勃興は、早くも明治二十三年には恐慌に襲はれたが、併し健全なる産業それ自體は次に述ぶる銀塊相場の下落に刺戟せられて着々とその發達を續けた。此際注目すべきは日清戰爭前までに於ける産業發達の中心は未だ機械利用の近代的工業たるの域に達しなかつたのであつて、之を見るに至つたのは早くとも日清戰後のことであつた。

會社企業熱の勃興は既に明治十年の西南役後に於て我財界の經驗せる所である。併し當時の會社企業熱は専ら銀行の設立に限り、且それも武士階級の轉業方法として行はれたものであつた。故に近代的意味に於ける會社企業熱の勃興は明治十九年以降二十二年に至るそれを嚆矢とすと云ふべきである。此會社企業熱の口火を切つたものは鐵道熱で次いで綿絲紡績會社之に次ぎ鑛業及石炭、石油事業等より各種の産業に波及して行つたのであつた。

明治十九年以降に於ける會社企業熱の勃興は當時の我が財界としては極めて急激且大規模であつた。加ふるに政府又明治二十二年に至る間に於て海軍公債千七百萬圓、鐵道補充公債二百萬圓を發行して、市場の資金を引上げた。即ち我財界はその全資力をあげて企業計劃に邁進した。然るに宛かもその時(二十三年)銀塊相場は急に反騰し輸出は激減した。その上過去の企業勃興に基く材料の輸入は一時に激増し、ために二十三年の輸入超過は當時未曾有の二千五百萬圓といふ金額に達し金銀の流出は一千二百五十餘萬圓と云ふ巨額を算し財界は茲に於て非常なる資金の不足に襲はれるに至つた。之れ

即ち明治二十三年に於ける恐慌來襲の經過である。此恐慌を動機として、泡沫的會社は整理され、發展の見込ある會社のみ残存するに至つた。斯くして會社企業熱は之を劃期として反動的に沈衰するに至つたのである。

二、運輸業 近代的産業發達の基礎をなす二大機關は金融機關と交通機關とである。而して我國に於ては明治十一年、

十八年間の特色は金融機關の整備にあり、明治十九年—二十六年間の特色は交通機關の整備にあつたと云ひ得る。

一、鐵道業の發達 明治十九年—二十六年間に於ける交通機關整備の特色は私設鐵道熱の勃興にある。此間官設鐵道の發展は二十二年以後一時停頓の形であつたが、私設鐵道の驚くべき發達の爲に我鐵道の哩數はこゝに長足の進歩を遂ぐるに至つた。而して哩數の延長、各種線路の連絡相次いで成るや鐵道利用の方法にも漸く劃期的な變化が起るに至つた。即ち從來鐵道の利用は専ら旅客であつて貨物のそれは極めて微々たりしものが、この前後より貨物の鐵道利用が著しく増大したのである。

二、海運業の發達 此期に於ては、鐵道の外汽船の發達も亦著大であつた。明治十六年と二十六年との十ヶ年に於ける發展を見るに隻數に於ては三百九十より六百八十に登簿噸數は四萬五千より十一萬に激増し内地沿岸は勿論清韓方面の近海航路に於て活躍するに至つたが、就中明治二十六年十一月開始せられた孟買航路は我海運業の遠洋航路の草分として注目値する。

三、商業 上述の如き交通機關の發達は金融機關の發達と相俟つて、こゝに貨物の移動を容易にし、盛にし、内外商業の發達を齎らすに至るは必然の歸結である。否諸交通機關が發達したといふことが既に貨物移動の隆盛、商業發達の反證である。が明治産業史上、此期に於て注目に價することは所謂「商權回復」運動の勃興である。一體我貿易の全部は開港以來居留地在住外人の爲に掌握せられ、邦商の所謂貿易商なるものは此等居留地外人と取引するに過ぎなかつた。斯様な情勢に鑑み、政府は明治十三年以來正金銀行を通じて「直輸出」就中「直輸出」を極力保護助長した。併し乍ら商習慣、取引手段、金融機關、航路等々何れも邦商に不利であつて殆んど云ふに足る効果を擧ぐるに至らなかつた。然るに明治二十年前後より我が朝野を風靡するに至つた不平等條約改正運動は、延いては外人の商權を邦人の手に回復せんとする運動に迄發展するに至つた。之に對して政府は凡ゆる援助を惜しまなかつた。斯の如き雰圍氣の下に我直輸出は漸次其地歩を築くに至つたのである。だが我直輸出入貿易に於て邦商か更に一段の發達をなし得る爲には更に日清日露の兩役の

後を待たねばならなかつた。

四、工業

一、工場工業、明治維新以後に於ける我が工業の發達は専ら工場工業の發展といふ形式に於て實現せられた。併し乍ら工場工業の發達が漸く目立つに至つたのは主として明治十九年紙幣整理完了後のことであつて、それ以前に於ては生絲製絲業を除いては云ふに足るものなく、謂はゞ未だ試験期を脱せなかつたといつてよい。明治十八年に於ける工場數は六百六十一に過ぎなかつたのが十九年以降俄然として増加し、二十一年には一千六百九十四工場、二十五年には二千七百六十七工場にと云ふが如く毎年驚くべき率を以て激増して居る。

併し乍ら明治二十五年について見るに、蒸汽動力使用の工場は全工場數二千七百六十七に對し僅に四百九十三、即ち約一割八分に過ぎざる有様にて名は工場工業といふも、實は其の大部分が未だ専ら人力のみに頼れる手工業の段階に過ぎなかつたのである。

右の如く我が工場工業時代は漸く明治二十年代に誕生した。併し當時の我工場工業は如何なる内容を有したか、いま之を明治二十五年末現在に付て調べて見るに、當時に於ける重なる我工場工業の樞軸は紡績、生絲、織物の三業であつた。此三種のみにて全體工業中の（當時工業に算入せられた鑛業を除く）拂込資本は約五七%を占め、使用職工數に於ては實に八八%四を包含して居る。以て當時の我工場工業が右三業を除けば其他は云ふに足らなかつたことを容易に看取し得るであらう。

二、官營工場 當時（明治二十年—二十六年代）の我工場工業の發達を知るには右の外更に所謂官營工場の發達を看過してはならぬ。蓋し當時に於ては多くの「模範工場」は已に拂下げられてゐたと雖も、尙海陸軍用其他の官營工場が傍ら多かれ少かれ依然技師職工等の養成所たるの觀を呈してゐたからである。然らば當時に於ける官營工場の有様はどうであつたか、その主たるものは東京大阪の兩砲兵工廠、横須賀及吳兩鎮守府の造船部の如く主として鐵工業に屬するものであるが、此他造幣局、印刷局、千住製絨所、造兵廠製造科、富岡製絲所等々特殊な方面に於て我工業の發達に資する所少くなかつた。而して此等全工場の使用する機關の總馬力は二千四百二十であつて、民間工場總計二萬五千餘に對し約一割の多量に當るが、併し同じく職工數は合計一萬二千三百七十六人であつて民間工場合計二十九萬四千餘人に比し四%

にしか當らない。之に由つて當時官營工場に於ける機關の利用が民間工場に比し著しく進んでゐたことが推想せられる。

五、鑛業 明治十三年末の官營工場鑛山の拂下方針に従ひ、明治十八年、三池、佐渡、生野三鑛山を除く官營鑛山の全部を民間に拂下げるに至るや巨大の資金を投じて歐米の新式機械を装置したる諸鑛山は民間鑛業界に解放せられ、こゝに我が鑛業界は一大進歩を劃することゝなつた。恰もよし、此時より紙幣兌換は開始せられ、銀價下落に基因して鑛産物價の多くは騰貴し、加ふるに明治十九年以後に勃興せる鐵道熱は運輸賃を低廉にし、爲に鑛山業は著しく有利となつた。その上明治十八年以來改正に着手せられた從來の日本坑法（明治六年發布）の不備は二十三年九月發布の鑛業條例（二十五年六月一日より實施）に由つて改善せられ鑛業發達に少からぬ便を興へた。他方又石油事業に於ても二十一年日本石油會社創設せられ、同會社の試みたる米國輸入のロータリー式鑛井が二十四年に至つて成功し、以來我石油界は手掘時代より、ロータリー鑛井時代に入り、石油産額も増大するに至つた。

併し乍ら日清戦争前の我鑛業は未だ漸くその發達の第一段階に達したに過ぎぬのであつて、その發達の全面的展開を見るには早くも之を日清日露の兩戰役後に待たねばならなかつたのである。

六、農業 明治十九年以降農業の發展は顯著なるものがあつた。試に維新以降我農業の發展するに至つた主要原因を列記せば次の如くである。

(イ) 封建割據の撤廢、並に海外貿易の解放の爲に全國的又國際的分業の利用が盛となり最も有利な農業を大規模に開發することが出来るに至つたこと。

(ロ) 租稅の激減（稅率の低下及び米納を金納にしたる後に於て米價が著騰した結果として）作物制限の廢止等により農業利益の著増したること。

(ハ) 鐵道、汽船等の普及により販路が續々と開拓せられたこと。

(ニ) 商工業の發達の爲に一方には農産品を有利に販賣し他方には工産品を廉價に購入することが出来た。

(ホ) 歐米に於ける農業技術及科學の移入、農業教育の普及の結果として農業方面の著しく發達したること。

以上の如き農業發達の諸原因が相綜合せる結果の最も重要且端的なる指標の一つは農産物價對其他物價の比較であらう。例へば明治六年に於て總て一〇〇なりし次の五類別指數は二十六年に於ては穀物の一七二に騰貴せるに對し、日用品

は一五四、嗜好品は九三、生産者用品は八五、海産物は一二五である。以て此間農業の利益が獨り如何に飛躍し得たかを容易に伺ひ得るであらう。

一體、明治維新以前に於ける我が農民は主として「自給自足」の生活を營んでゐた。従つて物價の高低は農業の盛衰に大した影響を與へなかつた。然るに明治維新と共に農民の此自給自足の經濟は急激に破壊せられて交換經濟に流れ込んで行つた。即ち封建的割據の撤廢及運輸機關の發達による國內經濟の分業化、外國貿易の解放による輸入の壓迫乃至輸出の刺戟、更に明治六年の地租改正等により我が農村經濟は急激に交換經濟化し營利主義化するに至つた。茲に於て農業の方針は從來の如く物價と沒交渉に傳統的作物を作る代りに最高價に賣れるものを作るといふ方針に變化したのである。此等の諸原因の中、農村生産が急激に交換經濟化されるに至つた第一の而して最大なる拍車は輸出入貿易の解放であつた。例へば維新前後より生絲、茶、米等の輸出激増し、その生産の愈々有利となるや我農村の生産は之に向つて集中した。而して他方に於て綿絲、綿布等が輸入せらるゝや、農村に於ける從來の此等生産は廢止せられ、斯して不用となれる勞力は輸出農産品の生産に振向けられるに至つた。併し乍ら明治十年代に於ては輸入品の壓迫は主として工業的製品に限られ未だ農産品そのものに及ばなかつた。例へば棉花、砂糖、藍、茶種等の我國の生産は明治二十年前後までは尙増大して行つたのである。然るに明治二十年前後より、外國の棉花、砂糖、人工塗料、石油等の輸入は漸く前記の如き我が原料品の農産物を壓迫し始め、政府の各種の保護政策にも不拘大體日清戦争を劃期として此等の原料的農産品の生産は著しく衰退するに至り、斯くて我工業は其等の原料を益々外國に仰ぎ、其農業は食料就中米作と養蠶とにいよゝ集中し、此側面よりも益々我が農村經濟の商品生産化の勢を大にし、延びて我商工業の發達に貢献した。

七、貿易より見たる我産業 貿易内容を見るに輸出に於ては農業關係品以外の割合が激増し、輸入に於てはそれが反對に著減してゐる。明治六年—十年平均に於ては我が輸出の八〇%四を占めた農業關係品は明治二十一年—二十五年平均に於ては六〇%六に著減し、それだけ「其他」に増して居る。即ち此間に於ける工、鑛業等の農業以外の産業發達の結果に外ならぬ。併し乍ら漸く明治維新以來の工、鑛業等の發展著しきに不拘日清戦争前の我が經濟は尙農業國に過ぎざりし程とは輸出の六割餘が依然農業關係品たりしことによつて容易に看取し得るであらう。更に之を輸入について見るもなる程「其他」即ち工、鑛業的生產の割合は明治六年—十年の八三%二から明治二十一年—二十五年平均の六六%二に著減して

居り、其丈我工、鑛業發達によつて外國輸入品の驅逐せられたる一面を語つてゐる。だが尙その輸入の六割六分餘は工、鑛產品であつた。又之を輸出差引尻から云ふも日清戦前に於ては農業關係品は常に少からぬ輸出超過を示してゐた。之を何れから見ても當時の我が經濟は明かに農業國たるの位置を示してゐる。

併し等しく農業國たる中にありながら其位地は工業の急速なる發達（就中明治二十三年以後の）によつて著しく變質せられ且貿易内容も従前に比し原產品より加工品へと急速に著しく向上して來た。と共に棉花、穀類、砂糖等の輸入漸く増大し我が農業國たるの位地は此方面よりも著しく脅されるに至つた。他方之を工業より見るにその發達は明治二十年前後より漸く著しく、その結果は輸入品を國內より驅逐することに先づ最もよく現はれて居る。なる程輸出に於ける工產品の位地も漸く向上して來たが併し輸出に於ける位地は之を日露戦後のそれに比して未だ著しく貧弱であつた。

第二節 日清戦争以後の産業状態

日清戦争の結果として新に我が産業界はその發達を益々刺戟し促進せらるゝ幾多の好事情に恵まれたのである。即ち戦費に基く消費の増加と富の集中、價金三億六千萬圓の流入、戦勝による信用の増加と外資輸入路の疏通、戦勝による販路の擴張、等である。宛も此前後に於て世界の銀塊相場は暴落し、其の結果對外的には輸出促進、輸入阻止を齎した。又國內的には物價騰貴を齎し、一方に於ては從來銀塊相場高値の際に建設せし鐵道工場等を極めて有利の地位に導き資本家に一大利益を約束した。斯くて以上の兩者相俟つて茲に産業勃興を著しく促進することになつたのである。而して日清戦争後の企業勃興は、その多くは主として明治二十八年乃至三十年の間に計劃せられたものであつた、けれどもその實業教育への影響は寧ろ次期に於て考察すべきところに屬するから便宜上日清戦争以後の産業界の状態は第四期に於て取扱ふ。

第二章 實業教育制度

第一節 序 説

明治十年代の後半より、明治二十年の初期にかけて歐化思想と保守思想との暗闘は最も激甚を極めたことは思想史中顯著なる事實である。斯くて兩思想中、甲に就くべきか、乙に従ふべきかは國民の多くの迷ふ所であり、従つて國民の精神の紛糾甚しきものがあつた。斯の如く五里霧中に彷徨せる國民に對して前途の目標を明示せるものは實に帝國憲法と教育勅語である。明治二十二年二月十一日を以て發布せられた帝國憲法は我が萬邦無比の國體を宣明し、立憲政體を採用し、以て國粹論者の國體論と自由主義者の民權論とを融合包括した不磨の大典である。翌二十三年十月三十日に換發せられた教育に關する勅語は帝國憲法が法理上より國民の歸嚮すべきところを明示せられたるを教育上、道德上より明確に指標啓示し給へるに外ならぬ。教育勅語によつて明示せられた我國独自の國家主義の道德、教育は歐化思想の渦中に沈溺せる我が國民精神を覺醒せしめ外に向けたる眼を内に轉じて深く自ら省察する所あらしめたのである。斯くて教育勅語の換發は當然實業教育に對して至大な影響を及ぼしたことは云ふ迄もなく、本教育を考察するに當て第一に留意すべき事項たることを知らなければならぬ。

次に注意すべきは本期に於ける一般教育狀勢である。

明治十九年三月一日に先づ「帝國大學令」發布され、翌月更に「師範學校令」「小學校令」「中學校令」及び「諸學校通則」が發布された。通常是等を總稱して學校令と云つてゐる。學校令の發布と共に諸學校は小學校を基本として秩序整然たる系統を爲すに至つた。其の規定に依れば小學校、中學校、師範學校は何れも尋常、高等の二級に分れ、高等小學校の卒業者は尋常中學校に、尋常中學校の卒業者は高等中學校に、高等中學校の卒業者は、更に帝國大學に進學し得るものとし、又高等小學校の卒業者は尋常師範學校に、尋常師範學校の卒業者は高等師範學校に入學し得るものとした。即ち小學校より高等教育に進む直系と、師範教育に進む傍系との二大系統が極めて明かになつたのである。加之諸學校令に關する規則等して教員免許規則、教科用圖書檢定規則、教科用圖書供給方法、尋常師範學校設備準則、諸學科及び程度に關する規則等あらゆる教育上の法令に大改正が行はれたので、我國の教育制度はここに全く面目を一新するに至つた。

我國の教育制度は外國の制度を直譯的に模倣せる學制に依つて全國劃一制の端を發し、教育令に於て、我國情の實際に適應すべく試験を積み、此處に漸く、國運の進展と相俟つて新制を確立すべき時期に達したのである。學校令の公布は明治以後の教育制度史上に一新紀元を劃するもので、爾後幾度か法令の改變が行はれたが、現今の法令は何れも明治十九年

の學校令を基礎として發達したものである。

然らば實業教育に關しては如何なる政策を執つたかと云ふに明治十九年の諸學校令に於ては專門學校令及實業學校令の公布を見なかつた。然し專門教育に關しては中學校令が第三條に於て高等中學校は法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等の分科を設くることを得と規定し、更に二十七年高等學校令に依り高等中學校を高等學校と改稱し專門學科を教授する所とし、帝國大學に入學する者の爲に大學豫科を置く事を得るものとしたので、高等學校は專門學科を教授するを本體とするに至つた。

實業教育に關しては、實業學校令の制定迄統一的規定を缺いで居る。小學校令に於て、實業補習學校及徒弟學校に關して規定し且、高等小學校に於ては、農科、工科、商科の専修科を置く事を得しめた。中學校令に於ては第十二條に於て農業、工業、商業の専修科を置く事を得、且實科を設くる事を得しめた。文部省令を以て、二十六年實業補習學校規程、二十七年徒弟學校規定を定めた。小學校令第九條に徒弟學校及實業補習學校の教科目及修業年限は文部大臣之を定む、とあるに基いたものである。二十七年實業補習教育費國庫補助法及簡易農學校規定を定めた。後者は實業教育費國庫補助法の制定に依り、同法の補助を受くる爲に制定されしものと思はれる。實業補習學校に就いては、二十六年の訓令第十二號に於て、徒弟學校規程及簡易農學校規程に就ては同規程に附加されて省令説明に於て詳細に説明してある。

又教育行政組織を見るに文部省は明治三十年教育專門學務局を高等學務局とし、新に實業教育局、圖書局を置いた所が同三十一年高等學務局を舊名に復し、實業教育局及び圖書局を廢止したが、同三十三年實業學務局を再興した。

教育行政に於ける斯る事實は曩に述べたやうに實業教育に限り教育制度と統一した規定を缺きつゝあつた事實と共に、政府も社會も共に實業教育に對し一貫した意見がなくその見解が常に動搖しつゝあつたものと認められるべきではなからうか。寧ろ本期は手島精一、濱尾新、寺田勇吉乃至井上毅の如き少數卓見の士があつて拮据經營に我國實業教育の礎石を築く可く努力しつゝあつた時代と看るを至當とすべく之等の人々が如何に我國の實業教育の完備に焦慮しつゝあつたかは左に輯録する諸扁に就てこれを知ることが出来る。

實業教育の振興(明治十九年八月雜誌)
教育時論掲載)

手島精一

歐米諸國が今日の如き開明富強の結果を獲たる原因を釋ねるに其癡固より一ならずと雖も要するに工業技術の盛なるに職由す。而も工業技術の盛なるは主として實業教育の施設あるに因るのみ。然らば則ち今日の世界に在りては實業教育の事豈之を忽諾に附するを得んや。然るに其影響の特に我が教育上に及ばざるは甚怪むべきに至らざるや。今試みに明治十八年我邦と英國との歳入を比較せんに英國の我邦に超過すること凡四億三千八百七十七圓餘なり即其超過額は幾と我九倍なり。然るに彼亦我と同じき一島嶼國にして其人口の割合も我邦と伯仲せり。而して斯く著く歳入に差等ある所以は抑亦何の故ぞや。其原因素より一ならずれども要するに學理を應用する實業の大に與りて力あるの致す所なるは已に識者の許す所なり。我邦氣候溫和土地沃壤天物の啓發すべきも其からざるにも拘らず斯く歳入に大差を來すは洵に長嘆息の至りと謂ふべし。若し其れ之を啓發して人口を巧ならしめ彼れの輸入を仰かす我が輸出を盛ならしめんと欲せば餘は速かに實業教育を創起するの外他に良策あるを檢出する能はざるなり。茲に一言すべきことあり。余が所謂實業教育とは目今所々に行はるゝ授業場とは其性質自ら異なり。彼授業場の如きは多くは徒に舊業を墨守するのみに止るものなれば之を以て直に工業殖産の道を振起せんと欲するも能はざるを如何せん。然るに實業學校の教育に至りては學理を講究し之を實物に應用するものなるを以て假令卑近の實業學校と雖も其生徒は必ず普通の教育を受けたる後に非らざれば益なきものとす。今日を放ちて歐米諸國の實業教育如何を看るに輒近此の教育の必要を覺りしより此種の學校を設けざる國なし。殊に此數年來に在りて其進歩の著しきこと他の教育中其比を見ざるに至れり。今歐洲に行はるゝ實業教育の種類を左に述べべし。(一)高等技藝學校、此學校は土木工學等の學理及實業を授くる所にして其卒業生は礦山、鐵道製作所等の技長若くは技監となる。即ち我が工科大學是なり。(二)中等實業學校、此校の種類に三あり。普通實業學校、(我東京職工學校の如し)織物學校及工業用美術學校是なり。此等の生徒は卒業の後職工長若くは製作場の事務員と爲るものなり。(三)徒弟學校、此校は良工を養成するの目的を以て建設するものにして本邦に於ては足利の織物講習所、東京商業學校附屬商工徒弟講習所(未タ開設セサルモ)等の外此校の建設あらず。(四)夜學校、晝間業を執るの職工に其業務に關する學科を授くる所なり。(五)女子職業學校、其名稱を以て性質を明かにせり但し中産階級以下の女子にして十二三歳以上の女子に實業を授くる所なり。以上五種の學校は皆學齡以上の男女に非らざれば入學を許さざるなり。故に第一種の高等技藝學校の如きは高等の普通學科を修め、第三種の徒弟學校と雖も普通の學科を修めたる後に非らざれば入學すること能ず。特に巴里の徒弟學校は小學校の上級に補修科として徒弟學校に入學すべき補修科を授くる所往々これあり。小學校の課程中に手工科を置きしは巴里府のトルネホール小學校を以て嚆矢とす。此校は千八百七十二年初めて木工鐵工模型彫刻等の科を置きしに其成績著しきを以て當今巴里府の小學校中七十餘校は皆手工科を置けり。蓋し小學校の生徒は其年齡其業を執るに適せざれば固

より職工たるの伎倆を有する能はず。故に他日容易に職工たるの地を成し得べき者を養成するを以て主眼とするなり。餘曾巴里府徒弟學校長に聞くに小學校の手工科は之を有形的に言へば兒童卒業の後業務を執るに當り能く諸道具の取扱に慣れ且業務上の學理をも窺ひ知れるに由り之を尋常の徒弟に比すれば三四年間進歩の速なるを以て十七八歳の頃に至れば一人前の職工となるに足れり。又之を無形的に言へば之より尙大なる利益あり即ち兒童在學の時より知らず識らず職工たるの氣象を帯び已に各業の端緒を窺ひ知るを以て業務を擇むに己の志向と長技とを考へて之に従ふ等なり。乃之を手工科を置かざりし以前に比するに兒童が讀書算を學び得れば進んで文筆に従ふと欲せしも今は兒童自奮て職工たらんと欲するに至れり。手工科の利益たる斯の如きを以て歐米諸國は陸續巴里小學校の轍に倣ふに至れり。歐米諸國工藝に殖産の隆盛なるは余の喋々を要せず。我亞細亞洲の土地人口歐米に倍せりと雖も日用品すら彼の供給を受くる少からず彼の歐米國を接して實業學校を設立す。我東洋諸國速に利用厚生之道を講せざれば世界の事業は擧げて碧眼人に販し、亞細亞人は手を空くして其供給を仰ぎ彼は益々富み我は益々貧にして遂に爲す所あらざるに至るは最も親易きの理なり。是我國に在ても工藝殖産の道を振興すべき所以なり。而て此道を振興する策は實業教育に若くはなし。今本邦に於て施すべき此教育に就き所見を述ぶるに先づ一言すべきあり。我が實業教育家中其説に服せざるもの二あり。一は此種の教育に熱心なるより終には如何なる近易なる事業所謂マツチ箱を作るも學校に於て教ふべしと云ひ、一は我工人の拙劣なるは學理を知らざるに坐すれば、須く學理を教ふべしと。吾人を以て之を見るときは二者孰れも極端に走るの論者のみ、故に兩者一步を進め一步を退き易に過ぎず迂に亘らず工藝を殖産の實況に徴し之が改良上進を謀るに足るの人物を養成せざるべからず。今や本邦に於て施設すべき實業教育の種類にて目下其多からんことを望む者は、小學校の手工、農業科、徒弟學校、女子職業學校の三種とす。但以上の三種に學校の文字を用ふれども地方によりては講習所、授産所等の名を以て現に實業を授くる所あり。此種に就て聊か學理上の事を交ふれば實業學校の性質を備ふる者となるべし。徒弟學校は小學校の實業科とは大に其の趣を異にし生徒卒業の後には直に實業に従事するものを養成する所なれば、在校中職工思想を抱かしむるは勿論必要なりと雖も各地の工業によりて其工業を裨補すべき徒弟學校を設立するを可とす。目下本邦に於て設立の多きを希望する者は農業徒弟學校なり。

實業補習教育の必要(明治二十二年)
(實業教育第一卷第三號—五號所載)

濱 尾 新

本邦に於ては補習教育に係る問題未だ振起せざるが爲に、補習教育の事たる普通教育の裏面を觀、其の表面を察するも、現今の状態に於て殊に緊要にして學齡間就學せし兒童を補益し、不就學に經過したる子弟を救済し、其の實業補習に至つては農商工の殖産に資し、以て各人各家より社會國家に及び、其關係鮮明にあらず。是れ余が今回實業補習教育の切要と題し、卑見を演説せんとするに

當り、先づ補習教育の一般を概説せんとする所以なり。

補習教育は之を其の設置上より謂ふときは、補習學校若くは補習科となし、之を實業補習教育より區別して謂ふときは、尋常及實業の二種となす。尋常補習學校若くは尋常補習科は某の小學校を卒りたる子弟をして其科を繼續補習せしめ、以て其の智徳を固め、益々其の進歩を圖らしめ、又學齡間某の小學校を卒らざる、或は全く就學せざる子弟をして、適宜小學校を補習せしめ、以て其不足缺乏を充足せしむるを目的とす。而て實業補習學校若くは實業補習科は某の小學校を卒り或は卒らざる學齡已上の子弟をして、主として其の職業に適切なる科を補習せしめ、以て其實際に資し、其の進歩を圖らしむるを目的とす。但實業補習學校等に於て併せて小學科を補習し、尋常補習學校等に於て實業科を加ふるものあるは勿論なり。而して尋常補習科を履み、殊に實業補習科を修むる子弟は概皆學齡以上にして職業に従事するものなれば、補習の年限時間等最も宜しきに適せしむるを要し、通例補習の時期を一二箇年として一週二三回、日常は午後或は日曜の午前とし、其他は夜分或は多期のみとして成る可く補習に便にして職業に妨なからしむるを要するなり。

抑も子弟が學齡間六歳より十四歳までに就學したる某の小學校が一般人民の社會生活上に必要な教育の基礎たるは論を俟たずと雖も、果して其充分なる効力ありや否やに至つては尙ほ未だ明確ならざる所あり。況んや某の小學校の課程教育の不充分なるものに於てをや。其訓練不足にして其効力を失ふに至るの虞なしとせず。是を以て嘗て泰西の教育家中種々議論する所あり。或は小學の修業年限を伸ばし、或は學齡年限を長くせんと企圖せしものありと雖も、之が爲め子弟の職業に就くの時期を延ばし、父母の生計又難澁を加へしむるが如きことあるを不利なりとし、究竟補習教育の方案に依るの外他に良策なしとす。即ち子弟の職業と並行して小學科を補習し、以て其智徳を固め、益々其進歩を期せしむるに若かずとなせり。又歐米諸國に於て偏く小學の設あり、督責の法ありと雖も子弟をして盡く小學科を卒らしむること能はず。其の學齡年限の長き、修業年限の短きものと雖も仍ほ學齡間事故ありて退學し、或は不就學に經過するもの寡しとせず。近時督責の法を嚴にし、授業料を除き、就學を便にし、以て大に不學の徒を減少するに至ると雖も、世運の進歩に應じ、教育の程度を昇すに従ひ、不學の徒を増加するの傾向なきにあらず。去述此輩は致方なしとて捨置くとときは、一方に就學を督責するも他方には智徳を缺くものありて、當に各自各に利なきのみならず、更に社會に害なしとせず。是に於て識者の憂慮する所となり、政治の道を講じ、學齡子弟の就學を督勵するに止らず、學齡外に於て簡便に就學し得るの法を設け、日常の職業を妨げず、適宜に小學科を補習せしめ、以て其の不足缺乏を充足せしむるに若かずとなせり。又某の小學校を卒り或は卒らざる子弟にして家業に従事し或は會社の徒弟となるものは、終日其職業に驅使せらるゝに由り、嘗て多少其學修せしものも次第に忘却するのみならず、數年を経るも其職業に切要なる智徳を十分に開修すること能はず。是に於て技藝教育家の論説する所

又實業家の着意する所となれり。而して此等糊口の途を求むるに急なる子弟にして、永く小學科を履ましめ、専ら實業科を修めしむること能はざれば、其家業に従事し、會社の徒弟となりたるものをして適宜の方法に依り、職業に適切なる科を補習せしめ以て其の實際に資し、其進歩を圖らしむるに若かずとなせり。是れ蓋し諸國に於て種々名稱を異にするも補習教育の施設ある所以にして、其の校名の如何に關せず、其生徒の男女に拘らず、其の補習科の尋常的、實業的とを問はず、其課業の日常、日曜、夜分、冬期とを論せず。此類のものを概括すれば所謂補習教育に外ならざるなり。

補習教育を施設するには多くは隨意制を以てし、間々強迫制を以てするものあり、獨逸サクソン國等に於ては強迫制に依り初等小學科のみを卒りたる子弟をして、學齡以上十四歳より十六歳まで必ず補習科を履修せしむるを義務とす。此他隨意制に依る國に於ても概ね之を奨励せり。尋常補習科の如きは既に數十年の經驗あり。實業補習科の如きは近年に至り殊に其効著しく益々盛なり。殊に獨逸に於ては所謂補習教育の制具備し、聯邦皆之を施行せざるなし。而して補習教育の設置に公立あり私立あり、官府の補助あり、會社の資費あり、其校舍は小學を併用するあり、別校を設置するあり、會社に附設する等あり。其擔當費同する輩には小學教員、教育家、慈善家あり技藝家、實業家等あり、以て設施を便にす。亦以て補習教育の普及し、効益あるを推知すべきなり。現に余が歐洲巡回中、補習教育の實況を觀て其設置の緊要にして缺くべからざるを察せり。今茲に其一二例を擧ぐれば、サクソン國等に於ては前述の如く強迫制に依るを以て、到る所に補習學校若くは補習科の數あらざるなく、而して學齡以上の子弟にして自家の職業に従事し、會社の徒弟となりたるものをして僅々一週二三回、日曜の午前、日常の午後、夜分等に於て其職業を妨げずして補習科を履修せしむるを以て、父母にありても會社にありても、俱に其効益あるを知り、肯て苦情を訴ふる者なきか如し。且つ子弟にありても職業に使役せらるゝに止まらず、僅かの時間と雖も衆生徒と共に登校し、補習科を履修するを嫌倦せず反つて相俟び相樂みて補習する状態を目撃したり。其の校長曰く、從來の經驗に依るに初等小學科を卒りたるものと雖も暫く其學業を放棄し、殊に職業に驅使せらるゝときは嘗て學修したるものも次第に忘却し、其効力を減ずるを見ると、又曰く小學科を卒り補習科と履修せざるものと、之を履修せるものとは職業學校に入るに方り多少一方は小學科を忘れたるも、他方は之を固めたるを以て、其授業に難易あり、其進歩にも差異ありと。又其の實業家曰く、徒弟をして實業補習科を履修せしめば其職業に適切なる要理を解し、實際に應用し易くして云々の補益ありと、此等の説話に就ても初等小學科のみの効力如何は疑を存せざるを得ず。而して補習科の効益鮮淺にあらざるを窺知すべきなり。

凡そ事業は其勞費にも相償はさるべからず、既に就學費の制あり、學齡兒童をして小學に遣りて學修せしむるも、小學を出て其れ程の効力なきときは所謂徒勞に屬し、嘗に多年の勞のみならず多分の費をも相償はざる譯にて、兒童のため、父母及公共の爲めに取らざる所なり。果して然らば子弟の學修する某の小學科は何程の効力あるか、某の補習科の何程の要用あるかを考慮するは教育上にも經濟上にも並に緊要の事なるべし。蓋し兒童をして小學に在る間及ぶべきだけ其智徳を開發せしめたるに於ては小學を去るの後に於て假令其課業は多少忘却するも不可なしとするも、其効力乏しくて可ならんや。素より家庭の薰陶に關し、社會の感化に係ると雖も、教育の責務も亦大なりといふべし。且つ小學の教育法未だ整備せず、家庭の風習善良ならず、社會の狀態卑陋なるの時に於ては、小學に在て訓練し、涵養したる所のものも、小學を去るに及ばば忽ち忘却し、自然舊慣に復するの虞あり、又兒童就學の遲速に關係あり、學齡年間前半と後半とに差異あり、兒童學齡六歳に到れば直に就學し、十歳頃にて低度の小學科を去り其業を廢するときに殊に忘却し易きの心配あり。去連十歳頃まで就學せしめず放棄して置くとときは、其間卑野の風に流れ易くして、學齡内就學の時機を失ふの掛念あり亦一難事といふべし。

夫れ小學教育を施し、充分なる効果を收めしめんには學齡年間、修業年限、學科程度、授業法等最も宜しきを得ざるべからず。而して修業年限愈短く、學科程度愈低ければ自然其學業不充分にして、愈補習を要するの理なり。歐洲に於ては小學の施設日尙淺く、教員、諸般整備すと雖も仍ほ補習科の設けあり。而して其實業的に至りては益々盛なり。然るに本邦に於ては小學の施設日尙淺く、教員の準備、授業の方法等も未だ完整に至らず隨て子弟の學修したる所のものも其効力充分なりと云ふことを得ざるべし。是に因て之を觀れば尋常小學科を卒りたりと云ふも安心ならざる所あり。況んや簡易科に於てをや。更に不安心を免かれざるべし。試みに簡易科を卒りたりといふ子弟に就て問はば、其不充分なるを感ずることあるべし、然れども今日地方の情況を察するに、小學教育の最低限は務めて簡易にして就學に便ならしめざるべからざるが故に、他日其程度を進め、整備に至り、補習を要せざるに至るまでは簡易科を卒りたる子弟のため又尋常科を卒りたる者のためにも補習科を設くることは殊に必要なるべし。而して補習科を實施するは敢て難事にあらず。例へば小學校に於て一週中間の一日、即ち水曜の午後半日を休業せしむるも格別其子弟に害なくして或は益あるべきを以て、水曜及土曜の半日を以て補習科に充て、又日曜の午前其他平日の夜分を以て之に充つれば小學校の校舍教員等を使用することを得て某の小學科を卒りたる子弟をして其職業を妨げず僅少の時間を課し、適宜補習せしむることを得べし、是れ俱に便利ならずや。從來小學に補習又は温習科の如き設置なきにあらずと雖も、此等の多くは其場所に高等小學又は尋常中學の設なきにより、同じき小學に留め、數多の時間を課し、高等科を修めしむるものにして固より相當の効力あるべしと雖も、所謂補習教育の趣旨方法に依るものに至りては殆ど稀なるが如し。

明治二十年の學事統計に據れば本邦學齡兒童の總數六百七十四萬九百二十九人中、修學者三百三萬三千百十六人、不修學者三百七十五萬七千八百十三人、即ち學齡百中修學者四十五の比例にして不修學者は全國學齡の半數以上に居れり。不修學者未就學者三百十五

萬二千六百六十五人、未卒業退學者五十五萬五千六百四十八人、修學者中就學者二百七十九萬七千八百二十二、卒業退學者二十三萬五千二百九十四人にして、同年に於ける學齡内外に跨り高等科在學者及卒業者十四萬六千三百五十四人、尋常科同二百一十一萬五百四十九人、簡易科同六十四萬四千三百三十一人とす。學制頒布以來各府縣に於て遍く就學を督勵すと雖も仍ほ斯の如き影響の不就學者あり、簡易科修學者の數も亦寡しとせず。是に由りて之を考ふるも、今日に在りては簡易科若くは尋常科を卒りたる子弟と雖も益々其知識を固めんと欲せば多少補習科を履習せしむるの要あり。而して未だ其一を卒らざる不就業に經過したる輩に至りては尙も其か救治を圖らんと欲せば須く亦補習教育を施すの要あるべきなり。猶ほ補習教育の全般に互り詳説せんには小學教育の正面より其の組織方法を論及せざるを得ざるを以て、姑く茲に止め、是より實業補習教育の事に及ぶべし。

實業補習學校若くは實業補習科なる者は、前に述べたるが如く、實業的に補習教育を施す所にして、之を類別すれば農業補習學校、商業補習學校、工業補習學校、若くは農業補習科、商業補習科、工業補習科等となす。而して其類の何たるに拘はらず、特に着目すべきは所謂補習といふことにて、農にあれ、商にあれ、工にあれ、各其職業に従事しつゝ其學業を補習せしむるにあり。語を換ゆれば、同時に職業と學業と兩立併行するにあり。即ち實業補習學校に於ては子弟をして其職業を差障へざるやうにして其の學業を補習せしむる所なるが故に通常謂ふ所の農業學校、商業學校、工業學校とは大に其趣を異にせり、即ち農工商の實業學校に於ては學理と實驗とを並び課し生徒をして修業年限は専ら其學業に従事せしむる所にして、徒弟學校に於ては子弟をして校内に於て徒弟の仕組を以て終日課業に従事せしむる所とす。此等の區別あり、混同すべからず。而して實業補習學校は土地の情況に従ひ、職業の需用に應じ各種の設施なかるべからず。例へば工業補習學校の如きは織物地には機械染色等に係り、其他大工、鍛冶等に係るものにして、概して工業補習には圖畫を以て重要となす。又農業補習學校の如きは耕種養蠶に係り、牧畜山林等に係るものにして、農家の子弟は多く夏期の間農業に従事して餘暇なきを以て、冬期に於て其學業を補習せしむるを便とす。獨逸に於て冬期農業補習學校と稱するもの是なり。又商業補習學校の如きは實地各般の商業に係り補習せしむるものにして商家の子弟は晝間商用繁多なるを以て夜間通學せしむるを便とす。近頃本邦に於ても商業夜學校と稱し開設するものあり、此類は特に補習の實あるを要す。斯の如く實業補習教育を施設するに各種異同ありと雖も要するに農、商、工の職業に適切なるものを補習せしめ以て其實際に資し、其進歩を圖らしむるにあるなり。

從來本邦に於ては概して實業者の方にては其子弟を學校に遣るには何年間か全く學業に掛り切りで、職業を休ませねばならぬやうに思ひ居り、學校の方にては學校に來るからには其様にせねばならぬやうに考へ居る向もあり、雙方共一體に斯の如き思想を持ち、自家の職業と學校の課業とは兩立若くは併行し難き者と相考へたるも故なきにあらざるべし。素より學校の種類によりて、入學するて居るにもあらず、單に其の學科の講義のみを聴聞せしむるもの、如きは其効少かるべきなり。

方今本邦の農、商、工を擴張し、産を興し國を富するの道を講ずるは寔に目下の急務にして固より其方法一にして足らずと雖も就中技藝教育に基かざるべからず。然り而して大中小の技藝學校等整備して其効を完うするを得べし。而して實業補習學校の如きは亦其一に居り、最も簡便にして農、商、工の實業者に普及せしめ易く、其實際に資し、其補益太た大なりとす。顧るに現今實業者の子弟をして高等の技藝學校に入り、十分に其學業を修めしむるもの極めて稀にして、低等の技藝學校等に入學せしむるもの亦甚だ少く、其他高等小學校等と雖も卒業せしむるもの仍ほ多からざるの狀あり。且從來實業者の子弟は年齡十二三歳に到れば職工の徒弟となり、商業の丁稚等となり、幾分の賃銀を得て口糊を助くるを常とするが故に、此輩をして成るべく右等の實業學校に入學せしむるを期するも復た遽かに望み難かるべし。先年余が奥羽地方を巡回し、或る鑛山に到り見聞せし所に據れば、鑛夫の子弟は鑛業に勵しくして小學高等科若くは尋常科と雖も卒業するもの甚だ尠し。蓋し鑛夫には一種惡習の存するありて然らしむる所あるべしと雖も、鑛山地に於ては他に比すれば子供の賃銀比阪の高きに由るといふ。何となれば子供は身體短小にして坑内小穴に這ひ入り、碎きたる鑛石を採り出す等に便利なるべければなり。故に鑛夫の子弟は小學に入るも十二三歳に到れば多くは去りて鑛業に驅使せらるゝといふ。又近頃織物地方に到り、學齡内外の徒弟の狀況を観るに、概ね朝の六時頃から夜の十時、十一時頃まで労働せしむと云ふ。即ち一晝夜の殆ど四分の三を使役する譯なり。此等は僅かに一二例を挙げたるに過ぎず、此他實業者の子弟を使ひ、會社の徒弟を役するの弊習を擧ぐれば多々にして當に其智徳を損するのみならず、其健康に害あり。實に子弟の爲めに愁むべきの至ならずや。然らば則ち一方に於ては徒弟條例を發布せられ、以て學齡兒童の使用及徒弟労働の時間等に制限を置かざるべからず。又一方に於ては補習教育法を定められ以て實業に従事し、徒弟となりたる者をして僅少の時間を以て補習の便を得しめざるべからざるなり。

要するに農工商の實業者は多くは其子弟をして久しく就學せしむること能はざるが故に、土地の情況に従ひ職業の需用に應じ、各種の實業補習學校若くは實業補習科を施設し、以て其の小學を卒り若くは卒らざる子弟をして職業に従事しつゝ補習に従事せしめ、僅々一二箇年間一週二三四日常の午後、日曜の午前又は夜分或は冬期に於て成るべく其職業を妨げずして學業と併行せしめ、農に、商に、工に各其實業に適切なる課程を設け、成るべく簡便に補習を施し以て其實際に資し其進歩を圖り、其効果を收めんことを期望

する所なり。

是れ濱尾新氏が明治二十二年四月大日本教育會に寄せられたるものにして本邦に於て實業補習教育の必要を唱導せる嚆矢である。

實業教育方針——初等實業教育振興(明治三十一年十一月)

寺田勇吉

實業教育は技藝の演習を興ふるに加へて各種實業に付き學術技能に於ける知識の應用を示すに於ては勿論なるが、就中低度の實業教育に於ては技藝の練習を實際の境遇薫陶に譲り、教育は偏へに之に要する知識の傳授並にその知識の應用を指導するを以て足れりとす、即ち實業補習學校の如き主としてかゝる方針を取らんとするものなり。一例を擧ぐれば職工の如き徒弟の如き將た少年農夫の如きその實業上の練習薫陶を親方又は先進者に受け學校の教育は少年の徳操を確實高尚に導くを怠らざるは勿論、その從事する工業、商業又は農業に要する知識を興へ及該知識の應用を授け還て實地に應用又は會得せしめんとするものなり。而して現今我國實業教育の中、中等以上のものは頗るよく發達し從つて各種實業學校の教員、學校長若くは官廳、會社の技師となるもの續々世に出づれども此等の人の手先になりて働くべき實業者を教育する低度の實業教育の普通發達せざるは甚だ遺憾とする所なり。云はゞ頭ばかり良くて少しも手足が云ふことを利かぬやうな始末にて、實に我國教育上一大缺點たるべければ、將來現時の實業補習學校を改良して之を盛にし有爲の職工徒弟を作るを期すべきなり。

初等實業教育の必要、我國目下の實業教育は中等以上のもの頗るよく發達せるにも拘はらずそれが手足となり、技能、實力を顯はすべき有爲の職工徒弟を作るの機關を缺き、將來歐米人との競争上實に寒心に耐えざるものあり。蓋し我國は貨銀の廉なるを以て誇るに足るとするも貨銀其もののみを以て物品の價を左右する能はざる事情もあるべく、且つ彼等は一曰一人にて作り得べきものは邦人に於ても均しく成し得るか、而して教育の受量如何等は十分の調査をなし得ざるも目今の場合日本の職工技術の上に於て歐米の比較し遺憾ながら及ばざるを以て斷言せざるを得ず。然らば如何にして之を進め得るか。余は初等實業教育の普及發達を圖るより他に道なしと信ず。試みに見よ、現時我國の徒弟教育法は舊幕時代と其の趣を異にせずして少しも改良進歩せず。維新以來我國の進歩は常に外人の目を驚かし外國貿易の如きも明治元年の輸出入合計僅かに二千六百萬圓程なりしを今やその十倍以上に達し此他有形無形に論なく何れも汝々として改良を圖り駸々として進歩を勉むるにも拘らず肝腎の徒弟教育に至りては全く舊幕時代と異なるなきは甚しき缺點と云はざるを得ず。斯る有様にして條約改正の實施内地雜居の境に至り尙ほ悲哉利益は外人に壟斷せられ自らは彼等の手先となりて驅使せらるるあるのみ、此時に至つて長夢漸くに醒め俄かに狼狽奔走するも事既に遅し。於是乎今よりして初等實業教育を

必ず大に擴張せざるべからざるは理の正に見易き所なり
是本期末期に於ける實業教育の方針として當時の文部省參事官寺田勇吉氏が述べたところである。

第二節 實業教育に関する法令

本期に於ける實業教育は略前節の如き狀勢に在つたが、然らば制度上如何なる體制を採りつゝあつたかを検討しなければならぬ。

明治十九年の諸學校令に於ては實業學校令の公布を見ない。而して實業教育に關しては實業學校令の制定迄統一的规定を缺いて居たことは既に述べたところであるが、其間實業教育に關する規定は、小學校令、中學校令等の中に見出され、且、二十七年には文部省令を以て尋常中學校實科規程、實業補習學校規程、徒弟學校規程及簡易農學校規程等下級實業教育に關する諸規定が定められた事は注目すべき事件である。その中實業教育に關する法令として重要な意義を有すと認めらるるものを逐次叙述することとする。

更に二十七年には實業教育費國庫補助法及び之に附帶して文部省令を以て實業教育費國庫補助法施行規則及工業教員養成規定が定められた。實業教育費國庫補助法の發布は、第三期に於ける最も注目すべき現象であつて、これは節を改めて述べることにする。

一、實業補習學校規程

實業補習學校規程(明治二十六年十一月二十日文部省令第十六號)

- 第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ従事シ又ハ従事セントスル兒童ニ、小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ、其職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス
- 第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ、但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ、學齡ノ過キタル者ニ限リ實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

第三期 學校令時代 第二章 實業教育制度

實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ其小學校ノ教授ヲ妨ケサル限リ校舎及備品、器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身 讀書 習字 算術及實業ニ關スル科目トス、但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、工業地方ニ於テハ圖書 模型 幾何 物理 化學 重學 工藝 意匠 手工ノ類

二、商業地方ニ於テハ商業書信 商業算術 商品 商業地理 簿記 商業ニ關スル習慣及法令ノ大略 商業經濟 外國語ノ類

三、農業地方ニ於テハ或ハ農業大意或ハ耕耘 害蟲 肥料 土壤 排水 灌溉 農具 樹藝 家畜 養蠶 森林 農業帳簿丈量ノ類

前項ノ外水産 機械 刺繡其ノ他或職業ノ爲ニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條 讀書 習字 算術ノ各教科目ハ其ノ學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シテ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニヨリ一科目若ハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得

第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメンコトヲ得

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第九條 實業補習學校ハ日曜日、又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應ジ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相等ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二條 實業補習學校ノ教科目修業年限教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

文部省訓令第十二號(明治二十六年十一月二十二日)

實業補習學校規程ヲ發布シタルニ付訓令スルコト左ノ如シ

普通人民ノ情況ヲ察スルニ兒童ノ尋常小學ヲ終ル者退學ノ後職業ニ從事スルニ當リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ當リ其ノ昔テ學ヒシ所ノ事緒ヲ拋棄シ遺忘シテ其ノ用ヲ爲ササル者多シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ其父兄ハ彼等ヲシテ縱令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其ノ尋常教育ヲ補充温習シ彼等カ將來ニ從事スヘキ生業ヲシテ稍々價值アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切ナリ、此ノ父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ而シテ補習教育ハ、中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニ非ス寧ろ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ專ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ發達セシメソノ固有ノ地位ヲ保チ以テ稍々利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ、此レ補習教育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要スル所以ナリ

且觀近宇内各國ノ富力ハ一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリコレ蓋科學盛ニ興リ其ノ發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ及ホシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラスコノ科學的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト勞働トハ割然トシテ特別ノ界域ニ立テ農工諸般ノ事業ハソノ大部分ニ於テ、仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向テ科學及技術ト實業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メザルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス此ノ事ハ既ニ輿論ノ認ムル所ニシテ方ニ自然發達ノ時機ニ遭遇シタリ

以上ノ理由ニ因リ小學校令ノ揭クル所ニ基キ省令ヲ以テ實業補習學校ノ規定ヲ發布シタリ

實業補習學校トハ實業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小學ノ教育ヲ補習スル學校ヲ謂フナリ

故ニ實業補習學校ハ義務教育ヲ終ヘタル兒童ノ爲ニ其ノ既ニ受ケタル教科ヲ補習繼續シ及實業ノ知能ヲ授クルノ二箇ノ目的ヲ以テ設クル者ナリ

第三期 學校令時代 第二章 實業教育制度

實業教育ヲ實施スルニ於テ都鄙ノ別各地事情ノ各異ナルアリ決シテ畫一ノ概則ニ循由セシムヘカラス又一時ニ勸誘ノ力ヲ以テ推行スヘキニアラス寧ろ人民自然ノ發達ヲ助ケテ之ヲ順導スルノ方法ヲ取ルヲ要シ又地方ノ情況ヲ斟酌シ施行ノ緩急ヲ量ルニ注意スルヲ要ス

ムヘシ故ニ省令ハ又此等ノ點ニ向テモ一律ノ規定ヲ設クルコトヲ避ケ各地各校ノ便宜ニ任セタリ
 學級編制ノ如キハ固ヨリ普通小學校ノ例ヲ推スヘキニ非ス蓋シ生徒ノ年齡長幼不同ニシテソノ既ニ受ケタル教育ノ程度モ亦甚種々ナル
 ハ此ノ學校ノ特性タルコトヲ免レサルヘシ故ニ或ハ單級トシ或ハ級ヲ分チ或學科ニ就テハ上級ノ生徒ヲシテ下級ニ於テ教授ヲ受ケシメ、
 下級ノ生徒ヲシテ上級ニ於テ教授ヲ受ケシメルカ如キ、又此ノ學校ヲ管理スル者ノ便宜ニ活用スルヲ得ヘキ所ナリ
 實業補習學校ハ學科ト作業勞動トヲ併セ教フルヲ主トスルモノニ非ス實業ノ學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ下シ生徒カ學校ノ外ニ在リテ
 實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ所ノ學科ト反映照應シテ彼ノ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス庶幾クハ農ノ子ハ農ヲ樂ミ工ノ
 子ハ工ヲ樂ムノ益アララン但シ必要ニ依リ多少ノ作業ヲ授クル事アルハ固ヨリ妨ケサル所ナリ
 工業補習學校ニ於テハ圖畫ヲ以テ主要ノ教科ト爲ササル事ヲ得テ而シテ成ルヘク多クノ時間ヲ此ノ教授ニ充ツルヲ要ス但シ或工藝學校
 ヲ除ク外普通ノ工業ニ於テハ專ラ實用ニ適スルノ圖畫ヲ主トスヘク專門美術ヲ教フルハ其ノ目的ニアラサルナリ
 實業補習學校ニ於テ最モ困難ヲ感スル者ハ、實業ニ關スル教師ノ不足ナリ文部省ハ種々ノ方法ヲ用キテ以テ此ノ困難ヲ將來ニ救済スル
 コトヲ怠ラサルヘシト雖各學校ハ或ハ實業專門ノ人ヲ囑託シ或ハ巡回教師ノ講演ヲ請ヒ或ハ小學教員ヲシテ講習ノ方法ニ依リ實業教授ヲ
 傳習セシムル等ノ方法ニ依リ目下ノ困難ヲ補足スルノ道ヲ取ルヘキナリ
 尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハソノ程度ニ當ル者又ハ高等小學教育ノ半ヲ卒ヘタル者ヲ入學セシムルハ
 實業補習學校ノ自由タルヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セサル者ハ其ノ已ニ學齡ヲ超エ他ニ就學ノ途ナキ者ヲ除ク外入學ヲ許ササルハ補習教
 育ヲ以テ義務教育ヲ侵蝕スルコトヲ恐レテナリ
 實業補習學校、水産補習學校等ノ名稱ヲ取ルコトヲ得ヘシ凡ソ新規ニ屬スル事業ハ其ノ初ニ於テ施設ヲ誤リ一轉シテ廢止ニ歸スルカ如
 キコトアラハ後日再ヒ之ヲ設置スルノ機會ハ容易ニ得ヘカラサルニ至ラン故ニ實業補習學校ヲ設置スルニ當リ最慎重ヲ加ヘ一地方ノ中
 必要ヲ感スル地ニ於テ先ツ之ヲ設置セシメ漸次他ノ地ニ及ホスノ方法ヲ取り多額ノ費用キス簡易着實ヲ主トシ以テ十全ノ效果ヲ將來ニ
 收ムヘキハ、特ニ地方長官ノ注意ヲ望ム所ナリ

實業補習學校教科用圖書ニ關スル件

省令第四號(明治二十七年二月二十一日)

一、實業補習學校ニ於テ教科用圖書ヲ用フル場合ニハ普通教科目ニ係ルモノハ小學校用又ハ特ニ實業補習學校用トシテ文部大臣ノ檢定

ヲ經タルモノタルベシ

其他實業教科目ニ係ルモノハ檢定ヲ經ルノ限ニ在ラズ

二、前項特ニ實業補習學校用トシテ檢定ヲ經ヘキ圖書ニ關シテハ明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規則ヲ適用ス

三、實業補習學校ノ教科用圖書ハ府縣ニ於ケル審査探定ヲ要セズ

二、實業補習學校規程に關する當時の批評

實業補習學校規定の公布は井上毅、濱尾新その他の人の卓見に依る所であるがそれが當時社會から如何なる意味を以て
 迎へられたか事實を以て事實を語らしむべく當時雜誌教育時論(明治二十六年十二月發刊第三百十一號)に掲載された一
 文を左に引用する。

久しく教育社會の一問題たりし實業補習學校規程は二十六年十一月二十二日文部省令第十六號を以て發布せられた。同時に文部大
 臣は訓令を地方廳に傳へて其施設に關する精細なる注意を示された。
 實業補習學校といふ名稱が初めて世に出たのは明治二十三年十月で、爾來三年有餘の間文部當局は尠からず腦漿を傾注したのであ
 った。曩に文部省は實業補習學校等に關し説明して、「之ニ關シ尙規程ヲ要スル件少ナカラスト雖是等ハ今遽ニ之ヲ定メス漸次必要ニ
 應シテ制定スル所アラント云々」とある。されば今回の規程は世の必要に應じて制定したるもので、能く時勢の如何を考へ、地方
 の情況に照らし充分に好果を收めんことを期したるものである。此の規程を通過するに實業補習學校の性質、入學資格、學力の程
 度、設置の方法、補習及實業に關する教科目、修業年限、教員の資格、及管理の方法等其設立に必要な條件は一も漏す所なく、又
 訓令に於ては此の規程を發布したる理由、施行の緩急、教授時間及季節の利用、教科目教授の要旨、教員の補足及學級編制等文部大
 臣の注意誠に至れり盡せりである。此の規程の大體に就て説明すれば、實業補習學校規程第一條には(條文略)とあり此の文面の意
 味より解釋すれば實業補習學校は兒童が既に受けたる教科を補習すること、及實業の知識を授くることの二個の目的を有するもの
 で、此學校の生徒たるべきものは現に各種の實業に従事せる者及將來實業に就かんとする者との二種になる。此の點に於て從來の
 補習科と比較するに其性質に於て全く相異なる所あるを見る。即ち補習科に於ては兒童が既に學習したる教科を練習補充するを以て主
 眼とし實業に關する教科目は土地の狀況により其の幾分を加ふることを得るの規定であるが、實業補習學校に於ては兒童の既に受け

たる教科を補習繼續すると同時に實業に關する教科を課することになつて居る。

次に入學すべき兒童の種類(第二條)について見るに

尋常小學校卒業

現に實業に従事する者
將來實業に従事せんとする者

尋常小學校中途退學者(教科の一部の教授を受くる者
(學齡を超えたる者) 教科の全部の教授を受くる者)

高等小學校卒業

現に實業に従事する者
將來實業に従事せんとする者

高等小學校中途退學者(教科の全部の教授を受くる者
教科の全部の教授を受くる者)

此の如く實業補習學校の生徒は頗る多種多様のものとなり、半途退學者の中には其の學力の程度の差甚しきものもあるべく、或は個々の兒童皆悉く其學力を異にするの場合もあり得るのであるから、文部大臣の訓令によりて注意を與へてある如く學級の取扱は頗る便宜に出來ては居るが、餘程の熟練なる教師にあらざれば充分なる効果的目的を達するには困難と云はねばならぬ。此の規程は入學に關しても設置に關しても甚だ自由であるが、其の自由なる結果、多種多様な兒童を集めて學級を編成せねばならぬ困難が生ずる。此の點に設立者又は地方長官に於て豫め注意を加へ、且幾分の制限を設けざれば教授上の困難が起つて來ることは免れないであらう。設置の方法(第三條)に就ては文部大臣の訓令に示されてある如く多額の費用を用ひず簡易に之を施設せんとする意に出でたることは明かである。尋常小學校若しくは高等小學校に附設するは獨立の施設に比すれば其費用を減じ得べきは固より明瞭なる事實であるが、併しこれがために現に小學校在學の兒童にして或は此校に轉學するを欲し若しくは中途退學して此に入學するに至らば兩校の管理上及教授上に不都合を來すは云ふを俟たない。

又大臣の訓令にも云へる如く、最初より各地一齊に之を設立するにあらず一地方中最必要を感じる地に於て、市町村若しくは實業組合の望に任せて維持法等十分と認めたる上にて其設置を許可するものであるから、寧ろ初めから獨立として六かしく設立するに若かず。斯くてこそ初めて教授時間及季節等の利用も出來るであらう。經費の點に至つては之れが良策を工夫することは誠に目下の急務であらうが、現に地方に行はれつゝある所の養蠶傳習所又は刺繡教授所等の如き何れも其收益を以て能く教師の給料の一切の費用を辨じ、尙且餘裕を生ずるさへあるを見れば、之に授業料及市町村或は組合の補助費を加へ、更に政府より其幾分を補助することにもならば經費の一點は強ち心配する程のことでもなからうと思はる。

補習及實業に關する教科目、

該規程中第四條に實業補習學校の教科目を示し且つ「修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得」との但書を添へられた。然るに文部省は曩に隨意科目等に關する規則に於て、補習科の教科目は修身を除く外凡て隨意科目となすことを得と規定し更に之を説明して、

補習科ノ教科目中獨リ修身ノミ隨意科目トナスコトヲ許サル、ハ該教科目ハ殊ニ重要ニシテ其教授ノ實效ヲ收ムルハ實ニ多年ノ間訓誡陶冶タルコトナキヲ要スルノミナラス補習科ニ入學スベキ兒童ハ年齢稍長シ動モスレハ放恣ニ流レ易キノ時期ニアルヲ以テ之ニ對スル規律ヲ嚴正ニスヘキハ勿論常ニ人道實踐ノ方法ヲ指示シ薰染浸潤シテ其效ヲ全クスルノ要アルニ依ル、

とある。是れ甚だ不釣合の所置とも考へられる。補習科と實業補習學校とは其の性質こそ多少異なる所はあるが、其生徒に至りては其種類を異にするものではない。假令文部省は該規程を以て決して修身科を重んぜざるの精神にあらずとするも、規程の文面は明かに之を輕視したる形跡なきにあらず。既に訓令にも云へるが如く讀本は重に農業の事物及事例を説きたるものを用ゆべしとあるは實業補習學校としても當然のことであるが茲に至り讀書と修身とは益々其事實の相違さかるを見る。更に進んで第六條に至れば讀書の如きは或る生徒に對して課せらるることを規程してある。

次に第五條の實業に關する教科目につきて、訓令の中に、

實業學校ハ學科ハ作業勞働トヲ併セ教フルヲ主トスルモノニアラス實業ノ學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ下シ生徒ガ學校ノ外ニアツテ實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ所ノ學科ト反映照應シテ彼レ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス云々…但必要ニ依リ多少ノ作業ヲ授クルコトハ固ヨリ妨ケサル所ナリ。

とある。然るに小學校令第十條中には「農業ヲ設ケル小學校ニ於テハ農業練習場ヲ備フヘキモノトス」と規定し、若し特別の事情あつて練習場を備ふることを得ざる場合は、監督官廳の許可を受くることとなつて居る。其他教則大綱第十三條には「高等小學校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙 粘土 木 竹 銅線 鉛葉 鉛等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ」とあり、又第十六條には「土壤、水利 肥料 器具 耕耘 栽培 養蠶 養畜等ニ關シ土地ノ狀況ニ緊功ニシテ兒童ノ理解シ易キ事項ヲ授ケ便宜之ヲ實習セシメ云々」とあり、之を實業補習學校の「科學ト作業勞働トヲ併セ教フルハ主要ノ目的ニアラス」といふに比すれば大に不釣合を感じざるを得ない。普通の小學校こそ學科と作業勞働とを併せ教へるを主とする所にあらずとせば實業補習學校に於ては勿論、假令實習を以て主とせざるにせよ十分に實習の餘地を與へて作業勞働を併せ教ふるの必要はあらう。例へば地方に行はるる如き養蠶練習所、裁縫教授所等の設備ある地方に於ては、一も二もなく實習を疎にする譯には行かない。されば益々實業補習學校を設置する場合には實業に關する教科目の種類により、寧ろ訓令に於ける但書を以て本領とし其結果に於て十分に小學校及補習科と區別あらしめんこと地方官及設立者の殊に注意を要する所であらう。

以上は施設上の注意なれども更に一層注意を要する事項は、實業に關する教科書の教授法である。從來の例によれば尋常師範學校に於ける實業科すら其教授する所は、大抵西洋流のもので、動もすれば本邦の實際に適合せず。折角研究して得たる知識も徒らに實

業者の嗤笑を招く材料たりし観なきにあらず。國民の子弟に向つて科學及技術と實業との一致配合すべき教育を施すことは現に文部大臣の訓令にも云へる如く今日に於て如何にも緊切なる事には相違なからうが、科學的に研究したる方法を以て之を我國舊來の實業上に應用せんとするには頗熟慮を要すべきである。今日の小學兒童が、動もすれば父兄の古風なるを見て之を蔑視するが如く實業補習學校の教科を修めたる兒童にして若も父祖傳來の方法を迂濶なりとして徒に之を廢棄するが如きあらばそれは實業教育の目的に反するものである。當局者及將來補習學校教員たらん者に望む處は、十分其教授法の宜しきに叶ひ、學校に於て復修したる事は直に之を從來の實業の上に應用することを得父兄をして漸次其裨益あるを納得せしむるの計畫ならんことである。

教員の不足

文部大臣の訓令に、實業補習學校に於て最も困難を感ずるものは實業に關する教員の不足であると言つて居る。而して文部省は之れが救済法として或は實業専門の人を囑託し、或は巡回教師の講演を請ひ或は小學教員をして講習の方法によりて實業教授を傳習せしむる等の方法により目下の困難を補足するの途を取ると云はれて居る。皆之れ窮策たるを免れないが、今日に於ては已むを得ざることであらう。されど實業補習學校に教員たらん者は宜しく實業家に信を措かるゝの人でなければならぬ。詳言すれば少くとも父兄の信用を得るだけの實業上に關する知識を有する人でなければならぬ。尋常師範學校の實業教師より尙實業家に信用せられざる今日に於て之を普通の小學校教員に托せんことは甚だ心元ない。假令四五ヶ月の講習を経たるものと雖も、恐らくは實業補習學校の教員たるには不足であらう。故に將來に向つては充分實業補習學校の教員たるべき人を作り出す計畫あらんこと極めて必要であるが、今日の場合に間に合ふべきものではない。されば目下の急を教はんには須く先實業専門學校の卒業生を採用せしむるより外途はない。勿論今日の處では此等の卒業生とて皆悉實業教育の任に堪ふるものとは云ひ得ない。殊に此等の人々は教育の何物たるを知らぬものであるから實業補習學校の教授を全く此等の人々に一任せんことは固より不可なれども兎に角彼等は實業上については先づ實業家の信用を得るものとせねばならぬ。今此等の人々を雇はんには多少經濟上のことも考へねばならないが今日實業學校創設の際に於ては教員を精選すること實に肝要中の肝要である。殊に一地方一二校に止まる間は、教員給料位の如きは如何様にも工夫の立たぬこ

とはなからう。

獎勵及監督

更に終りに隨み一言せんと欲する所は獎勵及監督の事である。既に茲に述べたるが如く、今回發布された實業補習學校規程は勉めて自由を主としたるが故に或は此規程の永く空文に屬し容易に其の施設を見るの運に至らざらんことを恐るゝものである。縱令ひ實業教員の須要は既に輿論の認むる處にして方に自然發達の時機に遭遇したとは云へ、少しも獎勵の道が立たねば容易に施設の日は望まれない。既に相當の獎勵法を立て漸次其設置を見るの時に至るも尙之を監督する方法がなければ大臣の所謂十全の効果を將來に收むることは恐らく至難のことであらう。

三、徒弟學校規定

從來職工養成の方法としては唯年季徒弟法のみがあつた。此は師弟の情誼を厚くし、且經濟的に職工を養成する方法なるが故に、強ち排斥すべきものではないが、其養成法たるや秩序的教育に由らずして多くは唯親方に使役せらるゝ傍ら所謂見真似に知得るものであつて業務上必須の知識を修得すること困難である。此故に幼工にも組織ある教育を施さんとするの機運至り、職工養成の方法を計劃するに至つたのである。此の機關に徒弟學校及び實業補習學校の二あり、就中徒弟制度の衰頽に従ひ、之に代つて徒弟を養成し、又假令徒弟制度の存續する工業にても更に優良な職工を得んが爲に明治二十七年徒弟學校規程が制定せられた。

一、徒弟學校規程 (明治二十七年七月二十五日文部省令第二十號)

第一條 徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス

第二條 徒弟學校入學者ノ資格ハ年齢十二年以上及尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

徒弟學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條 徒弟學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テソノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使

用セシムルコトヲ得

第四條 徒弟學校ノ教科目ハ修身 算術 幾何 物理 化學 圖畫及職業ニ直接ノ關係アル諸教科目並實習トス
前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外學校長ニ於テ便宜取捨選擇シ又ハ隨意科トスルコトヲ得但實習ハ設備上又ハソノ他ノ關係ニ依リ學校ニ於
テ教授スルニ不便ナル職業ニ限リ之ヲ缺クコトヲ得

第五條 徒弟學校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ就テ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六條 尋常小學校ヲ卒業セスシテ入學ノ許可ヲ得タル者ニハ本科ノ外讀書習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得

尋常小學校卒業ノ者ト雖其ノ志望ニ依リ讀書 習字 作文ノ一科目又ハ數科目ヲ授クルコトヲ得
本條ノ場合ニ於テ修身ハ讀書ニ附帶シテ之ヲ教授スルコトヲ得

第七條 徒弟學校ノ修業年限ハ六箇月以上四箇年以下トス

第八條 徒弟學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第九條 徒弟學校ハ土地ノ狀況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十條 徒弟學校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小學校教員ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ職
業上ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十一條 徒弟學校ニ於テ教科用圖書ヲ用フル場合ニハ修身 讀書 習字ニ係ルモノハ尋常小學校高等小學校補習科又ハ實業補習學校用
トシテ文部大臣ノ檢定ヲ經ルノ限ニアラス

徒弟學校ノ教科用圖書ハ府縣ニ於ル審查探定ヲ要セス各學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十二條 徒弟學校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ
私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村立徒弟學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及ソノ學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ學校ニ關スル
事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條 市町村立徒弟學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

第十五條 女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテコノ規程ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種類トス

省令説明

一、徒弟學校ヲ卒業シタル者ハ一ノ職工タルニ關ク所ナカラシムルコトヲ期ス故ニ徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス蓋シ
小學教育ヲ補習セシメ且實業ノ思想ヲ興ヘ又ハ準備ノ實業教育ヲ授クルハ實業補習學校ノ任務ニシテ徒弟學校ハ之ニ反シ職業教科ヲ
授クルヲ以テ主トスルモノナレハナリ

一、尋常小學校ヲ卒業セサル者及自己ノ志望ニ依ル者ヲ除ク外徒弟學校ノ教科ニ普通教育ヲ復習セシメ又ハ教授セサルモノハ一家生計
ノ負擔ニ急ナル多數ノ少年ノ爲ニ便ヲ圖ルナリ此亦實業補習學校ト徒弟學校トノ異ナル所トス

一、貧人ノ子弟小學ニ入ルコト能ハスシテ賃工トナリ勞働ニ従事スルモノノ爲ニ夜學又ハ他ノ慈惠ノ方法ヲ設ケテ普通教育ヲ授クルハ
徒弟學校規程ノ干涉スル所ニ非ス

一、年齢ヲ十二年以上ニ限リタルハ十二年ニ達セサルノ幼者ハ徒弟學校ノ教科ニ堪ヘサレハナリ

一、實習ヲ課スルノ標準ハ今日ノ現況ニ照シ最適ナル方法ヲ求メタル結果ニ外ナラス蓋シ學校ニ於テ充分ナル實習ヲナサントスル時
ハ設備ノ要スル所ハ地方ノ負擔ニ堪ヘザルモノ少カラサルヘク又或ル工業ノ種類ニ依リ職工ノ伴侶ニ入り勞働スルノ習慣ハ必シモ之
ヲ學校ニ移スノ必要ナカルヘク而シテ生徒ニシテ工場ニ於テ現業ヲ實習シ又學校ニ於テ現業ノ解釋又ハ基礎タルヘキ學科ヲ學ブヲ以
テ便トスルモノ蓋シソノ多キニ居ラン故ニ省令ハ設備及事情ノ許ス限リ實習ヲ課セシメ又便否ヲ斟酌シ之ヲ課セサルコトヲ認メタ
リ

一、徒弟學校ニ普通科ヲ授ケス而シテ獨リ修身ヲ必修科トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ總テ修身ヲ本トスレハナリ但徒弟學校ニ於ケル
修身科ハソノ多キヲ要セス(一週一時ヲ以テ足レリトス)又必シモ教科書ヲ用キルヲ要セサルヘシ

府縣に於ける徒弟學校の設置方(二十八年十二月勅令第六十六號)
徒弟學校ハ明治二十三年勅令第二百五號小學校令第三十八條ニ依ルノ外府縣郡(郡制ヲ施行セサル郡ヲ除ク)ニ於テモ之ヲ設置スル
コトヲ得
前項徒弟學校ノ設置廢止ハ其府縣立ニ係ルモノハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ郡立ニ係ルモノハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

徒弟學校規程改正(明治二十九年文部省令第一號)

明治二十七年文部省令第二十號徒弟學校規程中左ノ通改正ス
一、第四條第二項中學校長ニ於テノ六字ヲ削除ス

第三期 學校令時代 第二章 實業教育制度

三期 學校令時代 第二章 實業教育制度

一、第十二條ヲ左ノ如ク改ム

第十二條、徒弟學校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ府縣立ニ係ルモノハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ郡立ニ係ルモノハ郡長ニ於テ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一、第十三條ノ「市町村立徒弟學校」ノ上ニ「府縣郡」ノ三字ヲ加フ

一、第十四條ノ左ノ如ク改ム、

第十四條 府縣郡市町村立徒弟學校ニ於テ授業料ヲ徵スルト否トハ府縣郡市町村ノ便宜タルヘシ

徒弟學校は小學校の種類として小學校令中に規定せられ而して其設立は市町村立或は私立に限られて居る。勅令たる小學校令を變更する爲に本令は勅令を以て規定したのである。徒弟學校は省令説明にもある通り實業補習學校とは其本質を異にし直接に職業に必要な科目を教授することを本旨とするものである。従つて乙種程度工業學校に相當するものある譯で其内容組織の點に於て府縣郡立を認むることを適當としたのが本令制定の理由と思考する。尙府縣立の實業補習學校に付ては三十二年の實業學校令に於ても制限的の規定を掲げ大正九年の改正に於て此制限を撤した。

四、當時に於ける徒弟制度の狀態

然らば當時斯の如き規定を發布することの必要を認めしめるに至つた徒弟の現状は何うであつたかに就て明治三十年：學校附屬職工徒弟學校職員に依る資料があるからこれを左に輯録する。當時徒弟制度は如何に教育的に不備なものであつたか、隨つて本規定の發布の見るに至つた消息を理解することが出来る。

東東府下木工、金工年期徒弟の現状

我國今日民間ニ行ハルル所ノ工業年期徒弟法ハ時世ノ變遷ニ伴ヒ幾多ノ沿革ヲ經ザルニ非ラスト雖モ率ニ舊江戸ニ行ハレシ徒弟法ノ慣例ヲ因襲スルニ過キス今左ニ記スルモノハ東東府下木工金工年期徒弟法現今ノ概況ナリ。

契約書

年期徒弟ノ申込ヲナシ師弟ノ結約ヲナス時ハ徒弟引受人ヨリ凡ソ左ノ如キ契約書ヲ雇主ニ入ル、ヲ以テ一般ノ慣例トナス

契約書

族籍 何 年 某

右者何年ヨリ向何年迄何年間貴殿ノ弟子ニ相願候ニ付テハ右年期中逃亡又ハ不行跡等有之節ハ身元引受人ニ於直チニ御損害ヲ辯償致シ一切御迷惑相掛間敷尙病氣等ノ際ハ御通知次第早速取引可申且ツ御見込無之時ハ何時御差戻相成候トモ決シテ苦情等申出間敷依テ證書如件

右ノ外禮奉公ノ年限ヲ記入ス

身元引受人 何 某

族籍年齢及年期

徒弟ハ東東府下及近在ノ者多ク十中七八ハ貧家ノ子弟ニテ學資ヲ投シテ修業セシムルノ餘力ナキモノ或ハ家計上一人ナリトモ其數ヲ減セントスルモノ多シ維新前ニ在リテハ其年齡概シテ十五歳迄ノ間ヨリ二十五歳迄ノ十ヶ年間ニシテ假令十一二歳ヨリ入ル、モ十五歳迄ノ間ハ年期中ニ計算セサル定ナリシモ年期制限及徴兵令等ノ關係ヨリ現時ハ十一歳ヨリ十五歳迄ノ年期ハ通シテ七ヶ年ナリ然レトモ備物徒弟ニハ尙十ヶ年ノ年期少ナカラス又約束ニ由リテハ衣食共一切自辦シ四年或ハ五年ノ契約ヲ爲スモノアリ此ノ如キ者ハ最初ヨリ家事雜役ニ使用セラレズ又他ニ中年年期ナルモノアリ年齡十八九歳ヨリ四五年間ノ年期徒弟トナルモノニシテ此等ハ期滿チ他職場ニ雇ハルルニ至レバ三十錢内外ノ日給ヲ得ルモノナリ

業務

木工金工ノ二種ニ分チ更ニ木工ヲ大工、建具、指物、金工ヲ鑄物、鍛冶、仕上ニ別チタリ然レトモ此分業ハ又更ニ別レテ無數ノ小分業トナリ自ラ其ノ業務ニ差異アルモノナレバ左ニ記スルモノハ固ヨリ其大體ニ過ギズ

木工

大工

大工ハ屋大工、橋大工等ニ分レ其業務各差異アリ今左ニ記スルモノハ屋大工ノ概況ナリ、最初二年間ハ水汲其他厨房ノ手助外面ノ掃除或ハ子守リ等ヲナシ又出役ノトキハ雇主及各職人ノ雜當運ビ等ノ雜用ヲナシ其間ニ鋸、鉋、鑿ノ使用法概略ヲ話シ挽割モノ、板割リ、鉋研キ、孔掘リ等ニ從事シ後二年間ハ專ラ板割、鋸挽、孔掘リ、或ハ鉋ニテ前割横割(垂木柱、梁、桁等)ヲナシ年明ケ一年前ニ到リ柄モノ、組合セ又ハ敷居入レ天井張等ノ取付仕事ヨリ漸次矩計ノ概略ニ及ホスモノトス

建具指物

建具徒弟モ一二年間ハ大工ト同シク重ニ雜役ニ從事シ餘暇ニ縱挽、鉋研、板削ヲナシ稍々上達スルニ及ンテ專ラ縱挽ヲナシメ墨線ニ從ヒ曲ナク一間モノ日ニ凡六十條ヲ挽クニ及テ（此間殆ント二年ヲ要ス）兩戸等ヲ始メ日ニ四枚ヲ作り得ルニ至リ（凡三年ヲ要ス）並一人前トナリ漸次障子、欄間等ニ到ルモノトス

指物ハ煙草盆、茶棚類或ハ簞笥等ニ分カルルモ概シテ最初ノ二三年ハ粗雜ナル茶盆或ハ箱ニ用ユル板ノ鉋挽、荒削、鉋研キ等ヲナサシメ其技術ニ由リ漸次並物ヨリ精巧ノ欄簞笥等ノ製作ニ到ル指物ハ削方尤モ注意ヲ要スルコトニシテ板類ノ見計（例ハ何程ノ板ニテ煙草盆何個ニ其餘ハ茶盆何箇ヲ採り得ル等凡テ無益ニセサル様挽前切ニ見込ヲ付ル等）ヲ能クスルニ到リ一人前トナス

總テ木工ハ體構（鉋研ニハ力ノ入ルヘキ構、鉋削鉋挽ニハ曲ラサル様ノ自構ヲ云フ）極テ緊要ノ事ナレトモ留意スルモノ少キ有様ナリ

金工

鑄物

十一二歳ノモノハ一年間木工ト同シク家事仕事場ノ雜役ヲナシ後一年ハ重ニ鑄造品ノ砂落シ水汲、砂篩、型燒、道具磨キ又ハ粘土澆等ヲナシ稍其道ヲ自得スルニ到リ職人ノ手助傍小形モノヲ始メ漸次大型ヨリ複雜ノ大型、引型等ニ及ホスモノニシテ鐵ノ良否ノ適否或ハ氣孔（空氣抜）及湯口（熔金注入口）ノ考ヨリ鑄鐵、加減ヲ知ルニ到リテ一人前ノ職人トナス

雇主他工場ニ雇ハルモノナルトキハ日給七八錢ニテ其工場ニ雇ハレ前同様ノ仕込ヲ受クルモノトス又川口村近傍ノ鑄造所ハ年期凡テ七年ニシテ業務ノ暇多キ時ハ農ノ手傳ヲナサシム

鍛冶

一二年間ハ重ニ家事ニ迫ハレ甚ダシキハ炊事ヲナサシムル處アリ餘暇ニ水汲、炭割、鑄吹ヲナシ終業後ハ道具片付ヨリ掃除ヲナサシメラル後二三年ハ向種ヲ專トシ此間灼鐵ノ度合及灼付ノ方法ヲ自得シ使用道具等火造リヲ成シ得ルニ到リ並火頭ヲ許サル時ニハ製作品ノ仕上ヲ要スルコトアル爲メ年明近ニ到リ一通リノ健仕上ヲ心得シムルヲ一般トス

仕上

凡一年ハ他徒弟ト等ク家事及仕事場ノ雜役ヲナシ暇アルハ鑄張ヲ取り旋盤廻ヲナシ後二年ハ捻子切ヨリ孔開ケ削物（タカネヲ用ヒ）等ヲナサシメ其技ノ進ニ從ヒ漸次旋盤ニテ仕上ヲ引ヨリ組立ニ到ル凡ソ仕上中雜及旋盤用刃物、或ハ目打ヲ作り燒ヲ入ルル等ヨリ一通ノ鍛冶モ必要ニシテ此心得ヲ出來得ルニ到リ並職人トナス

學問

年期徒弟ハ其業務ハ所謂見真似ニ依リ習得ノ便アルモ其教育ニ到リテハ篤志ノ親方ハ夜間讀ミ書キ算盤ノ修業ヲ勤ムレトモ親方自身概

本讀書算ノ出來得サル輩多ケレバ實際自ラ導クコト能ハス。殊ニ徒弟ハ晝間疲勞ノ爲メニ睡眠ヲ催シ勉學ヲ嫌フノ傾向アリ。又圖引ノ心要ハ親方タルモノハ之ヲ知ラサルニ非サルモ自身之ヲ爲シ能ハサルモノ多キヲ以テ之ヲ授クルモノ甚ダ稀ナリ。サレバ極メテ少數徒弟ノ心掛宜シキモノノ外ハ其業ニ鍛練シタルモノアラス。且現今慣行ノ年期徒弟法ハ親方ニ於テハ徒弟雜役若クハ近易ノ業ニ服セシメ又其父兄ハ衣食保果ヲ輕減シ一種ノ經濟ニ似タレドモ之ニ必要ナル教育ヲ授ケサレハ決シテ數多ノ良工ヲ出シ永久ノ經濟ヲ計ルノ道ニアラサルナリ

操業時間及休憩時間休日

操業ハ總テ日ノ長短ニ由リ凡ソ日出頃ヨリ日没頃迄トス。大工ハ市中ニ出役ノ時ハ一般ニ日没迄トス（市中ニテハ日々仕事ノ出來上リ如何ニ關ラス單ニ日没迄働クトキハ一般氣受宜キ爲ナリト云フ）日ノ短キ間ハ建具、指物、金工徒弟ハ概シテ午後九時十時頃迄ノ夜業ヲナス。大工ハ家ニ由リテハ一二年間ハ夜業ヲナサシメ金工ニ在リテハ仕事ノ都合ニヨリテハ徹夜セシムルコトアリ。

休憩ハ俗ニ煙草休ト稱シ家ニ由リ午前十時午後三時ニ三十分宛正午一時間ノ處アリ。或ハ正午三十分乃至一時間ヲ與フル外前後共休憩ナキ處アリ。大工ノ如キハ日ノ長キ間ハ日没前三十分ノ休ヲ與ヘラルルヲ例トス。又鑄物ハ晝食ノ際一時間ノ休憩ヲナサシメ他ノ時ニハ殆ント與ヘサルモノ多シ

休日、鍛冶ハ八日毎ニ休日ヲ與ヘ他ハ一般ニ毎月一日、十五日（此兩日ノ休日モ輪番ニテ親方ノ用達シヲナスモノハ休ヲ得ス）及氏神ノ祭禮日ニシテ大工ハ雨降等ノ際仕事ノ都合ヲ以テ休トナシ鍛冶鑄物ハ十一月八日ノ輪祭ノ休ヲナシ親方ノ馳走ヲ受クルヲ例トス其他ハ養父入ト稱シ毎年一月及七月ノ十六日ハ親方或ハ身元引受人ヘ正午十二時迄歸休ヲ許サル。家ニ由リテハ十五、十六ノ兩日ヲ與フル處アリ。花見、遊山ノ休日ヲ與ヘラルルモノハ甚ダ少シ。一般ノ一日、十五日鍛冶ノ入日毎ノ休日ハ外持ト稱ヘ一般ニ親方ヨリ多少ノ材料ヲ貰ヒ受ケ之ニテ隨意ニ製品シ其實品ヲ以テ己レノ小遣錢トナス。工場組織ノ徒弟ハ外持ヲ爲スコト能ハサル代リ、小遣錢ヲ業主ヨリ與ヘラル、ナリ。其額ニハ等級アルモノトス

徒弟の取扱

徒弟ノ取扱ハ家風ニ由リテ各自多少ノ別アレトモ概シテ仕着ハ夏冬各一枚（綿入ヲ與ヘス）帶、褌、手拭、足袋（冬ノミ）草履、下駄等ヲ給ス。外ニ仕事着トシテ木工ニテハ腹掛、股引、絆纏ヲ給シ又別ニ家族ノ古着ヲ與フル處アリ。養父入ノトキハ初年ハ三拾錢内外ニシテ年五錢増ノ小遣ヲ與ヘ（歸リニハ多少ノ土産物ヲ持歸ルヲ例トス）其他休日ニハ通例十錢ヨリ年四五錢増ノ小遣錢ヲ與ヘ大工等ハ職人ヨリ多少心附ヲ與フル爲メ親方ヨリハ與ヘスト云フ。業主ハ此仕着小遣ヲ以テ獎勵ノ一方法トナシ各徒弟ノ勉否ニ由リ多少ノ加減ヲナシ、其他ハ一般年期ノ増ニ從ヒ取扱ヲ厚クスルモノトス。並一人前迄ハ酒ハ勿論煙草ノ類モ禁セラレ外出ハ入湯ノ時ニ一時間内外ノ暇ヲ

與フルニ過キス。然レトモ漸次各職人ノ風儀ニ化セラレ惡風ニ陥ルモノ少ナカラス

年期明ケ際

一般ニ年期中使用セル手道具類、衣服及ヒ新調ノ衣服一重ネ(時候ニヨリ應分)ヲ與フ。尙親方ニヨリテハ店(得意先)一軒ヲ與フルモノアリ。鍛冶ハ金數一個輪一個ヲ與フルノ習慣ナリ

年期済後ノ狀況

年期後ハ通例一年或ハ半年ノ禮奉公ヲナスモノトス。其後ハ各自ノ望ニ由リ各親方工場ヲ渡リ業ヲ磨クモノアリ或ハ他ニ目的ナキトキハ其儘親方ニ勤ムルモノアリ。他ニ雇ル、トキハ日給凡三拾錢ヨリ四拾錢位ニシテ親方ノ家ニ在リテハ日給拾錢内外、通勤ノモノハ二拾錢ヨリ二拾五錢位トス。滿期後ハ概シテ親方ニ雇ハル、ヨリハ他ヲ望ムモノ多シ。之レ親方ニ於テハ日給安クシテ究屈ナレハナリ。又親方モ解雇ヲ命スル場合或ハ自營ヲ許ス際ハ從來自家ニテ給與シタル給金ト他ノ並給金トノ差及手當金、道具一式等迄新タニ給與セサルヲ得サルカ爲メ滿期後ハ強テ自家ニ止ムルコトヲ欲セザル傾アリ。平素品行及作業共良蹟ノモノハ日當三錢増若クハ世話役ノ取扱ニテ傭人多キモノトス

工場組織ノ徒弟

大工ハ多少ノ心得アル者ニアラサレハ雇入レズ。帳場或ハ製圖ニハ時トシテ最初ヨリ雇フコトアリ。指物工場ハ一個人ノ組織ニカ、ルモノ多キカ故、徒弟ノ狀態モ從テ普通ノ徒弟ニ等シク、唯操業時間及休日ハ稍規律立チタル迄トス。金工場ノ徒弟ハ凡テ日給六錢ヨリ八錢内外ニシテ雇ハレ、最初一二年間ハ工場ノ雜役ニ從事シ其ノ後ハ並徒弟ト同シク唯時間ノ規律立タルト、分業ノ傾アルトノ差アリ。工場組織ノ徒弟ハ最初ヨリ分業ニ傾キ廣ク渉ルコト能ハサルト又最初ヨリ金錢ヲ受クルガ爲メ業ノ未タ進歩セザルニ先チ惡風ニ化スルノ患アリ

五 徒弟教育施設に關する意見書

本期に於て徒弟制度の狀態は前述の如く、爲めに徒弟學校規程の公布を見るに至つたのであるが、該規程の公布に至る爲めには、當時這の方面の教育に特に傑出した意見を有つて居た手島精一氏等の意見が重きをなしたことは推察するに難からざるところである。是に同氏が明治二十五年教育時論第二十四卷に投稿した徒弟教育施設に關する意見書を掲げて參考に供する。要するに當時歐米流の工業輸入せられると同時に、他面に於て我國從來の徒弟制度が顧みられ其の改善更に良工養成が要望せられるに至つた。その代表的意見とも看做さるべきものと信ずるからである。

徒弟教育施設に關する意見書

手島精一

方今我國に於て、工業を振作するの急務なることは固より多辯を要せず。然り而して之を振作するの要必ずしも我工業をして悉く歐米偉大の規模に倣はしむるを須ひず、本邦舊來の工業に向ひて漸次學理を應用するの道を講じ、以て著々發達改良の効を奏するにあるなり。從來の職工は概ね皆徒弟の方法に依りて立つものなりと雖も、徒弟一般の狀況を見るに其初に當りては師家のために職業に必要ならざる百般の雜事に役せられ、漸く業を習ふの時に至りても一定の課程順序あるにあらずして、歲月を徒過し往々産業を妨ぐるものあり。況んや各國貿易場裏に競争を争ふ今日に在りては、職業と雖も近易の學理的智識及圖畫の技能の一端を要するに於ておや。今の徒弟の有様を以てしては右述ぶる智識技能に我職工の絶て習得すること能はざる所なり。如何ぞ此を以て良工を陶冶するの道を得たりとなす。是に於て職工徒弟學校の必要起る。然れども徒弟學校亦必ずしも妄信すべからず。蓋し施設の如何に由り利のみありて其弊なきを保す可らざればなり。若し徒弟學校にして一般學校の風に倣ひ、執業時間短少にして悠々業に従はしめ、勞作の監督、嚴正ならざるときは、兒童をして緩慢懶惰の氣習に馴致せしめ、精勵敏活の良工を得ざるのみならず遂に或は世間一般の職工より劣るものを出すの虞なきを得ず。是れ實に學校組織に於て弊の生じ易き所なれば、此種の學校の設置監督するの任に膺るものは最も此點に注意せざるべからず。

改正小學校令に於ては、徒弟學校を以て、小學校の種類と認められ、其學科等は文部大臣の定むる所とせられたりと雖も、文部省第八號に於て、姑く地方長官の考慮に委し、文部大臣の指揮を乞はしむこととせり、蓋し思ふに此種の教育に關しては特に土地の民度と工業の狀態とを斟酌せざるべからず。且其種類も亦甚複雑にして容易に一定の標準を示す可らざればなり。本校附屬職工徒弟學校は、明治十九年の創設に保り、日尙ほ淺くして見るべきの成績なしと雖も、其の經驗する處資して參考の材料に供するものなきに非らざれば、本校は専ら此に基き地方徒弟學校設置の要項を草し、當路者施設の參考に供せんとす。府縣の異なる地方の廣き、畫一の方案に據るべからざるは固より言を俟たず。故に唯其概略を記するのみ、當局者之を取捨して膠柱の不利を醸すこと勿くんば幸甚し。抑も職工徒弟學校は、土地の情況に應じ、専修の業を定めざるべからず。例へば大工指物師等の職工多き地に於ては木工に關する業を選び、鍛冶職多き地に於ては金工に關する業を要し、又陶器織物に關する地方に於ては、各其工業に關する徒弟學校を設置するが如し。

又木工金工は、特殊工業地の外は、諸般の職工中最多數を占むるものなれば人口萬を以て算するの市街地に於ては、便宜其設置を要することあるべし。而して徒弟學校は既に小學校の種類と認めたるものなれば其經費は市町村の費用を以て支辨すること當然なりと雖も、一方より見れば其地方に職工組合ある場合に於ては該組合にも幾分其の經費を負擔せしむること頗る緊要なるが如し。蓋し當業者

に對するの關係親密なるにあらざれば到底此種の學校の成功を望むこと能はさればなり。此事たるや施行上の機宜に屬し、本校の敢て言ふ所にあらずと雖も序に茲に一言す。

徒弟學校は通常普通教育初歩(尋常小學校)を受けたるものを入學せしむるを可とするが如しと雖も此の場合に於ては、直に入學せしめ初めは普通教育の初歩(尋常小學校教科目)と職業の初歩とを併せ授け、年齢の長ずるに及んで専門の職業を修めしむることを便とすることあるべし。要するに土地の情況と經濟の關係とに由る。故に先づ尋常小學校を卒はりたるものを入學せしむべき種類、假に第一種とし、次に尋常小學校の教科と併せ授けべき種類を第二種として左に開陳せん。

第一種徒弟學校生徒の年齢に關しては最も注意するを要す。蓋し十二歳以上の兒童にあらざれば、身體の力工具を使用し、材料を動かすの勞に堪へざるのみならず、心思の發達未だ製作の考察に堪へざる爲め、成業の効を見ること能はざるなり。

修業年限は少くとも三ヶ年とし、其教科は職業の實習を專とし、其補助科として修身、讀書、作文、習字、算術、圖畫、理科等を兼修せしむることを要す。殊に圖畫は工業の骨子となるべきものなれば其授業上最も重きを置かざる可らず。

徒弟學校の經費は通常の小學校に比すれば多額を要するものなり。今假に木工金工を併置するものとし、各其生徒を六十人として其創立費、並に一ヶ年經費を左に掲ぐ

一金四千五百圓

徒弟學校創立費

内 譯

金千六百圓、教室工場等建物百六十坪。金四百圓、教室用器具・器械・圖書・其他雜用品。金八百圓、木工場用器械。金二百圓、鑄工場用器械。金二百圓、鍛工・銅工場用器械。金千三百圓、仕上場用器械。

備考、前記金額は生徒定員百二十名を以て積算するものなれば、第一年に四十名、第二年に同じく四十名、第三學年に至て定員に滿つるものとせば、初め先三千六百圓の支出を要し、殘九百圓は翌年、及翌々年に支出を要するものとす。

徒弟學校一ヶ年間經費

一金二千九百九十六圓八十錢

(内 譯 略 ず)

右に記する所は頗る概算を示すものなれば、資力豐饒なる場合に於ては更に必要なる器械を備具せんことを要す。然れども資力甚裕ならず且入學すべき生徒、未だ多からざる時に於ては亦必しも前掲の金額を要せず。便宜通常の小學校に併設し一の工場を設くの外は一般の校舍を共用し且補習助教の授業を一般の教員に兼ねしむる如き、大に其費用を節約するの便あるべし。要するに此等は一に地

方の情況に依りて計畫すべき者なれば茲に唯其一班を記するのみ。

以上述ぶる所は専ら第一種徒弟學校に關するものにして此より第二種徒弟學校に就き開陳する所あるべし。第二種徒弟學校は即ち前に陳ぶるが如く尋常小學校の教科目を併せ授くるものなれば、第一種と異なる點は概ね左の如し。

入學年齢は學齡の初にして、最初四ヶ年間は尋常小學校の教科目に簡單なる手工圖畫を加へ、十、十一歳の間は適宜前の教科を補習せしめ、年齢十二歳に至つて初めて第一種徒弟學校に於て授けたる職業の教育に就かしむるを可とす。蓋し尋常小學校の修業年限四ヶ年を了りたるのみに於ては、年齢尚幼弱にして到底實業を修むること能はざるを以てなり。而して其教科も亦第一種徒弟學校に尋常小學校の課程を併置したるに外ならず、隨て其設置維持に係る費用は概ね第一種徒弟學校に要するものと、尋常小學校に要するものとを併はせたる金額に出でざるものと知るべし。

其他女子に手藝等を授くる女子職業學校の如きも、其性質上、徒弟學校の部類に屬するものなり。中等以下の女子をして適當の職業を修習せしめ、他日家計を助けしむるの必要なることは、現今既に世人の承認して疑はざる所なれば、人口饒多の市街等に於ては便宜此種の學校を設立せば女子をして遊惰に陥らしむるが如き弊を救ひ其裨益する所少からざるべし。

四、文部省に於ける徒弟學校に關する諮問會 徒弟學校規程を發布するに就て文部省内に諮問會を開き慎重審議を加へたるは云ふ迄もない。即ち文部省は明治二十七年六月二十六日を以て府下の工業組合員廿一名を招集して省内に於て徒弟學校に關する諮問會を開いた。來會者十四名、文部省よりは牧野文部次官、木場局長、寺田勇吉氏等列席、同日の諮問案は

- (一) 工業中徒弟又は幼工を使用するの習慣なきものありや
- (二) 徒弟たる者の年齢は大凡幾歳より幾歳に至るや
- (三) 徒弟に職業を教ふるの順序は如何
- (四) 徒弟にして尋常小學校卒業の學力ある者と否らざる者とは職業上如何なる優劣便益の差あるや
- (五) 學校を設けて徒弟及幼工に科學的の教育を施す必要ありや
- (六) 學校を設けて徒弟及幼工に實地の作業を授くるの必要ありや
- (七) 徒弟及幼工には讀書、算筆の如き普通の教育を有するもの少なきや果して然らば學校に於て其教育を受けしむるの必要ありや
- (八) 以上必要ありとなす學校の教授の時間如何なる時限に於て幾時間修業せしむるを得るや
- (九) 工業に必要な學校を設立するものとせば各工業者は其の徒弟をして進んで通學せしむべきや

の九項であつたが、右に對する當業者の答申は概略次の如くである。

- (一) 徒弟を使用するの習慣は自から存する事なれども、業務の種類及家風に依りて一定したるものなし
- (二) 徒弟とは従來大體滿十二歳より二十歳以内のものを稱せり
- (三) 職業の順序は當人の賢愚により遅速あれども、尋常の順序は自から存することなり
- (四) 尋常小學校を卒業したるものと否とは大に事物の理解及入門進歩の遅速等に就いて差別あり、現に活版業徒弟の如きは大に懸隔あるものとす
- (五) 勿論當業者の希望する處なれども、去り逆從前屢失敗せし如く徒らに高尚に過ぎたる科學を教え、生徒は之を消化するに苦しむの餘り肝腎なる徒弟の業を等閑にするの弊に陥らざらしめんことを望む
- (六) 徒弟は既に實施の作業を教習するものたり、殊更に學校教育を爲すの必要なし
- (七) 普通の教育とは如何なる程度なるかを知るに苦しむといへども、今日の徒弟は大抵尋常小學校位の業を終へたるもの多し、尙ほ進んで、高等全科を卒業せば是上なきことならん
- (八) 時間は本業の教習を妨げざる範圍に於て執らざるべからざるを以て夜間二時間位を適當とす
- (九) 今日の兒童にして學齡に達すれば小學校に入らしむること殆ど國民の義務とまで爲り居るに拘はらず貧苦其他の原因よりして自家最愛の兒童さへ入學せしむるを得ざるものさへ多きに、進んで徒弟を通學せしむることは時間の點に於て營業利益の點に於て如何あるべきや、世の發達するに従ひ自ら學問の必要を感ずる故に、漸次徒弟の學力を必要とするものゝ増加するは疑もなきことなれば、今日の處にては確く保證し難し

第三章 實業教育國庫補助法

我が國實業教育が最も顯著なる劃期的飛躍をなし、其の將來の振興發展に重大なる影響を興へたるものは實に此の實業教育費國庫補助法の制定である。

既に前章叙述せる如く明治初年に於ける我が國の實業教育は先づ高等教育が起りて中等程度の教育は甚だ後れて發達して居る。蓋し斯方面に於ける新しき智識技能を有する高級人材の養成を先決問題とせる當時の國情に於ては己むを得ざる

ものがあつたに相違ないが、産業の發展と國家の富強を圖るためには實業上の智能を一般に普及せしむることの切要なるを認め、政府は曩に農學校通則、商業學校通則等を發布して頻りに實業學校の發達に努めたが當時の地方財政は甚だしく逼迫して居つたため、其の豫期する處の効果を擧ぐる事が出来なかつた。而かも一方明治二十年頃より日清戦争前後にかけて我國の産業殊に工業商業方面に於て驚異的な發展を遂げ産業革命進行の道程にあつたので、一般に特殊の科學的知識を必要とすること切なるものがあつた。然るに上述の如く我が國の低度の實業教育は甚だ不振を極めたものであつたので、井上毅子が文相となるや、最も實業教育の振興に力を致し、これが實現を期するには國費の補助を以て地方實業教育の普及振興を圖らねばならぬとなし、萬難を排して此の法案の出現に力めたのである。此の法案は明治二十六年第五議會に提出されたが議會解散のため通過を見るに至らなかつたが翌二十七年の第六議會に再提出されて其の協賛を得て六月二十二日法律第二十二條を以て公布されたのである。

此の法案の制定後各種實業學校は勃然として全國各地に起り年々其の數を増すに至つた。我國實業教育今日の盛況は實に此の法案が其の基礎を爲したものと云つてもよいのである。

第一節 法 令(條文)

實業教育費國庫補助法(明治二十七年六月二十二日法律第二十一號)

- 第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年度金十五萬圓ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ
- 第二條 公立ノ工業農業商業學校、徒弟學校及實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ效益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スヘシ
- 地方官廳ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ於テ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得
- 第三條 各學校ニ交付スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔額ト同額以内ニ限ル
- 第四條 補助ヲ受クヘキ學校ハ文部大臣ノ認可シタル學則ニ依リ及同大臣ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル
- 第五條 此ノ法律ニヨリ補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助年期間其ノ學校經費ヲ支出スルノ義務アルモノトス
- 第六條 各學校ニ補助金ヲ交付スルニハ五箇年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要ニ依リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但シ文部大臣ニ於テ管理不適

當ナリト認メタルトキ又ハ第四條其ノ他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シタルトキ又ハ第五條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助
年期間ト雖補助ヲ廢止若ハ停止スルコトヲ得

第七條 第二條ニ掲クル學校ノ教員ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ掲クル金額ヨリ十分ノ一以内ヲ支出シ其ノ費用ニ充
ツルコトヲ得

第八條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第九條 此ノ法律ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

實業教育費國庫補助法施行規則（明治二十七年六月二十日文部省令第十四號）

第一條 實業教育費國庫補助法ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ府縣立學校ニ在リテハ府縣會ノ議決ヲ經テ地方長官ニ於テ其ノ他ノ學校ニ
在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一 學校ノ名稱位置

二 學則（入校ノ程度、學科課程、教授日數、教科書ヲ用キルトキハ其ノ書名）

三 設備（學舍、校地、校具）

四 生徒定員及現員

五 職員履歷書

六 經費豫算ノ細目並學校ノ諸收入

七 學校設立以來ノ沿革及既往三箇年ノ收支計算

八 農工商組合ニ係ルモノハ組合規約及其ノ沿革

新ニ學校ヲ設立セントスル場合ニ於テ未タ職員ヲ定メサル者ハ其ノ履歷書ヲ具スルヲ要セス

設備ハ其ノ豫定書ヲ附スヘシ

第二條 補助ヲ受クヘキ學校ハ左ノ條件ニ依ル

一 明治二十三年十月三十日勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ精神ヲ誤ラサルコト

二 修業年限ハ二箇年以上タルコト

三 工業農業商業學校ノ每週教授時間ハ二十七時以上簡易農學校徒弟學校實業補習學校ノ每週教授時間ハ十二時以上タルコト

四 工業農業商業學校ノ入學者ノ資格ハ尋常中學校第二級卒業又ハ修業年限四箇年ノ高等小學校卒業以上ニ於テ 簡易農學校簡易商
業學校徒弟學校實業補習學校ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコト

五 工業農業商業學校ハ生徒百名以上、徒弟學校及實業補習學校ハ五十名以上ヲ教授シ得ヘキ設備ヲ爲スコト

六 授業料ヲ徵收スル場合ニ於テ其ノ額及徵收方法ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト

第三條 補助ヲ受クル學校ノ經費豫算ハ每會計年度前三十日ヲ限リ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ功程及收支計算ハ每會計年度經過後六
十日以内ニ文部大臣ニ報告スヘシ

第四條 各學校ニ交付スル補助金ハ每會計年度豫算ヨリ其ノ學校ノ授業料及雜收入ヲ支辨スルコトヲ得ル金額ヲ控除シタル經費ノ半額以
内トス但學校ノ基本財産ヨリ生スル收入ハ控除スルノ限ニアラス

第五條 監督官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ吏員ヲ派シテ補助ヲ受クル學校ノ帳簿ヲ檢閲セシムルコトアルヘシ

第六條 此ノ規則ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ凡テ地方長官ヲ經由スヘシ

第七條 申請書ヲ進達スル場合ニ於テ地方長官ハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ附シ併セテ其ノ地方實業ノ情況ヲ具申スヘシ

第七條 補助金交付ノ手續ハ別ニ定ムル所ニ依ル

法律第十八號（明治三十一年六月二十四日）

明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條中「十五萬圓」ヲ「二十五萬圓」ニ改ム

第二條第一項中「商業」ノ下ニ「商船」ノ二字ヲ加ヘ同條第二項中「地方」ヲ「監督」ニ改ム

第七條中「十分ノ一」ヲ「八分ノ一」ニ改ム

附 則

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

法律第一號

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

附 則

本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三期 學校令時代 第三章 實業教育國庫補助法

法律第三十一號

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第六條ノ二 主務大臣ハ第二條ニ規定スルモノノ外第一條ノ全額ノ範圍内ニ於テ北海道府縣ニ對シ實業補習教育獎勵ニ必要ナル補助金ヲ交付スルコトヲ得

第七條中「第二條」ヲ「第二條及前條」ニ、「八分ノ一以内」ヲ「一部」ニ改ム

第二節 本法制定の事情

曩に述べたやうに日清戦争前後より我國の産業は驚異的な飛躍を遂げ、本期に於て産業革命の進行を見つゝあつたので、各種の産業は急速に近代化し特殊の科學的知識技能を必要とする事切なるものがあつた。然るに當時に於ける我國の實業教育は頗る不振を極めたもので、其振興の急務なる事を痛感して本法の制定となつたものである。左に當時の代表的意見を輯録して本法制定が如何なる要望に基き如何なる趣旨を以て制定せられたるかを明にしやうと思ふ。

實業教育の獎勵（明治三十二年 雜誌「實業教育」所載）

牧野伸顯

井上毅子は明治二十六年三月伊藤内閣の下に文部大臣となつた。井上子は元來蒲柳の質で在職僅かに二年足らずで、病氣のために職を退いたが、併し豫てより長く國家に御奉公が出来ない事を知つて元氣で居る内に出来るだけ仕事を置いて置きたいと云ふ考から在任中は少し位熱が出て休まずに非常に精を出し仕事を急がれたので僅かな間であつたが仕事はなかく、抄取つた。

一方に於ては森文部大臣の主義を踏襲して、其の形ばかり残つて魂の抜けたのを入替へ或は其の事業の弛廢した點は之を締め直しに行く云ふ遣り方を取つたが、創業の才もあり力もあつて一方に於て新規の事業も尠からず就中最も顯著なる者は實業教育の創設擴張であつた。

當時日清戦争の頃の、戦後の教育を如何にすべきかと云ふ問題に就ては大分當局者も頭腦をいためた。其要を文部省で、先づ第一に實業教育を普及し、實業方面に人材を供給して、今後は主として國家の實力を涵養しなくてはならぬと云ふ處から、實業教育を起すこととなり、其の費用としてたしか二十五萬圓の豫算を取つた。文部省にも歐米各國の實業教育の状況や殊に獨逸が盛になつたのは實業教育の結果でなると云ふ様なことが分つて居たので、自然此處に眼をつけた譯だが之も一つは矢張り井上文部大臣が自分好の處に偏せぬやうに自分が文學者であるから、其の方に偏してはならぬと常に心掛けて居られたから、國家の富力を増進して、精神

教育の發達と相伴はしめなければならぬと云ふ様な事には、一番眼が付き易く、分りも早かつたのである。井上子は其れ位まで自分の弱點とする處に捕へられぬ用心をしたのである。

然るにさて其の事業を始める段になると先づどんな事を行つたらよいか、實は未だ何にも準備が出来て居なかつたので、それにはたと當惑した。實業教育と云ふ言葉すら其の時は未だ耳新しい時分であつて、一橋の商業、駒場と札幌の農業、藏前の工業等一つ一つ分立したものはあつたが、之を實業教育として一定の方針の下に系統的、組織的に拵へたものは影も形もなかつた。其處で私は次官で委員長となり木下廣次（専門學務局長）木場貞長（普通學務局長）手島精一（東京工業學校長）小山健三（文部大臣秘書官）の諸君を委員として之を調査決定することとし、猶必要に應じて臨時調査委員を囑託することになつた。主として外國の印刷物や報告書類をたよりに、手搜つて調査を始めたが藏前の工業や一つ橋の商業、札幌、駒場の農業學校は非常に参考となつた。殊に手島精一君の如きは多年の實験によりて畫策する處甚多く、實業教育創立の功勞頗る顯著なるものがあつた。其處で其の時の委員會に於ける議論の主要なる點は、先づ實業教育の大方針として實地を主とすべきか、將た管理を主とすべきか（此點法令校本にあり）それから次に此の二十五萬圓を以て如何なる種類の實業學校を造るべきかであつた。併し之を多數の政府の學校を造ることは甚だ困難であるので、主として地方經濟の範圍に屬する低い程度の各種の實業學校の設置を獎勵することとし、其の學校の種類は中等程度及び其れ以下の農、商、工業、水産、徒弟及び實業補習學校等とし、文部省は之を獎勵する方法として、初めて實業教育費國庫補助法（二十七年六月公布）なるものを設け其の規程に依り土地の状況に應じてそれに適當と認むる以上の實業學校を起せば其學校に對し文部省から相當の補助金を交付するといふこととし、而して其の補助金は、學校設立者の負擔額と同額以内、即ち二分の一以内と云ふことに決定した。勿論學校の種類や其他の事情にありて多少の増減はあつたが、平均すると約五分一位補助したので、二十五萬圓と云ふものは、實は其の五倍の働きをしたことになつた。猶又一方に於ては大意で實業教員を養成しなくてはならぬと云ふので、右豫算の一部分を割いて臨時教員養成所を設立することとなつた。

我が國の實業界は日清日露の兩大戦を経て著しき勃興を見るに至り近時大戰亂に際しては更に一躍世界に於ける優秀なる地位を占むるやうになつた。これ固より實業教育の力のみによると云ふ事は出来ないけれども少くとも實業教育が普及して多くの人材を此の方面に供給した事が、大なる原動力をなして居るといふ事は争ふべからざる事實であらう。それに付けても井上文部大臣の炯眼と其功勞とは深く記念する所がなくてはならぬと信ずる。

井上毅子は熊本の漢學者の家に育ち豫て漢學の素養の深かつたせいも常に自分の長所たる漢學に偏せぬやう、保守的に

傾かぬやうにと心掛けられ、洋書を翻譯させて之を讀んで最新の歐米の知識を吸収することを怠らなかつた。又翻譯書などを讀むに如何なる大部の書でも能く其の要領を會得される點に於ては實に稀に見る處の天才であつた。漢學の基礎の上に洋學の知識頗る豊富であつたので、當時にあつては缺くべからざる一人、伊藤公の憲法取調にも無くてならぬ一人であつた。

井上文相の實業教育獎勵(明治四十五年教育時論第九十八卷所載)

寺田勇吉

余が始めて井上毅子に面會したのは、たしかに明治廿六年頃の事であつたと思ふ。これより先明治二十三年、余は歐米各國の學事視察を終り、歸朝して高等學校教授兼文部省參事官の職を奉じて居つた。而して明治二十五年の事であつたと思ふが、伊澤修二君の創立にかゝる國家教育社の總會が仙臺市に開かれ、余は聘せられて其會に出席し、獨逸の小學校國庫補助、並に同國實業補習學校等の情況に關して一場の演説を行つた。二十六年井上文部大臣就任の當初余は右仙臺市に於ける演説の速記録を子爵の邸に持つて行つたが、折悪しくお留守であつたからして、取次の者に托して歸宅した。然るに四五日を経てから子爵の手紙を受取つた。それは今日も余の自宅の屏風に張つてあるが、其の趣旨は

過日贈られた御演説の速記録を府縣に配付したいから、更に數百部印刷して貰ひ度い。尙ほ目下手許にある分をば直ぐに届けて呉れよ

といふのであつた。依つて余は手許にある分を持つて子爵をお訪ねしたれば、子爵は余の演説を極めて有益であると賞讃せられた。併し乍ら從來の大臣は、部下の者の演説などにはあまり注意しない。故に井上文部大臣もア、云はれるものゝ實は充分に余の演説速記録を讀まれたのでは無からうかと疑つた。そこで余は彼の演説は二時間もかゝつたのであるから、速記録も自然餘程長い者であるが、お讀み下さつたかどうかと質ねたれば、子爵は讀んだ。二三度繰り返へして讀んだ。君の演説に依つて獨逸帝國今日の富國強兵の原因が實に教育に存することを諒解した。而して就中實業學校、殊に實業補習學校に澤山の金を費し、如何なる工業に於ても無教育の職工を用ひずして工場長から普通職工に至るまで皆夫々相當の教育ある者を用ひる。随つてこれに要する經費は中々大しきものであるが、其の結果は費した經費の十倍もの利益となつて返つて來るといふことが能く解つた。然らば我國も既に憲法が發布せられ、且議會も開設せられたからして、將來國家經營の主要問題として研究せらるべきは即ち經濟問題に外ならずと信ずる。今後帝國の獨立を維持して益々國運の隆昌ならんことを劃策せんとするには、是非共經濟といふことを基礎とせねばならぬ。軍備の擔能

も教育の普及も若し經濟が貧弱ならんには、到底實行すべからざるものである。而して此の如き國家經營の根本たる經濟をして豊充たらしめんには、君の演説にある通り獨逸國に於けるが如く、是非共實業教育を振興せねばならぬ。就ては余は其の獎勵の緊要なる一手段として、實業學校國庫補助案をば、議會に提出したいと思ふのである。依つて君は實業學校につき充分に取調べられよと命ぜられた。

余は右の如く幸に知を井上大臣に得て大に喜び、熱心に内外實業學校情況調査の事に従事し、井上大臣も大に注意せられたからして、其後屢々大臣の官邸私宅でお目にかゝつたのであるが、余の見る所に依れば子爵は頭腦頗る明晰で、且熱誠篤實の人であつた。而して惜しむべし病身であられたが、然も中々の勉強家であつて、文相在任中も保養のため、屢々葉山の別荘に行かれたが、其途中汽車の中で思ひ付かれた事をば、直ぐに書いて送られた手紙なども余は澤山受取つて居る。又日清戰爭中萬國公法に關し面倒な問題が起つた事があつたが、余は大臣の命令で獨逸の或公法學者の所へ意見を聞に行き直ちにそれを翻譯して夜半一時頃になつた。併し兎も角急用のことであるからそれを官邸に持つて行つた。然るに子爵は此時まだ寢ぬずして余の復命を待つて居られた。子爵は凡てが此の如く熱心であり、且つ篤實であつた。其後屢々實業學校國庫補助法案を議會に提出せられたが、當時子爵は病氣中で、眞青な顔をしてコン／＼咳をせきながら議場で其の法案の説明をせられた。故に議員中には、井上大臣は肺病に罹つて彼の様な顔をしてられるが、それでも熱心に説明せられるから、質問などはイ、加減に止めて賛成しようと思つたものと聞いた。何しろ始めて提出した法案であるから、兩議院共に定めて種々の議論があるであらうと豫期して居つたが、實は案外容易に通過したのであつた。これは時勢の必要が然らしめたとは云へ、子爵の熱誠が能く議會を動かしたといふ事も亦小ならざる原因である。乍併この法案の提出は又幾分子爵の壽命を縮めたと思ふ。子爵の生命の一部は實業學校國庫補助法となり、以て我が國に於ける實業教育獎勵の濫觴を爲し随つて實業教育今日の盛を來したのであつて、それは實に井上子爵の賜であるといはねばならぬ。

實業教育發達の歴史(明治三十一年教育實驗界所載)

小山健三

從來文部省は諸般の教育に就て餘程注意をして居りまするが、割合に此の實業教育といふ事に冷淡であつたやうに考ふる。夫で私には文部省に於ては終始實業教育を獎勵する事に就て注意いたした譯であります。又文部省は教育上に就ては二十年間も種々に經驗を積んで來た事でありますから、相當の經驗を有して居る事と考へて居りますが、奈何せん實業教育の如きは一般教育家の注意の届かぬ所がありましたゆゑに、此の點に於ては從來不充足を感じて居つた事であります。夫故に或る論者は、實業教育は文部省の管轄を離れて、農商務省の所屬とした方が、成績が上るであらうといふ事を申しました。如何にも外國に於ては文部省で管轄する所も

あり、又佛蘭西の如き農務省或は商務省に於て管轄する所もあるが、要するに一利一害と考へる。併しながら私の考へを以て見ると實業教育なるものは、獨立して成功すべきものではない。矢張り一般の教育の如くに、普通教育と併立して初めて功を奏するものである。故に實業教育は狭い意味でいへば農工商の教育である。併し廣く論ずる時は、普通教育中に於ても圖畫又は理科の初歩等は實業教育の一部と見て差支ないのである。則ち實業教育は獨行すべきものでなくして、普通教育と結び着いて功を奏する者である。依て我々は飽までも文部省が實業教育を管轄し、且つ獎勵するの任務を有するものであらうと考へる。

私は前に述べたる所の精神を以て、實業教育と、一般の教育、則ち文部省が從來等閑に附して居つたる所の實業と、一般の教育を、密接抱合せしむる事に注意したのであります。過般私が實業教育局長に任せられ、亞で文部次官に任命せられたるに就ても、無論各般の教育に注意を與ふるといふことは云ふまでもなく、實業教育を一般の教育と密着させるといふ事に就ては多少の抱負を懷いて居つたる譯であります。今回政局の一變に依り、退官するに至りましても、矢張り尙此の精神は貫徹することを勉めたいと存じます。文部省が實業教育の注意を初めたる事に就て、まだ世間に分らずに居る事がありますから、從來の教育史を世の人の爲めに一言したいと思ふ。

實業教育補助法は、日本に於て實業教育の紀原をば開いたるものと云つても宜らうと思ひます。即ち其の發布は明治二十七年である。時の文部大臣井上子爵は、此の法案に就て非常なる熱心を以て從事せられたゆへに、今日實業教育の稍進歩したる者は井上子爵の功績が多きに居る事は勿論にして、我々は飽くまでも同子に對して、感謝の意を表するものである。去りながら實業教育を獎勵したと云ふの考は、其の前より文部省の計畫した所である。明治二十五年大木伯爵が文部大臣たりし時、即ち濱尾新君が専門學務局長たりし時、私は文部省書記官として、濱尾君の部下に居つたのである。其の時に實業學校を獎勵するが爲に之を補助するの必要を感じ、技藝學校補助法として、各府縣に農工省の學校を設立するの目的にて法律案を起草し、殊に濱尾君の熱心より内閣までも提出したりといへども時運の未だ向はざりし爲か、遂に閣議に於て見合せとなりました。夫は二十五年七月の事であります。丁度此頃の如く暑い時であつた。濱尾君の私邸に於て私が濱尾君の指圖を受けて此の法案を起草したのであります。其後河野子爵が文部大臣となられ、同氏も此の案を成立させたいといふ考へを以て盡力された事でもあります。然るに同氏は議會と政府の軋轢が甚だしくして中々是等の法案を提出する迄に至らなかつた。二十六年三月河野氏に代つて井上子爵が文部大臣となられたるに就て、私は文部大臣に向つて此の實業教育獎勵の必要を充分に述べたのである。然る處子爵は兼て憂國の情に富んで居り、且國家經濟を處理する事は最も急務であると云ふ事を感じて居られたる時であるから忽ち同意せられた。當に同意せられたのみならず非常なる熱心を以て主張せられたる法案は變更せられたるも從前の精神を採用されたのである。尤も時の次官局長の少なからぬ注意はありしに相違なきも要するに大臣

自らが進退までも賭して、此の案の成立に盡力せられた事であります。二十七年の臨時議會に於て井上子は病氣をつとめて本案の成立に盡力せられた事は、我々が特筆大書して同子の功績を後世に傳へたいと考へると同時に濱尾君などが、此の計畫に就て率先して注意せられた事も決して没すべからざるの功績であると考へる。

最初の法案即ち濱尾君の時の法案は、各府縣に實業學校三校宛を設け、又私立の實業學校と雖も、事情に依つては補助する見込であつた。而して其の金額は十二萬四千二百圓を極高として積りました。井上子に至つて更に其の案を修正し、金額は十五萬圓と定めました。是れが實業教育補助法の沿革であります。

其の他に實業教育上、尙ほ一つの記憶すべき事は大阪工業學校であります。大阪工業學校は矢張り明治廿五年の夏に於いて計畫を起し、其の冬に豫算案を編成して内閣に提出になりましたが是又削除せられました。然し井上子に至つて矢張り例の憂國心から、此の必要を認め、頻りに計畫しましたが井上子の時代には成立せられませんでした。尤も井上子は死に至るまで此の事を念頭に掛けられて居たと見えて、徳富猪一郎氏が病氣の訪問をした時に、是非此の事は輿論を喚起して成立せられたいと云ふことを同氏に依頼した、と云ふ事を聞きました。又私が病氣を訪問したる時井上子が言葉は通じませんでした。筆談にて、大阪工業學校は是非成立する様盡力せよと申されました。然るに同氏の熱心が徹つたものであるか、西園寺侯の時代に至つて遂に此の學校の成立を見るに至りました。

以上今日迄實業教育の發達したる沿革でござりまして、今日は百卅四校の實業學校を日本に見るに至りました。二十五年の、即ち最初案を起したる時の統計を見ますれば、僅かに廿六學校に過ぎないのであります。實に豫想外の進歩と考へる。然れども實業學校の如きは決して今日の有様を以て満足すべき事でない。故に私が文部次官たりし時に、文部大臣外山君に謀つて、同君の熱心なる盡力に依り更に十萬圓を増加したる事があります。希くは後に文部省の局に當る人は此の計畫に満足せず、多々益々學校を増設し其の規模を盛んにし且其教育の方法を改善して、實業教育の益々隆盛に至らん事を希望致します。

終りに望んで内地雜居も目前に迫つたる事でございますから商工業者の智識の有無、徳義の如何は我國の經濟發達上に著しき關係を有しますから、文部省は實業教育に注意すると同時に一般の教育と實業とを密着して生産的人物を養成するの方針を採られん事を希望する者である。我々は朝にあると野にあるとに拘らず、此の教育に關しては、終始一貫其成功を望む者である。

第三節 帝國議會に於ける議事經過

實業教育費國庫補助法案は前述の如き意見に基き成案となつて第五議會に提出されたが、議會解散の爲に消滅し、更に翌第六議會に於て通過を見るに至つたのである。第六議會に於ける本法案の提案理由説明及び其の質疑應答は實業教育費國庫補助延いては實業教育そのものに對する文政當局及び議會乃至は國民の意向の那邊に存せしやを分明ならしめるものであるからその要領を抄録する。猶明治二十七年五月第六議會提出の同法案は前掲條文と同一であから省略し、井上文部大臣の述べた提案理由を左に抄録する。

實業教育國庫補助法案 (明治二十七年五月十七日)

今は實業技藝の競争時代、此法案を緊急事件として提出する譯はもう是までが既に遅しと考へることである。何れ斯の如き必要なる法案は一年遅くすると云ふことは國の前途の命運に關し、一日の怠は百年の憂を招く譯である。今日は地球上の形勢は至つて平和である。其平和は形であつて其實は鐵火の争でなくして實業技藝の競争と成つて居つて即ち地球上各國は實業技藝製造貿易の上で闘ふて居る有様である。それ故に我國は一日を怠るは國の富強、國の運命に關することである。吾々は斯く感ずるが故に此案は六箇月を待たれぬ一日も待たれぬ。速に通過に成らんことを望みます。本案は第五議會の委員の修正に依つて議案としたのであるが第五議會の委員の修正の趣意は宜しいと認められたに依つて本大臣は其修正の成立並に意味を採り、而して今度の成案と爲したものである。

本案に對する審査特別委員會の經過に就て、長谷川(泰)委員長は第一に國の富を來すには實業教育を起す必要がある。是も當今は急務と認めた。第二に右實業教育を起すには最下級の實業教育の入學校を起すのが最も必要であるから、之に重に力を用ひて補助する。是も此教育を起すには必要と認めた。第三は實業教育の中、就中此帝國の工業を教育上に發達せしむることも當今の急務と認めた。故に此法案を該委員會に於て是認した。

更に本案に對し貴族院も亦異議なく可決した。審査特別委員長子爵谷干城の本會議に於ける委員會經過報告の要領を輯録する。本案は委員會に於て必要なる議案と認め殆ど一致で賛成した。唯今日の有様で僅か十五萬位の支出をして十分なる保護とは思はれぬ。もう少し餘計欲しいと云ふ論があつた。實業教育は餘りに後れて居る。今日の場合實業を奨励して農工商業を盛にし國の富を増すことを圖るは必要缺くべからざること、信ずる。今回の國庫補助十五萬圓を支出する趣意は實業に従事する中流以下の者の教育を主として養成して行くことを主とする。蓋し今日は學術上のことは大に進歩し工藝者の統領となつて事業を進めて行く人間はあるが其手足とな

り、所謂下士の職分を分擔してやる者はない。さう云ふものを先づ作らうと云ふ趣旨である。然し一箇年に僅に十五萬圓位を支出しては十分なこととは出來ないと考へらるゝが、政府委員の説明に依ると、追々には是から補助したら立派なものにならうと云ふやうな芽だちの學校の如きものが、凡そ二十四五ある。斯るものを能く見定め、補助して行けば立派なものにならうと云ふ見解である。現今右に述べた二十四五の學校が自ら支出して居る金額は十三萬餘の由である。その中で十分見込のある者に十五萬圓補助すれば殆ど倍の力になる見込みの由にて要するに出す所少くして得る所の利益は多いと認め委員會は速に決議になつて實行されて然るべしと決議致した。

即ち貴族院は「補助額は小に失する更に多數の補助を加へて然るべし」と云ふ程に賛意を表したのであつた。當時政府は如何なる計劃の下に本法令の効果を庶幾するところあつたかは明治二十七年の文部省が各府縣に通達した實業教育費國庫補助標準に關する要綱に明である。

實業教育費國庫補助の標準

- 一、當分の内、農業商業教育を補助するよりは工業教育を補助するを主要とす
- 一、高等の學校を補助するよりは、低度の學校を補助するを急務とする故に稍々高等なる専門學校に對しては工業に關するものを除くの外、急速補助の詮議に及ばざるべし
- 一、既設學校の設立者の負擔額を軽減するは寧ろ實業教育の振作を目的とする補助金の性質に反するものなれば、此の弊に陥らざる様注意するを要す。但特殊の場合にありて、特別の詮議を爲すことあるべし
- 一、義務教育に關し、相當の施設なき市町村には概して補助金を交附せざるべし
- 一、各學校に交附する補助金は、特別の場合を除くの外、多きも二千圓を過ぐることなし、而して低度の學校に對しては、比較的多額の補助を與ふることあるべきも、他の専門學校に對しては、法律の制限より遙かに少額を補助せんとす
- 一、新設の學校又は擴張すべき既設の學校にして、生徒現數又は其設備、本文部省令第十四號に對し缺くる所あるものと雖も、修業年限二年の學校は次年度に於て同三年の學校は次年度及次々年度(以下做之)に於て、必らず之れを充實し得るの計畫確定するものは、省令に適合するものと認むることあるべし
- 一、中學校、小學校等と經濟を共通する學校は、補助を受くるの限りにあらず
- 一、補助を受けんとする學校にして、分校を有するときは、本校の經濟費と分校の經濟費とを區別すべし
- 一、補助金は創立費及臨時費に對しては交附せず

井上文相が實施した實業教育費國庫補助法は事實に於て我國實業教育の發達に如何に貢獻するところあつたかは左に掲

ぐる本法實施より明治三十一年末に至る統計が確辯に物語るであらう。

年次	徒弟學校		實業補習學校		技藝學校	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
明治二十七年	一	五	一九	三	二六	三
同 二八年	一	四	五五	五	三六	八
同 二九年	一	一	九〇	三	四八	一
同 三〇年	一	三	一〇四	四	五八	一七
同 三一年	一	七	一〇九	四	六九	一四
計	六	二二	四一三	一〇	二二六	二九

【註】明治三十一年の文部省年報より轉載せしもの、技藝學校とは「農業工業商業に關する學術を授くる所にして云々」とある。本表記載のものは現今の中等實業學校に相當するもの及簡易學校の如く程度の低きものも包含してある。

尙本法令に附帶して發布された工業教育養成規程並に簡易農學校規程を左に採録する。

工業教員養成規程（明治二十七年六月十四日文部省令第十二號）

- 工業教員養成規程
- 第一條 實業教育費國庫補助法第七條ニ基キ徒弟學校及工業補習學校教員ヲ養成スル爲ニ工業教員養成所ヲ置ク
 - 工業教員養成所ハ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム
 - 第二條 工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科生徒ノ定員ハ百名トシ速成科生徒ノ定員ハ四十名トス
 - 第三條 本所生徒ニハ學費ヲ補給ス

- 第四條 本科ノ修業年限ハ二箇年トス但學校長ノ意見ニ依リ仍一箇年間補習セシムルコトヲ得、速成科ノ修業年限ハ一箇年トス
- 第五條 本科ニ入ルベキ生徒ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ尋常中學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノタルベシ
- 入學生ノ一部ハ地方長官ヲシテ之ヲ薦舉セシメ他ノ一部ハ競争試験ニ依ル
- 速成科ニ入ルベキ生徒ノ資格ハ文部大臣ノ許可ヲ經テ東京工業學校長之ヲ定ム
- 第六條 本科生徒ハ卒業ノ日ヨリ六箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スベキ義務ヲ有ス、但薦舉シタル地方ニ於テ就職スベキ學校ナキトキハ文部大臣ニ於テ指定スベシ
- 第七條 速成科生徒ハ卒業ノ日ヨリ二箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スベキ義務ヲ有ス
- 第八條 半途退學ノ者又ハ卒業後第六條及第七條ニ定ムル義務ヲ盡ササル者ハ補給シタル學費ヲ償還スヘシ、但文部大臣ハ學校長ノ具申ニ依リ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ
- 第九條 本規定ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

簡易農學校規程（明治二十七年七月二十五日文部省令第十九號）（明治三十二年、文部省令第十九號ニヨリ廢止）

- 第一條 簡易ナル方法ニ依リ農事教育ヲ施サントスル者ハ此規程ニヨルヘシ
- 第二條 簡易農學校ノ學科ハ、算術、物理、化學、博物ノ大要、耕種、園藝、肥料、土壤、排水、灌溉、害蟲、養畜、農産製造、氣象、農業工事、農業經濟ノ類トシ、地方ノ情況ニ依リ斟酌シ又ハ併合シテ教授スルヲ要ス、又水産、森林、養蠶、獸醫ノ科目ヲ加フルコトヲ得
- 第三條 簡易農學校ハ農隙又ハ其他便宜ノ時期ヲ選ミ之ヲ開設スルコトヲ得
- 地方ノ狀況ヨリ必要ノ各地ニ分教場ヲ設置シ巡回教授ノ方法ニヨリテ教授ヲナスコトヲ得
- 第四條 簡易農學校ニ入學スル生徒ハ年齢十四年以上トス
- 第五條 簡易農學校ニ於テハ農業者又ハ農事ニ篤志ナル者ヲ以テ商議員トナシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得
- 第六條 簡易農學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルト否トハ各地方ノ便宜タルヘシ
- 第七條 水産、養蠶、獸醫ヲ専修スル簡易學校ハ此ノ規程ニ準スヘシ

省令説明

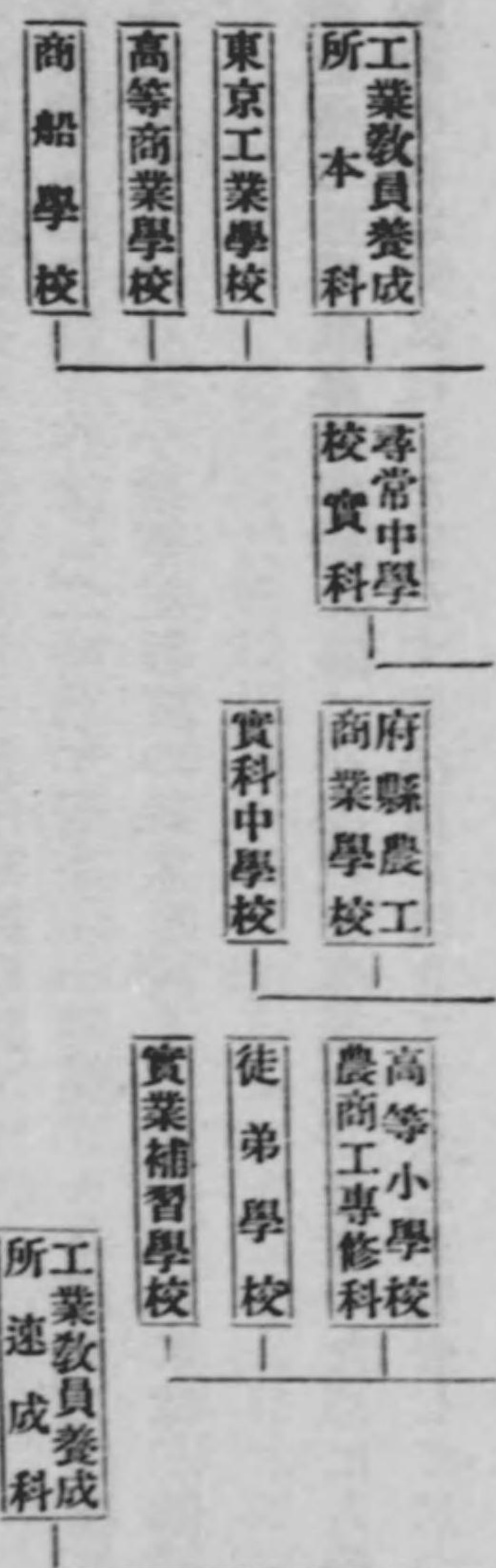
一、簡易農學校ハ地方經濟ヲ以テ一所又ハ數所ヲ一府縣内ニ置キ又ハ郡或ハ町村組合ノ支費ヲ以テ區域ヲ限リ之ヲ置クモ俱ニ其ノ便宜

ニ任ス、而シテ其ノ設備ノ大小ニ從ヒ學科程度ニ高低ノ差アリ學年ニ長短ノ別アルコトヲ妨ケサルヘシ
 一、簡易農學校ノ目的ハ農家ヲシテ從來演習セル耕種ノ外ニ科學的進歩ノ利益ヲ知ラシムルニ在リ、故ニ務メテ農家子弟ノ爲ニ入り易キノ門ヲ開キ普通學校ニ於ケル一定ノ規則ヲ以テ檢束スルノ例ニ倣ハサルベシ、其ノ授業ハ成ルヘク平易卑近ナル言語ニ由リ學術講義ヨリモ寧ロ談話ノ體ヲ用ウヘク其ノ學科ハ併合簡括ナルヲ要シ分科ノ多キヲ要セス、其ノ授業時間ハ或ハ夜間ニ之ヲ開クカ如キ務メテ農家ノ生計ヲ妨ケサル事ニ注意スヘシ
 一、現ニ各地方ニ於テ設置スル農事講習所及農談會ノ如キハ此レ亦農事進歩ノ上ニ於テ重要ナル機關ニシテ農學校ト相依リ相助クヘキモノタリ、今此ノ規程ニヨリテ之ヲ農學校ノ組織トナスノ必要アルコトナシ、何トナレハ彼此各々地方ノ情況ニ適スル者アルヘク其效用ニ於テ亦一ヲ取リテ他ヲ廢スヘキニアラサレハナリ

第四章 實業教育機關

第一節 實業學校の現況

第三期に於ける實業學校の現況を左に表示すれば次の如くである



(註)：…線は完全には連絡し居らざれども殆ど同程度の學校なるを示す

更に之を初等、中等、専門の三階級に分てば次の如くなる。

- 初等實業學校 高等小學校農工商專修科、徒弟學校、實業補習學校
- 中等實業學校 尋常小學校專修科、實科中學校、尋常中學校實科、府縣農工商學校、農科大學乙科(農學科、林學科、獸醫學科)
- 簡易農學校
- 實業專門學校 札幌農學校、東京工業學校、(本科、工業教員養成所(本科、速成科))、高等商業學校、商船學校

第二節 初等實業學校

一、商業補習學校 舊神戸、大阪兩商業講習所は創立當時より正科の外夜學科なるものを加設し新潟商業學校は創立の翌年簡易科を設け、京都商業學校は亦明治二十四年簡易科を置いた。是等は何れも一種の商業補習學校であつたが、我國に於て始めて商業補習教育の制度を立てたのは明治二十六年十一月文部省令第十六號を以てせる實業補習學校規程である。當時、我邦國民義務教育の制未だ布かれず一般商家に雇傭せらるゝ徒弟は年齢十二三歳にして父母の膝下を離れ、所謂丁稚奉公に出づるを常とし中には小學の課程を修了せざる者も少なからず。甚だしきは殆ど眼に一文なき者さへあつた。而かも是等徒弟の被傭中に受くる教育は所謂商店教育にして、日常の實務見習を除きては夜間執務の余暇を以て僅に算筆の一端を習得するに過ぎない。最も幼稚の情態に在つたから、文部省は之が改善せんが爲め上記實業補習學校規程を制定

し、學校教育を以て商店教育の及ばざる所を補はんことを圖り、補習學校の設立を簡にし又其目的及び入學規定につき小學校教育を終らざる者に對して學習の便を開いた。

實業補習學校規程の制定に依り、實業補習教育は茲に其端緒を開き會々明治二十七年制定の實業教育費國庫補助法の刺戟を受け各種の補習學校が漸く各地に起つたが、當初補習學校の性質十分に理解せられず、之が施設の順序方法等或は適切を缺き、高等小學校の教科に幾分の變更を施せしに過ぎざるが如きもの往々あり、其成績は所期の如きものではなかつた。商業の方面にあつては其性質上都邑の地に於てすべく、其設立は比較的容易であつたけれども商社、商店の多くは其徒弟を學校に通學せしむること不便であつたが故に、補習學校の設立は意外に少數であつた。

二、工業補習學校 明治二十六年十一月實業補習學校規程が制定せられたが、同規程制定以前同年三月小學校令の主旨に基き鹿兒島縣阿多郡伊作實業補習學校が設けられ、實業補習學校規程の制定せらるゝや同年十二月同規程に據り山田第一高等小學校附屬實業補習學校が設立せられた。

鹿兒島縣阿多郡伊作實業補習學校

本校は明治十三年に設立せる裁縫學校に濫觴する。當時小學校卒業若くは學齡外の女兒に裁縫教授したのであるが、未だ學校の體裁を成さず。十四年に機械科を加へ木綿飛白等の織方をも授け、十六年以來年々若干の卒業生を出し、廿二年に算、筆、讀、文の學科を併せ授くることとし、爾來着々進歩し、小學校令の主旨に基き改めて實業補習學校となし二十三年三月認可を得るに至つた。

教科を分ちて實業課目、學術課目、及修身とし、修業年限は三箇年、一年毎に級を分つ。

實業課目は裁縫、及織機の二科とし各一週十時間を課す。學術課目は讀書（二時間）作文（二時間）習字（一時間、一年級は二時間）算術（二時間、一年級は三時間）、の四課目として第一年級に於ては尋常小學校卒業程度の課業を授く、修身課目には、講話及座作進退の禮節、侍膳、給仕、洒掃等であつた。

此外に豫科を置き小學校卒業年齢にして小學校を卒業せざる者のために入學を許した。校長は、裁縫學校當時には之を置かず事務員を置いて戸長之を監督して居つたが、實業補習學校改稱以來伊佐小學校長

之を兼務することゝなつた。

山田第一高等小學校附屬實業補習學校

文部省令第十六號を以て實業補習學校規程が發布せらるゝや、世人は大に該學校設立の前途如何を氣遣つて居つたが群馬縣下山田郡相生町、山田第一高等小學校に於て同校附屬として實業補習學校を設立したのは吾邦に於ける實業補習學校設立の嚆矢である。其の將來の效果如何は大に刮目して觀望せられた。同地は我國有名の機械地にして此種の學校を要すること最も急切なる地方なれば今後同校の職員生徒にして日夜屹々勉めて已ますんば當に其地方の子弟を訓養して機械業の面目を革新するのみならず、亦以て他地方に設立すべき實業補習學校の好模範たるを得るであらう。左に其設立主意書及同校假規程を掲ぐ。

山田第一高等小學校附屬實業補習學校設立主意書

抑本校設立ノ主旨タル本年文部省令第十六號實業補習學校規程ヲ參酌シ、別冊ノ規程ニ依リ本組合町村内ノ産業ヲ發達増進セシムルヲ以テ目的トス、夫レ教育ノ施設ハ蓋ニ二様ニ分ルヘシ、小學ヲ卒業シ一ハ退テ職業ニ従事スルモノ一ハ進ンテ高尚ノ學藝ヲ修メ、世ニ處セントスルモノ、而シテ其高尚ノ學藝ヲ修メントスルモノ、爲ニハ國家各種ノ施設アリ以テ職業ニ就クモノ、知識技能ヲ授クルノ施設ハ則チ實業補習學校是ナリ。然リ而シテ今ヤ科學及技術ト實業ト併行進歩スルノ時ニ際リ當地方ト其業ヲ等フスル西京ニ西京講習所アリ、實業校アリ、足利、伊勢崎、八王子等又皆各種ノ講習所設置スルニ於テ何ヲ獨リ此地ニノミ之ノ緊急缺クベカラサル機關ヲ缺クコトヲ得ンヤ故ヲ以テ茲ニ山田第一高等小學校附屬實業補習學校ヲ設立シ永ク地方ノ隆盛發達ヲ圖ラント欲ス、乞フ先輩者ハ地方ノ前途ヲ深慮シ以テ應分ノ力ヲ添ヘ、後進者ハ奮進之レニ入學シ以テ後日ノ備ヲ立テラレシコトヲ依之茲ニ本校設立ニ際シ聊カ其主意ヲ述フルコト如此

山田第一高等小學校附屬實業補習學校規定

- 第一條 實業補習學校ハ山田第一高等小學校組合町村内ノ子弟ニ機業上必須ナル知識技能ヲ授ケ、併セテ普通ノ教科ヲ補充温習セシムル所トス
- 第二條 教科目ハ當分ノ内讀書、算術、圖畫、染工科ノ四科トス、但本人ノ希望ニヨリ某教科ヲ學習セサルコトヲ得
- 第三條 修業年限ヲ二ケ年トス

- 第四條 教授時間ヲ每週十八時間トシ山田第一高等小學校生徒ノ教授時間外ヲ以テ之ニ充ツ
但日ノ長短ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
- 第五條 入學又ハ退學セントスル者ハ其旨子弟ノ父兄若クハ保護者ヨリ申出ツヘシ
- 第六條 授業料ハ左ノ額ニヨリ毎月五日限り相納ムヘシ
一科ヲ修ムルモノハ金三拾錢、以上一科ヲ増スニ金拾錢ヲ加フ
- 第七條 實習ニ要スル染料及其他ノ諸費ハ渾テ各自ノ負擔トス
- 第八條 實業補習學校ハ山田第一高等小學校内ニ設置ス
- 第九條 教授ハ山田第一高等學校訓導ノ外地方ノ實業家ニ委囑スルコトアルヘシ
- 第十條 實業補習學校ニ關スル細則ハ山田第一高等小學校長之ヲ撰定シ組合會長ノ認可ヲ經ルモノトス
- 第十一條 教科課程及每週教授時間左ノ如シ

算術	教科目		求積迄	教科目	
	學年	每週教授時間		學年	每週教授時間
三	第一學年	第一學年	同上並ニ日本外史ノ類	第一學年	第一學年
四	第二學年	第二學年	同上並ニ日本外史ノ類	第二學年	第二學年
五	漢字交リ文	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
六	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
七	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
八	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
九	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十一	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十二	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十三	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十四	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十五	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十六	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十七	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十八	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
十九	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十一	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十二	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十三	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十四	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十五	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十六	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十七	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十八	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
二十九	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十一	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十二	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十三	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十四	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十五	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十六	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十七	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十八	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
三十九	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十一	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十二	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十三	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十四	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十五	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十六	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十七	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十八	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
四十九	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類
五十	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類	同上並ニ日本外史ノ類

工業補習教育はその根本の建前としては工業に従事する者に其職業に要する知識技藝を授けると同時に、小學校教育の補習教育をなすを目的とせるものであつて、實業補習學校規程發布後都會に於ては其設置を各所に見るに至つたが、地方に於ては未だ充分其の性質を理解せず、其の設置數も少く其の設置方法に於ても適切を缺くものもある状態であつたので、三十五年再び訓令を發して其の趣旨を詳にし且規定を改正し其の設置方法を一層簡易にしてより漸く増加するに至つた。

補習學校の入學資格は多く年齢十八歳以下にして學歴は尋常小學校卒業以上の者とし、又特に尋常小學を卒業せざる者にも學齡を過ぎたる者の入學を許可し其修業年限は短きは半年、長きも三箇年位にて主に家計困難の故を以て他家に寄託せる年期徒弟又は僅少の勞銀を得る工場幼工等のため夜間教授するを目的となし、授業時間及び季節は一律を避けたるを以て、土地の狀況により自由ならしめ、其學科は圖畫 模型 幾何 物理 化學 製圖 圖案 力學 工藝 手工等につき選擇するものとし、此の外、修身 國語 美術 等の普通教育を授くることとした。されば化學工業の如き稍、修得に困難を感じるを以て補習學校に於ては直接斯業に關する事項は殆ど教授されなかつたやうである。

明治三十年十二月現在各府縣に於ける工業補習學校數は左の通りであつた。

- 千葉一、栃木一、兵庫一、三重一、愛知二、富山二、岡山一、山口一、香川二、(内私立一) 熊本一、鹿兒島四、沖縄一、(計公立一七、私立一)
- 四、**農業補習學校** 實業補習學校中で農業補習學校は其數最も多く明治三十年十二月現在で次の通りであつた。
- 静岡五、(内私立二) 山梨一、北海道三、岩手三、青森二、山形三、秋田一、京都一、兵庫二、滋賀一、富山二、岡山一、廣島五、徳島三、香川三、高知一三、大分一、佐賀一、熊本六、宮崎二、(計公立六〇、私立二)
- 五、**徒弟學校**

東京工業學校附屬職工徒弟學校 我國に於て最も古く且最も完備せる徒弟學校とせられたのは、東京工業學校附屬職工徒弟學校である。同校は明治十九年東京高等商業學校附屬高等徒弟講習所に職工科を設置せるに濫觴する。左に其の設立趣旨及沿革の略を記述することとする。

設立趣旨 工業の進歩に資せんには先づ直接製造に従事する良工を得るより急なるはない。而して我工業も漸次大規模となり家内の工業者の數をも減じたが又一方に在つては諸工場に於て幼年職工として使役するもの、數が著しく増加した。然るに幼年職工は年期徒弟の如く親方として一定の指導者がない故に、往々年長職工の爲めに雜役に使役せられ技術練習の途が頗る缺如し、他日成年職工となる時に於て其技術の巧拙如何を想ふときは寔に寒心に堪へざるものがある。加之我邦に於て學を修むるもの、風潮は勞働に資すべき實學を厭ひ坐業に安ずべき虚學を尊ぶの弊全國に瀰漫し、産業界に有爲多數の人を要するの世態に於て是等の人を減せんとするの傾向あり多數良工の輩出の如きは遙に望むべからざるを思ふときは工業界の前途は轉た憂慮に堪へざるものがある。

以上の理由に依り小學校との聯絡を有する低度工業學校にして將來良工たらんとするものを養成せんが爲め明治二十三年本校を附屬せられたが、創設當時に於ては各地方低度工業學校の設なかりしも本校の成績佳良なりしに鑑み、爾來地方に多數創設せられし工業學校は皆本校の事蹟を參考せざるものはない。是れ本校が間接に地方工業教育に貢獻したる效果と謂ふを得るであらうか。

沿革 本校の沿革につき其の略を列記すれば次の如くである

一、本校は明治十九年一月高等商業學校附屬商工徒弟講習所内に職工科として設置せられたるものに濫觴する。同年十月始めて徒弟を募集し翌二十年十一月を以て授業を開始し、主として大工たるべき者を養成した。當時教科は單に木工の二科に過ぎず、授業料を徴せず却つて生徒に筆墨紙を支給することとした。是れ當時定員の生徒數を得るに困難なりしが故である。

二十三年一月本科を職工徒弟學校と改稱し東京職工學校の附屬たらしめた。同年同月更に、職工徒弟學校と改稱し規則を制定し新に金工科を置き鑄工、鍛工、鑄工、仕上の各業を教授し且つ此時始めて授業料月額五拾錢を徴收することとした。是れ入學者稍々多數となりしが故である。二十六年七月規則を改正し從來の如く木工、金工各數種の實技を併修せしむることを止め更に木工科を大工、指物、木型の三分科に又金工科を鑄造、鍛冶、仕上、板金工附鉛工の四分科に區分し最初第一年に限り各一般作業を豫修せしめ、第二年より志望の一科を専修せしむることとした。授業料を半減して月額二十五錢となし、第一年生の外は之を徴收せざることをす。是れ當時に於ても適當の入學者を得るの多からざるを以て一學年在學したるものに對し獎勵の意を寓したるに由る。又職工認定證書授與に關する規定を設け本校を卒業したるものは、職工に適當せる證明を與へ本校教育の効果を世間に明示し卒業者の就職に便にす。

三十二年九月より工業教員養成所生徒實地授業練習の爲め本校教科の一部を教授せしむるの制を定む。
一、本校は大正十三年三月勅令第五十八號により廢止せられた。
徒弟學校規程の發布以來、各地方に新種學校の設立せらるるもの年々其數を増し、明治二十七年より同三十一年に至る五ヶ年間の趨勢を示せば次の通りである。

- 七、私立六。
- 六、高等小學專修科 高等小學校に於ては專修科を附設し實業科目を教授することを得るの規程になつて居るが、之を實施したるものは至つて少く明治三十一年十二月末調査に依れば、僅かに左の五縣十校に過ぎなかつた。
山梨縣一、山形縣一、京都府三、滋賀縣四、島根縣一、

第三節 中等實業學校

一、農業教育
農科大學乙科 農科大學は明治二十三年六月十二日農商務省所管東京農林學校を本學に合併して一分科大學と爲したる

ものであるが、農科大學に於ては他の分科大學と事情を異にし、實業者を養成するの必要より農學科、林學科、獸醫學科に各乙科を置くこととし、明治二十三年十一月十四日其の規則を制定した。乙科の修業年限は三ヶ年とし、年齢二十年以上の者にして入學試験に合格したる者を入學せしめた。但農學科に在りては田畑五町歩以上所有する者、若くは其の子弟に限ることと定めた。

農學科、林學科、獸醫學科乙科規則、篤志農夫規則、
第一條 農科大學ニ於テハ實業者ヲ養成スルヲメ農學科、林學科、獸醫學科乙科ヲ置ク
第二條 修業ノ年限ハ各三年トシ一學年ヲ以テ一學級トス
第三條 學科課程ハ左ノ如シ

農學科乙科學科課程		第一級	第二級	第三級
學科	學目	每週授業時數	每週授業時數	每週授業時數
物理學	化學	夏期 三 冬期 三	冬期 二 夏期 二	冬期 四 夏期 三
植物學及病理學	動物學及病理學	夏期 三 冬期 三	冬期 三 夏期 三	同 同 同 同
土壤及土地改良論	昆蟲學及養蠶論	冬期 三	夏期 三	同 同
肥料論	家畜蕃殖飼養論	同 二	同 三	同 三
農具論	普通作物論	同 二	同 四	同 三
農場及實習	園藝論	夏冬同 一	夏冬同 四	夏冬同 三
	農藝實習			
	家畜蕃殖飼養論			
	工業作物論			
	農產製造論			
	牧草論			
	森林學			
	獸醫學大意			
	農業經濟論			
	農場實習			

林學科乙科學科課程

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

學科	第一一年級	第二二年級	第三三年級
代數	第一期	第一期	第一期
幾何	第一期	第一期	第一期
三角	第一期	第一期	第一期
物理	第一期	第一期	第一期
化學	第一期	第一期	第一期
地質	第一期	第一期	第一期
動物	第一期	第一期	第一期
植物	第一期	第一期	第一期
園藝	第一期	第一期	第一期
栽培	第一期	第一期	第一期
實地演習	第一期	第一期	第一期
每週授業時數	四	三	二

獸醫學科乙科學科課程

學科	第一一年級	第二二年級	第三三年級
解剖及組織學	一年間	第一期	一年間
生理學	一年間	第一期	一年間
藥物學及調劑法	一年間	第一期	一年間
蹄鐵法及蹄病論	一年間	第一期	一年間
外科手術學	一年間	第一期	一年間
家畜管理實驗	一年間	第一期	一年間
每週授業時數	三	二	六

學科	第一一年級	第二二年級	第三三年級
蹄鐵法及蹄病論	第三期	第三期	一年間
外科手術學	第三期	第三期	一年間
家畜管理實驗	第三期	第三期	一年間
動物疫論並獸醫警察法	第三期	第三期	一年間
寄生蟲學	第三期	第三期	一年間
家畜管理實驗	第三期	第三期	一年間
病院實習	第三期	第三期	一年間
臨牀講義	第三期	第三期	一年間
馬科	第三期	第三期	一年間
眼科	第三期	第三期	一年間
相馬	第三期	第三期	一年間
病院實習	第三期	第三期	一年間
臨牀講義	第三期	第三期	一年間
動物疫論並獸醫警察法	第三期	第三期	一年間
屍體剖檢法	第三期	第三期	一年間
每週授業時數	三	二	六

第四條 農學科ノ學期ハ夏冬ノ二學期ニ分テ冬學期ハ九月十一日ヨリ翌年二月二十日ニ至リ夏學期ハ二月廿一日ヨリ七月十日ニ至ル

第五條 農學科ノ生徒ハ夏期休業實習ヲ爲サシメ又第三年級卒業ノ期ハ九月月上旬トス

第六條 農學科生徒ニハ春期休業ヲナサシメス其冬期休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年二月二十日マテトス

以下略

明治二十五年九月九日乙科規則は全般に涉り改正を加へられ、農學科の學年を三學期に分ち、第三學期中は専ら農場實習を爲さしめた。又入學志願者は、品行方正身體強健にして年齢十九年以上の者とし、田島五町歩以上を所有する者若くは其子弟に限るとあつたのを更に、田島を所有せざる者と雖も府縣郡市町村等の給費又は貸費を受け卒業の後其任命せられたる職務に従事するの誓約をなし、當該府縣知事、郡市町村長の證明を得て入學試験を請ふものあるときは特に之を許可することあるべしと改正した。

明治二十五年九月九日改正學科課程

學科	第一一年級	第二二年級	第三三年級
物理	第一期	第一期	第一期
化學	第一期	第一期	第一期
植物	第一期	第一期	第一期
動物	第一期	第一期	第一期
土壤學	第一期	第一期	第一期
昆蟲學	第一期	第一期	第一期
植物病理學	第一期	第一期	第一期
昆蟲學	第一期	第一期	第一期
普通作物學	第一期	第一期	第一期
牧草及牧場	第一期	第一期	第一期
畜產學	第一期	第一期	第一期
農產製造學	第一期	第一期	第一期
農業經濟學	第一期	第一期	第一期
獸醫學大意	第一期	第一期	第一期
每週授業時數	五	四	四

學三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

土地改良論	第二期	二
農具學	第二期	二
農場實習	一年間	二
園藝學	第一期	四
養蠶學	第二期	二
畜產學	第二期	二
農場實習	一年間	三
林學大意	第一期	三
農場實習	一年間	三

代數	第一期	四
幾何	第一期	三
三角	第一期	二
物理學	第一期	二
化學學	第一期	三
動物學	第一期	三
植物學	第一期	四
礦物學及地質學	第一期	三
國語	第一期	三
測量	第一期	三
實地演習	第一期	三
森林學	第一期	二
造林學	第一期	二
森林利學	第一期	三
森林保護學	第一期	三
森林行法	第一期	四
森林現法	第一期	四
森林造法	第一期	二
實地演習	第一期	三

明治二十八年九月十七日又同規則中學科課程其他に改正を加へ、入學資格の一なる年齢の制限を満十七歳に引き上げた。改正學科課程を左に採録する。

學科	學目	年	每週授業時數	
獸醫學科	解剖學及組織學	第一年	三	
	生理學	第一期	五	
	藥物學及調劑法	第一期	四	
	畜產學	第一期	四	
	蹄鐵法及蹄病論	第一期	三	
	外科手術學	第一期	三	
	解剖學實習	第一期	〇	
	蹄鐵法實習	第一期	六	
	學科	病理解學	第一年	四
		動物疫論及獸醫警察學	第一期	四
外科學		第一期	三	
動物注射學		第一期	三	
家畜外物學		第一期	三	
寄生物學		第一期	三	
畜產學		第一期	三	
屍體解剖檢法		第一期	三	
蹄鐵法實習		第一期	二	
蹄鐵法實習		第一期	二	
學科	動物疫論及獸醫警察學	第一年	二	
	產科學	第一期	三	
	眼科學	第一期	三	
	屍體解剖檢法	第一期	二	
	蹄鐵法實習	第一期	二	
	蹄鐵法實習及特診實習	第一期	六	
	蹄鐵法實習	第一期	一	
	寄畜管理實習	第一期	三	
	寄畜管理實習	第一期	六	
	寄畜管理實習	第一期	三	

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

農學科乙科	學科	學目	年	每週授業時數
農學科乙科	農學	植物化學	第一期	五
		無機化學	第二期	三
		植物學	第二期	三
農學科甲科	農學	有機化學	第一期	二
		土壤學	第一期	二
		肥料學	第一期	二
農學科丙科	農學	作物學	第一期	三
		畜產學	第二期	二
		農產製造學	第二期	三

學科	獸醫學科乙科	學目	解剖學及組織學 生理學 藥物學及調劑法 蹄鐵法 外科手術學 解剖學實習 蹄鐵法實習	每週授業時數	一年間 全一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	三 五 四 三 三 一 〇 六
學科	畜產科	學目	畜產學 病科 外科 蹄鐵法 解剖學 衛生學 死體剖檢 寄生物 動物病 蹄鐵法	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	三 四 四 三 三 三 二 二 三 一 〇 六 三 五
學科	畜產科	學目	畜產學 動物病 獸醫外 家畜科 產科 蹄鐵法 死體剖檢 寄生物 動物病 蹄鐵法 家畜管理	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期 第一期 第二期 第三期	三 二 二 三 三 三 二 二 三 一 〇 六 三 五

學科	造林學	學目	造林學 測量 實地演習	每週授業時數	一年間 全一期 第二期 第三期	二 二 二
學科	造林學	學目	造林學 測量 實地演習	每週授業時數	一年間 全一期 第二期 第三期	二 二 二

學科	林學科乙科	學目	代數 幾何 三角 物理 化學 動物學 植物學 地質學 土壤學 林學 測量 實地演習	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	二 四 三 二 二 三 三 三 三 二 三 二 三 二 二 三 二 三 二 二 三
學科	林學科	學目	森林學 林產學 森林測量 森林利用 森林保護 森林經理 森林政策 森林經濟 森林學 森林製造 林產製造	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	三 三 三 四 二 三 二 三 二 三 二 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二
學科	林學科	學目	森林利用學 森林經理學 森林經濟學 森林政策學 森林學 森林製造 實地演習	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	四 三 三 二 三 二 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二

學科	動物學	學目	動物學 植物學 昆蟲學 動物病 植物病 生理學 動物病	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	二 二 三 二 三 二 三 二 二 二 二 二 二 二
學科	農藝學	學目	農藝學 家畜飼養 畜產學 農場實習	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
學科	農業經濟學	學目	農業經濟學 農學大意 農場實習	每週授業時數	第一二期 一年間 第一期 第二期 第三期 一年間 第一期 第二期 第三期	三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二

二宮城縣農學校

- 明治八年植物試驗場
- 全十二年勸業試驗場
- 全十四年農事講習所
- 全十八年宮城農學校

明治二十年六月養蠶室、病室舍、農舍、農具舍及羊舍等を新築し二年以下の農科生には校内に於て蠶兒飼育實習を課し、上級生は福島縣地方の有名なる養蠶家に託して實地研究をなさしめた。此年校則を改正し入學生徒の資格は高等小學校卒業若しくは同等以上の學力を有するものであつて、農科志願者は土地二町歩以上を所有するもの又は其の子弟たることと定め之を實施した。又馬耕傳習生規則を設けて秋季に於て各郡より生徒を募集し修業證書を授與した。又養蠶室を建築し蠶兒飼育實習を課した。

明治二十一年に於て教室、寄宿舍及食堂を建築し、獸醫科生實習の爲め病畜舍を建設廣く外來の患者を治療せしめ又養蠶傳習生規則を設けて各郡より傳習生を募つた。明治二十二年二千百有餘圓を以て耕地五町三反歩を購入し生徒をして之が耕耘に従事せしめて尙農科中養蠶、製茶等の科目を設けて専ら實業教育の目的を達することを期して同年三月校則を改正して同七月文部省より徵兵令第十三條により尋常中學校の學科程度と同等以上のものと認定せられた。猶本年度に於て工作者及農作者舍の改築並に病畜舍を増築した。

明治二十八年一月校則を改正して農科及獸醫科を本科として其の定員を百三十名とし、養蠶選科及專攻科の二科を設け生徒の食費給與の制を廢し、又從來生徒の入學期九月であつたのを四月と改め夏季休業を廢止した。此年肥料舍及養蠶室を建築した。

創立當時の入學生徒は年齢十八年以上にして高等小學校卒業の者若しくは之と同等以上の學力を有する者にして農科志願の者は耕地二町歩以上所有者又は其子弟にして修業年限を三ヶ年とし生徒定員は定めなかつた。明治二十六年生徒定員を百三十名とし修業年限を三ヶ年とした。

農科

明治二十八年養蠶選科定員を三十名とし修業年限を一ヶ年とした。尙入學資格は年齢十七年以上にして二ヶ年以上養蠶に従事し高等小學校卒業の者とした（養蠶選科及別科同斷）。
 學科は創立當時は、農科、獸醫科の二科であつたが明治二十八年一月養蠶選科及專攻科の二科を設けた。（專攻科は一科目若しくは數科目を專攻せしむるものとす）
 明治二十八年一月學則改正學科目及教授時數左の如し。

學科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	二	一	一
國文	二	三	二	二
漢文	二	三	二	二
算術	三	三	一	三
普通物理	三	三	一	二
無機化學	三	三	二	二
普通動物	二	二	二	二
普通植物	三	三	二	二
植物地質	二	二	二	二
肥料總論	二	二	二	二
栽培各論	三	三	二	二
養蠶法	二	二	二	二
蠶種検査法	二	二	二	二

實計	英語	國語	林學大意	獸醫學
栽培/養畜	兵式體操	自在畫 用器畫		
無定時	三〇	二	二	二
栽培/養畜	同上	漢文 漢字交り文		
無定時	二	二	二	二
農事試驗	同上	同上	病理解論	動物疫 藥劑等ノ大要
無定時	二	二	二	二
農產物製造	同上	同上	養樹造林	森林管理等ノ大要
無定時	二	二	三	二

獸醫科

學科	第一學年	第二學年	第三學年	每週授業時數
內科	馬蹄病	消化器病	運動器病	二
外科	外科總論同各論	外科總論同各論	外科總論同各論	二
傳染病	傳染病總論 同各論	傳染病總論 同各論	傳染病總論 同各論	二
衛生學	衛生學大意	衛生學大意	衛生學大意	二
解剖學	解剖學	解剖學	解剖學	三
植物學	普通植物	寄生動物	寄生動物	二
動物學	普通動物	剖檢法	剖檢法	二
物理學	普通物理	有機化學	寄生動物	二
無機化學	無機化學	寄生動物	寄生動物	二
算術	算術	同上	同上	二
國文	國文	同上	同上	二
漢文	漢文	同上	同上	二
漢字交り文	漢字交り文	同上	同上	二
人倫道德ノ要旨	同上	同上	同上	二

養蠶選科

實計	英語	體操	農學大意	畜產學	外產學	獸醫學	傳染病	衛生學	眼科	外科
解剖養畜農業實習	兵式體操	土壤 肥料栽培ノ大要	家畜蕃殖	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養
無定時	三〇	二	二	三	二	二	二	二	二	二
解剖 顯微鏡使用	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
無定時	三〇	二	二	三	二	二	二	二	二	二
顯微鏡使用	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
無定時	三〇	二	二	三	二	二	二	二	二	二

實計	英語	體操	農學大意	畜產學	外產學	獸醫學	傳染病	衛生學	眼科	外科
顯微鏡使用	兵式體操	土壤 肥料栽培ノ大要	家畜蕃殖	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養	家畜飼養
無定時	三〇	二	二	三	二	二	二	二	二	二
顯微鏡使用	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
無定時	三〇	二	二	三	二	二	二	二	二	二

三 石川縣立松任農學校

明治十年一月石川縣農事講習所
十九年三月石川縣農學校
三十四年五月石川縣立農學校
大正十五年四月石川縣立松任農學校

明治十九年四月文部省農學校通則に準據し農業實習を主とし傍ら學理を授ける爲め實習地の擴張を計り、次て羽作那火打谷村に移轉し十三萬四千歩の實習地及び敷地を求め明治二十年三月石川縣農學校と改稱するに至つた。

生徒定員は創立當時よりの古き學則詳細を缺く爲め不明であるが明治二十九年の規定には定員二〇〇名とし更に明治三十二年二百五十名とした。

入學資格は創立當初は年齢十八歳以上であつたが實際は二十歳以上のものが多く學業程度は尋常小學校下等科卒業程度であつて入學試験は初め斯氏農書の講讀力を試みたが明治二十年頃は讀書、算術、作文の各科に互り學力試験を課した。

明治二十二年頃より高等小學校卒業程度を以て入學程度とした。

明治二十四年當時の學科目表

一 學 年	二 學 年	三 學 年
數學 (算術) 物理 (筆記) 化學 (有機) ロスター氏化學書)	同 (算術 代數) スミス氏 藤澤譯書 同 (筆記) 同 (有機) 有機) ロスター氏化學書)	同 (代數 幾何初歩) 同 (農業氣象學筆記) 同 (有機) ロスター氏化學書)

動物學 (筆記) 植物學 (三好學 植物教科書) 耕種 (普通作物 筆記) 農具論 (筆記) 養畜學 (牛馬羊豚家禽 筆記)	同 同 同 (同上) 同 (同上) 同 (同上)	植物病理學 (筆記) 牧草論 (筆記) 同 (特用作物 筆記) 同 (果樹筆記) 同 (牛馬羊豚家禽 獸醫學一般筆記) 經濟 (經濟原論 農業經濟筆記) 森林殖産學 (筆記) 農産製造 (筆記) 農藝化學 (筆記)
養蠶 (筆記) 昆蟲學 (筆記) 農業簿記 (筆記) 土壤論 (筆記) 肥料論 (筆記) 英語 (ナショナル) 隨意科 漢文 (文章軌範) 農場實習	同 同 同 (同) 同 (同) 同 同 同 (十八史略)	土壤、肥料分析 (筆記) 同 同 同

備考

毎時間數不明

當時ノ試験採點方法ハ各科滿點ヲ百點トスルモ特ニ實習ノミ馬耕百點、鐵使用百點、擔當實習作物百點ノ三百點トス

當時耕馬ハ六頭耕牛一頭アリ

四 鳥取縣立倉吉農學校 (承前)

二十三年規則を改正し鳥取縣立農學校と改稱し徵兵令第十一條により中學校の學科程度と同等以上と認めらる。二十八年農學校を廢し同年九月一日簡易農學校を起すこととなつた。蓋し農學校の果して有効なりや否やは常に民間の疑ふ所となりて毎縣會の一大難關であつた。斯くて學校は其の力を伸ぶる能はず職員亦其職に安ぜざるの狀態であつたが、二十七年終に縣會に於て豫算を否決したので縣知事は同年三月を以て之を廢し更に臨時縣會を開き簡易農學校となし

國庫より八百圓づゝ五ヶ年間補助を受くる事となつた。
 簡易農學校は甲科、乙科、研究科、選科の四とし甲科は修業年限二ヶ年七十人を定員とし、研究科は甲科卒業後一ヶ年間、選科は養蠶時期四ヶ月、乙科は各郡二分教場を開き四十日づゝ二ヶ年を修業期とした。
 二十八年簡易農學校を改め甲種農學校とし三十二年四月本科を三ヶ年とし七月中學校程度同等以上と認められ生徒定員三十人を増して本科生を百人とした。
 三十三年四月先づ敷地を擴め厩舎、農具舎、肥料舎、收穫舎、蠶室を移轉し、新に寄宿舎二階造百六十坪及び食堂二十四坪蠶室附屬室八坪を建築した。又原野七町餘に松樹及杉檜を植栽して基本財産とし縣會計中特別とした。又改めて農學校と稱し生徒定員二十人を増し百二十人とし、三十四年更に生徒三十人を増し定員を百五十人とした。

生徒定員、修業年限、入學資格の變遷を示せば（實業學校令發布迄）

年別	生徒定員	修業年限	入學資格	備考
明治十四年創立當時	二〇	一年	不明	
同十八年	三〇	一年	尋常小學校卒業者トス	
同二十八年	七〇	二年	尋常小學校卒業同等以上トス	
同三十二年	一〇〇	本科三年	尋常小學校卒業同等以上トス	

學科目（創立當時より實業學校令發布迄）

年度	教 科	日	毎週教授時數	備 考
明治十四年度	修身 讀書 作文 地理 歴史 數	同	時數不明	午前學科午後實習
明治十八年度	修身 讀書 作文 地理 歴史 數 農學 體操 武道 實習 獸醫 速成科	同	同	同

年度	教 科	日	毎週教授時數	備 考
明治二十三年度	修身 讀書 作文 地理 歴史 數	同	同	一日午前學科四時間 午後實習ヲ課ス
同二十八年	修身 讀書 作文 地理 歴史 數 農學 體操 武道 實習 物理 化學 作物	同	同	同右 中等學校程度ト同等ト認メラル 同右

五 大阪府立農學校

本校は明治二十一年の開始にして同三月知事は那部會が建議を採納し、同年九月舊堺師範學校を校舍に假用し實習地としては泉北郡中筋村に耕地三町五反餘歩を購入し作業に供し十月二日府令第六十五號を以て大阪府立農學校規則を公布し同月二十二日開校式典を行つた。當時入學を許可せしもの農科十八名であつた。
 二十四年七月農科十八名獸醫科四名の卒業生を出し、之が第一回の卒業生である。三十一年三月規則改正せられ從來の養蠶及製絲專科を廢止した。
 生徒定員、修業年限、入學資格ノ變遷左ノ如シ

年 別	生徒定員	修 業 年 限	入 學 資 格
明治二十一年（現員）	四九人	三ヶ年	本校各科に入學を許すへきものは高等小學校卒業の者、若くは之れと同等以上の學力を備へ且つ右の各項に該當する者に限る
二十二年（ ）	五二	同	但し文部省直轄學校生徒及府縣公立學校生徒にして不都合の行爲あり退學せられ入學禁止中の者は入學を許さず
二十三年（ ）	六九	同	第一年生十五歳以上の男子にして家事に繁累なき者
二十四年（ ）	七六	同	
二十五年（ ）	一五五	同	
二十六年（ ）	一三六	同	
二十七年（ ）	一二八	同	
二十八年（ ）	七九	同	

二十九年() 九四
 三十年() 一一三
 三十一年() 一六六

第二品行方正身體強健にして種痘又は天然痘既済の者
 第三入學試験に應ずべき學力を有する者

學科及學科目 (明治二十二年) 農科

第一學年		第二學年	
修身學	二時	算術	四時
簿記學	四時	植物學	三時
物理學	三時	化學學	三時
土壤學	二時	化學實驗	一時
		動物學	三時
		解剖	四時

獸醫科 修身 算術 植物 化學ノ四科ハ富分農科ト異ルナシ 動物學 三時 解剖 四時

六 宮城縣小牛田農林學校

明治二十一年遠田郡蠶業傳習所として創立せられ二十九年二月遠田郡簡易農學校と改め三十二年二月遠田郡農學校と改稱、三十四年三月文部大臣の認可を得て甲種程度に變更し同時に郡立遠田郡甲種農學校となり、明治四十三年四月宮城縣立小牛田農林學校と改稱し學科は農、林の二科であつた。

教科目の主なるもの次の如し。

作物 肥料 土壤 昆蟲 病理 國語 漢文 數學 農具 經濟 物理 化學
 生徒定員、修業年限、入學資格等次の如し。
 生徒定員 一〇〇名
 自創立當時 修業年限 二ケ年
 至明治三十二年二月 入學資格 高等小學校卒業程度

七 高知縣立農業學校

明治二十三年二月 高知縣農學校
 二十八年一月 高知縣簡易農學校
 三十二年二月 高知縣農學校

本校は高知縣に於ける實業學校の嚆矢にして高知縣農學校と稱し明治二十三年二月二十四日文部省の設立認下を得同年三月十六日高知市水門筋に設立せられ勸業課所管の建築物を校舍に改築二十三年九月落成し同日開校の式を挙げ同九月十一日授業を開始した。校舍敷地二千五百六十三坪校地總坪數五千二百十坪當時の修業年限は二ケ年生徒定員百名授業料は月三十錢であつた。

明治二十八年一月縣令第三號を以つて文部省令第十九號により規則を改正し高知縣簡易農學校と改め同年四月一日より實施された。(修業年限二ケ年生徒定員百名)同年一月縣令第四號を以つて實習選科規定を定め養蠶選科水産選科を設けた。明治三十二年二月二十八日縣令第八號を以て本校組織を變更程度を高め高知縣農學校と改稱四月一日より實施した。明治二十三年創立當時には生徒定員百名、修業年限二ケ年、入學資格としては本人若しくは其父兄にして田圃七反歩以上を所有し入學試験に合格したるものに限れるが、明治二十四年入學資格所有地の制限を單に田圃を所有するものと改めた。更に明治二十八年入學資格を本人若しくは父兄にして田圃を所有するか又は農業に従事するもの、尋常中學四ケ年の課程を修了せしもの又は之と同等以上の勞力あるものとした。

創立當時の教科目は分明でない。明治二十七年學則の改正と同時に左の如く教科目を定めた。

一年 作物 養蠶 化學 物理 博物 算術 實習
 二年 土壤 施肥 作物 養蠶 畜産 農業經濟 算術 化學 實習

八 長野縣小縣蠶業學校

明治二十五年四月 小縣郡立蠶業學校
 同 三十四年四月 長野縣立小縣甲種蠶業學校
 同 四十四年十一月 長野縣立小縣蠶業學校

明治二十三年十二月時の小縣郡長中島精一氏は實業教育機關創設の必要を感じ全郡の當業者に向つて諮問を發し輿論に質す所があつた。蓋し當時未だ郡制の施行なく従つて郡會などの開設せられる事がなかつた爲めである。此の諮問に對しては郡内三十有五箇町村舉つて賛意を表したのであるが中には次の如き希望なり反對なりの意見もあつたのである。

- 一、實業學校に於て蠶種製造業を行ふことは當業者の事業を壓迫する事になるから蠶業學校を創立するにしても蠶種製造業を兼營せざることを希望す。
- 二、小縣の蠶業は天下に冠絶して居る計りでなく新進の學說なるものが果して蠶業の發達に幾何の價值あるか疑はしい。
- 三、新設せらるべき蠶業學校が小縣郡内の者だけを教育するならば良いが他郡他府縣の者まで教育すると云ふことは反つて本郡の蠶業の爲に不利である。

然し夫れ等の人々も次第に郡長中島氏の熱誠に動かされて此の計畫に賛意を表するに至つたので、愈設立の計畫に着手したのであるが、恰も翌二十四年に郡制の施行を見たので改めて其の年三月之を郡會に提案して明治二十五年度から郡の事業として之を行ふことに決定し、其の創設費は總計八百六十九圓七十六錢七厘で其の内七百五十圓は郡内有志から寄附せられたものである。

明治二十五年四月二十七日附を以て設立の認可を與へられ五月十日生徒の入學を許し授業を開始した。小縣蠶業學校は我が國蠶業學校の嚆矢であつて設備などは決して立派な學校ではなく、上田の屋敷町九堀町に在つた一棟の民家を修理して校舍に充てたのであるから室の配置も採光通氣等も勿論良い筈はないのである。而も此の寺小屋式の學校へ洋行歸りの新智識者であつた三吉校長が何の不満もなく乞はるゝ儘に校長となり三十有六年の久しきに亘り寢食を忘れて子弟の教養に力めたのである。三吉校長の教育者としての特異な風格とその熱誠は故人となつた今に多數卒業生から景仰されて居る所以であらう。

其教育が如何なるものであつたかを彷彿する三吉校長の人物乃至左の記録を輯載する。

學校では五月十日に出て來いと云はれたので其の日に登校して見ると本科生が十人程別科生が二十人程の名札が掛けてあつた。後で聞くと其の年の養蠶實習をさせる爲に假入學をさせたのだと云ふ事であつた。生徒は四十歳位から十四五歳迄の年齢の人で孰れも知

らない人計りで互に年齢の差の多いのに異様な感じを持つた。

すると小刻みに早足で靴の音がしたかと思ふと一分刻にした坊主頭の鼻下に髯のある先生が入つて來て突然「君等あねえ、明日から筆記する紙と硯を持って來給へ、今日は本科と別科とを分けて置くから」と云ひ捨て、行つて仕舞つた傍に居た年長の生徒の口からあれが三吉先生だと云ふ言葉が洩れたので私は驚いた云々(蠶業評論三吉先生追悼號に據る)。

五月に開校したのであるから早々に蠶兒の掃立をしなければならぬので本科別科併せて三十餘人の生徒を(い)(ろ)(は)(に)(は)の五組に分け一組毎に框製一枚宛を掃立て、飼育することになつて五月十四日(開校四日目)愈掃立を行つた。飼育法は當時小縣郡地方で一般に行はれて居た方法を基礎として之に若干の改良を加へたもので指導方針としては傳習室の外に別に驗室を設け若干の蠶兒を飼育し諸種の試験と共に飼育の標準を示めされたのである。

蠶室は前述の校舎である土族屋敷に少し手入をした不完全なものである。床こそ張り替へたが障子も天井も元の儘で外圍に兩戸の備へもない。だから夜間温度が降下して來ると薪を焚いて保温するのであるが斯様な家であるから容易に温度が上らぬ、そこで床へ藁を敷いて床下から上る風を防ぎ障子の外へも藁を吊下げて兩戸代りとする。出入には其の藁を一々捲き上げる譯である。之れが日本一の那立蠶業學校の蠶室であつたのである。

併し斯様な家屋を其の儘蠶室に使用したのは、勿論經費もなかつたのであるがそれ計りでなく、三吉校長はどんな粗末な家屋でも之を蠶に利用して立派な成績を挙げると云ふことが一つの研究であると考へられたのである。

此の事は獨り蠶室のみでなく蠶具に於ても總てさうであつた。棚でも籠でも暖爐でも何によらず有合せのもの、簡単に出来るもの、安いものを用ふることを本旨とした。殊に可成自分の手で作れるものは皆作つて之を用ひた。

設備は斯様に不完全であつたが教師は熱心であり生徒も懸命であつた。蠶兒は大體に於て好成績で上簇管滿した。而も此の不完全な設備の中で飼育試験、品種試験、桑葉地質試験、給葉量試験、玉蔭試験其の他の試験を行つて相當の成績を挙げたのである(同窓會編三吉末熊先生に據る)。

明治三十二年に實業學校令が發布せられ實業學校に甲、乙兩種の區別が出來たので小縣郡會は之に促され本校を先づ乙種學校とすることに決し更に新たに校舎を建築することとなり地を上田町大字常入に卜し建築費一萬四千六百餘圓を以て同年九月工事に着手し、同年十二月下旬新設教室の竣工を見るに至つたので翌三十三年一月學校は再び此の新築校舎に移轉した。

創立當時に於ける本校規則には生徒定員の定めなきも明治二十六年四月第一回別科得業者は、六名、同七月第二回別科得業者は十三名であつた。明治二十七年より同三十一年までの入學者及生徒数は概要次の如くである。

年	本科入學者	別科入學者	生徒總數
明治二十七年	(二二) (中途退學一)	(二五) (中途退學六)	七九 (中途退學七)
同二十八年	三〇	五一	九九
同二十九年	二五	六七	一一二
同三十年	五一	八六	一四一
同三十一年	三八	五一	一〇三

創立當時に於ける修業年限は本科二箇年別科一ヶ年である。學年は九月に始まり翌年八月に終り九月より翌年四月迄を前期とし學理の教授を行ひ五月より八月迄を後期とし實修の教授を行つた。

明治二十七年本校規則の一部を改正し修業年限は本科を二箇年別科を十箇月とし各科共學年を前期後期とし前期は學理後期は實修に充てた。

創立當時に於ける生徒入學資格は、本科、別科は滿十五年以上にして學力高等小學校卒業相當の者にして學費を自辨し授業料を納め得る者とし、傍聴料は特に入學資格を定むることなく實業篤志者(規則に用ひたる文字を用ゆ)の希望に依り入學を許可したのである。

尙明治三十二年に於ける校則の改正に當りては本科別科共に年齢十五年以上にして學力尋常小學校卒業相當以上の者と改めた。

創立當時に於ては

本科

- (學理) 蠶體生理 蠶體解剖 蠶體病理 内外養蠶術講義 製絲法大意 動物學大意 植物學大意 學大意 化學大意 肥料論大意

別科

- 土壤論大意 氣象大意 内外養蠶栽培法講義附病蟲
- (實修) (特に修の字を用ふ) 顯微鏡使用法 蠶體解剖術 養蠶術 製種法附護種法 顯微鏡的蠶卵蛹蟻検査法
- (學理) 蠶體生理及解剖 蠶體病理 養蠶術講義 桑樹栽培法附病蟲害
- (實修) 顯微鏡使用法 蠶體解剖術 養蠶術 製種法附護種法 顯微鏡的蠶卵蛹蟻検査法

明治三十二年實業學校令の發布せられる迄は學則の改正又は教科目の變更はなかつたものの様で其の實業學校令に基いて改正された教科目は大要次の如きものである。

本科(修業年限二箇年)

- 第一項
 - 修身 讀書 作文及習字 算術 理科 蠶體解剖 生理及病理 養蠶及製種 製絲 桑樹栽培 農業大意 經濟
- 第二項 實修
 - 顯微鏡使用法 蠶體解剖 養蠶術 製種法及護種法 顯微鏡的蠶卵蛹蟻検査法 桑園實修
- 別科(修業年限十箇月)
 - 第一項 學理
 - 蠶體解剖及生理及病理 養蠶術及製種 桑樹栽培法附病蟲害 肥料及土壤論大意
 - 第二項 實修
 - 顯微鏡使用法 蠶體解剖術 養蠶術 製種法附護種法 顯微鏡的蠶卵蛹蟻検査法 桑園實修

九 秋田縣大曲農業學校

- 明治二十六年 秋田縣尋常中學校内農業專修科
- 二十八年 秋田縣立簡易農業學校
- 三十二年 秋田縣農業學校

明治二十六年四月一日中學校令第十二條に基き秋田縣尋常中學校内に農業專修科を設け之を南秋田郡寺内村字八橋の元秋田縣第一勸業場に置き専修年限を三ヶ年とし同月三十日第一年生三十三人の入學を許し、同月二十二日文部省告示第一號を以て徵兵令第十三條に依り中學校の學科程度と同等以上と定められた。然るに明治二十八年四月一日新に秋田縣立簡易農業學校が設立されたので農業專修科生徒の募集を廢止し現に在學せる同科生徒の卒業迄之を同校に轉屬せしめることとした。

明治三十二年二月十日秋田縣告示第三十七號を以て簡易農業學校の組織を變更し同年四月一日より秋田縣農業學校と改稱す、更に同年三月二十日秋田縣告示第七十六號を以て秋田縣立秋田農業學校と改稱、尙本科は文部省告示第四十八號を以て明治三十二年勅令第六十一號文官任用令第三條第三により官立中學校と同等以上のもものと定められ、文部省告示第四十七號を以て明治二十二年法律第一號徵兵令第十三條に依り中學校の學科程度と同等以上と定められる。

生徒定員は一部二部を通して五百名とし、第一種、第二種に分ち前者は修業年限五ヶ年、后者は修業年限三ヶ年とし、共に高等小學校卒業程度を以て入學資格とした。學科教科目は火災のため燒失して不明である。

十 大分縣立三重農業學校

本校は元大分縣立農學校と稱し實に明治二十七年四月一日の創立に係る。明治十一年縣下北海部郡臼杵町有志家藏金して私立中學校を同町字祇園洲に起すの企圖あり、舊稻葉家大に其美譽を賛し豐萬金を擲ちて之を資に充てた。明治二十五、六年頃天下の大勢漸く實業振作の必要を喚起するに返ひ臼杵私學校に大改革を加へ農學校を設立するの議が臼杵獎學會に上つた。適々廣下大分町(現大分市)に於て明治十七年の創始に繋る縣立獸醫講習所の設ありて斯道の教育頗る振ひ且つ臼杵の地勢たる東北一帯海に面し由來水産の豐富縣下第一流に位するの故を以て明治二十六年三月設立人總會を公園地甘棠館に開き斷然議決して私學校々會敷地より器械圖書に疎る迄舉て是を縣に寄附し且つ校費補助として毎年私學校基本主の利子壹千參百圓を支出するの主旨を以て農科、獸醫科及水産科併置の縣立農學校を設立せられんことの建議を爲した。時

の縣知事岩崎小次郎は其請を容れ縣會亦大多數を以て可決し明治二十七年四月を期し縣立農學校設立の事期めて定まり農學士平田幸次郎氏を學校長に任じた。創立當時は農科、獸醫科、水産科の三科であつたが、大正二年水産科を廢止した。生徒定員は明でない。修業年限は農科三ヶ年、獸醫水産兩科共に一ヶ年、入學資格亦詳でない。

十一 富山縣立福野農學校

本校の起因は越中國礪波郡權正寺村の豪農家嶋本縣農事の振はざるを慨し農學校設立の必要を唱導し、其の遺言に依りて遺族は明治十九年金壹千餘圓を縣に寄附した。礪波郡福野町當時の町長山田七彦代校舎一棟及敷地七段七畝歩の寄付を申出でたので明治二十七年十月二十九日縣は礪波郡福野町大字福野村に富山縣簡易農學校設立する旨告示した。斯くて本校創立となつたものである。其後明治三十一年三月甲種程度の農學校とし富山縣立富山農學校と改稱、明治三十二年補習科を設置し明治三十四年四月富山縣八尾町立蠶業學校を縣立に變更本校の分校とし富山縣立農學校と改稱し更に農業補習學校を本校内に附設した。

生徒定員は創立當時百二十名、明治三十一年二百名に變更した。修業年限は創立當時本科二ヶ年撰科一ヶ年とし、入學資格は創立當時年齢十四歳以上の男子にして尋常小學校を卒へたる者とした。明治三十一年四月甲種農學校となり、高等小學校二年修了程度を入學資格と改めた。學科は創立當時は農學科だけであつたが、明治三十二年四月蠶業科を加へ、明治四十一年三月蠶業科を廢止し、更に明治四十五年四月蠶業科を併置したが、大正四年三月又これを廢止した。教科目は創立當時に於ては、實科、修身、植物、地質、動物、物理、化學、農業經濟、農業簿記、算術、作文、栽培論、飼畜論、養蠶論、農産製造論を課したが、明治二十八年學科に稱稿、園藝、培桑を加へ實科に培桑、麻作、蘭、茶、

堆肥製造法を加へ、更に明治二十九年學科に地理、作物論、工藝作物、習字、幾何、讀書を加へ農産製造論を削つた。明治三十二年に至つて英語、造林、農産製造、體操を加へ、地理、作物論、工藝作物、稼稿、培桑を削ることゝした。

十二 京都府立京都農林學校

同 明治二十八年三月
同 三十一年三月
同 三十四年三月
同 三十七年二月
京都府簡易農學校
京都府農學校
京都府立農學校
京都府立農林學校

明治二十三年頃時の京都府知事北垣國造氏は大いに勸農に盡力し農商務省の甲部巡回教師澤野淳青山元兩氏を聘し府下各郡を巡回講和せしめ又東京農科大學の古在由直、横井時敏兩氏の講演を乞ふ等農業學理の普及に力むるところあつた。明治二十五年時の京都府知事千田貞曉氏亦勸農に盡力し其の四月京都府に農事巡回教師を常置し農學士佐々木善次郎氏を以て之に任じ且京都府農會中央試驗場を統轄せしめた。同年九月府下各郡農會長會を京都府廳に開き古在、長岡、佐藤三農學士の講演を聴き啓蒙さるゝ所少からず郡農會長會の決議を以て農事講習所の設立を知事に要望し知事は同年府會に提案しその協賛を得翌二十六年四月より府下に農事講習所開設せらるゝに至つた。

明治廿六年より開設した農事講習所は管内を十二に區別し各十三日間宛講習した。されどこの施設では農業の學理普及の目的を達する能はざるを感じ同年九月開催せる各郡農會長會は農事講習所の改善を計劃し農事講習を二期に分ち第一期講習所は府下十八郡毎に一ヶ所之を開き十三日乃至十五日間とし第二期講習所は之を山城丹波丹後に各一ヶ所を設け其講習期間を三十日と定め斯の如くにして一面に於ては簡易な學理を注入し他の一面には稍々高尚なる學理を示し交互相俟ちて農事改良の實を擧げん事を知事に建議したのである。知事は翌廿七年度京都府會郡部會に之を提案協賛を了し是を實施するに至つた。

此の第一期講習は回を重ねること二回この受講者一千三百余名に達せるを以てその第一講習終了者を明治二十八年二月十五日より三十日間京都へ京都市外の愛宕郡大宮村字紫竹大門大徳寺境内徳禪寺に集め第二期講習を行ふ事となつた。學科は化學、農業經濟、家畜、園藝、肥料、氣象、重要作物、農用土木の八科にして講習終了證を受けしもの百三十五名であつた。

されど此等講習所は短期間なるを以て農業學理普及の速成には適するも未だ充分にその學理實際に就き實力家を養成するに足らず。是に簡易農學校設立の計劃を見るに至つた。これ本校の前身である。

十三 京都府簡易農學校

明治二十八年三月京都府簡易農學校は文部省の認可を得設立さるゝことゝなつた。京都府告示第五十三號を以て同校規則を發布せられその主要なる條項左の如くである。

- 第一條 本校は簡易なる方法により農事教育を施す所とす
- 第二條 本校の修業年限は二ヶ年とす
- 第三條 生徒の定員は百名とす
- 第四條 本校の巡回教授の方法により富業者に農事必須の講話をなさんが爲め毎年便宜の地を撰みて分教場を設け之を某地農事講習所と稱す但其の規則は別に之を定む

本校は咄嗟の間に出來たもので、爲めに校舎の建築成らず假りに愛宕郡大宮村字紫竹大門大徳寺構内に於ける寺院を借り受け充用する事とし同所興臨院に教室事務室、應接室及小使室を置き龍源院及大慈院を寄宿舎に充て一般の設備完整に至らずと雖も四月廿九日より授業を開始し第一學年生三十八名(内府下在籍者三十七名、管外者一名平均年令十七年なり)を全部寄宿舎に收容し舎監之を監督した。

本校は他府縣の同種の學校と其の趣を異にしその設置の經過に於て知れるが如くその内容恰も農事講習所に類する點多く其入學志願者の如き學力程度は尋常小學校卒業程度としたが年齢は十五六年以上、四十年迄とし學科の外圍場の實習、果樹、蔬菜の栽培、牛馬羊豚及蜜蜂の飼育、養蠶、農産製造、農家經濟等の各實習を課し以て學理と技術と相半し在學中は總て寄宿舎に收容し食事其他費用一ヶ月四、五圓を要するも入舎生に對しては一ヶ月二圓宛學校より補助し其の自宅送金は毎月二、三圓に止めさせた。初代校長は多年本校設立に努力するところあつた京都府農事巡回教師佐藤代吉(後年佐藤義長と改名)が任せられた。

明治廿九年四月八日京都府訓令第九號を以て本校規則を改正し修業年限二ヶ年に加ふるに一ヶ年程度の補習科を増置し且つ從來の農學科中養蠶科の設けなかりしを以て更に同科を加ふることゝなつた。此の月第二回生徒募集の結果増員のた

め當時の假校舍狹隘となり、由つて葛野郡川岡村本願寺別院内を借り入れ新入生四十名を收容教授し之を分校となした。同年六月大徳寺内に於ける假校舍を全部引揚げ生徒を分校に移し、猶附近に於て三棟の家屋を借入れて校舎及寄宿舎に充當した。而して前年度に於て買収せし葛野郡植村に於ける敷地に於て四月以來校舎建築の工を起し、經營六ヶ月にして工成り九月十八日本校を新校舎に移轉した。本校創立以來爰に一ヶ年半、居を更ふること三度、其設備漸く整頓したるを以て十一月一日始めて新築落成移轉式を舉行した。

明治三十年四月五日第一回卒業生二十六名を、明治三十一年三月二十九日第二回卒業生二十九名及補習科卒業生十三名を出した。同年三月三十一日京都府令第三十六號を以て簡易農學校の組織を變更し、京都府農學校と改稱し、從來修業年限二ヶ年であつたのを三ヶ年とし、生徒定員を百三十名とし、入學資格程度等に大改正を加へ且つ研究科を設置し、一ヶ年以内で在學することを許可することとした。

教科目

創立當時の教科目及毎週授業時数を擧ぐれば、

肥料論二時間 家畜飼養同 農業經濟同 重要作物同 果樹栽培法三時間 農産製造同 土壤學二時間 動物學三時間 算學二時間
 桑樹栽培法一時間 化學二時間 氣象一時間 害蟲同 森林學二時間 算術同 實習二十三時間

明治二十九年

植物學 家畜蕃殖 蔬菜栽培 物理學を増科し 更に

明治三十一年度修業年限三ヶ年としたので

修身 讀書 農具 製糸 獸醫 代數 幾何 養蜂 體操 測量ヲ増科シタ
 生徒定員、修業年限、入學資格

創立當時生徒定員百名、修業年限二ヶ年、尋常小學校卒業程度以上ニシテ年齢十五年以上四十年迄ノ者ヲ學科ノ外實習ニモ堪ヘ得ル者ヲ入學資格トシタ。明治三十年三月定員ヲ百三十名トシ、修業年限ヲ三ヶ年ニ延長シ、入學資格ヲ高等小學校卒業程度以上ニ改メ、年齢滿十四年以上トシタ。

十四 山形縣立置賜農學校

明治二十八年四月

山形縣南置賜郡立置業學校
明治三十四年四月 山形縣立置賜農學校

本校設立は明治二十八年四月で、文部省より向ふ五ヶ年五百圓の國庫補助金を受け、經常費約三千餘圓を以て維持し來りたるものにして、當時郡の勸業政策として蠶業の開發々展を以て最も急務なるものとし之が素養ある技術者を養成せんが爲めには比較的速成簡易なる實業學校を設立するに若かずとなして當時の同郡長下政恒氏は熱心に其設立を唱道した。同校は本科及別科の二科に分たれ、本科は二ヶ年、別科は六ヶ月の修業期間にして、本科は五十名、別科は三十名計八十名の定員であつた。而して之が教授に當る職員は六名にして極めて小規模のものであつた。而して當時收容せる生徒は本科生は年齢、學力等甚しき差なきも、別科生に至りては其最少年齡者十七八歳にして最高年齢者は三十歳以上に達して居り、殊に別科は初年より兩三年間は常に定員を超過するの盛況なりしも、本科に至りては設立の當初より入學志願者僅少にして新入學期に際し常に困難を感じ、校長初め職員全部を擧げて晝夜に拘らず授業の餘暇を利用して郡内各村に出張し、或は講話に或は幻燈によりて實業教育の必要を鼓吹し、漸く所定の定員を收むるの狀況であつた。蓋し當時の學校業務として最も困難を感じたるは、農業教育の必要を解せざる父兄の舊慣を漸次改善し、規定の志願者を得ることにあつた。同校は明治三十三年三月を以て文部省國庫補助交附金満了となるを以て、之に先つこと一年當時の同郡長櫻庭芳春氏米澤市及西置賜郡と交渉して同校を縣に移管するの議を決し、縣立の請願を當時の山形縣知事關義臣氏に提出し縣會の協賛を経て愈々明治三十四年三月一日文部省告示第三十五號を以て本校を山形縣東置賜郡小松町に設置し、同年四月より開校した。但同年度に限り舊南置賜郡立蠶業學校々舎に於て假りに授業を開始すべきことを發表せらる。同時に南置賜郡立蠶業學校は同年三月三十一日を以て廢校となり、校舎及一切の設備は其儘置賜農學校に於て之を使用することとなり、且つ職員如きも同年四月一日付を以て新に就任を見るに至つた。以上は即ち山形縣立置賜農學校設立の由來にして本校と舊南置賜郡立蠶業學校とは其の始と終との間に於て形式上中斷せられたるの觀あれ共事實引直りたるものである。因に生徒定員は本科五十名、別科三十名、修業年限は本科二ヶ年、別科六ヶ月であつた。

十五 栃木縣立宇都宮農學校

明治二十八年四月 栃木簡易農學校
 同 三十一年二月 栃木縣農學校
 同 三十四年五月 栃木縣立農學校

明治廿九年文部省令第十九號簡易農學校規定に基き、本縣農業の改良發達を計らんが爲め簡易なる方法により農林業に

開する學理の大體と實地の技藝とを教授するの目的を以て、明治二十八年四月一日始めて本校の創設を見るに至つたのである。然れども本縣農業教育の起原は本校の創設以前即ち明治二十三年十一月栃木縣農事講習所規則なるもの、公布に胚胎し、次で明治二十六年四月中學校令第十三條に基き本縣尋常中學校（現縣立宇都宮中學校）に農業專修科を設けて開講した。前二者は要するに本校創設の前驅とも見るべきである。

明治廿八年一日栃木縣河内郡委川村大字鶴田に創設し、栃木縣簡易農學校と稱した。本校開校と同時に栃木縣農事講習所は廢止せられ、其事業は本校別科として之を繼續し、巡回教授の方法により教授をなした。本校開設と同時に農業專修科は其の教授に供したる土地、建物、農具、馬匹等は悉く本校に引繼ぎ一時授業を中止した。

明治二十九年五月本校移轉の旨通達せられ、十月八日指定敷地本縣那須郡野崎村大字澤に起工し、明治三十年八月八日に至り新校舍に移轉し、明治三十一年二月十一日栃木縣農學校と改稱した。

當初生徒定員は百名と定めてあつたが、それとは殆ど關係なく無試験入學を許可して居た。明治三十一年四月一日栃木縣農學校と改稱すると同時に百五十名と改めた。入學資格は年齢十四歳以上高等小學校第二學年修了又は其以上に相等する學力を有するものとし、修業年限は二ヶ年であつたが、明治三十一年四月一日栃木縣農學校と改稱すると同時に修業年限を三ヶ年とした。

學科

創立當時（明治二十八年）ニ於テハ

- 第一學年 讀書 作文 算術 肥料 蔬菜 特用作物 土壤農具 養蠶 森林 物理 化學 博物 實習
- 第二學年 算術 農産製造 果樹作物栽培 畜産 養蠶 森林 物理 化學 博物 農業經濟 實習

であつたが、明治三十一年四月左の通り改めた。

- 第一學年 倫理 國語 漢文 土壤肥料 作物 養蠶 農具 林學大意 算術 博物 物理 化學 實習
- 第二學年 倫理 國語 漢文 園藝 作物 養蠶 生理 林學 代數 動物 物理 化學 實習
- 第三學年 倫理 國語 漢文 作物 養蠶 獸醫學 作物病理 害蟲 農産製造 農業經濟 代數 幾何 三角 測量 氣象 化學 實習

十六 佐賀縣立佐賀農學校

明治二十八年四月 佐賀縣簡易農學校
同 三十一年 甲種佐賀農學校
明治三十四年 佐賀縣立佐賀農學校

明治二十八年四月二十三日、文部省令第十九號簡易農學校規定に基き、佐賀郡神野村大字多布施に創設して佐賀縣簡易農學校と稱し、簡易の方法を以て農事に關する學理と實地技藝の概要とを授け、本縣農事改良進歩を圖るを以て目的とし、本縣内住民にして田畑五反歩以上を所有するもの及び其の子弟を入學せしめた。明治三十一年四月之を廢止して甲種佐賀縣農學校とし、三十四年更に佐賀縣立佐賀農學校と改稱した。

生徒定員、修業年限、入學資格等
簡易農學校時代（明治二十八年より明治三十年迄）に於て生徒定員本科百名、別科二十名であつたが、甲種佐賀縣農學校（明治三〇年以後）となるに及んで百五十名とした。

修業年限は簡易農學校當時本科二年、別科一年とし、甲種佐賀縣農學校となるに及んで三年とした。入學資格は簡易農學校當時の學則を示す記録なく確實なことは分らないが、高等小學校卒業者大部分を占め尋常小學の修了者及高等科の中途修了者もあつたことは事實である。甲種佐賀縣農學校となるに及んで、年齢十四歳以上の男子にして、高等小學校卒業者、中學校第二學年修了者又は之と等しき學力を有するものと定められた。

教科目は明治二十八年創立簡易農學校當時に於ては

- 本科一年 算術 物理 化學 博物 肥料 論理 耕種 土壤 排水 灌溉 森林 園藝 養蠶 害蟲 肥料 礦物
- 二年 農業經濟 倫理 耕種 森林 養畜 園藝 水産 害蟲 養蠶 算術 博物 農産製造
- 別科 算術 物理 化學 博物 肥料 經濟 倫理 耕種 土壤 排水 灌溉 森林 園藝 養蠶 害蟲 養畜 水産

十七 鹿兒島縣立鹿屋農學校

明治二十八年四月 鹿屋農學校講習所
同 三十一年四月 鹿兒島縣農學校
同 三十四年九月 鹿兒島縣立鹿屋農學校

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

當校の起因は、明治二十七年頃本縣農會に於て、熊本より二十八名の農業技術員を聘雇せるを不便として農業技術員養成の議起り、明治二十八年四月鹿兒島縣尋常師範學校内に附屬農業專科講習の設けられたるに在る。二十九年簡易農學校と改め二ヶ年程度となり、同時に一ヶ年修業の農業別科を附設した。三十一年四月鹿兒島縣農學校と改めて中學程度と認定せられ、同時に徵兵令、文官任用令第三條に該當する件をも認定せられた。三十三年四月鹿兒島市荒田村より肝屬郡鹿屋町祓川の現位置に移轉し、同時に獸醫科及び修業年限二ヶ年の豫科を設置し、又三十四年三月農業別科修業年限一ヶ年を増設し、三十四年九月鹿兒島縣立鹿屋農學校と改稱した。

生徒定員

鹿兒島縣尋常師範學校附屬農業專科講習所時代ニ於テハ、生徒定員三十五名、修業年限六ヶ月入學資格不詳

鹿兒島縣簡易農學校時代ニハ、本科定員百名、修業年限二ヶ年、別科定員六十名、修業年限一ヶ年

入學資格

本科は年齢十四年以上にして在學中家事に係累なきもの、品行方正身體健全なるもの、尋常小學校卒業以上の學力を有するもの、本人又は戸主に於て田畑を所有し卒業後農に依り身を立るの志望堅固なるもの、入學中學費を自辨し得らるもの、別科は年齢十八年以上にして農業に従事したる經歷あるものとした。

學科

明治二十八年四月以降、鹿兒島縣立師範學校附屬農業專科講習所時代、農業科講習(一ヶ年程度)二十九年四月簡易農學校と改稱シタル後ハ農科(二ヶ年程度)ノ外ニ農業別科(一ヶ年程度)ヲ増設シ、三十一年四月鹿兒島縣農學校と改稱シタル後、三十三年四月、獸醫科(修業年限三ヶ年)及豫科(同二ヶ年)ヲ増設シ、同三十四年三月更ニ農業別科(修業年限一ヶ年)増設、三十四年九月鹿兒島縣立鹿屋農學校ト改稱、三十六年四月豫科ヲ廢止シ、三十九年一月農業別科、蠶業別科を各專科と改稱、大正十四年三月林科(修業年限三年)を増設して今日に至つた。即現在に於ては農科(修業年限三ヶ年)六學級、林科(同)三學級、獸醫科(同)三學級、農業專科(同一ヶ年)一學級の規模となつた。

教科目、明治二十九年四月より三十三年三月に至る教科目は左の通りである。

學科	本 科		別 科	
	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年
修身	一 人倫道德の要旨	一 同上	一 同上	一 同上
算術	二 四則應用度量衡分數小數比例	二 百分算開平開立簡易なる求積		
物理	二 物理の大意	一 同上、氣象		
化學	二 無機化學の大意	一 有機化學の大意		
博物	二 動物植物	二 寄蟲植物生理及病理	二 動物植物	
土壤	二 土壤改良附農具		一 土壤	
肥料	二 植物營養肥料肥料法		二 肥料論	
作物	四 普通作物園藝作物	五 芻草、特用作物	三 普通園藝特用作物	
農産製造	二 養蠶術	一 農産物製造	二 養蠶術	
畜産		一 蠶體解剖生理製糖製糸		
山林		二 家畜家禽、蜜蜂		
山形		一 山林		
實習	不定時 農事養畜製作業	不定時 農業經濟、簿記法	不定時 同上	同上
計	一九	一九	一一	一一

播種耕種收穫及養蠶製茶製糖等の期節にありては學科の教授時間を減縮して實習に充て、冬季にありては之に反して學科の教授時間を増加することあるべし。

十八 山形縣立村山農學校

明治二十八年五月
同三十二年
同三十四年

山形縣北村山郡簡易農學校
山形縣立農學校
山形縣立村山農學校

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

本校は元山形縣北村山郡簡易農學校と稱して明治二十八年五月の創立に屬し、始め北村山郡楯岡町小學校舎の一部を假校舎に充て、授業したが生徒の増加するに従ひ漸く教室其他に隘隘を覺へて、明治三十年十二月北村山郡楯岡町宇北町に校舎を建築し、三十二年四月一日實業學校令發布に基き簡易農學校の組織を變更して乙種程度となして北村山郡立農學校と改稱した。明治三十三年二月二十日文部省告示第三十二號を以て北村山郡立農學校を縣立に變更し甲種農學校となし、四月一日より山形縣農學校と改稱、次で明治三十四年三月十一日山形縣村山農學校となり、今年山形縣立村山農學校となつた。

明治二十八年五月創立より實業學校令發布に至る迄の生徒定員六十名（二學級）修業年限二ケ年小學校尋常科卒業程度を以て入學資格とし、教科目は修身、國語、漢文、算術、英語、農業、養蠶、體操、兵式體操、劍道、實習等で各科目毎週教授時數二時間乃至三時間であつた。

十九 滋賀縣立長濱農學校

明治二十九年四月	滋賀縣立長濱農學校
同三十二年四月	滋賀縣立長濱農學校
同四十一年三月	滋賀縣立長濱農學校

沿革

明治二十九年四月本縣蠶業界に於て學理的飼育の必要に迫られ、滋賀縣蠶糸業組合取締所主宰となりて阪田郡六莊村大字平方德稱寺の堂宇を借受け養蠶室を新築し、滋賀縣蠶糸業組合立簡易蠶業學校を設立したのが本校の濫觴で、翌年阪田郡長濱町大字南吳服に校舎を建築した。その後組合解散の結果敷地校舎擧げて本縣に寄附し、三十一年四月より滋賀縣蠶業學校となつた。明治三十一年廣義の農業教育機關の必要を認め翌年四月蠶業學校の組織を變更して滋賀縣立農學校と改稱した。

創立當時に於ける生徒定員は本科（二年）四十名、別科（一年）二十名、高等小學校卒業程度を以て入學資格とした。學科、教科目は創立當時に於ては蠶業本科、蠶業別科の二科をおいたが、明治三十二年農學校となるに及び、農業本科、農業豫科、農業別科、蠶業本科、蠶業豫科、蠶業別科をおくこととなつた。尙創立當時より實業學校令發布迄の間に於て課したる教科目及毎週教授時數の變遷等は明治三十六年火災に遭ひ記録を焼失したので不明である。

二十 山梨縣立蠶業學校

山梨縣は地勢氣候等養蠶業には天恵の利を得て居り古來より斯業の發達を見、明治維新以來養蠶業者、蠶種製造業者等も日進の文學を應用するの必要を感ずるに至り、明治二十九年四月本縣として尤も養蠶業の盛なりし東八代郡に於て蠶業學校を創設し、修業年限四年の高等小學校卒業檢定を入學資格とする別科（修業年限四ケ月）を、同年九月本科（修業年限二年）を置き爾來本校は縣下蠶業の唯一研究機關となり斯業の發達に貢献して來た。三十四年五月更に組織を變更し、本科の入學資格は従前通り四年制高等小學校卒業檢定、修業年限を三年とし、四十年四月別科を廢止した。大正十一年郡制廢止と共に縣立となり其規模の擴張と内容の充實とに努め卒業生を出すこと千二百名に及んで居る。

二十一 福島縣立蠶業學校

明治二十九年四月	福島縣立蠶業學校
明治三十四年	福島縣立蠶業學校

明治二十八年十一月通常縣會に於て實業學校を設け養蠶科、機械科、及農業傳習科を置き、尋常小學校卒業年齢滿十六才以上の志願者を入學せしめ修學期を二ケ年とし總て簡易に速成せしめんとする議があつた。縣當局は本縣は蠶業に於ては全國の先達を以て目せられ蠶糸は縣下の重要物産中第一位を占むるところから之を改良發達せしむることの必要を認め縣立蠶業學校を設け縣の蠶業改良進歩を圖らんとし、明治二十九年一月之を勸業諮問會の議に附したところ蠶業の改良をなすには學科程度の如きは寧ろ高きを可とする旨答申あり是に於て本校創設に決し、明治二十九年本科豫定の人員を募集し十月十六日より授業を開始した。

本校設立當時には入學獎勵のため本科生にして本縣内に本籍を有する者には縣費を以て其在學中一ケ月貳圓を支給したるが三十四年度より之を廢止した。

明治二十九年創立當時には本科（三年）及研究科（六ケ月乃至一年）を置き前者は本縣在籍の者にして尋常中學校第二學年又は高等小學校第四學年の課程を修了したる者を收容し研究科は本科卒業者若くは三年以上養蠶業に従事したる者を收容した。三十一年本科の修業年限を三年とし研究科を廢止し、夏季及冬季講習科（各四ケ月）を設置し、三十二年更に講習科を夫々夏季別科、冬期別科と改稱した。

教科目（本科）

明治二十九年（創立の年）規則中學科目及每週教授數左の如し

學科	學年		學科	學年	
	第一學年	第二學年		第一學年	第二學年
博農美蠶修 物業術業身	二 三 二 七 一	二 三 二 七 一	術算化物 計 科術學理	四 一 〇 八 三 二 二	四 一 〇 八 三 二 二

明治三十一年三月改正

學科	學年					
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
數理博農製桑蠶養蠶蠶蠶修 化業樹體體業 大糸種蠶病解通 學學物意法培論術理剖論身	三 四 四 二 二 二 三 二 二 二 一	三 四 三 二 二 二 一	二 二 二 二 二 二 二 三 二 二 三 一	二 三 三 二 二 二 一	一 三 二 二 三 三 三 三 一	同 同 同 同 同 實 習

二十二 靜岡縣立中泉農學校

明治二十九年四月十五日
 同 三十二年四月
 同 三十三年三月
 同 三十四年三月
 大同正 八十四年三月

靜岡縣中遠簡易農學校（組合立）
 中遠農學校（組合立）
 靜岡縣立農學校（縣立）
 靜岡縣立中泉農學校

明治二十九年四月の創立に係り縣下に於ける農業教育機關の嚆矢である。其前身は郡の經營になれる高等小學校であつた。明治十九年四月小學校令の發布せられるや豊田、山名、磐田の三郡は率先組合を以て一高等小學校を見付町に建設するの議を定め二十一年開校した。明治二十八年九月豊田、山名、磐田町村長會は農業振興の目的を以て農學校の設置に決し、同年十一月五日組合を興し二十九年當時廢校となつて居た元三郡立高等小學校舍を充用して開校し中遠簡易農學校と稱した。明治三十二年四月實業學校令に基き農學校規定に従ひ甲種程度に變更の上中遠農學校と改稱し文官任用令及徵兵令第十三條適用の認可を得明治三十三年三月當時の建造物敷地及器械圖書等の一切を縣に寄附し組合立を改め縣立に變更し靜岡縣農學校と改稱した。生徒定員は明治二十九年より同三十一年に至る簡易農學校時代は二百五十名で修業年限を參ヶ年として滿十四歳以上尋常小學校補習科又は高等小學校第二學年の課程を修了した者を入學せしめた。その後定員を變更し明治三十二年百二十名、三十三年百五十名とした。

學科目

明治二十九年三月廿五日靜岡縣中遠簡易農學校當時の學科目は、
 修身 算術 物理 化學 博物 氣象 土壤 肥料 耕種 園藝 病菌害虫 養蠶 養畜 農蠶製造水産及林産 農業經濟 體操及實習 計十八科目

であつたが明治三十二年三月二十日甲種程度に變更すると共に、次の如くなした。

修身 讀書作文 地理歴史 數學 物理 化學 博物 氣象 土壤 肥料 作物 園藝 病虫害 養蠶 畜産 農産製造 水産學大意 林學大意 外國語 經濟 體操 法規 實習

明治三十三年五月四日靜岡縣立學校となるに及び更に學科目の配合を行ひ外國語を英語とし圖畫自在畫を増設した。

二十三 靜岡縣立蠶業學校

明治三十年十一月
同三十二年四月
同三十四年七月
同三十五年三月
同三十七年四月
同三十八年四月

靜岡縣濱名郡蠶業學校
乙種蠶業學校組織變更
靜岡縣濱名郡甲種蠶業學校
靜岡縣濱名郡立蠶業學校
靜岡縣立蠶業學校

靜岡縣濱名郡地方に於ては日清戰役後養蠶業が勃興するに至つたが、當時にありては一般の蠶絲業に對する智識技術の幼稚なるは勿論適當なる指導者を得る事難かつたので蠶絲業教育の機關を設け一般の智識技術を向上せしむると共に適當な指導者を養成することの急務を感じ、郡會は濱名郡に蠶業學校創設の議をし明治三十年十一月十五日文部大臣より設立及校則認可を得、校名を靜岡縣濱名郡蠶業學校と稱し本科（修業年限二年定員百人）及別科の（修業年限六ヶ月定員三十人）を施設した。年齢滿十四歳以上高等小學校第二年修了程度を以て入學資格とした。

學科目

本科 數學 蠶體解剖生理 蠶體病理 養蠶法 葉樹栽培法 製糸法 昆蟲學 實習
別科 蠶體病理 養蠶法 葉樹栽培法 製糸法 實習

二十四 宮城縣栗原農學校

明治三十一年三月
明治三十二年六月
明治三十四年一月
大正九年一月

栗原郡簡易農學校(郡立)
栗原農學校(郡立)
郡立栗原農學校
宮城縣立栗原農學校

明治三十一年三月創立、五月二日開校栗原郡簡易農學校と稱し修業年限二ヶ年、入學程度年齢十四歳以上高等小學校第二學年修了以上のもの定員百名とした。明治三十二年六月農業學校規程乙種農學校の程度に依り學則改正、同時に栗原農學校と改稱、明治三十三年十二月新山現敷地に校舍を新築し、三十四年四月郡立栗原農學校と改稱した。

學科目(明治三十五年)

第一學年 修身 讀書 作文 習字 算術 體操 理科 土壤 肥料 作物 養蠶 農具
第二學年 修身 讀書 作文習字 算術 體操 經濟 作物 農産製造 養畜 養蠶 博物 氣候

二十五 青森縣立三本木農學校

明治三十一年十月
明治三十四年三月
大正八年四月

青森縣立農學校
青森縣立畜産學校
青森縣立三本木農學校

本校は明治三十一年十月二十四日の創立にして其當時は青森縣上北郡三本木村製絲組合所の一部を假校舍に充て獸醫科第一學年級に生徒二十名を募り同時に獸醫科講習生十名を募り三十二年三月農科第一年級に生徒二十五名を募集したるに始り、修業年限を三年とした。年齢滿十四歳以上にして修業年限二ヶ年の高等小學校卒業若しくは中學校二年修了程度を以て入學資格とした。

教科目

畜産科 修身 讀書作文 數學 物理 化學 博物 體操 解剖 組織 生理 藥物 踏學
每週教授時數 三〇時間 實習ハ一日約二時間
農科 農科ハ當初ヨリ實業學校ニ依ツタ。

二、工業教育

一 京都市立美術工藝學校

明治十三年七月
同二十二年十二月
同二十七年八月
同三十四年五月

京都府立農學校
京都市立農學校
京都市立美術學校
京都市立美術工藝學校
京都市立美術工藝學校

本校の創立は明治十一年八月十五日南宗畫家田能村小虎書を時の京都府知事榎村正直氏に呈して畫學校設立の要を具陳せしに其の端を發する。榎村知事は十三年一月二十一日左記の如き畫學校設立の趣旨を管内に告諭した。

畫は美術の一にして萬般の事に最も緊要學藝なり畫を以て業とするもの及工職を以て事とする者宜く研磨せざるべからず。凡天地間萬有の形象に就て巨細大小の景を自由に伸縮描寫し或は昔時の規模を今日に傳へ今日の盛衰を他年に留め又は萬里外各國の民風諸俗の異を目下に孰覽し地球上諸洲山水草木の狀を紙上に從覽する等皆此畫學の力に由らざるはなし、就中地理測量器械建築の學術百工製作の技術總て畫を以て施業の基礎とす、是に於て有志者斯に畫學校を創立し此技藝を精究せんと希望し、既に寄附金を出願する者あり其

志奇特に付速に該校を興立せしめんと欲す、圖畫に従事する者は勿論一般の衆庶と雖も此意を了得し費用を助げんと志す者は勸業場へ早々可申出候事。

明治十三年八月生徒募集を行つた。興味あるを以てその時の府達を左に記録す。

來る九月十五日より京都畫學校四宗（東京日本寫生畫大和繪の類、西宗西洋畫、畫宗文人畫、北宗狩野雪舟の類）

通學生徒一家二十八名宛都合八十八名入學差許條志願之者は當府本年第二百六十一號達入學規則に照準し同月迄に同校へ可願出候事。

但本文入學年齢は滿十四年以上とす尤下等小學全科卒業の者は滿十四年以下たりとも入校を許す

右之通館内無洩相違者也

而して府知事は更に畫學校の設立は「營業の研究にして府下諸産を改良し工藝美術を隆盛にするの基を立つべき儀に付各自畫學校の事に關し協力勉強可致旨」諭告を發して居る。

明治二十二年十二月本校を京都市の經營に移し校名を京都市畫學校とし、二十四年四月京都市美術學校と改稱、二十七年八月更に京都市美術工藝學校と改稱した。

二 栃木縣立足利工業學校

明治十八年十一月	足利織染講習所（組合立）
明治二十七年三月	栃木縣立工業學校
明治三十四年五月	栃木縣立工業學校
大正十一年十一月	栃木縣立足利工業學校

本校の前身は足利商工會の設立せる足利織染講習所にして、明治十八年十一月十六日の創立に係る。足利商工會は明治十五年四月縣廳の論述に従ひ本縣に於て足利、栗田安蘇の三郡（現今の足利佐野地方）、群馬縣にては山田、邑樂の二郡（現今の相生中野地方）に於ける同業者足利に會し設立したもので、實に五郡四町百二十ヶ村に亘る製造者仲買高一千二百有餘名の團體であつた。此の商工會が明治十七年四月の總會に於て染色改良の急務なることを議決し、翌十八年三月染色試験所設立に關する諸般の要件を協議した。蓋し當時は外國染料渡來の初期にて其染法を詳知せずして之を使用するは信用を墮す恐れがあつたからである。然れど當時商工會の資金は僅かに數千圓に過ぎなかつたので官に請ふて金壹千圓無利息貸與の許可を得るに至り、本縣廳を経て農商務省より教師の派出を申請し、六月遂に容るゝところとなり技手山岡次郎氏を派遣せらる。依て七月工を起し十一月竣工を告げ同十六日授業を開始す、是れ即ち足利織染講習所である。明治二十

四年度以後は縣よりの補助の途絶たるを以て再び資金の缺乏を來し、當時の組織を持続すること難く遂に講習所の規模を縮少し學科程度を變更して速成科と爲し、足利機業組合費のみを以て支持して明治二十七年に至つた。其間速成科の生徒を出すこと二十七名。明治二十七年縣會に於て縣立工業學校設立の建議あり、縣は之れを容れ足利機業組合は足利織染講習所の家屋機械一切を献納した。是れ栃木縣立足利工業學校の起源である。

本校は明治二十七年四月二十七日に開校し、當時の校名を栃木縣工業學校と稱した。當初の本校規則の概要次の如し。

本校に本科（染織）及別科を置く本科は定員百名修業年限四ヶ年の高等小學校卒業以上授業時數一週三十六時間別科は定員修業年限及入學程度を定めず授業料は一ヶ月貳拾錢。

明治三十一年四月十四日縣令第四十號を以て本校規則を改正した。其要領次の如し。

本科に（染織科）本科別科研究科を置く生徒の定員は本科百名別科五十名研究科は定員を定めず修業年限本科三ヶ年別科及研究科は各一ヶ年授業料は全部一ヶ月五十錢一週授業時數三十七時間入學資格本科は前に同じく別科は實業に一ヶ年以上從事せし者研究科は本校本科を卒業せし者とす。

明治三十二年以後は實業學校令及工業學校規程に準據した。明治二十八年創設當時には本科（修業年限三年、定員百名）及別科（修業年限生徒定員入學資格總て規定せず）を置き前者は滿十四歳以上にして高等小學校第四年修了程度を以て入學資格とした。三十一年及二年の間に別科を修業年限一年生徒定員五十名、一ヶ年以上染又は織業に従事し普通筆記をなし得る者とした。

教科目

創立當時教科目（明治二十八年度より）

算術 圖畫 物理及化學 機械學 分析 染色法 機織法及意匠 英語 染色實習

明治三十一年度より

修身 英語 數學 物理 化學 分析 圖畫 染色法 機織法 實習（紋採 染色 機織）

明治三十二年度より

修身 讀書作文 數學 物理 化學 分析 英語 圖畫 染色法 機織法 實習（紋採 染色 機織）體操

三 京都市立第一工業學校

明治十八年八月 京都染工講習所
同二十七年十月 京都市立染織學校
同三十四年四月 京都市立工業學校
同三十四年四月 京都市立第一工業學校

明治十九年五月、色染、織物、刺繍、綵緞四品の共進會開催の際染工講習所の創設を決し、十九年九月京都府の認可を受けて京都染工講習所を油小路下立賣上る近衛町に創設し、色染應用化學、染色原理、染色原料の三科を授けることとし、修業年限は始め一ヶ年半なりしも後三ヶ年に改めた。二十年十月規程を改正し學科を分ちて本科（三年）速成科（一年）とし、速成科（二月又は三月）を六科に分ち絹染及其媒染劑課、木綿染及其媒染劑課、毛染及其媒染劑課、練及漂白課、藍立及藍染課、捺染課とした。二十四年四月規程を改正し本科を甲乙二部に修業年限共に一年半前者は高等小學校卒業、後者は尋常小學校卒業程度を入所資格とした。速生科（三ヶ月）絹、染課、木綿、染課、毛捺染課、媒染劑課、藍立及染課の九課とし、二十六年三月圖案科（一年半）を増設した。二十七年十月京都市立染織學校創立して徒弟學校規程に準據することとなり生徒定員二百二十名本科（三年）に色染機織の二部を置き外に速成科（三月乃至一年）専功科及復習科を設くこととするとし、二十二年五月實業學校規程に依り規則を改正し、二ヶ年の豫科を置いた。

イ、染工講習所中期以後ニ於ケル學科課程

本科甲部 物理學 化學 英語 簿記法 染法 配色法 染料講義 分析 圖案 染物實驗

本科乙部 讀物 作文 習字 算術 英語 物理 化學 圖案染法 染物實驗

ロ、明治二十六年三月圖案科を併設し、その學科目は臨模 水墨畫 製圖 寫生 染彩畫 伸縮法臨模 着色畫 圖案應用方法 應用製圖
ハ、染織學校創立當時學科課程に付きては書類紛失の爲明かならず。

四 東京府立染織學校

明治二十年三月 神奈川縣八王子織物染色講習所（組合立）
二十八年四月 私立八王子染織學校
三十六年四月 東京府立染織學校

明治十八年東京上野公園に五品共進會の開設せらるゝや八王子織物の出品尠からざりしも他に比して品質著しく不良であつた。是に於て織物業者は製品改良の計畫を立て特に染色の改善の急務なるを認め、四十餘名の仲買商と協議し明治二十

年三月織物染色講習所を設立し、機業家を集め六ヶ月以内の期日を以て専ら堅牢なる染色法を傳習せしめた。是れ實に本校の起原である。爾來繼續經營、修了者を出すこと數百名、爲に八王子織物の聲價年と共に揚り生産額日増加するに至つた。明治二十八年四月講習制度を改めて徒弟學校とし、染色機織の二科を設け修業年限を二ヶ年に延長して入學資格を高等小學二年修了以上とし、他に別科を設けて短期教習の方法を定め八王子織染學校と改稱して文部大臣の認可を得、同年五月より向ふ五ヶ年間毎年金千五百圓宛の國庫補助を受くるに至つた。明治三十年四月祝融の災に罹りために當時の科目、生徒、定員等不明である。

五 石川縣立工業學校

明治二十年七月 金澤工業學校（區立）
二十二年四月 石川縣立工業學校
三十四年五月 石川縣立工業學校

石川縣は古來漆器、陶器、染織物等有名なる工業品を産する所なれば舊金澤區會に於て之が改良發達を企畫する爲め工業學校創立の必要を認め、明治二十年七月金澤工業學校を創立、二十二年四月石川縣工業學校と改め三十四年五月更に石川縣立工業學校と改稱した。

創業當時に於ては本科として専門畫學、美術工藝及普通工藝の三科を設け更に美術工藝部を蠟粘土模型科、陶畫科及繡物料に普通工藝部を染織科、裁縫科に分ち、生徒定員男女各百名、修業年限四年（普通工藝科は二年）、高等小學校卒業程度を以て入學を許可したが、二十一年蠟粘土模型科を廢し彫刻科を置き、二十三年四月美術工藝部に描金科を加へ本科修業年限を五年若くは四年とし同年七月裁縫科を廢した。明治二十七年十一月に至り規則を改正して、生徒定員百二十名、繪畫彫刻、陶磁、描金、髹漆、染織の六科を設け修業年限を四年とし附屬として女子手藝部（定員十五名修業年限三年）を置き、三十一年三月之を繪畫、陶磁漆工及染織の四科に改め附屬女子手藝部を廢止した。三十二年二月實業學校令の發布せらるゝや、更に之を染織、窯業漆工、圖案繪畫、金工（金工は當分之を缺く）の五科に改め修業年限は各學科共四箇年、生徒定員二百名、年齢滿十四歳以上にして高等小學校四年の課程修了程度を以て入學資格とした。

學科目 創立當時（明治二十年）

專門畫學部 實業(本邦歴史 支那歴史 風俗科 肖像 動物植物 山水の各科目) 審美學の大意 美術解剖 歴史 作文 圖畫 數學(算術 幾何 代數) 動植物 觀事
 美術工藝部 實業(彫刻科 陶畫科 染畫科 繡物科 描金科) 圖畫(幾何畫法畫術) 化學 物理 數學(算術 幾何代數) 動植物 地理歴史 經濟 簿記
 普通工藝部 實業(染色 漆塗) 化學 地理 數學(算術 幾何 代數) 圖畫(幾何畫法) 地理 歴史 經濟 簿記 速成科
 美術工藝部 實業(彫刻 陶畫 繡物 染畫 描金科)
 專門畫學部 實業(風俗 肖像 動物 植物 山水 人物科)
 普通工藝部 實業(染色 漆塗科) 讀書 數學 理科 圖畫
 明治二十七年十一月改正に依り、繪畫科に於て美學及美術史、意匠、彫刻科、陶磁科に於て美學及美術史、意匠、描金科に於て美學及美術史、意匠、漆塗科に於て意匠、染織科に於て意匠を加へ、明治三十一年三月更に染織科に於て分析を加へる。

六 富山縣立工藝學校 (明治二十七年十月 創立)
 本校は明治二十七年十月二十二日を以て開校す。時の本縣知事徳久恒範が縣會の建議を容れて地方の固有工藝銅器漆器等の改善振興に資するため納富介次郎に命じて創設せしめたるものである。

明治二十七年創立の際には不取敢二ヶ年度分の臨時課程表(第一號表)を作りて開講し二十九年度に至り課程(第二號表)を整備し明治三十二年發布の實業學校令に準據するに至つた。

教科目	教授時數		教科目	教授時數	
	第一學年	第二學年		第一學年	第二學年
實業 物作	一	一	圖應用畫	一	一
	三	三		用器畫	二
數學	三	三	計器畫	二	二
	三	三		案學畫術	二
文學	二	二	案學畫術	二	二
	三	三		第一學年	二
理學	四	四	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
學科	三	三	第一學年	二	二
	四	四		第二學年	二
文	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
理	三	三	第一學年	二	二
	四	四		第二學年	二
學	三	三	第一學年	二	二
	四	四		第二學年	二
科	三	三	第一學年	二	二
	四	四		第二學年	二

明治二十九年制定の本科教科課程表

教科目	每週時數		教科目	每週時數	
	第一學年	第二學年		第三學年	第四學年
實業	一	一	圖應用畫	一	一
	三	三		用器畫	二
工業	二	二	計器畫	二	二
	三	三		案學畫術	二
物作	二	二	案學畫術	二	二
	三	三		第一學年	二
數學	三	三	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
應用	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
器畫	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
文	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
案學	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
畫術	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
科	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
計	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
簿經	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
記	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
濟	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
學	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
理	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
學	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
文	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
案	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
學	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
畫	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
術	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二
科	二	二	第一學年	二	二
	三	三		第二學年	二

七 山梨縣立工商學校
 明治二十九年三月 南都留染織學校(郡立)
 同 三十四年四月 郡立南都留染織學校
 同 三十八年十月 組合立南都留染織學校
 同 三十九年六月 山梨縣立工業學校
 大正十二年四月 山梨縣立工商學校

明治廿九年三月十九日徒弟學校規定に依り山梨縣南都留郡南都留染織學校を谷村町に設置し本科(三年)に立木小學校第二學年修了程度、速成(一年)は十五歳以上にして普通學力を有し實業に従事する者、專攻科(一年)は本科卒業の者を收容し、生徒之員數は規定するところなかつた。

明治三十四年四月一日工業學校規定に準據し郡立南都留染織學校と改稱、同年十月一日南北都留郡組合に變更し郡組合立都留染織學校と改稱した。

本科、教科目（明治廿九年六月廿七日制定）

學科	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
修身	人道實踐法	同上	比	開立、木積平	一 普通簿記	簡易ナル工
算術	分數	同上	同上	同上	六 圖案	同上
圖畫	毛筆畫	同上	同上	同上	同上	同上
物理	物理大意	同上	同上	同上	同上	同上
化學	化學大意	同上	同上	同上	同上	同上
讀本	漢字交り文簡 易ナル漢文	同上	同上	同上	同上	同上
作文	往復文	同上	同上	同上	同上	同上
習字	行書	同上	同上	同上	同上	同上
英語	綴字讀本	同上	同上	同上	同上	同上
地理	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地色	同上	同上	同上	同上	同上	同上
染色法	同上	同上	同上	同上	同上	同上
配色法	同上	同上	同上	同上	同上	同上
機織法	同上	同上	同上	同上	同上	同上
實習	同上	同上	同上	同上	同上	同上

速成科	染物部	木綿染課	綿絲綿布麻等ノ練漂白法諸色染法及其媒染劑ノ製法ヲ實地ニ練習セシム	毎日授修了期 四三ヶ月
-----	-----	------	----------------------------------	----------------

織物部	絹染課	絹絲綿布類ノ練漂白法諸色染法及其媒染劑ノ製法ヲ實地ニ練習セシム	四三ヶ月
	毛染課	毛染羅紗モスリン等ノ諸色染練漂白法及其媒染劑ノ製法ヲ實地ニ練習セシム	四三ヶ月
	捺染課	絹布綿布モスリンノ捺染法ヲ實地ニ練習セシム	四三ヶ月
	第一課	甲斐絹傘地洋服裏地ニ應用シ得ベキ機織法及意匠ニ關スル事項ヲ實地ニ應用セシム	四六ヶ月
	第二課	第一課以外ノ諸織物機織物機織法及意匠ニ關スル事項ヲ實地ニ練習セシム但シ第一課修了セシモノニ限ル	四六ヶ月

八 愛知縣常滑陶器學校

明治二十九年五月
三十五年四月
三十八年四月
大正十四年二月

常滑工業補習學校
常滑陶器學校
常滑町立陶器學校
常滑陶器學校
愛知縣常滑陶器學校（縣立）

明治二十八年十二月二十日常滑工業補習學校を設立した。その目的とするところは陶家の子弟に實業と學理とを授け勉めて人物を養成し縣下陶業家接範となる者を養成するにあつた。年齢滿十二年以上の者にして尋常小學校卒業程度を入學資格とし修業年限三年生徒定員百名とした。

- 教科目（創立當時より實業學校令發布迄の間）
- 第一學年 修身 算術 習字 理科 圖畫意匠 實習 體操
 - 第二學年 修身 簡易なる比例通常教授 習字 物理學有機化學の大意 圖畫意匠及用器畫意匠 實習 體操
 - 第三學年 修身 比例問題百分算 習字 理科 圖畫意匠洋器畫意匠 實習 體操

九 大湊町立工業學校

明治二十九年五月
明治三十二年四月
明治三十四年四月
昭和三年四月

大湊工業補習學校(町立)
大湊造船徒弟學校
町立造船徒弟學校
大湊町立造船徒弟學校
大湊町立工業學校

明治二十八年本町當路有志工業補習學校の設立を企畫し町長山中雀十小學校長鳥羽初太郎主として設立準備に任じ、明治二十九年四月大湊工業補習學校の設立を出願し、五月廿二日文部大臣より設立認可を得た。明治三十二年四月一日本校の組織を變更大湊造船徒弟學校と改稱す。創立當時は工業科のみなりしが造船徒弟學校となりてより金工木工の兩科となり、工業學校となるに及び造船科、機械科木材工藝科となつた。創立當時に於ては第一種生百二十名、第二種生(學費補助を受くる者)三十名を定員とし修業年限三年、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とした。以上の規定は實業學校令發布迄繼續した。

學科目(創立當時ヨリ實業學校令發布マデ)

- 第一學年 修身 讀書 習字 算術 圖畫 幾何 物理 化學 重學 英語 工業材料 手工
 - 第二學年 修身 讀書 習字 諸比例 用器畫(平面・應用)幾何 物理 化學(讀方・書取・譯解・習字)
 - 第三學年 修身 讀書 開平方 開立方 求積 物理 化學 英語 手工
- 備考、實業學校會發布迄變更なし。

十 仙臺工業學校 明治二十九年八月創立

明治二十七年九月前任校長横澤多利吉(當時秋田縣師範學校に在職)書を時の仙臺市長遠藤庸治に寄せ仙臺市をして永

く舊態に止らしむることなく速かに商工都市たらしむる施設を爲すの急務なる所以とこれが實施に備ふる方策の第一歩として不取敢簡易商業學校及簡易工業學校を設置すべきことを建議した。當時有識者間には廢藩置縣後年所を経るに従ひ漸く弛緩の徴候を示しつゝある産業の統制と日日夜夜の一路を辿りつゝある徒弟制度に關し之が對策樹立に腐心すると共に全國各地に於ける新興工業の擡頭を目撃しつゝある際であり、時宛も實業教育費國庫補助法の制度公布を見たるを以て市要路の内議は直ちに簡易商業學校及簡易工業學校の設立に一決し明治二十八年度末徒弟學校設立に關する豫算を編成し之を市會に諮り明治二十九年、九月一日初めて第一回の入學式を舉行した。これが本校の前身仙臺市徒弟實業學校である。創立當初學科は木工科のみと定め更に之を大工分科、指物分科の二に分ちたるが修業年限を本科三ヶ年現業練習期間一ヶ年を通じ合せて四ヶ年とし本科第一學年の實習は之を分科に分たす第二學年に進みて初めて夫々専門の分科を修めしむることとした。而して生徒定員は大工分科八十名指物分科四十名計百二十名で尋常小學校卒業程度を以て入學資格とした。

尙ほ創立當時社會が本校に對し試みた批判の概要を左に採録する。仙臺工業學校當局者の執筆になるものである。當時の教育思想を窺ふに足る興味ある資料と信ずる。

當時は工業教育に對する理解一般に薄かりしは豫想外なりしも伊達六十二萬石の城下町たる本市の中堅階級は概ね藩政時代の永き傳統に育まれたる舊士族にしてこの人々が徒弟養成の如きは學校と稱する機關の關與すべき處に非ざるが如く思ひ本校の權威を傷けその存續を脅かしたる事勢なからざるものあり、更に工業の當事者は技能に關する教育を机上に於て能く爲し得べきものと冷笑せるに加へて小學校の教員諸氏亦之を普通教育の浸害なりと叫び本校の教育に猛烈なる反對氣勢を示したり、その理由とする所は

- (一) 數時間に亘る勞働を課する教育は年齢僅か滿十二歳を超ゆる小兒の到底耐え得るものに非ずとするのみならず、
- (二) 完全なる次代の市民を作らんとせば先づ國民教育の徹底を期せざるべからず従つてその爲めに義務教育費として市の支辨すべきもの將來多く益々存在すべきにその未だ全からざるに先だち多額の市費を徒弟養成てふ如何はしき教育の爲に支出するが如きは市の小學校教育を危殆に瀕せしむるものなりとなせり。
- (三) 更に技術の修得は所謂紳士以外の業なりとするにあつた。この故を以て入學志願者を得るは極めて困難にして、市當局を初め關係者の當業者を歴訪して子弟の入學を勧誘せるは例年の行事となりき。當時學校長を初め部下職員は勿論時に仙臺市長までが握飯を腰に結び付け草鞋がけにて入學勧誘の爲心當りの方面を歴訪したる事實は恐らく今日に於て想像も及ばざる處なるべし。生徒募集に

關しては斯程の苦心を重ねたるにも不拘小學校側は右の如き見解の下に兒童を教育しつゝありしを以て勸誘幸に功を奏しその稀に本校へ入學を志願するものも素質概ね良好ならず教育の効果を擧ぐるには頗る困難を感じたり。この状態は創立後數年間繼續せるが關係者の努力は年と共に酬らるれ、明治三十六年度學事功報には「本年度は募集人員五十名に對し志願者數は十五名の超過を示せり。入學志願者の數募集人員超過せるは開校以來未曾有の事に屬す」との意を記す迄に過ぎたり。これを今日の入學志願者數募集人員の四倍強と云ふが如き勢況に比較すれば轉た今昔の感に堪へざるものあるを覺ゆ。

明治三十二年新たに金工科を設け生徒定員を木工科百名金工科百名計貳百名に變更し、金工科は更に板金工、鑄工、鍛工、仕上工の四分科に分ち第一學年に於ては生徒を分科に所屬せしむることなく第二學年より各分科に配屬すること、木工科に於ける大工分科と指物分科と同様にした。

教科目(明治三十九年)

科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
修身	人倫道德要旨	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
漢文	漢字交り文	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
書寫	往復文證書文	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
算術	格行草三本	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
理科	四則應用分類	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
圖畫	工在畫用器畫	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
實業	自作業	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
體育	兵式體操	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週教授	以四上二	以四上二	以四上二	以四上二	以四上二	以四上二	以四上二	以四上二
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
內容	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
每週時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

十一 山形縣立米澤工業學校

明治三十年三月 市立工業學校
同三十一年四月 山形縣立工業學校
大正九年二月 山形縣立米澤工業學校

米澤は昔上杉鷹山公藩政を改革して蠶糸織物を獎勵してより斯業著しく發達し米澤糸織の名は一時海内に喧傳せられたるも、廢藩後漸く時運に後れ動もすれば他の機業地に比し遜色を見るに至れるを以て地方の識者深く之を憂ひ只管改善を計りたるが斯業の改善は一に科學的知識に依らざるべからず、科學的知識は之を學園の設立に須たねばならぬことを痛感し舊藩有志の團體たる米澤有爲會は米澤織物同業組合に議し其協賛を得明治二十八年九月始めて縣當局に染織學校創立の建議をなした。三十年三月市立工業學校設立認可四月二十六日開校した。

創設當時(明治三十年)學科は本科染織科、色染別科、機織別科の三科であつたが、三十五年本科建築科、建築別科、同機械科、機械別科を増設し、四十一年更に各科の専修科(中等學校卒業程度)を施設した。

創立當時の生徒定員は不詳なるも明治三十一年七月二十二日學則改正に依り本科(三年)百名、別科(一年)五十名とし、年令十四年以上にして修業年限四ヶ年小學校卒業又は尋常中學校二年級修了程度を以て入學資格とした。

教科目

本科 修身、數學、物理、化學、分析、圖畫、染色及分配色法、横縫及意匠法、英語、實修
別科 機織法或は色染法、實習

十二 佐賀縣立佐賀工業學校

明治三十一年三月 佐賀縣立工業學校
同三十五年四月 佐賀縣立佐賀工業學校
同三十八年四月 佐賀縣立商船工業學校
同四十三年四月 佐賀縣立佐賀工業學校

明治三十一年三月創立佐賀縣工業學校と稱し金工木工二科を置き三十九年木工科を建築科と金工科を機械科と改稱し、大正四年電氣科を増設した。

生徒定員百二十名高等小學校卒業程度を以て入學資格とし、修業年限三年（創立より昭和五年まで）昭和六年より五年と改めた。

十三 岩手縣立工業學校 明治三十一年三月 岩手縣實業學校
三十四年二月 岩手縣工業學校
六月 岩手縣立工業學校

明治二十九年知事服部一三工業教育の切要なるを認め之を縣會に諮つた。當時此の舉を賛した有志者中岩手郡本宮村佐藤清右衛門、盛岡市村井彌兵衛は各、一千圓を盛岡市中村治兵衛、菊池第三等は各五百圓を寄附したので遂に本校設立の決議を見同年三月十九日徒弟學校規程に基き校則を制定し、文部大臣の認可を得、始めて生徒を募集し金工科、木工科各二十名の生徒を收容し五月九日より授業を開始した。生徒定員木工科五十名、金工科五十名、修業年限三年、年齢十三歳以上十八歳以下尋常小學校卒業程度を入學資格とした。

教科目（明治三十年）
修身 讀書 作文（附習字） 算術 幾何 工業理化（物理化學） 製作法（附工具） 材料應用 圖畫（用器自在） 實修

十四 熊本縣立工業學校 明治三十三年四月 熊本縣工業學校
同 三十四年六月 熊本縣立工業學校

明治三十一年二月九日、縣令第二十號を以て規則を公布し、四月一日創設、熊本縣工業學校と稱した。創設當時本科の學科を木工科、金工科、染織工科とし、三十三年別科（染色部、機械部）を創設、三十四年更に別科の内に木工部を加設した。生徒定員を二百名とし本科各科（木工科、金工科、染織科）の修業年限は三ヶ年とし、修業年限四ヶ年の高等小學校を卒業又は尋常中學二年課程程度を以て入學資格とし、年齢滿十四年以上滿二十五年以下とした。

十五 香川縣立工業學校（明治三十一年二月創立）
明治三十一年二月創立を認可せられ生徒定員を百五十名とし高等小學校卒業程度を以て入學資格とした。學科は木材彫

刻、用器金工、金屬彫刻、漆工、描金の五科とし修業年限を四年とした。

創立當時の教科目

修身 讀書作文 物理 化學 幾何 代數 繪畫圖案 用器畫 體操 實習（木彫 木工 鍍金 彫金 蒔繪 漆工）

生徒定員百五十名。修業年限四箇年。入學資格高等小學校卒業以上。

十六 福島縣立會津工業學校（明治三十七年創立）

明治二十七年實業教育費國庫補助法發布せられたるを機會に會津地方五郡全町村組合を設けて窯業、漆工、染織三科の學校を設け、斯業の改良發達を圖らんとしたが遂に設立を見るに至らなかつた。明治二十八年大沼郡本郷村は窯業徒弟學校を又三十一年若松市は漆器徒弟學校を設置した。爾來染織學校の設置は最急要なるを認めしたが、縣財政の都合で俄に設立を決するに至らなかつた。

明治三十二年本縣の工業教育の施設は先づ工業學校規程に依り染織科を設け更に徒弟學校規程に依る漆工及窯業科を併置せる學校を設くるを可なりとし明治三十三年、四兩年度繼續費として若松市に工業學校を建築せんとし、其の豫算を通常縣會に提出し若松市は其の所要の敷地の寄附方を申請したが縣經濟上負擔に堪へざるの故を以て可決に至らなかつた。

明治三十四年若松市は前申請の趣旨に依り敷地購入費全部の寄附を申出たので明治三十五年、六年度の繼續費として本校創設を決した。

明治三十七年三月本校學則及生徒定員（染織、漆工、窯業の各本科各々六十人染織科、專攻科別科各々五人、漆工、窯業の各補習科各々五人）を定め本校開校と共に本郷町立窯業徒弟學校、若松市會津漆器徒弟學校は廢校に決したるを以て現に兩校に在學の生徒は本校當該學科に入學せしむることとした。

福岡縣立工業學校二十九年創立。廣島縣立工業學校三十年創立。岐阜縣多治見工業學校三十一年創立。
商業教育

一 市立大阪商業學校

明治十三年	私立大阪商業講習所
明治十四年	府立大阪商業講習所
明治十八年	府立大阪商業學校
明治二十二年	市立大阪商業學校
明治三十四年	市立大阪高等商業學校

府立大阪商業學校は明治二十二年十月大阪市へ移管し市立大阪商業學校と稱したことは既に述べたところである。

明治三十年二月本校規則を改正し、一ヶ年の高等科（隨意科）を増設し附屬語學部の授業を中止した。明治三十二年三月限り補充科を廢し、九月（本年二月の文部省令第十號商業學校規程に依り）本校規則に改正を加へ次

學年より實施し從來の別科は三十四年三月末日限り廢することとした。生徒定員は豫科、本科、高等科及別科を合せ約五〇〇名、修業年限豫科及本科各二年、高等科一年、別科二年とし、年齢十四年以上にして、豫科第一年又は別科第一年又は本市内高等小學校第四年の課程修了程度を以て入學資格とし、府立尋常中學校若くは尋常中學校と同等以上と認可されたる商業學校の卒業者は本科第一年に入學することを得ることとした。

明治二十七年十二月附屬語學部に於ては支那語及朝鮮語を課した。修學年限各一年とし、修學資格年齢十三年以上にして語學を修むるに足る學力ありと認むる者を入學せしむることとし、二十八年一月授業開始したが、當時支那語入學志願者數百八十八名で入學許可數五九名であつた。

學科目（二十六年四月改正規則）

豫科	倫理 讀書 習字 作文 數學 地理 歴史 圖畫 物理 化學 博物 英語 體操
本科	商用作文 商業算術 簿記 商品 商業地理 商業歴史 經濟 法規 英語 商業實踐 體操
高等科	簿記計算 商事要項 經濟 法律 英語 第二外國語 體操
別科	倫理 讀書 習字 作文 商業算術 簿記 商事要項 英語 實踐 體操

明治二十六年五月 速記科増設
三十年四月改正規則實施し本科學科目中第二外國語を追加し、商業實踐を商事要項と改め 高等科學科目中 商用作文 商業歴史 統

計を追加し、簿記計算とあるを計算を削りて單に簿記とし、商事要項とあるを商業實踐と改め、本科及高等科の内第二外國語を隨意科とした。

二 横濱市立横濱商業學校

明治十四年	横濱商法學校
同二十一年	横濱商業學校
大正六年	横濱市立横濱商業學校

明治十四年創設の横濱商法學校が漸次その體容を整へ明治二十一年横濱商業學校となつたことは前期に述べたところである。其後夜學部は發展し本校より分離して今日の横濱専修商業學校となり、其他一二制度の改變はあつたが、明治三十二年の商業學校規程に依り文部省告示を以て本校を高等なる商業學校と認定、但し高等商業學校にあらずと指定せられた。本校は創立以來既に五十數年、加ふるに大正十二年の震災のために文書の散逸せるもの少からず、創立當時の諸規定等不明の點が多いが、創立當初の在籍生徒は僅か四名であつた。修業年限は豫科二年、本科三年の五年制度であつたが明治三十七年豫科、本科の別を廢し本科五年とした。入學資格亦不明なるも明治二十七年頃より公立小學校高等科卒業程度としたことは事實である。

學科及學科目

學科も同様の理由により創立當時のもの及其後の變轉を明かにする事難きも商業、英語及漢書の三科とし又特に實地演習科を置き明治二十八年分離せる夜學部は簿記及英語の二科を設けた。今僅に残れる記録により本期に於ける狀況の概要を示せば左の通りである。（明治三十一年改正）。

修身（修身 修身實踐）	經濟 國語（讀書 作文 普通文 商業文 習字）	和算術 洋算術 商業算術 商工地理 内外國史 商工史
應用理化	英語（譯讀 讀方 書取 會話 譯文 文法）	商法 商業慣習 商業簿記 銀行簿記 商品 商業實習 圖畫 衛生及衛生
實踐 體操		

豫科

三 新潟縣立新潟商業學校

明治十六年十一月創立 (私立)
同二十年三月 (區立)

明治二十二年四月新潟市立商業學校に變更し修業年限は本科三年、豫科三年、速成科二年としたが、二十七年四月豫科の修業年限を四年とし、三十一年速成科を廢止した。三十三年四月更に豫科の修業年限を二年とし、三十六年四月縣立に變更し新潟縣立新潟商業學校と改稱した。四十三年商船科を併置し新潟縣立新潟商業商船學校と改稱、商船科、機關科共に學科三ヶ年實習二ヶ年とした。
明治二十四年には本科、豫科、速成科を通じて在學生徒を百三十三名、本科は豫科修了者、豫科は尋常高等小學校一學年修了程度を入學資格とした。
本期の末節明治三十一年度には在學生徒數本科四十四名、豫科二百八十一名であつた。

本科

科目	年限	時間	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	三	嘉言 善行	同上	同上
國文	三	二	漢文	同上	同上
作文	二	二	行草	同上	同上
習字	二	二	往復文 時文 證券文	往復文 時文 公用文	往復文 契約文 公用文 時文
算術	二	四	代數 幾何 珠算	算術 (外國商業算術) 珠算	筆算 (外國商業算術) 珠算
地理	二	二	內國	外國	同上
歴史	二	一	內國	外國	同上
英語	二	八	同上	同上	同上
經濟	二	二	貨幣論 銀行論	同上	爲替論 貿易論 租稅論

科目	年限	時間	第一學年	第二學年	第三學年
簿記	二	四	通論及(民法概論) 原論及記帳(普通)	民事訴訟法 商法 和文記帳	商法 和文記帳 英文記帳
商法	二	二	同上	同上	同上
商業	三	三	兵式	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上
商業	三	三	同上	同上	同上

科目	年限	時間	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	三	人倫道德	同上	同上
國文	三	二	漢文	同上	同上
作文	二	二	楷行	同上	同上
習字	二	二	日用文 記事文	同上	同上
算術	二	四	筆算 珠算	同上	同上
地理	二	二	本邦	外國	同上

四 愛知縣名古屋商業學校

明治十七年六月 創立沿革前記
明治三十四年六月 市立名古屋商業學校と改稱

明治二十年一月修業年限一年の豫備科を設け、名古屋區在住のものにして高等小學二年級卒業以上年齢十三年以上を以て入學資格としたが、明治二十二年八月豫備科を豫科と改稱して本科、豫科の二科とし、生徒定員本科大約百五十名、豫科凡そ五十名、修業年限は本科三ヶ年、豫科一ヶ年とし、本科に於て年齢滿十四年以上にして高等小學科卒業程度とし

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

た。豫科に於ては年齢十三年以上にして高等小學校第三年卒業程度を入学資格とした。
 明治二十年七月研究生規則を定め、本校卒業生にして既に所修の學科を尙深く研究せんと欲するものを更に一年以内研究生となすこととした。(明治三十二年二月規則改定せられ専攻科となる)

明治二十七年規則を改正し、本科は年齢滿十四年以上にして高等小學校修業年限四ヶ年課程卒業程度(但高等小學校卒業者は特に英語及簿記の二科に限り試験を施す)。
 業者は特に英語及簿記の二科に限り試験を施す)。

豫科は年齢十三年以上にして高等小學校第三年の課程卒業程度試験に合格のもの(但高等小學校第三年卒業者は特に英語科に限り試験を施す)を入学資格者と改め、更に附屬速成科を新設し、生徒定員凡二百名、修業年限二年、年齢十二歳以上にして高等小學校第二學年課程修了程度を入学資格としたが、二十九年四月附屬速成科規則を改正し、生徒定員凡三百名、修業年限三ヶ年、年齢十歳以上にして尋常小學校卒業程度(但入学試験は尋常小學校第四年の程度)を入学資格と定めた。
 明治三十年四月規則を改正し本校生徒定員を約三百名、修業年限を豫科一年、本科三年、専攻科一年とし、年齢十三年以上高等小學校第三學年修了程度を豫科入学資格とした。明治三十二年二月規則を變更し生徒定員を八百名に増加した。

學科目

- 明治二十年一月、豫備科 讀書 作文 習字 數學 圖畫 簿記 英語 體操
- 明治二十年六月規則、豫備科 高等作文 習字 數學 簿記 地理 歴史 理科 英語 體操 別に「商談」
- 明治二十二年八月規則を改正し本科、豫科の二部とす。
- 本科 習字 商用作文 數學 簿記 商品 理化學 商業 地理 歴史 經濟 統計 商律 英語 商業實踐 體操 別に「商談」(課外に行ふ)
- 豫科 和漢文 習字 作文 圖畫 地理 歴史 算術 簿記 英語 體操

豫科學科課程表

學科	學年	每週時間
學科	第一學年	一
	第二學年	學科
	第三學年	每週時間 一

修 讀 書 身	二	嘉言 善行
作 文	四	漢文
習 字	二	往復文 記事文
數 學	二	楷行書
地 理	四	筆算全體 珠算四則
體 操	二	內外國
英 語	二	內外國
國 畫	二	內外國
體 操	三	兵式
合 計	三三	

本科學科課程表

學科	學年	每週時間
學科	第一學年	時間
	第二學年	時間
	第三學年	時間

修 讀 書 身	一	嘉言 善行
作 文	一	漢文
習 字	二	商業往復文 記事文
數 學	二	行草書 商業算術 代數
地 理	二	內國
理 學	二	物理
簿 記	二	各種商業
經 濟	二	經濟通論
商 品	二	商業法規
法 律	二	商業法規
英 語	八	讀 譯 讀 文 典 會 話
體 操	三	兵式
合 計	三三	

同上	一	同上
同上	二	同上
通信報告文 論說文	一	同上
代數	二	外國
外國	二	化學
同上	三	貨幣 銀行 貿易 爲替
貨幣 銀行 貿易 爲替	二	內國取引
內國取引	二	通論 契約
通論 契約	九	讀 譯 讀 文 典 會 話 作 文
讀 譯 讀 文 典 會 話 作 文	三	同上
同上	三	同上

同上	一	同上
同上	一	同上
契約文雜題	一	幾何
幾何	二	官省 工場 英文記帳
官省 工場 英文記帳	三	租稅 國債統計大意
租稅 國債統計大意	二	內外國產
內外國產	三	內外取引
內外取引	六	商法
商法	九	讀 譯 讀 文 典 會 話 反 譯
讀 譯 讀 文 典 會 話 反 譯	三	同上
同上	三	同上

専攻科課程表

學科	年	毎週時間	年	學科	年	毎週時間	年
	二	一			二	一	
經濟及統計	二	應用	年	英	二	會話	作文
法	二	應用	年	體	三	兵式	反譯
商業要項及實踐	一、二	内外取引 實業臨視	年	合計	三一		

明治十七年十月 赤間關商法講習所
 明治十九年十一月 市立赤間關商業學校
 明治三十五年三月 市立下關實業學校

五 市立下關商業學校

明治十九年十一月市立赤間關商業學校と改稱、二十四年六月規則を改正し修業年限一ヶ年の豫科を置く、二十七年四月簡易なる商業教育を授けんが爲別科を新設し修業年限二ヶ年としたが、二十八年四月別科を市立赤間關簡易商業學校と改稱し本校内に併置し修業年限二ヶ年を三ヶ年に改め同月隨意科として朝鮮語の教授を始めた。
 明治三十年四月市立赤間關簡易商業學校を廢し更に本校へ簡易科を併置し其教科は總て市立赤間關商業學校規定のものを襲用し、同月朝鮮語の教授を廢し、同年十月規則を改正して豫科入學程度を高等小學第三學年修了若くは之と同等以上の學力を有するもの、本科第一學年入學程度を高等小學第四學年卒業若くは之と同等以上の學力を有するものとした。
 明治三十五年六月市立下關商業學校と改稱、創立當時に於ては修業年限三ヶ年、入學資格は高等小學第二學年修業程度であつたが、二十四年修業年限豫科一年、本科三年、生徒定員を三百名とした。二十七年別科（修業年限二年）を新設し二十八年三年と改め、明治三十年別科を本科に併合し、入學資格を豫科は高等小學第三學年修了程度、本科は高等小學第四學年卒業程度とした。明治四十二年火災に逢ひ記録焼失したるを以て爾前の學科目等は不明である。

六、滋賀縣立八幡商業學校

明治十九年三月 滋賀縣商業學校
 明治三十四年四月 滋賀縣立商業學校と改稱
 明治四十六年四月 滋賀縣立八幡商業學校と改稱

明治十七年知事申井弘實業振興の要を認め自ら先頭に立ちて縣下有力なる地方の實業家を説き大に實業に關する積極的施設を勸奨する所あり、縣下實業家も亦之に呼應して舊來の保守的退嬰主義を脱し漸次積極的進歩主義に傾くものあるに至つた。此の時に方り偶々商業學校通則の發布あり先づ商業家固陋の夢を醒すには其の子弟に新らしき商業教育を施すを以て急なりとし其の年の通常縣會に商業學校設立の件を民間より建議せしめたが、時機未だ熟せず否決の運命に遭遇した。而かも引續き十八年の縣會に再び本案を提出し、蒲生、神崎、大上、阪田等有力なる地方實業家の後援を得て可決せられ他の中等學校に魁け十九年三月百二十三名の生徒を收容し縣立を以て本校の設立を見るに至つたことは明治教育史上異數のことと云ふべきである。（當時縣立中等學校としては一師範學校ありしに止まり中學の如きも本校に一年遅れて彦根に設立せられた。）

從來本科は年齢十四年以上二十五年以下にして所定の入學試験に合格したる者、豫備科は年齢十三年以上二十四年以下にして之亦所定の入學試験に合格したる者を入學せしむる規定であつたが、明治二十二年十月規則を改正し、本科は高等小學科卒業、豫備科は高等小學科第三學年修了程度を入學資格とした。次で二十三年十月別科規則を定め専ら商家の徒弟に實用必須の學業を授くるを目的とし、年齢十四年以上尋常小學校卒業程度の者を收容することとしたが、二十五年三月廢止した。

本校は曩に申井知事の指導的斡旋と、又よく知事の意を承けて民間實業家を覺醒せしめたる縣當局の遊説と、縣下先覺實業家の支持とによりて其の設置を見るに至つたのであるが、當時の民情は商業教育の何たるを解せず甚しきは商家の子弟に抽象的學術を授くるは百弊ありて一利なしと稱し商業教育の眞價を疑ふも多く、旁々創立以來七、八年間は入學者乏しく、且一旦入學するも中途に業を廢するもの多く毎期の卒業生は僅に十名内外に過ぎず、内には屢々規則を改正し、或は別科を設け、或は商業教育の普及を計るため近江尚商會を興し、或は地方有力の實業家乃至縣政に關與する有力者に囑するに商議員を以てし、百方本校の維持發展を圖りたるに拘はらず輿論は甚だ險惡にして明治二十四、五年頃には經營極めて困難となり、校長の交迭頻々として行はれ遂に縣會に廢校問題さへ擡頭し形勢頗る憂慮すべきものがあつた。然るに隱忍年を経るに従ひ教育の効果漸く顯はるゝに至りし折柄、日清戰後事業熱の勃興により社會は愈々商業教育の

眞價を認むるやうになつた。創立以來百五十名の定員を充たすに汲々たりしものが二十九年度には定員を二百名に増加し、更に三十一年度には之を三百名に改むるが如く著しく好調を示すこととなつた。同時に又教育内容の改善に努力し二十六年一月本校課程の一部を専修せんとする者の爲めに専修科を設け、二十七年三月には亦規則を改正して修業年限本科三年、豫科一年とし前期後期を改めて一學年三學期制とした。斯くて従来の假校舍にては狹隘且不備にして其の用を爲さず此に、校舍新築の決議を見るに至つたのである。而も新校舍の位置については、大津、八幡、神崎等各々其の地方建設を希望し諸説紛々たりしが、結局古來近江商人の發祥地たる蒲生神崎地方民の合流により八幡町外津呂村に移轉新築のことに決定されたのである。

明治三十三年三月更に本校規則を改正し商業學校規程甲種程度に準據することなく、豫科、本科の外に専攻科を認め、修業年限を豫科一年（入學資格高等小學校三年修了程度）本科四年（入學資格豫科修了者又は高等小學校を卒業し英語試験に合格したる者）とした。

教科目（本校早期に於ける學科課程表）

本科（明治二十二年三月一日改正）

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
修身	一 嘉言善行	一 同上	二 同上	一 同上		
和漢文	四 漢文	四 同上	一 草書細字速寫		三 珠算同上	三 珠算同上
習字	二 掛書 行書	二 行書 草書	三 珠算同上	一 同上	一 一次方程式平	三 珠算同上
算學	四 珠算四則應用 珠算諸等分數 筆算諸等分數 筆算小數比例	四 珠算同上 筆算同上 筆算百分比	三 珠算同上 筆算開方級數	三 珠算同上 筆算代面幾何	二 珠算同上 面幾何	三 珠算同上 商業算術
簿記	三 定義複式記入	三 複式記入	三 同上	二 單式記入銀行簿記	二 銀行簿記英文	二 英文記入

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
英語	九 綴字誦讀 解釋習字	九 綴字誦讀 書取會話	九 誦讀解釋習字 書取會話文法	九 同上書取會話 文法作文翻譯	九 同上	九 同上
商業地理歷史	二 內國	二 同上	二 外國	二 同上	二 同上	二 同上
商用作文	二 往復文記事文	二 同上	二 往復文記事文	一 往復文契約文	一 同上	一 往復文論說文
商用品	一 內國外國商品	一 同上	一 自在畫	一 自在畫用器畫	一 同上	一 同上
圖畫			二 自在畫	二 同上	二 運輸保險	
經濟學			二 生財配財貿易	二 信約租稅貨幣 商法大意規則	二 貨幣銀行	二 同上
商律			二 法學通論	二 諸力音響熱光	二 電氣磁氣	二 同上
理化						二 同上
統計學						二 同上
實習						一 理論製表
體操	五 兵式體操	五 同上	五 同上	三 內國商業	三 內國商業	三 內國商業
時間合計	三三	三三	三三	三三	三三	三三

豫備科（明治二十二年三月一日改正）

科目	第一學年		第二學年		時間比較
	前期	後期	前期	後期	
修身	一 嘉言善行	同上	同上	同上	一一
讀書	六 漢文漢字交り文 措書	同上	措書 行書	同上	一一
習字	二 加減乘除 四則應用 書體漢字交り文	同上	四則應用速算 諸等分數小數	同上	一一
算術（珠算筆算）	六 加減乘除 四則應用	同上	同上	同上	一一
作文	二 日本地理	同上	同上	同上	一一
地理	二 日本歷史	同上	萬國地理	同上	一一
歷史	二 綴字讀方 誦讀習字	同上	萬國歷史	同上	一一
英語	七 綴字讀方 誦讀習字	同上	同上	同上	一一
體操	五 柔軟體操	同上	同上	同上	一一
時間合計	三三	三三	三三	三三	一一〇

七 北海道廳立函館商業學校

明治十九年九月創立、二十年一月開校。
同二十八年三月廢止、函館中學校商業專修科となる。
同三十二年商業專修科廢止、函館商業學校設立。

函館は我が國最古の開港場として五港の一に數へられ、當時既に英、米、獨、佛、丁抹、支那の各領事館が設置せられ在留外人も多く、貿易も亦殷盛を極めた。故に函館港將來の爲に商家の子弟教育の必要を痛感し、商業學校設立の氣運頗る濃厚となつた。かくして明治十四年には本道開拓使として多大の功績ある函館支廳長時任爲基氏は商業學校設立の急務なることを主張し、明治十六年には愈々本校新設の見込を以て豫算編成をなしたが、他に支障ありて停頓し十七年、十八年も同様實現するに至らなかつた。

明治十九年三縣（札幌縣、函館縣、根室縣）を廢止して道廳に統一管轄せらるゝに至り時任爲基氏は再三藤田理事官と交渉する所あり愈々明治十九年九月十七日函館商業學校創立に付いての布告を發し、函館師範學校廢止せらるゝや其校舍を轉用し函館商業學校創立せられ二十年一月より開校した。二十八年三月函館中學校の開設と同時に廢せられて同校商業專修科となり後又三十二年に至り中學校令改正の結果商業專修科廢せられ茲に再び函館商業學校の設立を見今日に及んだ。

學科課程（明治十七年創立當時の學科課程を示せば左の如し）。

科目	第一學年		第二學年		第三學年		各學科間比較
	時間	每週	時間	每週	時間	每週	
簿記	五	筆算類算	二	同上	三	同上	一
數學	二	往復文記事文	二	同上	二	同上	一
習字	三	楷行	二	同上	二	同上	一
讀書	五	漢文交リ文	三	同上	二	同上	一
作文	二	同上	三	同上	三	同上	一
理科	四	同上	二	同上	三	同上	一
地理	二	地理大要	二	同上	三	同上	一
商業	二	同上	二	同上	三	同上	一
經濟	二	同上	二	同上	三	同上	一
英語	八	同上	七	同上	六	同上	四
商業實踐	三	同上	三	同上	六	同上	一
體操	三	同上	三	同上	三	同上	一
通計	三	同上	一	同上	九	同上	一

科目	第一學年		第二學年		第三學年		各學科間比較
	時間	每週	時間	每週	時間	每週	
簿記	五	筆算類算	二	同上	三	同上	一
數學	二	往復文記事文	二	同上	二	同上	一
習字	三	楷行	二	同上	二	同上	一
讀書	五	漢文交リ文	三	同上	二	同上	一
作文	二	同上	三	同上	三	同上	一
理科	四	同上	二	同上	三	同上	一
地理	二	地理大要	二	同上	三	同上	一
商業	二	同上	二	同上	三	同上	一
經濟	二	同上	二	同上	三	同上	一
英語	八	同上	七	同上	六	同上	四
商業實踐	三	同上	三	同上	六	同上	一
體操	三	同上	三	同上	三	同上	一
通計	三	同上	一	同上	九	同上	一

八 京都市立第一商業學校

明治十九年五月一日府立
同三十四年四月市立

明治十七年京都商業會議所の決議に依り商業學校設立の件を府知事に請願せるに基き同十九年五月京都府立商業學校として京都市河原町御池東入に開校、當所生徒四十二名職員五名であつた。三十四年京都市の經營に移し京都市立商業學校と改稱、四十三年四月更に現在の校名に改稱した。

九 熊本縣立商業學校

明治二十六年四月
同二十八年四月
同三十一年四月
同三十六年四月

熊本高等小學校附屬商業補習學校
熊本商業學校
熊本商業學校
熊本商業學校
熊本商業學校
熊本商業學校

本校の前身は明治二十六年熊本高等小學校に附設せられた商業補習科である。當時入學したる生徒僅かに五名に過ぎなかつた。是れ實に本縣に於ける公設商業教育機關の濫觴である。爾來二年の歳月を経たる明治二十八年熊本市會に於て簡易商業學校設立を決議し實業補習科は同年三月限り之を廢止することとなつた。

明治二十八年四月、熊本高等小學校構内に熊本簡易商業學校を設け五月授業を開始した、學級數二、生徒數六四、同年四月中等程度に組織を變更し熊本商業學校と改稱し五學級編制に改め、三十一年四月、六學級編成、生徒數二百六十二名、三十二年一月生徒定員五百に改め九學級編成となつた。同年六月熊本市商業學校と改稱、三十六年四月より熊本縣立商業學校と改稱十學級編成となし、三十七年四月定員を四百名に改め専攻科を創置した。明治二十八年四月乙種程度の熊本簡易商業學校當時には修業年限四ヶ年（豫科二年、本科二年）であつたが、二十九年四月甲種程度の商業學校となるに及び修業年限を豫科二年、本科三年の五ヶ年とし、高等小學二年修業程度を以て入學資格とした。

教科目（明治三十二年度ニ於ケル毎週教授時數は本科三十三時間、豫科二十八時間、各學科目ノ時數等ハ詳カデナイガ）
修身 讀書 作文 習字 數學（算術 珠算 代數） 簿記 地理 歴史 商業要項 體操 英語（讀方 譯解 會話 習字 文法 書取）
經濟 法規 圖畫 商品

十 久留米商業學校
明治二十六年 私立商業學校研究所
同二十七年 私立久留米商業學校
同二十九年 久留米商業學校
同三十年 久留米市立久留米商業學校
大正十一年 久留米商業學校

明治廿九年五月七日の創立に係る。而も其の濫觴は當市辯護士松田正定現業の傍ら主宰し、明治廿六年十月十七日開所式を擧げたる私立商業學校研究所である。當時の生徒數は僅に三十餘名にして商法、英語、簿記、歴史の四科を課し、職員四名を配して専ら商家子弟の教養に努めたが遇々主宰者山門郡柳河區裁判所判事に起用せられ任地に赴くこととなり、翌年六月十六日同志辯護士吉田惟清、前者の遺緒を承けて之れを主監し私立久留米商業學校と改稱、銳意内容の充實に力を盡した。然るに時恰も征清の役に會し、本邦財界の不況に影響せられて學校の經營亦苦境に陥り、越えて同廿八年に入り數月の後遽に廢校の餘儀なきに至つた。されど實業教育機關の設置は商業都市たる當地方の實情よりして其の必要は夙に痛感せられ居たる所たるのみならず、

前掲教育施設の顯著なる實績に刺戟を受けて之れが再興を企圖するの輿論喚起され、久留米教育支會の活動となり、市會を動かして再三調査したる結果商業學校設立案が通過し二十九年五月久留米簡易商業學校を見るに至り、生徒定員は二百名、修業年限三ヶ年と定めた。其學科程度の如きに於ても校名の示す所に背かず眞に簡にして易なる程度に留めたのであつたが時勢の進運に促がされ明治三十一年に至り中學程度に水準を昇せ、修業年限を本科三年、豫科一年とし久留米商業學校と改稱、三十六年四月には修業年限を本科三年豫科二年通じて五ヶ年制度とし大に面目を改め、大正九年名稱を久留米商業學校と改め、翌十年本科五ヶ年の修業年限に変更、同十二年に至るや組織編成を擴充して、定員は職員三十二名、生徒七百名、學級數十五となつた。

明治二十六年創立當時の學科目を擧れば、
修身 讀書 習字 算術 作文 商品 商業地理 簿記 商業に關する習慣 法令大略（本科のみの時代）

十一 三重縣立四日市商業學校
明治二十九年六月 四日市商業學校（私立）
同三十年十二月 四日市商業學校（町立）
同三十四年八月 四日市市立商業學校
同三十七年 三重縣立四日市商業學校

本校は元三重縣四日市町の實業談話會員、商業會議所員、町會議員の有志等が實業教育の必要を痛感し明治二十九年六月十二日三重縣知事の認可を得て創設し、校名を四日市商業學校と稱し生徒十五名を募集して開校し、商業家に必須なる教育を施したので、入學を志望するもの漸次多きを加へ同年十二月廿四日には町立に移管することとなつた。

明治三十年八月四日市町に市制を實施すると共に本校は市立となる。
明治二十九年本校創立當時より實業學校令發布迄の間に於ては生徒定員に關する規定無く、修業年限は豫科一ヶ年、本科三ヶ年にして、明治二十九年創立當時に於ては高等科第三學年修業者より豫科に高等科（四ヶ年）卒業者より本科第一學年に入學を許可したが、明治三十年より實業學校令發布までは高等科第三學年修業者を豫科に、豫科修了者を以て本科第一學年に入學せしむることゝした。

明治二十九年度に於ける學科目は、
本科 讀書 習字 作文 商業算術 簿記 商業地理 商業歴史 經濟 商事要項 英語（譯解 作文）

豫科 讀書 習字 作文 暗算 簿記 地理 歷史 理化 圖畫 英語(解讀 譯解 習字) 體操

十二 富山縣立高岡商業學校

明治三十三年六月
同三十二年十一月
同三十四年
大正十一年
市立高岡簡易商業學校
市立高岡甲種商業學校
富山縣立高岡商業學校
富山縣立高岡商業學校

元來當市は商業都市にして商業知識の發達を望むや切なるものあり。茲に於て明治三十年六月市有志相謀り高岡市簡易商業學校の創立を見、三十二年實業學校令の發布と共に市立高岡甲種商業學校となつた。

明治三十年創立當時に於ける生徒定員百二十名、修業年限三ヶ年、入學資格は高等小學校二ヶ年修了の者であつたが、三十二年新制實業學校令に依ると共に生徒定員百六十名、修業年限四ヶ年(本科三年豫科一年)とし、尋常小學校二年修了者を以て豫科入學資格とした。

創立より三十二年度までの學科目

修身 讀書 作文 英語 數學 理科 理化 地理 歷史 習字 簿記 經濟 法律 商品 要項 珠算 圖畫

以上の他本期に於て創立された中等商業教育機關は次の五校である。

石川縣七尾商業學校明治三十年創立。岡山縣第一商業學校、廣島縣尾道商業學校、市立高知商業學校三十一年創立。
山口縣立大島商船學校同三十年創立。

第四節 實業專門學校

農業教育

札幌農學校(イ)北海道廳所管時代

北海道廳の新設せらるゝ札幌農學校廢止されんとの説が起つた。それは明治十八年金子書記官の伊藤參議への復命書中本校の教授法餘りに學理に馳せて、實地に疎なるやの意見陳述ありしを動機とし、固らずも中央に於て本校存廢問題が起つたので、之が解決の責任は岩村新長官の頭上に落ちた。恰もよし明治十九年八月佐藤昌介米國より歸朝するや彼の進言は大いに長官の心を動かし、其結果當路の方針は斷然本校存續に決し十二月末遂に札幌農學校官制發布となり學校の基礎固まる。

明治二十年三月 校則「改正」農學科の外に新に工學科を置き土木工學に關する學業を授け、農工學科の學生は豫備科より入るを正規とするも人員不足を告ぐる時は別に募集し得ることとした。而して年齢滿十七歲(從來は滿十六歲)以上品行方正にして英語、地理、地文、歷史、博物、生理、化學、物理、數學、英文和譯、和文英譯、及體格に於て合格せる受験者中より入學を許した。又豫備科の修業年限を四ヶ年に延長し初年級に入學を許さるべき者は年齢滿十三歲(從來は滿十二歲)以上の壯健者にして英語初歩、算術及漢文學の試験に合格せる者とし、更に又本道の農家及其子弟に對し簡易の農事教育を施す目的を以て、農藝傳習科を設けて、年齢十七歲以上三十二歲以下の者に試験の上入學を許可し、修業年限を二ヶ年定員を五十名とし生徒には學資として一ヶ月金五圓を給した。二學年を各二學期に分ち夏學期は専ら實業を傳習し、冬學期は専ら學科を講習せしめたるは、是れ米國の冬期學校に模したるものである。四月直ちに生徒を募集せるに時代の要求に適ひ、志願者六十三名の多きに達し内合格者二十五名を得、外に員外生二名合格した。三月北海道廳令第七十七號を以て、農藝傳習科生徒卒業の後滿五ヶ年間、其身分進退に就ては北海道廳長官の認可を受くべきものと定めた。這般の學制改革中最も注目すべきは工學科の新設である。同科の修業年限は農學科と等しく四ヶ年にして其卒業生に對しては工學士の稱號を許可することとしたことである。
改正規則に基く各科の學科目を示せば左の通りである。

農學科

初年級

前期 農學 無機化學 生理學及健全學 英語 幾何三角術 農業實習 練兵

后期 農學 分析化學 英語 三角術 畫法及製圖 農業實習 練兵

第二年級

前期 農學 日本農學 有機化學及動物學 星學 重學 地誌學及高低測量術並簿記法 農業實習 練兵

后期 農學 農用化學 植物學 物理學 歷史 農業實驗 練兵

第三年級

前期 農學 植物學 動物學 應用化學 經濟學 物理學 氣象學 植物學用顯微鏡用法 農業實驗 練兵

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

后期 農學 動物學及水産養成法 地質學 農業經濟 山林學 農業實驗 練兵

第四年級

前期 農學 獸醫學 昆蟲學 農政 地方制度 學術講談 農業實驗 練兵
后期 農學 獸醫學 殖民策 卒業論文 學術講談 練兵

工學科

初年級

前期 幾何學及三角術 無機化學 英語 生理學及健全學 幾何畫法 製圖 練兵
后期 三角術及測量術 分析化學 英語 實地測量及製圖 練兵

第二年級

前期 代數幾何學 重學 地誌學及高低測量術 星學 簿記法 實地測量及製圖 練兵
后期 微分 物理學 重學 植物學 歷史 測地學 實地測量及製圖 練兵

第三年級

前期 積分 土木工程 經濟學 物理學 實地測量及製圖 練兵
后期 水利學 山林學 地質學及金石學 土木工程 工業經濟 實地測量及經濟 練兵

第四年級

前期 衛生學 造家工學 土木工程 學術講談 實地測量及製圖 練兵
后期 土木工程 卒業論文 學術講談 實地測量及製圖 練兵
追加馬術稽古ハ時々指定スル所ニ依ル

農藝傳習科

(一) 學科綱目

農學大意 土壤 農具及肥料論 農用動植物生理 普通及特有植物耕種法 牧畜論 果樹栽培法 開墾及排水法 農園測地法 農家簿記法
農場管理法 農家經濟及農律 山林及氣象學 化學原理大意 害蟲驅除法大意 鐵蹄學大意 家畜治療法大意

(二) 講授科程

第一年

第二期 土壤 農具及肥料論 排水及開墾法 農用植生物理 果樹栽培法 農用簿記法 化學原理 害蟲驅除法 普通及特有植物耕種法

第二年

第二期 農場管理法 山林及氣象學 農家經濟及農律 動物生理 牧畜論 病畜治療法 踏鐵學 農園測地術
(期節ノ遲速ニ依リ第一期中ニ講授ヲ爲スコトアルヘシ)

(三) 實習科程

第一年

第一期 耕牛馬使役 農具使用 家畜飼養 製肥法 穀蔬蔬菜類ノ耕種收穫及貯藏法 乾草法 排水及開墾法 製乳法

第二期 家畜飼養法 製乳法 炮製製造 苗床仕立及移植法 臨時外業

第二年

第一期 穀菜栽培等前年ニ同シ 麻ノ栽培及製麻法 乾草法 果樹栽培法 種子類ノ耕種收穫及貯藏法 澱粉製造法 果實應用製造法

製乳法 家畜飼養

第二期 製乳法 搾乳法 炮製製造法 家畜飼養法 臨時外業 澱粉製造法

農藝傳習科生徒實習規則抜

第一條 實習ハ北海道ノ模範農家トナルヘキモノニ適切ナル農業法ヲ授クルモノトス

第三條 第一期ハ専ラ普通ノ農業法ヲ實習シ第二期ハ家畜飼養及簡易ノ農産製造物ヲ實習スルモノトス
但シ第二年中特ニ兩三名ヲ撰拔シ適當ノ農園ヲ割リ渡シ自作農業ヲ爲サシムルコトアルヘシ

明治二十二年七月屯田兵條例を改正し、其第二十條に於て屯田兵現役士官は陸軍武官進級令に依るの外札幌農學校卒業生徒及各兵科現役士官の内より適任の者を以て「補充す」と規定した。依つて九月北海道廳令第五十六號を以て校則を改正し、新たに兵學科を設け、十八歳以上二十三歳以下の獨身者にして、農學科二年を終了せる志願者に對し二年間軍事教育を施し卒業の後之を屯田兵士官に採用せんとしたのであるが、卒業生を出さずして廢絶し同科在學生は農學科に編入さ

れた。十月更に兵學科別科生をおき屯田兵曹長免官の者を入學せしめ、普通學及び一般農學と共に軍事に關する學術を授け、修業年限を一ケ年とし卒業後屯田兵將校ならしめんとしたが、卒業生を出すこと二回にして廢止した、其内には第七師團高級副官を経て札幌聯隊區司令官を勤めし者あり其他猶數名の上長官を出した。

斯くの如く同科に於て兵農兩學を兼修せしむる所以は、蓋し屯田兵制度の目的とする所、邊疆の警備と共に拓殖の實を擧げんとするにあつたのである。時の北海道長官は屯田兵司令官陸軍の將永山武四郎にして文武を兼ね盛んに屯田兵場を各地に創設して兵農の一致を謀つた。森文部大臣亦國內諸學校に武術を奨勵し、北海道に向つては屯田士官養成の必要を認めためたので、この機に際し同學科の本校に起る、故なき事ではない。

明治二十一年再び本校は一大難關に遭遇した。當時北海道廳は内閣に直屬してゐたので、最近本校官制の發布、校則改正の如き大變革も文部省は之に干與しなかつた。然るに時の文部大臣森有禮本邦學制の大改革を決定し、之を同省所轄の高等教育機關に及ぼしたが、最後に大學程度の札幌農學校のみが文部省支配の埒外に立つを不當とし、岩場長官に向つて種々質す所あり、學校當局より詳細なる意見書を文部大臣に提出したるを以て、幸ひ事情釋明するや却つて其意見を容れて、翌年兵學科増設の如き新施設を見るに至つたのである。

明治二十二年九月特別「改正」豫備科を豫科と改め、修業年を五箇年に延長した。同科は從來本科に入るの階梯にして其卒業生は總て當然本科に入學を命ずることとなつて居つたが、茲に改めて單に普通學を教授する所とし隨て全科卒業の者には卒業證書を授與し出願に依つて始めて本科に入學を許すこととした。農工兩學科の授業科目中に獨逸語を加へ而も之に多數の時間を配當したことは異彩を放つて居た。

尙、本校卒業生の資格に於て左の如き曲折のあつたことを附記して置く。

明治十三年以來卒業生に對して農學士、明治十九年札幌農學校官制の公布以來單に卒業證書のみを授與することになり明治二十二年九月明治二十年以降の卒業生に對しても農學士の稱號を與へられんことを北海道廳長官に稟請し翌十月農工學科を卒業したるものは其學科に従ひ農學士、又は工學士と稱することを得しめられた。

明治二十三年六月豫科生徒四十七名を募集せしに應募者百三十二名の多きに達した。これ豫科は前述の如く翌年九月校則の改正により普通學科を教授する所となれるに基くのである。

明治二十四年、學科目改正、普通學科目は多く之を豫科に移し、本科殊に農學科は益々専門化するに至つた。例へば農工兩學科の歴史を全廢して之を豫科に譲り、又農學科の農學及獸醫學授業の時日を減じて農藝化學、植物學、動物學及昆蟲學等の時數を増し、其他注意すべきは農工兩學科に於ける獨逸語の授業時間を大いに減少すると共に、豫科にても英語の時間に節減を加へたることである。

明治二十六年帝國議會開設後政府の採れる財政整理の餘波を蒙り本校の經營亦困難に陥り、同年内務大臣井上馨來道し各地を巡察して實況を探り北海道廳の經費に一大斧鉞を加へんとし隨つて本校の運命頗る危まれたるが學校當局の努力に加ふるに、中央に於て文部大臣河野敏謙、逕信大臣黒田清隆、文部省専門學務局長濱尾新等の援助あり就中濱尾局長極力盡瘁し辛うじて經費節減の程度に於て支ふことを得た。

明治二十六年十一月勅令第二百八號札幌農學校に關する件公布、本校を文部省直轄學校と定め二十七年四月一日より施行すべきであつたが、議會解散のため同三月該勅令の實施は一年間延期の旨發布された。

明治二十七年實科演習假規程なるものを設け新學年より農學科第三年級以上の學生に對し、其志望により農學實驗實習、農藝化學及び植物病理學實驗、農業經濟學演習の内其一を選んで專攻せしめ都合四科に分類した、是れ即本校課程上に於ける重大なる變革にして學科専門化の第一歩である。實驗演習の課目を左に擧ぐ。

農藝化學實驗

第三年級 單純化合物 肥料 土壤等の定量分析

第四年級 動物飼料の定量分析及實地研究

植物病理學實驗

第三年級 寄生植物病理學及非寄生植物病理研究

第四年級 同上實地研究

農業經濟學講習

第三年級 應用經濟 日本農史 農業統計

第四年級 農業統計 農業評價 田制

農學實驗實習は之を甲乙丙組に分ち甲組は専ら、農藝を修むるものにして、凡そ左の如き課題を有した。

第三期 學校令時代 第四章 實業教育機關

農場實習 養蠶實習 農産製造實習 手工實習 園藝 特用作物及農場管理

乙組は當時の所謂牧畜を専修するものにして、凡そ左の如き課目あり

畜産製造實習 畜舎實習 解剖學及生理學實習 衛生學實習 蹄鐵學實習 解剖學實習 疾論大意演習 農場實習

而て此等明治二十八九年の出身者中學界を始め官界及び實業界に向つて出色の人材を出せること多きは學科專攻の制度鮮明ならざりし結果と思はれる。

(ロ) 文部省直轄時代

明治二十八年四月一日本校は愈々文部省に管轄された。抑々本校が北海道廳の手を離れて文部省の直轄に移れる理由一にして止まらざるも特別會計法の適用に依つて本校の經濟的基礎を鞏固ならしめんとすることは本校の側より見て最大の眼目であつた。

北海道廳は始め内閣に直屬せしが後内務省の所轄となり本校は文教に對し經驗と理解とに乏しき當局に依て支配せらるるに及び自ら財政上困難を感じざるを得ざるに至つた。依て本校は文部省收入金積立規則の發布以前よりして既に札幌農學校收入金積立案を起草し北海道廳に向つて提出した、然れども後文部省所管の諸學校に特別會計法の布かるゝに至つたが文部省と關係なき北海道廳主管の本校に之れを適用することは法の解釋上至難と認められたので、本校は文部省の直轄に移る外、時難救済の途なきを覺り極力それに向て運動した。而て學校當局の異狀を容れて之れを認許したのは、時の北海道廳長官北垣國道にして、又一方これを受入れたるは、實業教育の創設擴張に對し最も意を致せる時の文部大臣井上毅氏であつた。茲に本校が文部省の支配に移るやさきに明治二十三年法律第二十六號を以て發布せられた官立學校及圖書館會計法が、始めて本校に施行せられるに至りしを以て札幌農學校同窓會は即日其所有の土地財産(評定額拾萬五千圓)を舉げて本校に寄附し、同會に於て所有すること五ヶ年に及んだ。

文部省移管當時の學科及學科目を舉ぐれば左の如くである。

農學科 農業經濟 水産 山林 植物組織 植物生理 植物病理 農政 植民 農史 農學總論 植物榮養 肥料 家畜飼養 農學通論 土地改良 園藝 作物 牧畜

工學科 運輸 交通 給水 築港 道路及鐵道 製圖

明治二十九年六月二十三日、文部省の認可に依て校則の大改正行はれ九月一日より實施した、さきに設置せる工學課

及兵學別課廢止せられ、兵學別課は明治二五年以來事實上學生を容れず、又工學科は今回の改正に依り翌年の卒業生を以て終りを告げた。右と同時に豫科も現在生徒の翌年卒業と共に之を廢止することとし、本科は豫科生徒を一切募集せず、而て同科廢止の後は、専ら尋常小學校卒業生を直に本科に入學せしむることとした。日清戰役後實業教育振興の必要を認めたる我が文教當局者は、専ら實地應用の學問を尊び、隨て本校の學科程度を以て高きに過ぐるものとし、豫科を廢し尋常中學校卒業生を直ちに四學年修業の本科に入學せしめんとせるものである。

今回の改正に於ける要點を舉ぐれば

- 一、從來學年を分ちて二學期となせるを三學期制度となす。
- 二、實驗演習科目を分ちて農學甲科(作物園藝)、農學乙科(畜産)、農業經濟學、農藝化學、農用動物學及び植物病理學の六科となし、本科第二級を終りたる者は其中一科を撰擇せしめ正科規定以外の時間を以て之に充つ。
- 三、農藝傳習科生徒の定員從來五十名なりしを増して九十名とす。
- 四、農藝傳習科生徒及び冬期講習生より授業料を徴す。
- 五、農藝傳習科生徒は總て給費なりしが今回給費生の定員を五十名に限り餘は自費とし他に特待生を新設す。

明治三十年五月校則を追加し新たに土木工學科を設置す、其の修學年限を三ヶ年とし入學資格は高等小學校四學年卒業又は尋常中學校二學年終業、若くは之と同等の學力を有するものとす。

明治三十年十二月に至り文部大臣の内命に接し明治三十一年一月左の如き長文の擴張意見書を本省に提出した。

札幌農學校擴張意見書

札幌農學校は本邦農學校の嚆矢にして其始めて専門の教育を開始せしは實に明治九年なりとす、爾來年を閱すること茲に二十餘年其間主管廳の存廢權限の伸縮又は組織の變更に伴ひ其教育事業に於ても一盛一衰あることを免れずと雖も、之を要するに北門富源の開發即ち拓殖事業の進捗を以て農業教育の大主眼となし、以て有爲の俊才を育成し、直接又は間接に開拓の鴻業を翼賛することを務めたること多年一日の如く敢て渝ることなしとす、蓋し政府が本道開拓の初期に於て札幌農學校を設立し、之を以て拓殖事業振興の一大機關となせるは其期する所國土の開發物質の利用上日進月歩の學術技藝を應用するにあり、即ち之を換言せば農業教育の開始は文明的政治の方針に出でたるに外ならず、是を以て本道拓殖の進歩に伴ひ益札幌農學校の規模を擴張し、以て其實業教育の振興を謀らざるべからず、是實に本道施政上の一大要務なりとす、思ふに軌近拓殖の機運頓に一變、移民日に多く、土地月に開け、農業の進歩實に計るべ

からざるものがあり。然而工藝製作の如き各種の實業亦勃興するに至り、物質的進歩の駭々呼として止まざるの勢あり、是時に當り札幌農學校は宜く其規模を擴張し、以て時勢の順要に應ずることを務めざるべからず、即ち茲に札幌農學校擴張の方法に關し聊か卑見を開陳せんとす。

第一、豫修科を新設すること

札幌農學校現行の校則に據るときは、本年七月より其農學科に入學すべき學生は尋常中學校卒業生を以てすることに規定せり、雖然尋常中學校卒業生を以て直に農學科學生を補充するときは、四ヶ年の修學を以て到底充分農學を専修すること能はざるの嫌ありとす故にさきに校則案を提出するに當り、五ヶ年を以て修學年限となせりと雖も裁可を得ず、次で中學、補習科設置の議を申稟せりと雖も亦認可を受けず、情々思ふに農學の如き實業教育は地方的の關係を免るゝこと能はずして、寧ろ單純の理論に依るよりは地方の事情に適切なるを要す本道中等已下の模範農家としては、農藝傳習科の設ありて其卒業生を以て之に充つるに足る。現に二百名に近き卒業生は全道各郡縣に散在し實業に従事し以て地方農事の振興上裨益を與ふること尠しとせず。其中等已上の農家殊に大農場に至りては至る處管理者其人を得ずして、事業往々失敗に歸するものあり、又は大農業を起業せんとするも設計者其人を得ざるが爲め、空しく其事業を中止するものあり、寔に本道農業の進歩上遺憾なりとす故に新知識を有せる農學士を以て此等の需用に應ぜんと欲せば、先づ普通教育の素養を充分に受けしめ、然る後に農學を専修せしむるを要す即ち高等なる實務的人物を養成せんと欲せば豫修科を新設して一年乃至二ヶ年普通學を修め且つ外國語其他専門の階梯を修め本科に入りては専心一意農學を研究せしむること肝要なりとす。云々下略。

第二、農學士の學位を授與すること

札幌農學校現行の校則第四條に據るときは本科卒業生は農學士と稱することを得と規定せり是れ即ち札幌農學校が其創立以來農學士の稱號を用ひ來れる既得權を明らかに確認せられたるものとす、現今省議或は學位令を改正し東西帝國大學卒業生にのみ學位を授與するの學ありと傳聞す果して然らば札幌農學校卒業生にも同様の待遇を與へられんことを切望す。

札幌農學校の如きは孤立専門學校たりと雖も既往及び現在の學科程度に於ては其卒業生をして農學士たるの資格を具備せしめ敢て缺くる所なき迄信認するものなり、云々下略。

第三、農學科及土木學科の外に専門諸學科を新設すること

上來陳述せる二案は札幌農學校擴張の方案に屬せるものなりと雖も、實際は現今の地位を維持するに過ぎず敢て其程度を進めたるものにあらざるなり、即ち本科學生は未だ中學卒業生を以て直ちに之を補充せるものなく、又農學士の稱號の如きは依然之を襲用せるを以てなり、然而之を擴張と稱するものは現今の地位、信用及名譽を失墜せずして益々其教育機關の擴張を謀り、本道實業の振興上至大の

責任を帯ぶるを以て其學校の方針となさんことを希望すればなり。蓋し方今本道拓殖事業の盛運に進むに當り札幌農學校は依然其舊時の情態を改めず、縮小的組織を株守するは時勢の進歩に伴はざるものなり、宜しく其擴張し其門戸を洞開して各種の専門學科を新設し以て大いに本道の拓殖事業の振興に裨益する所なかるべからず、而て其新設を要する専門學科は林學科、水産科、商業科及醫學科なりとす左に新設の必要を略述せんとす。

一、林學科 森林は一方に於ては國土の保安上、一方に於ては國民の經濟上、其造林及經營の道宜しきを得ざるべからず、殊に本道の如き未開の森林原野多き地方に於ては愛林の念甚だ薄く濫伐誤伐の弊に陥り易きものとす、故に森林教育を受けたる林業者をして森林を經營監督せしむるの必要あり明治三十一年度に於て北海道廳當局者は速成の林學生を札幌農學校に依託して養成せしむるの見込にて其協議を受けたりと雖も、帝國議會の解散と共に事皆畫餅に屬するに至れり、然れども林業者養成の必要は依然として存在す、故に明治三十二年度より本校に速成の林學科を設置し、以て本道目下の需要者に應ずる所なかるべからず。

二、水産科 本道水産の豊富なるは恐らく世界無比なるべし、然れども本道の漁業者は専ら沿海漁業を營み、其船舶網具の如き又は水産物製造の如き舊習を墨守して改良する所少なし。是を以て北水協會なる水産業者の團體及漁業組合員等はつとに水産學校の設立を希望して種々計畫をなせりと雖も未だ其設立を見ず寔に遺憾なりとす、然るに水産學科なるものは其漁撈漁具、製造等の諸科を除くとすきは、多くの動植物又は理科學に屬せるものたるを以て、本校現在の設備を以てするも尙ほ能く其授業を開始するを得可し。故に本校の學科中水産科の一科を設け北海の漁業者を養成し、以て益々漁業の改良發達を謀るべし是れ本校の教育機關を擴張して本道實業の振興を謀るの一端なりとす。

三、商業科 本道拓殖の事業進歩するに従ひ、内外交通の利便開通し商業又た益繁盛に趣くは必然なりとす、現に小樽函館の如きは戸口の増加、船舶の出入貨物の集散、年々長足の進歩をなし將來本邦有数の商港たるに至るべし。而して札幌は同道の中心として政治及教育の機關を備へ、文明の進歩を裨補する所なかるべからず。殊に商業の擴張に至つては新知識を要するものとす、故に本校に商業科を新設し、世界の經濟的競争場裏に其技術を試むることを得る俊才を養成すべし是亦本校の教育機關を擴張して本道實業の振興を謀るの一端なりとす。

四、醫學科(略)

三十年二月更に豫修科設置を要する詳細なる理由書が提出せられ、五月校則を追加し豫修科を設置した。これ先に廢止せられた豫科に代つたもので本科の學業を修むるに必要な普通學科を授くる所とし修業年限を二ヶ年とした、入學資格

は尋常中學校卒業のもの若くは之と同等の學力を有するものとし、中學卒業生にして成績拔群の者は特に豫修科第二學級に入學せしめ得るの途を開いた。豫科生徒の全く本校に其影を絶てる事一年茲に新なる形を以て再現したのである。是に於て中學卒業後豫科二年本科四年計六年の課程を履んで農學士の稱號を得ることとなり内容に於て帝國大學卒業の場合と等しくなつた譯である。

工業教育

東京工業學校 (イ) 東京職工學校時代

二十年十月四日勅令第五十一號官制の發布に依り本校の帝國大學附屬を解き更に文部省直轄に改められたことは既に述べたところであるが越えて二十一年當時世間の工業は比較的發達せるに拘らず本校卒業者の需要多からざるに政府財政の状況とに因り文部省は本校の存廢に就き委員を設けて之が調査に従はしめたが委員調査の結果は本校從來の目的を變更し尋常師範學校手工科尋常中學校工業科及び地方職工學校の教員たるべき者を養成することとし附屬の工場は之を民間に拂下ぐべしと云ふに在つた。然るに時適々専門學務局長濱尾新海外の教育事情を視察して歸朝するや、我國勢に鑑み本校を從前の形態にて存續せしむるの必要を力説し、其の結果調査員の復申は終に遂行せられずして止んだ。

二十一年八月褒賞給費規則を廢止した、是れ當初の目的を達し得ざるに由るものである。同月規則を改正し其の教旨を「將來工藝教員又ハ工藝技師職工場長タルヘキ者ニ須要ナル諸般ノ工藝ヲ教授ス」と改めた。又選科を設け工業者若くは其子弟の實業に従事すること滿一箇年以上にして其業務に必要な一課目若く數課目を選修せんと欲する者に入學を許すこととし修業年限を二ヶ年以内とした、其他今回の改正に依り工藝部中の分科を廢し又尋常師範學校若くは尋常中學校卒業生にして地方廳の特選に係るものは人員を限り試験を須ひず入學を許可するの制を設けた。是れは將來工藝教員又は工藝技術者たらんとする者に便宜を與へんが爲めである。其他入學試験料を徵收するの制を設けた。

二十二年六月學科課程試業及び卒業證書規程其他の條章を改正し入學試験課目の程度を高めた。二十三年一月文部省は從來高等商業學校の附屬たりし職工徒弟講習所職工科を本校の附屬とした。現今の職工徒弟學校は是である。

同年三月校長正木退藏公使館書記兼外務省參事官に轉任し。同月非職文部省參事官兼會計局次長手島精一校長に任ぜら

れた。

同年三月二十四日勅令第四十三號を以て本校を東京工業學校と改稱せられた。

明治二十三年七月本校規則を改正し「職工長又ハ工業教員タルベキ者ヲ養成スル所トス」る旨を明にした。是れ從來の教旨中に工藝技師云々の文字ありしを以て生徒中徒に志望を高遠に馳せ目前の實技を忽諸に附するが如き弊あるが故に其矯正を圖る主旨に出でたのである。又地方工業者の子弟を入學せしむる爲め各地方廳に託し入學試験を施行することとし、是れ生徒を募集するに本校のみに於てするときは入學者は概ね確乎たる目的を有せず單に入學するを以て榮譽とし其志工業に存せざる結果在學中實習を嫌ひ勤勞を厭ふの弊あるに由り之を矯めんが爲主として工業者の子弟若くは子弟ならざるも其志の鞏固なる者を募集せんとするに外ならない。又府縣立尋常中學校生徒にして卒業の際工業に必須なる學科目の定員三分の二以上の成績を得たる者は試験を須ひず入學を許可することとした。是れ學制上普通學校と専門學校とを聯絡せしむる必要があるからである。其他授業料を一學年金拾五圓に増額し染織工科に機械を新設して染織工科と改稱し製品科を應用化學科と改稱し、機械工藝部中に電氣工業科を新設する等盤革する所尠くない。以上の外尙ほ現業練習の制を設けたるも此時にして其制は生徒卒業後尙ほ一箇年以上現業練習として本校の監督を受け製造所又は實業家に就き職工の業務を執て實地に練習するものとした。又機械工藝部特別生の制を設け府縣立尋常師範學校卒業生にして府縣知事に於て將來尋常師範學校手工科教員たらしむる目的を以て推薦する者は特別生として許可することとした。十月官制改正の結果教諭は教授、助教諭は助教諭と改稱することとなり、二十四年八月更に規則を改正して私立尋常中學校及高等中學校豫科卒業生無試験入學の制を定めた。

二十七年六月陶器玻璃工科を窯業科と改稱し又特別生、選科生を廢止した。窯業科の改稱は其名實を整ふる爲であり特別生の廢止は其目的たる師範學校の必須科たる手工科が師範學校令に於て隨意科に改められたるに因り需要の減少を來すべき傾向あると選科生の廢止は其入學者は該科目的の實業者にあらずして正科の入學に學力不足なる者多きを占むるに至り設置の主旨に副はざるを以てである。

二十八年一月第八帝國議會に於て衆議院は時勢の趨向上より本校規模擴張の必要を認め政府に建言するところあつた。参考の爲め建議案及び議會に於ける趣旨説明、委員の報告を左に輯録する。

東京工業學校擴張建議 (明治二十八年二月十三日、眞下河十郎外二名提出)

我帝國は専ら商工業を振興し以て國富の本源を涵養せざる可らざるは通國の主論たり是故に之が中心たる工業學校の如きは最も先づ其の振作を圖らざる可からず、然るに退いて現時の工業學校を觀れば萎靡として振はず其の養成する所の人員頗る少數にして今日社會の進運に伴ひ其需用に應ずるに足らず、寔に遺憾とする所なり、依て政府は速かに之が振興の道を講じ、其規模を擴張せんことを要す、若し夫れ、其擴張費に至りては國庫財源の許す所を計り豫算を編算して帝國議會に提出せられんことを望む。

凡そ物は、需要と供給の關係に立つ、工業學校に對して各府縣から工業技術者の需要は多いが應ずべく人が居ない。分析科とか舎密科ならば、我邦は醫術が最も開けて居るから、十分出来る人があるが、染物科で機械科と云ふが如き工業技術になると人が居ない。二十五年度の取調に依ると我國は白羽二重を千七百萬圓海外に輸出して居るが、所謂生地として賣るもので紋織、綾織のやうに技術的操作を加へたものでない。此點に於て技術的に缺くる處が頗る多い。陶器も日本の特産として外國に輸出するところ多いが技術が至らない。加之規劃が整はない。つまり工業化せられざる爲めに輸出が思はしくない。各國の米國へ對して陶器輸出状況を見るに英國は四百五十萬千二百圓獨逸は百六十一萬圓、佛蘭西は百四十三萬千四百八十六圓、地利は三十三萬七千七百三十圓で我日本は三十三萬七千七百三十九圓、日本自らその陶器を誇るにも拘らず斯の如き有様であるのは工業的に技術の進歩せぬ爲めである。工業教育の振興を望まざるを得ない、我邦の美術學校は、美術に屬すべきものが、工業の部分に立つて居るものもあり、又互に錯綜して居る有様である。斯る學校は東京に二箇所もある何卒十分實地に取調べて、工業の部分でないものは美術の部分に移し、美術の部分でないものは工業の部分に移すと云ふ如き事柄を、十分に取調を致し、之を整頓し各地に送る實業補習學校の教員、又は職工長、或は技手と云ふ如き人物を豊富に供給するやうにしたいと思ふ。

委員會經過報告 (委員長高田早苗)

通商の擴張を圖り、工藝の進歩を圖ると云ふこと、此二つが最も急務であると云ふことに就いては何人も異議のないことであらう。其工業の進歩を圖り發達を圖ると云ふことに就いて、其種を培養する所即ち工業學校——之を擴張したいと云ふのが眞下河十郎君外、數名の諸君より建議案を提出せられた所以である。是に委員會の審議經過を説明せん。抑々東京工業學校は其規則の第一條にある通り「本校ハ主トシテ將來職工長又ハ工業教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」る目的に立つて居て、教科は化學工藝部、機械工藝部の二大區別に分れて居り、小別けにすれば、化學工藝部は機械科と電氣工科に分れ、電氣工業科は未だ實際は設けてないさうである修學年限が三箇年で、無論學理も教へるけれども主として實地のことを教へ卒業の揚句には職工長となり、實地のことに當れるだけの者を養成する——斯う云ふ目的で立つて居る學校である。今までの卒業生の數及現在の學生杯の數等を調べて見たが現在の學生は二百十六名

卒業生は既に三百九十人の多きを出して居る。其の卒業後の結果はどうであるかと云ふと、いろ／＼になつて居るが今日遊んで居るものと云ふのは殆どなくて、殊に三百九十人の中百三十三名は、何れも私立の工場に於て職に就いて居る。斯う云ふ有様で頗る好結果である、無論委員會に於ては、政府委員の出席を求め、實際の有様も委しく聞き委員の中篤志の人々は態々學校まで行つて、實際の有様に就て調査をした、其結果過去の有様が頗る宜しいといふこと、それから將來尙ほ擴張を致さねばならぬ、擴張をすれば誠に良好の結果を生ずることに爲るのであらうと云ふことを認めた。然らばどう云ふ所に擴張の必要があるかと云ふと、第一に今日の如き卒業生の數では、各工場よりしての需要に應じ切れない、なか／＼生徒の賣口が宜い、一々其需要に應じて卒業生を供給することが出来ないといふ位の盛な有様であるので、將來は此工業の發達すると共に愈々益々左様な有様になるであらうと思ふ。それから又此工場等の凡ての設備が不完全であつて、今の有様では十分に實地に練習することが出来ない、又實地研究をしやうとなると種々それについて費用が掛るがそれ等の費用の出場所が無いどうしても此の學校の事業といふものを是認致し其目的を貫いてやるといふことになれば一層金を掛けてやらなければならぬといふことは委員會満場一致で以て認められた事柄である、でどれだけ金を掛けて宜しいかといふことに就いては提出者の見込があるが、委員會に於ても先づ此位の金を掛けなければならぬと云ふ見込である。現今政府の支出は二萬六千五百三十一圓では是に二萬四千四百四十圓を増加し臨時費の三萬五千八百圓を増したいと云ふのは、提出者の考であるが、略々其位の金は掛けなければ十分の目的を達せられまいと思はれるので、大體の所は此の建議の趣旨は委員議員が皆賛成を致した譯であるが、今日の場合で直に此の金を出せと云ふことは何であらうか、無論差繰が付けば何より先きに出さねばならぬ、又使つて効のある金であると思ふけれども、又戦後財政の整理もしなければならぬ譯であるから、今此場合直に金を出せ、豫算を出せと云ふことも、或は出来ない相談になる處があるといけない、兎に角に戦争が終つて、總ての此財政の整理を附するときに當つては、如何なる繰合を致しても、斯の如き費用を出すことにして、其豫算を提出させると云ふことにしたら宜からう、斯う云ふやうな意味合で兎に角可決して置いた、それであるから此の意味で幾らか提出者の擴張建議案を修正し三箇條修正を加へる提出者の出されました建議案に依ると云ふと「現時の状況を見れば萎靡として振はず」と云ふ事があるが必ずしも萎靡として振はずと云ふのではない、唯規模狭小であると云ふのが要點であるから、(中略)「政府は速に之が振興の道を講じ」とあるが、無論速くして貰いたいがあるが、財政上の都合もあることであるから其文字を省き「國家財源の許す所の時期を計り豫算を編成し」と云ふ事に改めた。此修正を致した趣意は事柄に於ては固より委員會全體が大賛成を表した事柄なれど只今の場合が場合であるから今少し財政上の落着の附いた時分には何より之を先きに遣つて貰つた方が宜からうと云ふので、其精神で斯く改めた次第である。(委員の修正案は多數で可決)

次で本校に於ても本校規模擴張の理由に就き左の意見書を草して文部當局及貴衆兩院議員に提出し以て其参考に供し

た。

東京工業學校擴張ノ理由

凡ソ工業教育ノ要ハ工業ノ進展ニ伴ヒ之ニ適應スル技術ヲ授クルニアリ故ニ其實験事業ノ如キモ工業ノ發達ニ隨ヒ其設備充實ナラザルトキハ教育ノ効全カラズ然ルニ本校各科ニ於ケル諸般ノ設備多クハ十餘年前ノ裝置ニ係リ爾來經費缺乏ノ爲メ頗ル補充ノ便ヲ缺キ漸ク其規模ヲ維持スルニ過ギザルヲ以テ之ヲ今日工業界ノ現況ニ徴スルトキハ時勢ニ後ル、ノ憾ナキ能ハズ且最近工業ノ發達ニ伴ヒ技術者ノ需要頗ニ増加スルモ卒業生ノ供給ハ其需要ニ應ズルニ足ラザルノミナラズ其需要ハ今後益々増加セントスルノ趨勢アリト雖モ各般ノ設備狭小ノ爲メ多數ノ生徒ヲ養成シ能ハザルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ是レ規模擴充ノ已ムベカラザル所以ナリ今之ガ擴充ヲ圖ルニ方リ目下學理ノ應用ヲ要スル工業ノ種類多キニ拘ラズ單ニ電氣工業科ノ實施及ヒ機械科實修課目増設ニ止メ他ハ主トシテ既設教科書ノ補充及ビ生徒募集人員ノ増加ヲ以テ急務トセシハ幾多ノ教科目ヲ新設シ徒ラニ多岐ニ亘ランヨリハ寧ロ既設教科ノ設備ヲ充足シ現ニ發達ノ途ニアル工業ノ實況ニ適應スベキモノヲ養成シ以テ其需要ニ應ズルニ若カザルヲ以テナリ且ツ以上ノ設備ニシテ實行セラル、ニ至ラシカ本校ハ固ト専門ノ教官ニ乏シカラザルヲ以テ其教務ノ餘暇ニ於テ目下實業家ノ苦心改善ヲ欲スル諸般ノ工業ニ就キ實驗研究セシメ而シテ其實績アルモノハ廣ク之ヲ世間ニ發表スルトキハ本校ガ當然ナスベキ教育以外ニ於テ其ノ工業ニ裨益ヲ與フル蓋シ少カラザルベシ。(下略)

是に於て政府は第九議會に本校規模擴張費を要求し、其協賛を得たるを以て電氣工業科を實施し、其他各科の設備を擴充し生徒を増募することを得た。

二十九年五月又規則の改正を行つた。其第一は教育を改めたことである。即ち從來の教旨は職工長たるべきもの、養成を以て主要の目的としたが卒業生中には諸官衙若くは官私諸工場等の技術者たる者極めて多く實際名實相副はざるの嫌あるを以て此改正に依り單に工業に従事すべき者を養成することとした。第二は化學、機械兩工藝部の名稱を廢止したが、これは今回各科に科長を置いて其教務を整理するが故に別に部は置くの必要なきに由るのである。第三は染織工科を色染、機械の専修課目に分つたことで染色業の發達に伴ひ分業の必要あるを以てである。第四は電氣科を機械及化學の二分科に分つたことで、元來電氣業は機械工業と化學工業とに屬し兩者の間割然區分せらるゝを以て、各々其専修する所を分割したのである。第五は入學試驗程度を改めたことで本改正に於て入學程度は尋常中學校卒業程度と改め以て各中學校との聯絡を明にしたことである。

三十年十月學資給貸規程を制定した。これは工業の勃興に伴ひ卒業生の需要頗に増加せしを以て聘用者の豫約及び獎學の便宜を圖るのである。

工業教員養成所

本所は明治二十七年六月十四日文部省令第十二號工業教員養成規程に據り設立せられ、東京工業學校々長の管理に付せられた。其目的は工業學校、徒弟學校の校長又は教員たるべき者を養成し、兼ねて工業教育の方法を研究するにあつた。由來諸工業の未だ十分に發達しない我邦に在つては、最も力を工業教育の普及に盡さなければならぬ。而して工業教育の普及を圖るには即ち之が教育の任に當るべき恰當なる教員の養成に待たなければならぬ。是れ本所設立の止むべからざる所以である。

當初本所へ速成科を置き本科の修業年限を二個年、速成科の修業年限を一個年とし、又本科を分ちて金工科、木工科、染織工科、窯業科及應用化學科の五科とし、速成の科目を金工、木工、染色、機械及陶器の五種とした。本所現在の學科は其屬する東京高等工業學校の學科に比し只だ電氣化學科に一科を缺くのみであつて他は皆同一の學科に屬し、其授業は同校教官之を擔任し、教室、實修工場、器具、機械及標本等に至るまで悉く共用したので其沿革の如きも概ね之に伴隨した。建築科は明治二十七年六月本所創設の際木工科の名稱を以て設置せられ所屬學科内なる舊米廩の石造倉庫を改修して其實修工場に充てた。

明治二十九年五月本所規程を改正し從來本科修業年限は二個年であつたのを三個年となし、其化學科目を増設した。而して修業年限を延長したのは從來の修業年限にては學業技術二ながら熟練を缺くを以てである。三十年三月更に規程の改正を行ひ工業圖案科を新設した。

高等學校工學部

中學校令第三條によれば高等中學校(明治二十七年高等學校令の公布により高等中學校は高等學校と改稱した)は工業、農業、商業、等の分科を設けることを得るが、此の中實現せられたのは、第三高等學校工學部、及第五高等學校工學部で

ある。

イ、第三高等學校工學部

明治二十七年六月二十三日勅令を以て第三高等中學校を第三高等學校と改稱し、九月十一日より實施せられ尋いで文部省令を以て第三高等學校に法學部、醫學部、工業部を設置せられた。修業年限は法、醫、工の各専門學部を四ヶ年とし其の入學程度は尋常中學校卒業の程度によることと定めた。工學部に於いては土木工學、機械工學を教ふることとし、明治三十一年七月二十七名の卒業生を出したが、土木工科、機械工學科の生徒は同廿九年より新募せざりしを以て同三十二年七月二十五名、同十月に二名を出したるのみにて結極第三高等學校工學部土工學科卒業生全數は五十四名である。

ロ、第五高等學校工學部

明治三十年四月第五高等學校々長中川元の建議により第五高等學校工學部が創設せられた。入學者は尋常中學校卒業程度とし修業年限を四ヶ年とし學科は土木、機械の兩科である。創立以來九年の歳月を經明治三十九年工學部を第五高等學校より分離し熊本高等工業學校と改稱した。

明治三十四年第二回卒業生五名を出し、同四十二年迄の總數百二十二名あり。又熊本高等工業學校の卒業生は明治四十五年七月迄に百十三名に達した。

商業教育

一、高等商業學校（明治二十年東京商業學校を改稱す）

明治十九年一月教科を分ちて高等部、普通部、語學部の三部とし、木挽町の舊校舍に商工徒弟講習所を新設して本校の附屬となし實用卑近の學術を授けた。二月高等部及語學部を廢し、五月大藏省所屬銀行事務講習所を文部省に移管して本校に屬せしめた。仍て之を銀行専修科と改稱し、舊則に従ひ専ら銀行の業務を教授した。

九月改正規則を實施し本校は教科を尋常、高等の二科に分ち、課程を尋常科三年高等科二年通じて五年を以て業を卒ふるものとし、商工徒弟講習所は教科を職工科、別科、夜學科の三科に分ち課程を職工科三年、別科二年とし銀行専修科は其課程を二年とした。

本校尋常科に於ては普通の商業學科を教へ高等科に於ては高等科の商業學科を授けた。尋常科第一學年に入學を許す生徒は年齢凡そ十六年以上にして和漢文書法 作文 數學 圖畫 地理 歴史 理化學 簿記 英語の入學試験に合格もの若くは附屬商工徒弟講習所の教科中別科を卒業したるものとし、而して本校に於ては高等科卒業生生徒にして猶ほ所修の學科を研究せんと欲する者は志願に依り一箇年以内研究生とし、又高等科中の一科目若くは數科目を選修せんとするものは相當の試問を遂げ選習生として入學を許すこととした。

本校附屬商工徒弟講習所は商工の徒弟若くは其子弟に適切なる學業又は手工を授くるを目的とし職工科、別科の二科を設け、職工科は主として現業者の子弟に適切なる手工を教ふるもので、三箇年の課程を設け、別科は他日東京商業學校に入學せんと欲するものに豫備科を授くるもので二箇年の課程を設けた。而して職工科に入學を許す生徒は年齢十二年以上にして簡易なる讀書 作文 算術及び習字の入學試験に合格のものとし、別科に入學を許す生徒は年齢十四年以上で讀書 習字 作文 算術の入學試験に合格のものとし、附屬銀行専修科は専ら銀行に關する學術及實務を教授する所にして修業年限を二箇年とし、入學を許す生徒は年齢十六以上にして和漢文 習字 作文 算術の入學試験に合格のものとした。十九年末の調査によれば生徒數は本科に百八十八人、附屬徒弟講習所二百七十七人であつた。専修科に六十一人あり、入費金額は四萬三千三十三圓餘であつた。

明治二十年三月規則を改正し尋常科、高等科の科を廢して豫科、本科を置き、其修業年科は豫科一年、本科四年とし且つ其程度を高む。

六月附屬銀行専修科を主計専修科と改稱し、官廳及銀行會社の會計事務に須要なる學術及實務を教授する所となし、其教則を定め、九月主計専修科の教則を實施した。

明治二十年十月東京商業學校を高等商業學校と改稱し、明治二十二年三月、本校及附屬科の規則を改正し、本科の修業年限を三箇年とし、附屬主計専修科を主計學校と改稱した。尙十月附屬商工徒弟講習所別科を分離して本校補充科と爲した。

明治二十三年一月附屬商工徒弟講習所を職工徒弟講習所と改稱し本校より分離して東京職工學校に移す。明治二十四年七月規則を改正し補充科を廢して豫科二年、本科三年の課程となし、學科目を増設して其程度を高め、附屬主計學校規則

科目	年限		時間	前	期	後	年	時間	前	期	後	年	時間	前	期	後	年
	年	限															
簿記	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
算術	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
作文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
通信文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
簿記	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
算術	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
作文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
通信文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
簿記	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
算術	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
作文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
通信文	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年

本科三ヶ年

科目	年限	時間	前	期	後	年	時間	前	期	後	年	
書法	二	年	二	前	期	後	年	二	前	期	後	年
作文	二	年	二	前	期	後	年	二	前	期	後	年
簿記	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
圖畫	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
物理	二	年	四	前	期	後	年	四	前	期	後	年
化學	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
速記	二	年	一	前	期	後	年	一	前	期	後	年
英語	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
體操	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
時間合計	二	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年

明治二十二年改正 豫科一ヶ年 學科課程表

科目	年限	時間	前	期	後	年	時間	前	期	後	年	
簿記	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
英文	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
商業地理	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
商業歷史	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
商業慣習	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
統計	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
法律	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
通商制度	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
英語	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
佛語	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
獨語	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
商業實踐	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
體操	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年
時間合計	三	年	三	前	期	後	年	三	前	期	後	年

科目	商 業						第 一 年	第 二 年	第 三 年
	商 業 史	商 業 地 理	商 業 機 械	佛 西 語	英 簿 記	商 業 算 術			
第 一 學 期	二	二	二	三	六	三	二	二	
第 二 學 期	二	二	二	一	三	六	三	二	
第 三 學 期	二	二	二	一	三	六	三	二	
第 一 學 期	二	三	二	三	六	二	二	一	
第 二 學 期	二	三	二	三	六	二	二	一	
第 三 學 期	二	三	二	三	六	二	二	一	
第 一 學 期	四				三	六			
第 二 學 期	四				三	六			
第 三 學 期	四				三	六			

本科三年

時 間	應 用 物 理						第 一 年	第 二 年	第 三 年
	佛 西 語	英 簿 記	應 用 物 理	數 學	簿 記	文 學			
第 一 學 期	三	三	三	九	三	二	三	四	三
第 二 學 期	三	三	三	九	三	二	三	四	三
第 三 學 期	三	三	三	九	三	二	三	四	三

豫科一年

書 商	科	目	第 一 期 每 週 時 間	第 二 期 每 週 時 間	第 三 期 每 週 時 間
法 德			二 一	二 一	二 一

明治二十九年改正學科課程表

時 間	實 踐	佛 西 語	英 吉 利 語	法 規 則	統 計	經 濟	商 業 要 項	商 業 地 史 理
合 計	三	八	八	三	三	二	二	二
操 練	三	八	八	三	三	二	二	二
兵								
式								
三 三								
三 三								
上								
三 三								
同								
六								
三 三								
上								
三 三								
同								
六								
三 三								
上								
三 三								
同								
九								
三 三								
上								
三 三								
同								
九								
三 三								
上								

時	體	商	商	國	商	民	財	統
間	業	業	業	際	際	際	政	計
合	實	實	實	實	實	實	實	實
計	操	踐	學	法	法	法	學	學
三二	三		三			三		
三二	三		三			三		
三二	三		三			三		
三二	三		六			二		
三二	三		六			二		
三二	三		六			二		
三二	二	八		一	四		三	一
三二	二	八		一	四		三	一
三二	二	八		一	四		三	一

二十七年二月現在
高等商業學校卒業生狀況

本	科	名	数
主計科	會社	銀行	三十人
	志願兵	未定	十三人
	會社	銀行	二十五人
	志願兵	未定	八人
	會社	商店	十三人
	志願兵	未定	七人
	會社	商店	八人
	志願兵	未定	十三人
	會社	官廳	三十九人
	志願兵	未定	二十人
主計科	會社	學校	四十七人
	志願兵	未定	八人
	會社	官廳	六十七人
	志願兵	未定	十一人
	會社	學校	一人
		自家營業	十六人
		計	二百十人

二、商船學校

明治十九年四月勅令第十九號を以て商船學校官制を定め、遞信大臣の管理に屬して航海運用機關の學術を教授し、職員に關しては校長、幹事、教授、助教及書記を置くこととなり、校名を商船學校と改稱し、校費を増額し、機關科生徒十二

名を増員した。

明治二十年三月閣議を經明治十七年以前に屬する本校卒業生にして志願の者は砲術を修了せる後海軍豫備員たるの資格を與ふることとなつた。

明治二十二年四月大阪府立大阪商船學校を本校の分校と爲し、該校は明治十二年住友吉左衛門等の私設する所に係り同十四年一月大阪府立となつた。今分校となるに當り本科生徒は之を本校に收容し別科生徒は分校に於て従前の如く教授し、七月閣議を經英國グラスゴー「トウマス、ラウ」會社と約し、毎年本校生徒二名を同社の船舶に乗組ましめ其期間を四年とし、而して遣出の生徒を八名と限定し、十年間履行するものとした。

明治二十三年一月大阪分校規則を制定し、教科は簡易科及別科の二科とし、簡易科の修業年限は航海學部を四年、機關學部を五年とし別科は從來の海員にして海技試験を受けんとする者に適切な學術を教授し、修業年限を定めず學術修了の後遞信省司檢所の海技試験に及第せるときを以て卒業とした。二月本校規則を改正し、生徒は海軍士官或は准士官の豫備として海軍兵籍に編入し、海軍一定の規則により服従すべきものとし、次いで勅令第九十七號を以て本校官制を員と改正し、商船學校は東京及函館に置くこととなり、職員の数に校長二人、幹事二人、教授五人、助教十四人、書記七人とし本勅令により校名を再び東京商船學校と改稱した。

明治二十四年五月勅令第四十五號を以て商船學校官制を改正し、大阪、函館に分校を置き、商船學校大阪分校、函館分校と稱し、航海機關に關する學術及技藝を教授することとなり、函館商船學校は廢止せられて本校の分校となつた。

明治二十六年三月帆船稻穂丸を購入して航海練習船に充て、其の運航を日本郵船株式會社に託したが二十八年十一月基隆港内で難破した。當時恰かも日清戰爭を契機として我國は産業的に幾段の躍進を加へ資本主義産業形體が漸くその姿を現はんとする時に際會し各方面に人材の要求すること甚だしく、特に海軍界は技術的に外人の掌握裡に在り、優秀なる海員を要求すること熾烈なるものあつたところから、それが議會に反映して商船教育振興の建議案の提出を見るに至つたことは留意すべきところである。是は明治二十八年一月十八日衆議院議員小室重弘外一名、林重太郎等の私設する所で、同十六年函館縣立となり同二十一年遞信省の管轄に移り、今分校となるに及び從來の生徒は之を本校に收容した。八月校規則を定めたが前年制定した大阪分校規則を改定したもので之と大同小異である。

明治二十八年一月本校規則を改正し航海科の入學年齢を十五年以上二十一年以下とし六月無試験入學許可規程を定め官公立尋常中學校卒生には無試験入學を許可した。前記小室重弘外一人の業提出に依る建議案及其の趣旨を左に輯録する。

我帝國は環海國を成し居然たる世界の大海國たり國運の隆興と文明の發達に伴ひ大に通商航海事業を鼓舞振作し以て海國たるの權力と利益とを收めざる可からざるは復た論を待たず乃ち海員養成の一事は一日も忽にす可からざるの急務たり然るに退いて我商船學校の現狀を觀れば宜しく振起すべくして而して尙ほ來た振起せざるものあるは今日の時運に處して我國の一大缺漏と謂はざるべからず政府は宜しく深計熟慮する所ありて速かに之が擴張を實行す可し要は略々先づ現在船員に適應す可き丈の船員を養成するの目的を以て東京商船學校及其分校なる大阪、函館兩校を擴張し漸次に其完成を計るに在り依て目下其擴張の必要に應ずるに足る可き經費を算し豫算に編成し以て之を帝國議會に提出せられことを望む。

小室重弘氏は提案者として建議趣旨を説明して居たが、我が帝國は東洋にあつて無二の形狀を占めて居る海國である以上は海の日清戰爭に勝利したるは我が國に於ては久しく鎖國の國是をとり今に至るまで十分に通商航海事業を發達させることが出来ないで居る。勝つたことは大に悦ぶところなるも日清戰爭に劔劇の闘に勝つても經濟の戦に敗を取らないとは限らぬ。反つて海國の天職を盡し國家の隆昌を計らなければならぬ。就て先づ通商航海を盛にせざるべからず、通商航海を盛にするには海の上を縦横に馳驅する人物を作らなければならぬ。商船學校を盛にすべしと云ふのは海國の人民として働かなければならぬ原動力を造ると云ふのである。商船學校は商船學、又は機關學等海上を馳驅する爲めの學科を教ふる所であるが、我國の如きは特にその發達に留意しなければならぬ。英吉利は倫敦に於て或はリバプール、ソーザンブトンに於て國家が澤山の經費を投じて盛なる商船學校を施設して居る。而て今日の英國海員數十六萬人に上ると聞いて居る。これら我國現狀に較ればどうであるか實に痛に堪へないところである。東京商船學校は明治九年頃三菱會社が建てたもので、三菱商船學校と云ひ、僅かに四千圓ばかりの金を投じて建てたものである。明治十六年に至つて是を官立の學校と致し、續いて明治二十三年分校を設けた。其分校は今日大阪と函館にあり、兩分校は當時區費即ち大阪府の區民の入費、函館區民の入費で建てたものを是に合せて居るもので、政府は是に向つて三萬二千幾らの金を出して今日に至つて居る。東京商船學校は本科五年の學期を以て専ら航海學又機關學を授ける、又大阪及函館にあるものは簡易科と或は別科と云ふやうな學科を授けて居る。簡易科は例へば早く航海を造ると云ふ目的で極く簡易なものをやらせた。或は別科と云ふ方は例へば其人は舊來から船乗であつて實地の上に經驗があつて新知識を有つて居らないものを教育するのである。今日の在學生數東京商船學校及分校を合せて三百六十七人其中本科學生百七十八人、簡易特別科百八十九人にして、我日本帝國の商船學校としては極

微々たるものと云はねばならない。今まで此の學校に於て業をなした者二百四十四名、此中現に船に乗つて通商航海のことに従事して居る者百三十九人のみである。日本の現狀として海の上で仕事をすることは危険な業であるといふやうな考があつて進んで此學校に學ばんとする者は少い。そこで止むを得ず貸費生を置いて居る。一年に一萬二千圓位は貸費生に使はねばならぬ。尤も是は確實な約束があつて卒業の上は何年間奉公して其給金の中から借りたものを引去つて償つて行くといふやうになつて居る。是から先是を擴張するには唯漠然と擴張しようと言ふのではない、是を盛にするにはどの位のことをやつたら宜いか標準を立て、勘定をして見たならば分る。今我日本にある所の船舶一五百噸以上の汽船は九十一艘、帆船は八艘ある。明治二十七年迄に殖えて來た船は二十三艘あるので、百十四艘の汽船と八艘の帆船といふことになつて居る。今日船長汽關手等に要する人員七百八人である。然るにその中で今日の新知識のある文明的の教育を受けて稍々今日の用に立つべき者は百三十九人しかないと云ふことになつて居る。又其上に船は年々に殖えて行く日清戰爭終局と共に今後日本の船は餘程殖えるであらうと考へられ、又年々老朽になつて役に立たなくなる者が六分であるから七百八人の中一ヶ年四十一人宛減つて行く。船の殖えて行くやつを補充するのと老朽又は死んだ者を充たすには年々此學校から百名以上百五十人位の生徒を卒業させなければ今日の船舶に充たすことは出来ない。現在新知識の者が少いために舊來の人間を用ひて居る。従つて其の働を十分爲して行くことが出来ないで居る。それに商船學校のやうな所で完全な教育を受けた者でなければ日本の海員の信用に對しても低くなつて居り、又日本の海員の品位は今日頗る下つて居る。船に乗つて居る者を見て一種の劣等な職業であるといふ考を持つて居る。是は英國あたりの船乗と較べて見ると其品位は大變違つて居るので、是も亦新教育のある者と段々新陳代謝して行くには人を養成しなければならぬ。其他に尙不要なのは、今日の日本の商船に従事して居る者は日本郵船會社の船舶だけでも二百餘人の外國人が使はれて居る。漸時之を日本人に換へて行かればならぬ。外國人を用ひることは非常な不利益である。第一給金の上から申しても日本人の船長ならば月給百五十圓であるが、外國人であると月二百五十圓與へて居る上に食料費として三十圓宛掛り、又月給の半額は金貨でよこせと云ふやうな譯である。それに事業の上ではどうであるかと云ふと外國人の東洋に居る者は、本國に在つて十分自分の地位を得ることの出来ない流浪人が多く船長や何かになつて居るといふことであるから、其の技術に於ても劣つた者が澤山あるといふことである。此等の者と日本人とを換へて行くには商船學校を擴張しなければならぬ。金があるならば練習艦と云ふやうな大きな船を買つて學校に與へてやるならば十分に教育が出来るのである。今東京の商船學校に生徒百人を増し、分校の別科又は簡易科に百人づつを増員しても恐らくは僅か四、五萬圓の經費で擴張して行くことが出来るであらうと思ふ。而も又之に使ふ所の教師の如きも段々今から卒業して來た所の者から取るとか或は練習艦が足りなければ他の商船會社等に水夫なり何なりにも是を乗込まして練習させるといふ途も立つのである。今日の日本の國庫は如何に乏しいからと申しても四、五萬圓

の金で此の事業を購置することはなからう。今日日本の海員は實に急要に迫つて居り一年緩くすれば一年の損があるから進んで世界の競争の舞臺に登るべき根柢を今日に於て造り出すと云ふことが必要であると信じます。他に幾つもの事業もあらうが、我々の責任は大いに海員を養成して海國の天職を盡すに在りと信じます。

本案は航路擴張建議案特別委員會の審査に付託せられ連帶建議案として可決された。明治二十九年三月勅令第八十一號を以て本校官制を改正し校名を再び商船學校と改稱し職員の設定を増加した。

前掲建議案にも見ゆる如く我國の海運界は逐年船隻の噸數を増加し而も二十七八年戦役の際に於ては一躍三倍の増加を呈し尙爾來頻々として大船巨舶の製造を見るに伴ひ其首腦たる海員の多數を養成するは急務中に屬するものなるに依り三十年度より五年の後を期して毎年百名の高等海員を出すの目的を以て經費の増額を仰ぎ大に教務を刷新擴張すると共に本校規則を改正し學科目中に法律造船の二科目を増設することゝなつた。

第四期 實業學校令時代

第一章 概 說

日清戦役後、國運の興隆と時勢の進歩とに伴ひ、曩に公布した各種の學校令は、明治三十二三年前後に於て一大改正の必要に迫られた。我々は便宜上此の時期を以て第四期の初となし明治末年までを此期に包含せしむることとする。

本期の特色は明治十九年の學校令制定に依り一先づ陣容を整へた我が國の教育制度が、更に一大發展を遂げ、殊に實業學校令の制定、専門學校令の制定と相俟つて一層完璧の域に近づき、就中、實業學校令が我國實業教育制度發達史上に於て明白なる一劃期を形成し、實業教育制度未曾有の盛況を齎らす契機をなしたる點に存する。

特に本期に於ては明治維新以來着々準備整理の過程を辿つた我國産業界が、日清戦争の勝利を境ひとし、茲に一轉して發展躍進したるため、産業界の大勢は期せずして從來の教育制度に慊焉たるものを覺え、漸く實業教育改善振興の急務なることを悟るに至つた。此の間の消息は第二章に於て詳説する。概言すれば學制系統改正の問題と實業教育の振興とが本期初頭の重要な課題であつて、實業學校令の制定は此の如き要請に基いて生れたものである。是より相次いで諸實業學校規程は完成せられ更に専門學校令の制定となり、實業教育關係法令の發せらるゝもの實に十指に餘るものがあつた。

我國の近代的産業の發達は、もとより産業界自身の努力に依ることは言ふまでもなきことながら、其の根基を培ひ遺憾なくその力を伸さしむるに至つたのは實業教育、就中、工業教育の發展であつた。蓋し近代的工業の普及發達には優秀なる技術者を必要とし之等の人材を豊富に且つ急速に養成する道は、之を學校教育に俟つ外になかつたからである。現に之を我國の工業教育機關の發達について見るも、その創設の多くは我が工業の發達漸く顯著となつた日清戦争以降明治末年、換言すれば第四期に集中せられた觀がある。

我が國實業教育制度は本期に入つて、嘗にその形容を完備したと云ふに止まらず、その實績を如實に示せるものであつて、當時その局に在つた人々が豊富なる經驗を抱いて、國策としての實業教育の衝に當り偉大なる實行力を示したことに

對し多大の敬意を表せざるを得ない。實業教育が産業界の躍進途上に面して克くその任を全うしたるは前文部大臣井上毅、菊池大麓、岡田良平諸氏の功勞に俟つものが甚大であつたが、更に又産業界の人々も亦實際的立場より絶えず適切な進言をなし、實業教育の振興に貢献するところ多かつたことも亦看過することが出来ない。

第二章 産業界の趨勢とその實業教育への反映

第一節 産業界の趨勢

一、日清戦役後の産業發展

近代的形態に於ける産業發展の素地は、明治維新以降二十有餘年間の官民の努力と體驗によつて已に尠からぬ程度に工作せられ發展期への準備は漸く備はつたのであつたが、宛も日清戦争勃發し、我國産業の發展を促進する幾多の好事情を齎らした。就中當時世界の銀塊相場は暴落し、銀本位國であつた我國の經濟界に非常なる刺戟を與へ産業勃興の大なる誘因となつたことを看過することが出来ない。

かくして日清戦後に於ける産業の發展は、二十八、九年の企業の勃興、三十及三十一年の反動、三十二年の再度の景氣、三十三及三十四年の第二次反動による事業界の整理、と云ふ波瀾を描いて進行した。試みに此の時代の企業の勃興が如何に劃時代的であつたかを示す一指標として、明治三十五年現在の我國會社數八千六百十二の中、七千二百七十七即ちその約八割四分が明治二十七年以降の設立にかゝるものであり、而して明治二十八年乃至三十年の三ヶ年間に企業の新に計畫せられたるもの實に十四億六千萬圓（二十七年現在の會社拂込資本高總計一億四千八百萬圓に過ぎず）の巨額に達してゐる。即ち勃興企業の大部分は三十年迄に計畫せられて、爾後の産業發展の大部分はその計畫の實現に外ならざるものと見て大過ない。而て當時勃興した産業の中樞をなすものは鐵道、銀行、綿絲紡績の三者で、其他刮目すべきものとして電氣、瓦斯、保險、製糖、鑛業等を擧げることが出来るであらう。

二、日露戦役後の産業發展

日露戦争は亦、我國産業の勃興を促すべき幾多の誘因を齎らした。加之日清戦後より引續ける産業發展の諸條件も亦この期に於て著しく成長し、相俟つて明治末期に於ける産業伸展を齎らすに至つた。然し内容的には日清戦後のそれとは少からず事情を異にしつゝあるを觀察することが出来る。即日清戦後に於ける企業勃興の中心原動力は償金の流入と銀塊相場の下落にあつたが、日露戦後のそれは外資輸入と保護政策の二者がその中心原動力をなしつゝあるものと認められる。この二大原動力を中心とし、その他の大小種々の事情が織込まれて、日露戦後の企業の勃興を招徠したものであるが、さればとて駁々として進歩しつゝある工業技術の發展を無視することは出来ない、當時我國の産業の或者は企業事情にさへ恵まれ、ば技術的には一人歩きの出来る程度に發展して居た事は事實で、綿絲紡績事業の如きは已に支那市場に於て英、米、印度等と角逐し得るだけの力量を備へ、軍艦、汽船、汽關車等の製造も政府の保護さへあれば之を自給し得る程度に達してゐたのである。

日露戦後の企業の發展は、三十九年及四十年初めの企業の勃興、四十年後半及四十一年の反動、四十三五年の再度の企業發展と云ふコースを採つて進行した。第一次の企業熱は主として戦勝に基づく投機熱の勃興に基因し第二次の企業發展は外資輸入に基く低金利と保護關稅の實施とを契機とする。斯くして日露戦後計畫せられたる企業資本は三十八億四千餘萬圓の巨額に達する。而て第一次の企業勃興期（三十八年九月より四十年末）までに計畫せられたるものに十八億二千八百餘萬圓、約四割八分に達し、これを産業別に見れば中心は工業の二九・四パーセント、運輸の一八・三パーセント、商業其他の一六・パーセント、銀行の一四・九パーセント、電氣の一二・三パーセント、等である。若し工業企業中に採鑛、電氣を加へるならば當時投下された企業資金中工業はその四六・八パーセントの巨額を占むることとなる。要するに日露戦後に發達した産業に於ては、從來とその規を異にし鐵道、銀行、商業等産業發展の補助機關に屬する企業は寧ろ從位に位し紡績、電氣、採鑛、水産、製造工業等がその中心をなすものであつたことが分るのである。

以上は専ら會社企業に關するものであつて、個人企業は之に包含せられてゐない、然るに銀行、鐵道、保險等の産業の補助的事業は専ら會社企業であるが、小規模工業の多くは個人企業である。而して當時小規模の工場工業は著しき數に達して居たことは想像するに難くない。随つて個人企業工場工業をも加算して考慮するならば、日露戦役後の企業の勃興は廣義の工業がその過半を占めつゝあることを認め得るであらう。

第二節 中等實業教育への反映

一、工業教育の奨励

明治三十二年實業學校令の制定に始まつた第四期に於ける實業教育に對する社會の關心は官民の別なく、均しく工業教育に向けられたこと最も注目すべき點で、此の現象は一に日清戰役前後より進行を開始せる我國産業革命の必然的要求に基くものと認めて良からう。

文部省は實業教育諸會議に於て機會ある毎に、屢々工業教育の必要を力説して止まなかつたが此の態度は既に明治二十七年法律第二十一號「實業教育費國庫補助法改正法律」の中にも明白に示されて居る。偶々三十二年二月十四日、第十三會議に於て、同法原案第二條第一項中「公立の工業農業云々」とあるを「公立の農業工業」と修正し一般慣用の順序に従はんと提案せられたのに對し、貴族院に於て久保田護氏が「同法立法の精神」に立脚しその可ならざる所以を説き修正案を覆した演説は最も雄辯に立法者の存意を明にするものであるから左に輯録する。

私は本案に反對を致します、廢案になることを希望致します、極簡単に其理由を申述べますが此「工業農業」といふものを「農業工業」と改めた、是は文字の改正である、普通に農工商といふからして農業工業と改めたと言はれますが、是は抑々文部當局者が本案の立法の精神を知られぬからして左様のことを仰しやるのであるが此の實業教育費國庫補助法と云ふものは諸君御承知の通り文部大臣井上毅君が非常な熱心を以て殆ど一身を賭して設けられた法律である、さうして此法律は井上君が自身に筆を執つて書かれた法律である、決して輕々に文を下されては居らない、井上君は法律の制定に付いては殆ど専門といふ位の人で其人が工業農業と書かれたのは大に意味のあることでもあります、即ち此實業教育費國庫補助法に於て日本に於ては工業を大に奨励せねばならぬ、農業商業といふものは從來我國にあるけれども新しい工業といふものはまだ誠に少い、殆どないと云ふやうな様であるから専ら此工業を奨励したいといふ考から實は工業といふことを主にして書かれたものでございます、且又歐羅巴各國に於ても實業教育と申せば諸君も御承知の通り重に工業のことを申すのであります、さう云ふ譯で此法文に工業學校と云ふことを第一に書いたのは大に主意のあることである、然るに文字の修正に過ぎないとか普通農工商と云ふ順序に従つて之を顛倒するのであるとか云ふことで之を改正するのは甚だ遺憾なことであります。(下略)

更に明治三十四年六月三日より、東京高等工業學校に於て開催せられた全國工業學校長會議に臨んで、時の文部大臣菊

池大麓氏は、實業教育の奨励、就中工業教育の必要を力説して、以て産業界の趨勢に伴はしめんことを計つた。

菊池文部大臣演説(明治三十四年六月三日、全國工業學校長會議に於て)

……熟々今日の有様を見るに我國に於ては實業教育の尤も必要を認むるが中にも工業教育は猶更一層の奨励を要すべきものあるを見る。英國の如き工業の進歩著しき先進國と雖も工業教育には最も深く注意し同教育に就ては銳意經營を怠らず、況んや日本の如く新進の國に於ては本教育に就ては十分の奨励を爲さざるべからず。諸君は此の重任にある人々なれば其の責任の重きは云ふ迄もなきことなれば適當なる方法を取つて此教育の進歩を計る事に注意せられ度き者なり。今日の學生の有様を見れば小學校を終りたる者は直に中學校中學校卒業者は大學といふが如く大中學熱にのみ傾けるを見るが、元來大學を卒業して充分學力を得んとするには随分多少の學資金を要するが故に薄資の學生が漸くにして大學を卒業するも充分其効を奏せず。然るにも拘はらず只に中學熱に傾くものは要するに工業教育の何物たるを知らざるに坐せるものなれば諸君に於ては實地に之を解釋し生徒をして實地上其不要を解得することを勉めたいものなり。工業中には種々階梯あり深遠なる理論は理學より來り又化學より來るものあれば此邊は教育上に注意を要すべき所なり。獨逸の或化學工場に於ては大學卒業生百餘名を雇ひ入れ種々の研究を爲せる處あるが、百名の中一名が萬中の一つの發明をなし製造品の價を減ずることを得ば即ち百人の雇入費は此發明により償却して餘りありと云ふ。工業は恰も軍隊の如く監督指揮を要するが故に實地に就き職工として充分の研究を爲す必要あるに我國の少年は多く袴羽織の官吏を望み實地の職業を手に取る如き事は嫌惡するの習慣なり。是れ等は我國の工業上頗る憂ふる事なれば是等の弊害匡正は是れ亦教育の任に當るもの、責任なり、而して教員中には往々非常に高き程度の學科を授くるものあり。是等は教員其人としては腕一杯の力を試むるを得て頗る面白きことならんも是等には夫々程度のあることとなれば校長に於て手加減を爲すべし又學科を増して種々雑多の科目を加ふるものあれども是また廣く渡るのみにて深きに達せずして反つて害をなすことあり、元來工業學校は僅か三年の期間なれば根本的の教授を爲し只廣きに涉るを能事となさざるが如きも亦校長の手加減を要する事なり。又充分に學校の擴張を計るは土地の情狀地方の經濟に適せざるものあり右は工業よりも先づ學校を起して教育を先にせんと考ならんも是等は屢々失敗の恐あり我國は未だ工業の試験時代ともいふべき時なれば若し蹉跌を來すが如き事ありては我が工業全體の上に頗る恐るべきものあれば是等大に注意を要すべし要するに校長は如何に本教育を進め如何に人物を養成するかにつき豫め其目的を定めて事に従はれんことを望む、我國の少年は少しく學術を治むれば直に生意氣の風を生ずる傾あり是等は注意して自負心を起さざる様教育せられたきものなり。

終りに一言せん我工業社會を見るに道德上の缺點多く近時に至り頗る忌むべき風あるを見る。是等は上技師より下職工に至るまで全般を通して改めざれば直に改善することは困難ならん。故に生徒の氣風に注意して工業道德を盛ならしむる事に勉められんことを望

む。要するに工業教育の必要は余の充分認むる所なるが故に出來得る限り力を盡す決心なり。就職の初に當り諸君に喜びを述ると同時に余の希望を述べると云爾。

二、職工の適材教育

然し工業教育奨励の必要を痛感したものは、獨り文部當局のみではなかつた。産業界に在つて企業の經營に當つた人々も亦頗る同感としたところで、それが事業の功率に直接利害を感じる職工教育に關し學校當局に對する諮試となつて現はれて居る。明治三十八年五月東京商業會議所は戦後に於ける實業振興の對策として優秀なる職工教育の必要を認め東京府立職工學校並に高等工業學校附屬職工徒弟學校に對し職業養成の具體的方策を求め、それが一つの教育施設となつて實現された。施設としての説明は第五章に掲げる。

第三節 高等實業教育への反映

最後に産業界躍進の趨勢と相俟つて實業専門學校設置運動が全國的要望として各地に起つたことを看過することは出來ない。

此の運動は明治三十二年第十三議會に於て、高等工藝學校設置の建議案が提出せられたのを皮切りに第十四議會には高等農林學校設置建議案、第十五議會には札幌農學校を大學となす建議案と云ふ風に、實業専門學校増設の要望は漸く熾烈なるものがあつた。唯、露國が滿洲を併呑し我國との國交險惡を加へ國民を擧げて國難に殉せんとした三十五、六、七年の間此種の建議は一時その影を秘めたのであつたが、これは決して實業専門學校の設置が火急を要する性質のものでなかつたからではなく、非常時に處し國難を突破すべくその要望を抑へたまでのことである。されば日露戦争が我國の決定的勝利を以て終結し産業界は更に躍進の途に上る機運に當面するや果然、各方面から實業専門學校設置運動が猛然として開始せられたことは寧ろ當然のこと、云ふべきである。之等は總て議會に於ける建議として現はれ來つたことは云ふ迄もなく、左に一括してその審議經過の大要を掲げて之等の運動の存意を明にしやうと思ふ。

九州高等農林學校設置建議案（明治三十三年一月二十六日）

國運の進歩國勢の擴張に伴ひ各種教育上の施設を要するの急務なることは論を俟たず就中實業教育の發達の如き其の最たるものなり

然るに其の施設に屬する學校の位置は宜く地勢の如何に稽へ土地の状況を察して之を定めざるべからず而して九州の地たる土地廣袤地味肥沃加ふるに膏腴たる山嶽は其間に重疊し興すべきの業開くべきの地少からず殊に氣候温暖にして熱帶の植物も寒帶の植物も共に栽植するの便利あり是實に農林學校設立の好適地なりと云ふべし故に本院は九州に一箇の高等農林學校を設置し由りて以て實業教育の發達を圖り富源の開發を期するの必要なるを認む政府は速かに創設の計畫を立て帝國議會に提出せられんことを望む爲建議す。（可決）

山陰高等農林學校設置建議案（明治三十三年一月十八日）

國運の進歩に伴ひ各種教育上の施設を要するの急なることは素より論なし然るに其の施設に屬する學校の配置は宜く地勢の如何を稽へ土地の状況を按して之を定めざるべからず而して山陰道は其の地勢より觀るも又土地の状況より察するも概して商工業の地にあらざして寧ろ農林業の地に屬し而も一般進歩の程度之を他道に比して後ること甚だ遠し故に本院は該方面に於て一箇の高等農林學校を設置し由りて以て農林業に關する教育の發達を圖ると共に該道の開發を期するの必要なることを認む、政府は宜く創設の計畫を立て速に帝國議會に提出せられんことを望む。（可決）

札幌農學校を大學となすの建議（明治三十四年三月十八日）に對する特別委員會審議經過報告（委員長井上角五郎）

札幌農學校は從來の校舎が千七百七十八坪あり、現に新築中の校舎が四千六百三十四坪あり、それから現在の財産は田畑あり山林あり、原野あり、又多少の公債も所有して居り一年の收入が現在三萬圓餘今後十年を期して自然と入來る金が十萬圓、年に十萬圓を充てる事が容易である、又學科に於ては高尚であつて帝國大學と等差はない、唯彼は専門であつて深いが是は稍々廣い學科に涉る爲に廣くはあるが深くはないといふ違はあるけれども、要するに既に出たる所の農學士が二百六十四人、工學士が十六人、其中博士もあれば立派な人物もあつて相當に世に知られて居る者も多い、然るに又別に豫修科があつて此大學即農學校の現在の學科と豫修科の學科を少して取捨して加へれば取りも直さず高等學校と大學との仕組にする事容易である、唯今の此農學校の入費は幾らいるかといふと五萬九千九百圓位掛つて居る、大學として幾ら入るか云へば七萬圓、其内既に三萬圓の收入があるから大學にする經常費の補足は些少なものである、前述の如く校舎も十分なものが建つて居るから、器械購入其他に凡そ七萬圓、若し更に建築するといふ事になれば七萬圓都合十萬圓を加へれば立派な大學にすることが出来る、今や政府に於ても亦議會の希望する處も東北に於て一の大學を設けることを希望して居るのであるから、政府に於ても其意を容れられて東北大學が出来る事であらうが、若し東北大學が出来る日に至つたならば此札幌農學校は東北大學の分校として農科大學其他の學科を設けたいといふ旨趣であるから、委員會に於ては一步進んで東北大學の必要は既に認めて居ることであるから、更に札幌農學校なるものを一つの大學になるといふことの必要を認めて之を建議の旨趣に加ふるに一層

其急を要するといふ旨趣に於て可決したのである。

福島縣立蠶業學校を高等専門學校となすの建議

福島縣立蠶業學校は明治二十九年の設立に係り爾來年を遂ふて校舍器械等を整備し教規を厳正にしたるため非常の發達をなし就中蠶病研究の點に至りては其の進歩著大なるものあり我が邦農産中の一大事項たる蠶業上に裨益する所少からず然れども之を縣立に委せしむか其の効果を擧ぐるに於て遺憾なき能はず今や原蠶紙の統一を圖り一大設備をなさむとするの時に方り古來蠶業上に最關係深き福島に於て而も如上の如き設備あり且良好の成績ある該校を擴張し高等専門學校となすは最適當の處置なりと認む依りて政府は速に該校を擴張し高等専門學校となすは最適當の處置なりと認む依りて政府は速に該校を以て高等専門學校と爲さむことを望む。右建議す。

越えて明治四十二年三月十一日、第二十五議會に於て、木村良外一名に依つて、農科大學増設の建議案が提出せられたことも、見逃すことか出来ない。而して此の運動は具體的には、東京及札幌の農科大學に對抗する意味で、京都大學に農科大學を設けんとするの建議で特別委員會は異議なく可決して居る。

農科大學増設建議案（明治四十二年三月十一日）

農科大學は既に東京及札幌に設立せられたると雖も其數固より少なく十分に入學志望者を入る能はざるのみならず氣候土質其の他の關係上我邦主要農業地なる關西地方に之が設立を見ざるは實に一大關點と謂はざるべからず依つて政府は速に京都大學に於て農科大學を増設せられんことを望む。右建議す。

高等農林學校の設置運動と關聯して想起せられるのは、高等水産教育機關設置の建議である。水産教育普及の必要は水産學校令制定の前後より不斷に叫ばれたところであり、此の間の経緯については次章實業教育制度に於て説明する通りである。高等水産教育機關の設置に關する建議は三十八年二月二十一日、第二十一議會に於て井上甚太郎氏外二名に依つて衆議院に提出せられた。

高等水産學校設置建議案（明治三十八年二月二十一日）

我が國勢は南北に蜿蜒し沿岸其曲折して海岸線は僅に七千里を超ゆ、故に之を水産國にして海岸線の最長き、那、瑞二國の一萬五千

哩、英國の六千二百哩、露國の五千五百哩に比すれば遙かに長大なりとす而も四周を環流する暖寒の二海流は其調和宜きを得るを以て水族の分布は頗る普遍にして其の種類數量の豊富なるに於ては北方に偏倚する歐米諸國と日と同ふして語るべからざるなり。

斯の如く我が國は水産國として列國に比するに正に優勝の形勢を占む然るに其漁獲收入額は五十五萬六千二百三十八噸に過ぎずして沿海一里の收入とすれば七十九噸となり漁夫一人の所得とすれば一人十六圓餘となり米國の六百三十圓、英國の四百八十九圓等に比すれば遙かに其の下班に列す我が國は地勢の利あり尙此の劣敗の位置にあるは何ぞや乃ち水産の經營に關する諸般の設備は未だ充實せざるに依るのみならず之を活躍せしむるの智能に於て匱乏する所あるに依らずんばならず。是を以て將來水産の振興を期し覇を列國と争ふに當りては先づ這般智識の開發を謀らざるべからず。況や目睫の裡最後の經營として北方亞露に於ける斯業の更に擴張すべきあり南方清韓南洋諸島に於ても亦之が發展を期せざるべからざるものあるに於ておや。此の時に方り斯業の根本たる學術を研鑽し天與の恩恵に酬ゆるは我が國將來の勃興に對して一日も等閑に付すべからざるなり。

歐米各國に於ては夙に水産の學術的研究を経たるもの多く其の成績の既に斯業を補益せるもの尠しとせず。此等の結果は彼我各々其の水理水族を異にせるより直に以て我が國に適用し得べきものにあらず。之を以て我が環海の狀況は我が獨立の研究を待ちて後始めて闡明し得らるべきなり、斯の如きは到底高等教育に期待するにあらずんば能はず。其の機關に依つて養成せられる人材にして始めて水産振興の中樞にとることを得べし。我國は曩に農業、山林鑛業等に關しては最高教育機關の設置あり爾來其の制度に漸々低度のものに及び秩序整然主義一貫せるを以て其の成績の佳良にして當事者に及ぼせる効益の偉大なる中外の齊しく認むる所なり。然るに水産教育に就ては毫も這般の制度なきを以て今日に至る迄美績を擧げ得ざるの憾渺からず然れども今日と雖も農業教育等の跡に鑑み先づ高等教育機關を設立し學理の闡明に努むれば水産業の隆昌は決して歐米諸國に比して遜色なきに至らんことを期して待つべきなり依つて政府に於て特に此の機關を設立せられんことを望む。右建議す。

産業界の影響を端的に示すものは、何と云つても工業教育の部門に於てである。前節に述べた工業教育の勸奨、職工の適材教育要望と同時に高等工業學校設置運動がその尤なるものであつた。殊に日露戰役後に於ける産業界躍進の機運に乗じて、明治三十九年第二十二議會に於て米澤市に工業専門學校を設置せんとする運動の生じたのを契機として再び各地に此種の運動を誘發せしめ、就中、福井高工、長岡高工、函館高工、桐生高工、金澤高工等の設立運動は最も猛烈を極めた。而してその大部分が實現せらるゝに至つた所以も畢竟するに産業界必然の要求と合致したところに存する。その一般經過を左に叙述する。

明治三十二年三月二日、工藝學校設置の建議案が杉田定一外五名によつて第十三議會に於ける衆議院に提出された。其の旨趣とする所は、

近年實業は稍々發達の運に向ひたるも其の設備の完からざるもの尙ほ少くない。就中美術及學理を應用すべき工藝技術を練習せしむる學校の設けなきは最も缺點である、故に本院は國費を以て此の種の學校を工藝の盛なる地に設立するの急務なるを認め政府に於て速に其の計畫を爲さむことを望む。

といふことであつた。これに就て杉田定一氏が議會に於て提案趣旨を述べて左の如く云ふて居る。

…我日本は古來美術及工藝に長ずる國でございます、古王室及覇府の盛んなるときに於きましては即ち其諸大名又は將軍等に於て美術を愛する所から即ち職人に扶持を宛行ひ、彼等が衣食に追はれない様に致し即ち彼等は畢生の心血を其技術に用ひましたからして優等なる所の品物が出来又卓抜なる所の職人が輩出を致した次第でございます。然るに維新以來是等一藝一能を養成する所の途が即絶えました所から、即ち今日の生活に追はれる所から優等なる品物を作出すといふ事が出来ない様になり遂に粗製濫造に流れて昔は即ち美術に長けたる所の名譽を大に落した次第でございます。近來我國に於きまして是等の點よりして段々實業の教育が盛に發達するやうになりました。各地段々工藝學校が起るやうになりましたが、併ながら其の學校なるものは地方費を以て立ち是に僅の國費を補助するやうな次第でありまして即ち其の計畫其規模といふものが狹隘であつて十分適當なる所の教師を養ふ事も出来ない又是に備へける所の品物も十分に買入れることも出来ない、即ち實業教育は段々行はれるやうになりましたけれども併ながら未だ完全といふことは出来ないのでございます。私も歐米諸國に於て段々此實業教育の盛なることを聊か見聞したこともございますが、先づ歐洲諸國に於きましては最も此實業教育のことに盡力を致します、英國の如きは多年の經驗に依つて重に實際的のことを重んずるやうな次第でございます。至つては段々國庫から補助するやうな次第であります。併ながら此學校といふものは重にどう云ふ地方に設けられるかと申せば或る特殊の物産が盛なる所に其工藝の學校を設ける(中略)譬へて言ふて見ますれば東京は毛織物の盛んな所である、即ち千住製絨所或は王子にも羅紗の製造所があり其他毛布の製造所がある。然らば東京の如き所に於きましては毛織専門の學校を設けるとか大阪は紡績が盛んであるから紡績の學校を設けるとか西京は紋織美術が盛であるからさう云ふ所にそれ相當に特色ある所の學校を設けましたならば——福井縣の如きは羽二重が産物であり、二三年前私が歐羅巴へ参りました時には僅か(明治二十九年)六百二十五萬圓の産額でありましたが本年度に至つては殆ど羽二重の輸出千萬圓に達するやうになりました。此日本全體の羽二重の輸出高を統計致して見ます

れば生絲に次ぐ所の第二の輸出品となつたのであります。斯様な特殊の産物のある所に於ては特殊の専門の高等なる所の工藝を設けるが宜からうと考へる次第でございます。又斯の如き此特殊の産物のある所は特殊の専門の學校を設くるの必要と云ふものは一方に於きましては大阪の紡績なら紡績、東京の毛織物なら毛織物、西京の紋織なら紋織、名古屋の陶器なら陶器皆其特殊の産物を製造する所の土地に於きましては之を管理する所の工場主製造主と云ふものがある、又職工と云ふものが居ります、そこで其土地に於て學校を設くれば其工場主に教育を授けることが出来るので即ち一舉兩全なものであるものでどうして斯の如き學校を一種特色の産物のある處に其産物に付いて其學校を其處に設けるといふことが最も當を得て居ると思はれます。次第でございます(中略)聞く處に依れば獨逸の方に於きましては工藝の教育と云ふものは重に此の管理者製造主といふものに高等の教育を授けると云ふ所の方針であるといふ事を聞いて居ります、是等の管理人支配人が相當の學事の經驗を有つて居れば職人を十分に指揮する事が出来ます。それで支配する者管理する者を教育すれば即ち百人の工人を指揮することが出来ますから寧ろ職人を教へるより之を支配するものを教へる方が宜しいと云ふ方針であると云ふことを聞きます、それから佛蘭西の方は又さう云ふ方針でなく寧ろ其工場主よりは職人の方を教へる方が宜しいと云ふ方針である、さうしなければ僅か一人の管理者が學事經驗があつても多數の職人がそれだけの知識經驗がなければ必ず其事を誤る故に重に職人を教へると云ふ方針を取つて居ると云ふことを聞きます、然るに英國に於きましては此佛蘭西と獨逸とを折衷して管理者にも教へ職人にも教へる並びに相待つて行くといふことを聞いてゐる。我國日本に於ても英國の如く之を管理する者には高等の教育を授け、又支配せらるる職人に對しては大抵普通の教育を授ける方が宜しいと考へる次第であります、夫れでどうか我日本に於きましては近來段々此實業教育が盛になりましたが、前申上げました通りに僅かの地方費僅かの國費の補助で今日は計畫して居りますがなか／＼目的を達する事が出来ない次第でございます。因てどうか各種特殊の産物のある所には特殊の専門の工業學校を設置して大に此工業の教育を盛んにし、さうして此製造工業を盛にするやうに致すが最も今日の時勢に必要であらうと感ずる次第でございますが、私が聞く所に依りますれば彼の七十の普佛戰爭のときに獨逸は佛蘭西に勝ちました、ビスマルクが是から後は商業戰爭であると申した、爾來獨逸に於きましては七十の戰爭後に於ては大に此工業教育の事に著目して國庫よりも工業の學校に補助して各地に實業學校が起りそれから人を外國に出して視察をさせて相當な人物が出来ました所から今に至つては彼の獨逸の國は製造工業が到る所盛にして商賣且諸工業の點に於て佛蘭西英吉利にも劣らぬと云ふ結果でございます、因て我國に於きましても將來は益々此工業の教育を盛にし工業上の知識を増し工業を盛にし國を富ますと云ふやうにしなければならぬと考へます、若し然らずして徒らに海陸軍の軍備の一方のみに偏して國の製造工業を盛にして國を富ましむると云ふことを知らぬときには唯海陸軍擴張は大に其効を遂げること出来ぬと云ふ結果にならうと考へる次第でございます、此實業の學校を設置すると云ふことに付きましては何れ

の黨派もなく皆其提出者となつて居られ御賛成にもなつて居る次第でございますので、決して是は黨派問題ではないのでございませう、どうか此學校の建議案には滿場一致を以て御賛成にならんことを希望致します。

又貴族院に於ては提案二月二十八日、金子堅太郎、久保田讓、富井政章、田中深太郎、公爵二條基弘外百三十一名の賛成に依りて染織、陶磁、髹漆等の技術を練習せしむべき専門の美術工藝學校を京都に設立すべき建議案が提案された、其際提案者を代表して富井政章氏は、

京都の地は皆さん御承知でも在らせられます通り古來文學名勝古蹟其他衆多の事柄に就いて優れて居りますが殖産上より申さば美術工藝の地であります、大きな工場に於て大きな機械を運轉致す種類の工業には適しませぬけれども美術的思考を凝らして爲す所の諸工業は古より最も盛であります、それ故に今後と雖も此京都特有の長所は上下力を協せて奨励せねばならぬことと考へます、殊に將來外國との競争が盛に成りますに至つては益々此工業の發達を圖つて行くことが必要と考へます、只古を懐ふ情を起さず遊樂の地と成果てはなりません、それには先づ以て美術工藝學校を起しまして教育の力によりて目的を達することを圖るのが不正當の順序と存じます尤も御承知あらせられます通り京都には一つ美術學校があります、併し是は畫學校の變形でありまして程度も低く極めて不十分なものであります、それ故に此學校のあるに拘はらず茲に美術殊に應用美術を目的とする一大學校を設定することが極めて必要であります、市の力を以て固より出來ないことでもあります、それ故に茲に國立の美術工藝學校を起したいと云ふ建議案でございます、若し幸に此ことが出來ますれば京都の工業即ち我帝國の最も優美なる美術品の製造に一大進歩を來すことであらうと存じます、固よりどなたも御異議のないことと存じますが何卒全會一致を以て可決せられんことを希望致します。

と述べ兩案共賛成多數にて可決せられ、政府も亦これが必要を認め明治三十五年三月京都高等工藝學校を設置したのである。

明治三十九年三月山形縣米澤市長二村忠誠外十一名は米澤市に高等工業學校設置を請願し、

山形縣米澤の地は夙に染織の二業大に發達し其技術に熟練する事も亦深く從て之に關する工場の設備大に見るべきものありて學理と實地を併用するの便あり且學校設立の位置としても衛生、風紀、交通の要素を具備せり然るに現時設置の學校は僅かに中學程度のものに過ぎずして今後民力發展し海外輸出の發達意匠の嶄新等大に面目を一新すべき時機に際し學科程度の之に伴はざるは東北地方殖産の發達を阻害するを以て當地に染織二科の高等工業專門學校を設立せられたし云々と云ひ、

四十年三月福井縣絹織物同業組合長大久保俊彌氏は福井市に高等工業學校設置を請願して、

福井縣は夙に製絹業大に發達し且時運の進歩に伴ひ之に關する事業の勃興大に見るべきものありて今や機具の改良染色及精練の研究並に製造費の約減等の必要は斯業に關する特殊の技能と知識に俟つもの多きを以て其の原動力なる教育の進歩發達を計る爲當縣に染織を目的とする高等工業學校を設置せられたしと貴族院に請願し、

同時に又長岡鑛業會議所幹事長、寶田石油株式會社々長山田又七は長岡市に高等工業學校を設置せんことを請願し、新潟縣は現下染織機業大に發達し殊に長岡市は縣下工業の中心にて運輸交通の便を有し且工業に至大の關係ある石油の産額數百萬圓に及び加ふるに天然瓦斯噴出頗る豊富なるを以て各種工業を裨益すること夥しく鑛山業鐵工業は將に勃興の氣運に際し衛生經濟共に整頓發達して之等各種事業に必要な技術者を養成するに最適當の地なるを以て長岡市に高等工業學校を設置せられたし。

と云ひ北海道函館區内山吉太外二百九十八名は貴族院に請願して、

北海道に於ける各種製造工業の勃興するに隨ひ高等教育を受けたる技術者の需要日に多きを加へたるに拘らず未適當なる機關の設備なきは將來の發達上大に遺憾とする所なるを以て此等教育の好材料を供給するに足る函館區に官立高等工業學校を設置せられたき趣旨を述べて居る。(以上總て採擇)

以上高等工業教育機關設置に關する請願の主要なるものを擧げ、當時民間に於ける志向の大體を彷彿たらしめたが、然らば此問題に就て貴衆兩院は如何なる考を有つて居たかに就き一應觀察する必要がある。それは兩院に於ける建議及その審議の經過に徴するを捷徑とする。

第一に擧ぐべきは明治四十三年二月一日(第二十六議會衆議院)に於ける武藤金吉提出、高等染織專門學校設置に關する建議である。

各種工業の發展は目下の急務なりと雖も就中海外輸出物に關する工業の如きは其の最なるものとす而して我が邦は生絲の特産地なるに拘らず輸出物としては多くは半成品たる羽二重のみにして加工染織の既成品極めて尠なきは主として染織に關する知識の幼稚なるに由らずむばあらず宜しく之を養成すべき機關を設け奨励發達を計らざるべからず依つて政府は速かに高等染織專門學校を斯業者多き地方に設置せられむことを望む。(可決)

と述べ翌年更に高等染織學校設置建議をなし全國の特産地に此種の學校を設けその指導發達に力を致すべき旨を力説して居る、鴛田土三郎戸水寛人等は夫々福井に金澤に高等工業學校を施設すべきことを建議する等高等工業教育振興の爲めに幾多の建議、請願が行はれた。

高等商業學校設立運動は、高等工業のそれに比較すべくもなく、僅かに高岡市に高商を設置せんとする請願が明治四十一年、第二十四議會に提出せられたのを見るのみである。唯留意すべきは此の頃漸く喧しくなつた商科大學設立運動であるが明治四十年第二十三議會に根本正等に依つて建議せられ(可決)爾來連年繼續し明治四十二年第二十五議會に至つてゐる。柳澤條惠辻新次淺田徳則高木兼寛木場貞吉内藤宇兵衛等六名提案賛成者百十七名を以て建議し(可決)四十一年根本正は更に建議を繰り返し、その提案理由を左の如く述べて居る。當時に於ける大學檢定商業教育機關設置論を代表するものとして輯録して参考に供する。

國力發展の資力は商工業にある故に商業の振興を畫策することは戦後經營の最も注意すべき問題である。世界交通の進歩に従ひ各國は争て商科大學を施設しつゝあり、十六世紀或は十七世紀頃は重に宗教の争鬪に人民が大に注意を拂つて居つた、十八世紀には自由民權主義の勝利を得た、第十九世紀には平民主義即ち立憲政治を擴張する時代であつた。併ながら此二十世紀は實業重心の時代である。我國に於ても近來商工業に重きを置くやうになつたが之を支配すると云ふ人に缺乏して居る。高等商業學校はあれど是は唯人に使はれるだけの人間を作る處で、人を使ふ人を作る處ではない。今日商業社會にあつて牛耳を執る者は天保年中の人に多く又明治と雖も初年の人が多く今日の大徑綸を畫策する仕事は出来ない、唯習慣に依つてやるだけである。故に今日唯月給を取るといふ方の人を作るのみにあらずして月給を出す人を作る必要がある。これ大學設立の趣旨である英國に於ては最も早くから商科大學が出来て居る世界に於て船を澤山持つて居つて商工業の盛んなのは英吉利である。唯此大學を設立するには二つの種類がある、英吉利の如きは重に大學の中に分科になつて居る。獨逸の如きは之に反して別に獨立して居る。兎に角亞米利加の如き獨立して居る先進國に於ては此大學を設立して居る譯である。我國に於ても此種の大學を必要とする、今日我國に於て高等商業學校などのために費しつゝある金は實に僅かなものである。明治四十年度の歳出を見ると是は東京高等商業學校であるが、經常費に於て十萬二千六百二十八圓二十二錢、即ち僅かに十萬圓内外の金を出すに止つて居る忠孝二無く文武岐ならずといふことがあるが日本今日の有様は文武岐ならずではない、所謂商業實業の方は低くして唯武の方に金を出して居る、今や世界の競争といふものは最早貿易にある經濟の大經綸をする學科が今日の如き低い程度では人に支配されるだけの力で人を支配する力は無い是非商科大學の設立を必要とする昨年一箇年の世界の進歩を見るに露西亞は戦争は日本に負けたが直ぐに高等の商科大學を設立した「ベテルスブルグ」に於て獨逸商業大學の例に倣つて設立することになつて居る獨逸の如きも幾つもあるけれども更に昨年「ミュルヘン」に新しく設立することになつて、其他瑞西の如き小國に於ても其土地々々に相應した商業大學が出来たことは我國としても大に考慮しなければならぬ。(下略)

第三章 實業教育制度

第一節 諸學校令の改正及制定

日清戦役後國運の興隆と時勢の進歩とに伴ひ曩に公布した各種の學校令は明治三十二、三三年前後に盡く一大改正の必要に迫られた。明治三十年十月六日師範學校令を廢して師範教育令を制定したるを端緒とし三十二年二月六日に中學校令を、三十三年八月に小學校令を改正し、三十二年二月實業學校令、高等女學校令、三十六年三月專門學校令を制定して教育制度の一大刷新を圖つた。是に於て明治十九年の學校令の制定に依り一先づ陣容を整へた我國の教育制度は更に一大躍進を遂げ、是に完璧の域に近づいたのである。實業學校令及專門學校令の制定は我國の教育制度史上第一期を形成せるもので、殊に實業學校令は我國實業教育制度發達史上に於て明白なる境界線となり得べきものである。

一、小學校令の改正

明治三十三年八月勅令を以て「小學校令」を改正した。明治二十三年の「改正小學校令」を實施してから既に十ヶ年の星霜を経た、其の間に於ける時勢の進歩と、實施上の經驗とは自ら改正の必要を生ぜしめたのである。全編九章七十三條より成る。小學校令の公布に伴ひ之が施行に要する諸般の事項を總括規定せる小學校令施行規則を發布した。

改正の要旨

(一)從來授業料を徵集するを本體としたのに反しこれを徵集しないのを原則とすることに改めたこと。(二)舊令に義務教育年限を三年若くは四年としたのを四年に改めたこと。(三)學科の別を簡單にして從來讀書、作文、習字と稱したものを單に國語の一科に包括せしめたこと。(四)小學校の職員に、正、准教員の外代用教員を認めたこと。(五)専修科の廢止。明治三十六年小學校令を改正して小學校の教科用圖書は文部省に於て著作權を有するものとなつた。是れ小學校教科書國定制の採用である。小學教科書に關する制度は學制以來種々の變遷を経た。最初は文部省にて版刻したものを使用せしめたこともあつたが其の後地方の自由選擇に任せ明治十二年伺出の上認可を要するものとし、二十三年の小學校令に於